

宗教団体「エホバの証人」における
宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する
実態調査報告書

2023年11月20日

エホバの証人問題支援弁護団調査チーム

目次

目次	2
第1 本調査について	9
1 調査の背景	9
2 本調査の利用に関して社会の皆様へのお願い	10
3 用語の意味	11
(1) 北海道大学大学院教授 櫻井義秀先生からの言葉	14
(2) 北海道大学助教 清水香基先生からの言葉	14
(3) 龍谷大学教授 猪瀬優理先生からの言葉	15
(4) 佛教大学総合研究所特別研究員・山口瑞穂先生からの言葉	15
(5) 京都府立大学 文学部欧米言語文化学科准教授 横道誠先生からの言葉	16
(6) 社会福祉士・精神保健福祉士 安井飛鳥先生からの言葉	16
5 本調査及び回答についての概要	17
(1) 調査設計について	17
(2) 調査概要	18
(3) 誤差 - 回答のクレンジング（精緻化）について	18
(4) 本調査の回答者の特性について	19
(5) 目視検証について	19
(6) 2世等の人数推計の1例	20
(7) 本調査の意義、及び母集団の代表性について	21
(8) 本調査の信ぴょう性について 北海道大学助教・清水香基先生のご意見	22
6 回答者の属性について	23
(1) 回答者の年齢	23
(2) 回答者の居住地	23
(3) 家族の入信状況	24
(4) エホバの証人への関与（参加）開始年齢	24
(5) 現役信者か否か	25
(6) エホバの証人の組織内での立場	26
7 調査結果の結論概要	27
(1) 本報告書の結論概要1 信者による児童虐待の量的確認がなされたこと	27
(2) 本報告書の結論概要2 教団と児童虐待の関係性	28
(3) 本報告書の結論概要3 2世等の生活に対する長期的かつ深刻な影響	31
(4) 本報告書の結論概要4 児童虐待人権侵害防止に態勢改善の余地	34
(5) 本報告書の結論概要5 エホバの証人内の児童虐待に関する重要な視点	39

(6) 本報告書の結論概要 6 当弁護団による教団への要求事項	41
(7) 本報告書の結論概要 7 当弁護団による社会へ訴え	42
第2 輸血拒否について	43
1 エホバの証人の輸血拒否の教理	43
2 「輸血拒否カード」及び「身元証明書」とは	45
3 宗教虐待 Q&A の記述	47
4 輸血拒否カードの所持についての調査結果	48
(1) 輸血拒否カードを所持していたか	48
(2) 何歳ごろから持ち始め、何歳ごろまで持っていたか	49
(3) 輸血拒否カードを持っていた理由	50
(4) 輸血拒否カードを所持していた年	51
(5) 長老などの幹部信者から確認されたことがあるか	52
(6) 長老などの幹部信者からの確認方法	53
(7) 極めて深刻に懸念される教団の姿勢 - 「S-401」	55
(8) 輸血拒否という児童虐待の実例の一例	57
(9) 過去の子どもの死亡事例について	62
(10) 宗教的理由による輸血拒否がもたらしてきた死亡者数の考察	64
(11) 子どもの輸血拒否に対する法的対応及びさらなる重要な改善点	67
5 輸血拒否についての小括	72
第3 鞭（ムチ）について	75
1 鞭（ムチ）とは	75
2 鞭による被虐経験	78
(1) 鞭による被虐経験の有無	78
(2) 鞭は何歳ごろに始まり、何歳ごろに終わるか	79
(3) 鞭が行われた年	80
(4) どのような鞭が使われたか	81
(5) 鞭による強要や脅迫と感ずる要求の有無	82
(6) より痛みの強い鞭に関する信者同士の情報交換	83
(7) なぜ鞭をするのか	84
(8) 鞭を受けた場所	85
(9) 鞭をされた理由	86
(10) 鞭による精神的不調	87
(11) 鞭に対する幹部信者の認識	88
(12) 鞭経験に関する自由記述の回答例	89
(13) 深い憂慮を引き起こす懸念点 - 「類型的な鞭」にあたらぬ過激な行為	91

3	鞭に関する教団広報について	95
(1)	「強制していない」という教団広報に対して	95
(2)	「強制していない」という教団広報に対して（回答者全員で集計）	96
(3)	「強制していない」という教団広報に対して（現役信者のみで集計）	97
(4)	教団広報に関する現役信者の認識の自由記述の回答例	98
4	鞭をした経験	100
(1)	鞭をした経験の有無	100
(2)	誰に対して鞭をしたか	101
(3)	鞭をした理由は何か	102
(4)	鞭という手段で戒めた理由に関する自由記述の回答例	103
(5)	鞭をしたことへの振り返りに関する自由記述の回答例	104
(6)	鞭をしたのは何年頃か	105
(7)	鞭をしたのは離脱者か現役信者か	106
5	鞭についての小括	107
第4	ハルマゲドンを教えること、恐怖の刷り込みを行うこと	110
1	ハルマゲドンとは	110
2	宗教虐待 Q&A の記述	111
3	ハルマゲドンについて教わった経験	112
(1)	ハルマゲドンを教えられた経験の有無	112
(2)	教えられた年齢	113
(3)	ハルマゲドンを教えた人	114
(4)	教団が児童に対しハルマゲドンの画像等を見させる等させていたか	115
(5)	ハルマゲドンを経験から教えられたか	116
(6)	ハルマゲドンを経験されることにより恐怖を感じたか	117
(7)	エホバの証人の集会は「ハルマゲドン」恐怖の伝達の場所であると言えるのか	118
(8)	ハルマゲドンの教えを受けた経験に関する自由記述の回答例	119
4	ハルマゲドンによる恐怖についての小括	121
第5	学校行事への参加制限	122
1	宗教虐待 Q&A の記述	122
2	教団が「神に禁じられている」と教える行事等	123
3	学校行事に参加できなかった経験	126
4	参加できなかった学校行事の種類	127
5	学校行事に参加できなかった理由	128
6	学校行事の参加制限の経験に関する自由記述の回答例	129
7	学校行事への参加制限についての小括	131

第 6 交友や交際の制限	132
1 宗教虐待 Q&A の記述	132
2 交友及び交際に関するエホバの証人の考え方	133
3 宗教的理由による交友・交際制限の経験の有無	135
4 交友・交際制限の開始年齢	136
5 交友制限によりできなかったこと	137
6 交友制限の対象	138
7 交際の制限の有無	139
8 交際制限の具体的な態様	140
9 交友・交際制限相手の称呼	141
10 交友・交際の制限理由	142
11 交友・交際制限に関する自由記述の回答例	143
12 宗教的理由による交友・交際制限についての小括	145
第 7 他者の中で宗教等を信仰していることを宣言することを強制する行為（いわゆる証言）	146
1 いわゆる「証言」に対するエホバの証人の考え方	146
2 宗教虐待 Q&A の記述	147
3 証言の経験の有無	148
4 証言をした年齢	149
5 証言した目的	150
6 教団関係者からの指示・推奨の有無	151
7 自分がエホバの証人に関与していることを知られなくなかったか	152
8 証言の理由	153
9 証言の経験に関する自由記述の回答例	154
10 証言の強要等についての小括	156
第 8 娯楽等の制限	157
1 エホバの証人における娯楽等についての制限	157
2 宗教虐待 Q&A の記述	158
3 娯楽の制限の有無	159
4 娯楽制限を受けた年齢	160
5 制限対象の娯楽	161
6 制限対象の娯楽のタイトル	162
7 娯楽の制限をされた理由	163
8 娯楽の制限の経験に関する自由記述の回答例	164

9	娯楽等の制限についての小括	165
第9	宗教の布教活動の強制	166
1	エホバの証人の布教活動について	166
2	宗教虐待 Q&A の記述	169
3	伝道に参加することを求められたか	170
4	「伝道に行かなければハルマゲドンで滅ぼされる」という趣旨のことを言われたことがあるか	171
5	「伝道に行かなければ鞭をする」と言われたことがあるか	172
6	伝道したくないのに伝道に参加させられたと感じたことがあるか	173
7	伝道に参加するよう働きかけたのは誰か	174
8	布教活動の強制の経験に関する自由記述の回答例	175
9	布教活動の強制についての小括	177
第10	大学など高等教育に否定的な教えについて	179
1	宗教虐待 Q&A の記述	179
2	教団の高等教育についての教理運用の変遷	180
3	大学などの高等教育への否定的な指導の有無	184
4	大学等の高等教育についての教団の教えはどのようなものだったか	185
5	高等教育否定に関する指導方法	186
6	希望通りの進学ができたか	187
7	進学を理由とする本人・親族に対する教団内での不利益取扱い	188
8	高等教育の否定的指導に関する自由記述の回答	189
9	保護者の同意が必要な書類記入拒否等による進学等の制限	191
10	高等教育否定の経験に関する自由記述の回答例	192
11	高等教育に否定的な教えについての小括	193
第11	いわゆる「忌避」及び児童期のバプテスマについて	195
1	いわゆる忌避とは	195
2	宗教虐待 Q&A の記述	198
3	エホバの証人の忌避に関する先行研究とその示唆	199
	(1) 先行研究の整理	199
	(2) 先行研究から当弁護団が得た示唆	200
	参考文献	200
4	忌避の原因となるバプテスマについて	202
	(1) バプテスマと忌避の関係	202
	(2) 回答者におけるバプテスマの有無	206

(3)	バプテスマを受けた年齢	207
(4)	バプテスマを受けた理由	208
(5)	バプテスマ前の「忌避の教理の存在」に対する認識	209
(6)	忌避の具体的影響を理解できる年齢だったか	210
(7)	忌避の影響を理解できていたらバプテスマを受けたか	211
(8)	回答者のバプテスマへの振り返り	212
(9)	バプテスマや忌避というシステムに対する要望	213
(10)	児童期におけるバプテスマについての小括	214
5	忌避経験について	216
(1)	忌避経験の有無	216
(2)	忌避された年齢	217
(3)	忌避された年	218
(4)	忌避は現在も続いているのか	219
(5)	忌避でどのような扱いを受けたか	220
(6)	教団による家族や他の信者への忌避の働きかけについて	221
(7)	忌避の経験に関する自由記述の回答例	222
(8)	忌避経験に関する報告についての小括	224
6	離脱及びその困難性について	225
(1)	離脱の有無	225
(2)	離脱の年齢	226
(3)	離脱しようとして自分で決められる年齢	227
(4)	離脱が困難だったか否か	228
(5)	離脱が困難な理由	229
(6)	離脱までに要する時間	230
(7)	離脱方法	231
(8)	フェードアウトを選択する理由	232
(9)	エホバの証人からの離脱についての小括	233
第 12	2 世等のメンタルヘルスについて	234
1	エホバの証人の心理的ストレス	234
2	メンタルヘルスに関する疾患で診断を受けたことがあるか	235
3	離脱年齢別にみた精神的不調	236
4	メンタル面の不調の経験に関する自由記述の回答例	237
5	エホバの証人の活動とメンタルヘルスの関係についての小括	239
第 13	2 世等へのサポートの必要性について	240
1	期待される支援策	240

2	期待される支援策についての回答者の提言の例	241
3	エホバの証人2世の児童の実例について	243
4	2世等へのサポートの必要性についての小括	245
第14	エホバの証人の信仰生活と仕事・社会保障制度への負荷	246
1	エホバの証人の終末思想と生活	246
2	時間献金型の宗教と言えるのか	247
3	生活に必要な収入は得られるのか	248
4	エホバの証人の直面し得る経済的な問題	249
5	エホバの証人と年金・健康保険・社会保険の支払い状況	250
6	エホバの証人の信仰生活と仕事・社会保障等との関係についての小括	251
第15	教団・信者の法令遵守について深刻な懸念	252
1	教団の「お知らせ」	252
2	当弁護団の調査実施事項	252
3	聴き取り調査結果	253
4	教団の法令遵守に対する姿勢についての小括	255
第16	当弁護団からのメッセージ	256
	あとがき・謝辞	264
	奥付	266

第1 本調査について

1 調査の背景

2022年12月27日に厚生労働省は「宗教等の信仰に関する事案についても児童虐待に該当する行為がある」旨を明確化し、具体例を挙げたガイドライン（令和4年12月27日付子発1227第1号厚生労働省子ども家庭局長通知、以下「宗教虐待 Q&A」といいます。）を公表しました。

当該 Q&A の公表を皮切りに多数のエホバの証人元信者や現役の信者（多くはエホバの証人2世等）たちが、過去に受けた過酷な虐待、及び、現在も続く深刻な生活上の支障について声を上げ始めました。そして、このようなエホバの証人2世等の悲痛かつ切実な叫びについて、当弁護団のもとには、マスメディアの皆様や複数の議員の方々、そしてエホバの証人とは関わりのない多くの一般の方からも強い驚きの声と、当事者の指摘する教団内部で子どもたちに対してなされた虐待がこれまで社会に知られていなかったもの・社会の注目を全く受けていなかったものであるとの意見が多数寄せられています。

もともと、一定程度の報道がなされ、社会の注目が集まったとはいえ、こうした当事者らの声を、現存する問題への具体的対策につなげる上では、①エホバの証人の家庭や教団組織内において児童虐待や人権侵害等が起こってきた/いるのか否か、②起こっているとすればどの程度のものであるのかについて、量的にも質的にも社会的な把握が十分とは言えないと考えられます。

このような状況を受け、当弁護団では、エホバの証人に関する各種問題についての実態調査を行いました。特に、宗教虐待 Q&A にて児童虐待に該当するものとして想定される事例、すなわち①輸血拒否、②苛烈な鞭という身体的虐待、③証言と言われる信仰の告白や伝道の強制、④忌避などの児童虐待の疑い等に関して、同 Q&A に即する形で網羅的な実態調査を実施しました。

なお、当然のことながら、本調査報告書の公表する内容は、「本件調査に対して寄せられた回答」を前提とするまとめであり、「～%が～と回答」というような表現については、調査回答数に対するパーセンテージを表記するものであることを付言いたします。また、自由記載欄については、弁護団に寄せられた回答について、誤字脱字の修正も含め一切の手を加えず、機械的に転記したものです。

2 本調査の利用に関して社会の皆様へのお願い

昨今 SNS 上での印象操作等により情報が拡大解釈されるなどして、何らかの社会問題についての指摘が、差別的発言やヘイトにつながるなどの事象が起っています。

本調査は、宗教虐待 Q&A 及びこれに関わる児童虐待防止法等の基本的人権に関する法律等に基づいて行ったものですが、当弁護団は本調査に記載された情報が、個々のエホバの証人信者への攻撃的言動や差別的行動のために誤った利用をされる事態を決して望んでおらず、社会の皆様が本報告書を利用する場合、特に以下の2点について、報道内容やご自身の言動等に十分ご留意くださることを強く希望いたします。

①エホバの証人信者の信教の自由を害しないこと

本報告書では、エホバの証人の内部での児童虐待行為や人権侵害を疑わせる事実を指摘していますが、かかる事実を指摘することで、個々のエホバの証人信者が有する信教の自由を害するという意図は当弁護団にはありませんし、社会内においてそうした行動がないことを望みます。

②エホバの証人信者に対する偏見や差別的態度を助長する意図を有するものではないこと

当弁護団は、個々のエホバの証人の信者について、エホバの証人の信仰を持つことを理由に、一般社会において偏見や差別に晒されるべきではないと考えております。エホバの証人の信者への差別的発言、態度、処遇などの社会的地位の不利益な取り扱い、その他一切のヘイトやその類似行為がなされることを望んでおらず、そのような意図で本書を作成したものではないことを明言します。社会の皆様が同じ思いでいて下さることを望みます。

3 用語の意味

本報告書においては、本報告書の理解にあたり不可欠となる主な用語につき、以下のとおり定義します(50音順)。また、その他の用語については、適宜、本報告書の文中において触れております。

用語	意味
エホバの証人	「宗教団体としてのエホバの証人」と「その個々の信者」の両方を意味し得るところ、本報告書では「宗教団体としてのエホバの証人」を指すものとする。
会衆	エホバの証人の宗教活動における信者らの最も基本的かつ緊密な単位で、居住地域ごとに設定され、数十人から100人程度の信者らで構成する集合体
忌避	エホバの証人及び信者らが、排斥処分又は断絶手続という2種類の正式破門処分を経てエホバの証人から離脱した人を「避ける」ことを指すものとする。なお、「避ける」とは、会話もせず挨拶もしないという文字通り徹底的に避けることを指す。家族である元信者に対してもほぼ同様のケースが多々見られ、教団は元信者家族に対しても同様の対応を強く推奨しており、エホバの証人からの離脱は信者家族との完全な関係喪失を意味する場合がある。
教団	エホバの証人の世界本部（米国を拠点とする）と同日本支部の両方を意味し得るところ、本調査は日本国内のみで行われたものであるため「エホバの証人の日本支部」を指すものとする。
教団世界本部	「教団」における同様の理由から、米国に拠点を置くエホバの証人の世界本部を指すものとする。 なお、同本部における最も権威ある最高指導者は「統治体」と呼ばれる、数名から10数名の合議体である。
教理	教団及び教団世界本部からの公式な宗教教義及び当該宗教教義に関連する教え
集会	<ul style="list-style-type: none"> エホバの証人の宗教活動のうち最も基本的で最重要視されるもの。 「王国会館」とよばれる宗教施設に会衆単位で集まりあい、教理を教えられるという活動。よほどの例外がない限り週に2回（週中の夜に2時間弱・土曜の夜か日曜の日中に2時間弱）行われる。 集会においては「口頭の講話」や「実演」と呼ばれる寸劇調のデモンストレーション・選ばれた信者らが演壇で述べる「経験」の発表等により教理についての具体的教えや教団の指示が伝えられる。 また、集会前後の時間に他の信者との交流をしたり長老からの個別の指導を受けることがあるなどエホバの証人内部の情報伝達の根幹をなす。同時に、「文字化されない口頭の講話・実演・経験談」等により教理の教えが強力に波及するため、客観的にみれば、一定の教えの実践等につき「教団側からの教えや指示があった」と明確に認定することを難しくさせる教育方法として成立・定式化されているという側面もある。 この集会に参加するか否かは「エホバの証人としての活動をしているか否か」の最重要の指標として扱われる。

宗教虐待 Q&A	令和4年12月27日付子発1227第1号厚生労働省子ども家庭局長通知・別紙「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」
信者	エホバの証人の各信者個人のこと。
審理委員会	<p>排斥事由になりうる「重大な罪」の証拠があると判断される場合に、対象となる信者を排斥するか否かを決定するための臨時の組織体であり、会衆内に組織される。</p> <p>審理委員会は、当該対象者が所属する会衆の長老3名で構成されるが、所属する会衆の長老が3名そろわない場合は、近隣の会衆から1名又は2名の長老や巡回監督（20程度の会衆を定期的に訪問し、会衆の長老や信者を指導監督（エホバの証人は、「励ます」「支援する」といった表現を用いる。）する役割をもち、大会を主催する立場にもある。）を招へいすることで構成される。</p> <p>審理委員会では、対象者を弁護する者の参加は許されず、対象者を審理委員会にかけるのは会衆の長老であるところ訴追側と審理側（審理委員会での判断権者）の人物が同一人であるなど、手続保障の観点から大いに問題のある組織体といえる。審理委員会における審理方法自体が、虐待の温床になっているという意見もある。</p>
大会	<ul style="list-style-type: none"> ・集会よりもより大規模な信者の集まりであり、原則として年に3回（そのうち2回は1000～2000人程度、1回は1万弱から数万人規模の信者が集まる）。 ・集会と同様、「口頭の講話」・「実演」・「経験」の発表等により教理についての具体的教えや教団の指示が伝えられる。さらに、集会に比して相当に大規模であり、かつ、より権威ある集まりとみなされるため、エホバの証人内部の情報伝達の根幹をなす。同時に、「文字化されない口頭の講話・実演・経験談」等により教理の教えが強力に波及するため、客観的にみれば、一定の教えの実践等につき「教団側からの教えや指示があった」と明確に認定することを難しくさせる教育方法として成立・定式化されているという側面があるという点も、集会と同様である。
断絶	<ul style="list-style-type: none"> ・信者自身がエホバの証人ではなくなることを希望しその旨を教団側に書面等で意思表示して自ら同宗教を離脱すること。 ・エホバの証人内では、バプテスマを受けたのちに同宗教を離脱するための正式な手段はこの「断絶」と「排斥」の2つの方法しか制度化されていない。 ・後述の「排斥」は教団側から受ける「処分」であるところ、「断絶」は信者自身がとる「手続」であるのが原則である。 ・排斥処分同様、断絶を経るとその後の「忌避」の対象となる。
長老	<p>会衆内で任命される男性信者で、①会衆において教理を教える立場にあること、②教団から長老だけに宛てられる内部指示が存在すること、③合議体を形成したうえで信者を破門処分にする決定をする権限を与えられていること等の様々な理由から、一般信者に比して「幹部信者」と位置付けるのが合理的であると判断される者。</p> <p>（本報告書においても「幹部信者」として扱う）。</p>
長老の教科書	<ul style="list-style-type: none"> ・正式名称は『神の羊の群れを世話してください』という書籍。 ・長老だけに与えられる情報が載せられたもの。エホバの証人以外の者はおろか、一般信者もアクセスできない情報が記載されており、同書籍自体の冒頭部分に「内密の情報が書かれている」旨や「エホバの証

	<p>人組織の指示を個々の信者に正確に伝えることが目的である」旨が明記されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがってこの本は、①長老を含む信者たちの行動が教団の指示によるものであるかどうかという点、及び、②教団が指示を伝達又は伝播させる手段がどのようなものかを客観的に理解する上で重要な手掛かりとなるものである。 ・本報告書においては『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください』と表記する。
<p>伝道</p> <p>(奉仕)</p> <p>(野外奉仕)</p> <p>(野外宣教)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信者が文字通り一軒一軒の家や事務所、建物の部屋を直接に訪問する方法による布教活動のこと。近年においては、エホバの証人の出版物を並べた大型のカートを人通りの多いところに設置しそれを展示するとともに、カートの横で出版物を手で掲げてアピールする方式もとられている。 ・「集会」と同様、エホバの証人の宗教活動におけるもっとも基本的かつ重要な活動の1つ。エホバの証人内では、この伝道を野外奉仕・奉仕・野外宣教など幾つかの別の表現を使って表すことが多い。伝道参加は「活発な信者」としてカウントされるか否かの指標となっており、連続6か月伝道に参加しない信者は「不活発」と呼ばれ、教団内でほかの信者と異なる扱いを受ける。
2世等	<p>信者家庭の2世、3世、4世など、親や祖父母等の保護者が信者であり、児童の頃からエホバの証人として育てられたと自覚する人</p>
排斥	<ul style="list-style-type: none"> ・バプテスマを受けたエホバの証人信者が、教団が決める「重大な罪」を犯した場合であって、その罪を悔い改めていないと審理委員会が判断した場合に、強制的に教団から追放する処分を指す（「断絶」で上述のとおり「断絶」は信者自身がとる「手続」であり「排斥」は教団からの「処分」であるのが原則。） ・断絶同様、排斥を経るとその後の「忌避」の対象となる。 ・なお教団が示す「重大な罪」には、以下のようなものが挙げられる。 「性的不道徳（同性間異性間を問わず結婚関係外の者同士の性的行為、ポルノを習慣的に見ること、電話やインターネットで不道徳な会話をすること他）、偶像崇拜（墓参りや、葬式・法事等での供養なども「偶像崇拜」にあたる）、背教にあたりとされる行為（教理に反する考えを故意に広めること）、仲間信者への中傷、エホバの証人内で分裂・分派を引き起こすこと、教団や教団幹部へのあからさまな反抗、排斥された人や断絶した人と不必要に交流すること、たばこの使用、ギャンブル、アルコールの濫用、その他多岐にわたる教団の禁止事項。
バプテスマ	<p>全身を水に浸す形でおこなわれるエホバの証人の洗礼方式。 バプテスマを受けることで正式なエホバの証人の信者となる。</p>
目ざめよ	<p>ものみの塔同様、エホバの証人の機関紙である『目ざめよ！』誌のこと。長い期間「ものみの塔」とセットで伝道において配布されてきており、同宗教の教理の解説や信者等への教理実践の勧め等が掲載される。</p>
ものみの塔	<p>エホバの証人の教えにとっての最重要機関雑誌である『ものみの塔』誌のこと。1879年7月創刊。同宗教の教理の解説や変更も主にこの雑誌により一般信者に周知され、毎週の集会においてこの雑誌の勉強会が行われている。</p>

4 調査にご協力いただいた専門家からの言葉

(1) 北海道大学大学院教授 櫻井義秀先生からの言葉

安倍晋三元首相の銃撃事件をきっかけとして、統一教会信者の過度の献金による困窮、2世信者の養子問題や合同結婚式参加要請の問題が、従来の霊感商法や7000人を超す渡韓日本人女性信者の問題に加えて明らかになりました。同時に、政治と宗教の関係もクローズアップされていますが、一つとして簡単に解決や改善が望める問題ではありません。何が問題なのか、当事者は何を望んでいるのか、そして周囲の人間ができることは何かをしっかりと調べ、検討した上での議論が必要です。

エホバの証人問題支援弁護団によるエホバの証人2世信者の調査によって、エホバの証人が日本で布教し、多くの信仰家庭を形成する過程で生まれた数々の問題を明らかにすることが期待されます。子どもたちは信仰を選ぶことも家族を選ぶこともできません。ですから、そこに児童虐待や過度の価値観・生き方の強制がある場合、周囲の大人たち(行政や学校、近隣住民を含む)が介入して、自分たち世代がよかれと思ってやっていることでも子どもたちはそう思わないし、客観的に見ても子どもたちの幸せにならないこともありますよと声がけしていくことが必要です。そのための第一歩となる調査です。

櫻井義秀(北海道大学大学院教授・宗教社会学者)

(2) 北海道大学助教 清水香基先生からの言葉

宗教団体の活動実態が外から見えづらいと、ハラスメントや虐待等の問題が長期にわたって放置・秘匿されてしまうケースがあります。この調査にご協力いただいた方々の中には、鞭や望まない証言の強制があったことを訴え、教団の組織的関与を指摘するとともに、謝罪を要求される方々が多数おられました。教団には公正で真摯な対応と、今後の予防策が望まれますし、行政や近隣・学校を始めとする地域社会には、虐待の早期発見や、虐待の疑いがあった場合に、周囲からうまく働きかけていくための仕組みづくりが期待されます。

これはエホバの証人に限った話ではなく、家庭での信仰継承と「子どもの自由に信仰を選ぶ権利」の間の葛藤は、あらゆる宗教において起こりうる問題で、宗教虐待につながり得る潜在的な課題です。こうした問題が難しいのは、悪意のない所でも虐待は起こり得るもので、そうした場合、当人たち自身ではそれが虐待であるということに気づけないことも往々にしてある、ということです。たとえ虐待の現場が個別家庭であったとしても、それが信仰を理由に行われているならば、宗教指導者には道義的な責任があります。他人事だと思わず、すべての良識ある宗教指導者、信者にとって、何ができるかを考えてもらうきっかけになる事を願います。

清水香基(北海道大学助教・宗教社会学者)

(3) 龍谷大学教授 猪瀬優理先生からの言葉

エホバの証人の親のもとで育つ子どもたちが引き受けている困難は鞭による体罰だけではないことが、多くの当事者の声として形となって示されている。

部活動の体罰問題など、エホバの証人組織外においても「子どもに対するしつけ」という文脈における体罰容認の価値観は根強い日本であるが、調査協力者の回答からは、組織として教理の裏付けを持ちながら推奨されている取り組みであったことがうかがわれ、この点において特異性を持っている。

問題のある組織の一つの特徴として、成員に対して数多くの要求や教理や組織の意向と高度に一致した言動を要求する性質があることが指摘される。この点で、本調査の回答結果からは、エホバの証人組織も成員に対して非常に高い統制が行われている組織であり、「忌避」の問題などのように、離脱を困難にさせる要素が教理的にも組織運営上の論理としても、家族関係に入り込む形で形成されていることが確認された。

日本における子どもの権利擁護の体制は、国連から繰り返し勧告を受けていることからみても、一般的に非常に不十分である。子どものケアの責任主体を家族のみに設定し、本的には家族は外的援助なしに子育てをするものと位置付けられている社会では、子どもに対する適切なケアを妨げている要因としては親（特に母親）の性格特性とされ、その親が暮らす社会的環境の問題性には目が向かない。

本調査の結果からは、このような体制下では、問題のある集団・組織の支配下に家族が置かれた場合には、子どもが救済される可能性が極めて低いことが示唆されている。長年放置されてきたこうした課題に取り組む必要性が明らかになったのではないか。

龍谷大学教授 猪瀬優理

(4) 佛教大学総合研究所特別研究員・山口瑞穂先生からの言葉

エホバの証人が日本宣教を開始したのは、戦前に遡る 1926 年のことです。現在に続く日本支部の活動は、戦後、ほぼゼロに近い状態から新たに再開されたものですが、1998 年に信者数が約 22 万人のピークを迎えるまでの間、右肩上がりの伸張を遂げました。日本人信者の献身的な活動は、世界全体のエホバの証人の中でもよく知られており、目立った存在でした。しかし、1990 年代後半以降は教勢が停滞し、この停滞には、離脱者の増加という現象も目立ちます。

教団成長や離脱者の増加という現象の背後で何があったのか。本アンケートはその一端を知る手掛かりとなるものです。また同時に、アンケートに多数の回答が寄せられたこと、2 世の当事者が、自ら弁護団として本アンケートを実施するに至ったこと自体、教団や社会から見落とされてきた当事者がいたことの現れでもあり、日本のエホバの証人の教団史という観点からも無視できないものだと考えられます。

山口瑞穂・宗教社会学者

(5) 京都府立大学 文学部欧米言語文化学科准教授 横道誠先生からの言葉

教団が続けてきたことは、「Q&A」にはもちろん、日本国憲法第20条第1項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」、および児童の権利条約第14条第1項「締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する」にも違反している。

現在の法制度では教団組織の行為を違法とできないため、フランスの反カルト法（セクト規制法）を参照した議論が活発化することが望ましい。フランス法では個人が組織のために犯罪を犯した場合、個人と組織の両方を処罰することができる。

精神疾患の診断を受けた人が回答者の約29%にのぼった。欧米では「宗教被害」の問題が精神医療・臨床心理学の立場から論じられるようになっており、宗教被害者は「宗教的トラウマ症候群」や「宗教的児童マルトリートメント」の当事者として説明される。前者は「複雑性PTSD」が、後者は「逆境的小児期体験」が宗教団体および信仰を持つ親を介して発生したものと言え、早急な公的支援が必要だ。

横道誠

京都府立大学文学部欧米言語文化学科 准教授

自助グループ「宗教2世の会」主宰者

(6) 社会福祉士・精神保健福祉士 安井飛鳥先生からの言葉

私は児童福祉専門職の立場から宗教虐待と呼ばれる案件を対応したり、宗教虐待を経験した当事者のケアに携わっています。

深刻な宗教虐待防止のためには早期発見や予防的な関わりが必要不可欠です。ですが、現に苦しんでいる当事者の子ども達が自らその声をあげることは容易ではありません。大人たちが苦しい思いをしている子ども達が声をあげやすくしていくこと、あげられた声が丁寧に受け止め反映されるようなアドボケイト体制を充実させていく必要があります。

また、深刻な宗教虐待により受けたダメージ、悪影響がケアされるまでにはそれを受けてきたのと同様以上の期間が必要とされています。ですが、こうした当事者達が長い年月をかけてケアされていくためのサポートは圧倒的に不足しています。これは児童相談所の対応や裁判手続だけですべてを解決することはできず、官民連携した形で社会全体での宗教虐待という問題への理解を深める中で、長年問題が隠され続けてきた社会構造を変え、当事者が生きやすい社会に変えていく必要があります。

社会全体が当事者の声を聴き当事者と共に問題に取り組んでいきましょう。

安井 飛鳥（社会福祉士・精神保健福祉士）

5 本調査及び回答についての概要

(1) 調査設計について

- i 当弁護団は、「宗教虐待 Q&A」に該当する児童虐待事例の有無、そしてそれらがある場合はその実態を量的・質的に把握するため 宗教虐待 Q&A に記載された想定事例を前提に、2 世等が回答しやすいように適宜選択肢を設定するなどして、調査票を作成した。その際にはエホバの証人の用語・概念に精通する同じ 2 世としての経験を持つ弁護士らが中心となった。
- ii その上で、学識経験者の専門家らの助言を得て必要な修正をした。
- iii 調査によって確認を試みた主な点は以下の通り。
- ① エホバの証人において宗教虐待 Q&A に該当する事例が存在するか／存在したか
 - ② 存在する/したすれば、時間的・地理的実態並びに虐待の具体的程度及び態様はどのようなものであったか
 - ③ 存在する/したとすればどのようなメカニズムで児童虐待が発生している/したか
 - ④ 児童虐待の被害者である 2 世等が抱える/そして成人後も長期間抱え続ける精神的及び経済的問題があるか、あるとすれば具体的にどのようなものか

※なお、宗教虐待 Q&A 中には「性的虐待」も含まれるが、性的虐待については、極めて繊細な問題で中長期的なカウンセリングの体制等を整えなければ調査ができないと判断したことから当弁護団では調査を見送った。

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q&A

【児童虐待の定義、児童虐待事例について】
(①基本的な考え方)

問 1-1 児童虐待に当たるか否かという点において、宗教関係であることをもって、その他の事案と取扱いが異なることとなる部分はあるのか。

(答)
狩猟に宗教等(霊感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をおおるものを含む。)の信仰があったとしても、保護者が児童虐待防止法第 2 条各号に規定する児童虐待の定義に該当するものを行った場合には、他の理由による虐待事案と同様、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要がある。
児童相談所や市町村においては、児童の権利条約第 14 条において、児童の思想、良心及び信教の自由について児童の権利を尊重すべきことが定められていることや、児童の場合には必ずしも自由意思の下で宗教等を信仰しているとは限らないこと等も踏まえ、宗教等の信仰に関する事案についても、児童虐待に該当する行為が疑われる場合には迅速に対応することが求められる。
なお、以下問 2-1 から問 5-2 までにおいて、宗教の信仰等を背景として生じる可能性のある児童虐待事案を例示している。児童虐待防止法第 2 条各号に定める児童虐待への該当性を判断する当たっては、これらの例示を機械的に当てはめるのではなく、児童の状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断する必要がある。また、その際には児童の側に立って判断すべきである。

問 1-2 宗教団体の構成員、信者等の関係者等の第三者から指示されたり、唆されたりするなどして、保護者が児童虐待に該当する行為を行った場合はどのように対応すべきか。

(答)
児童虐待行為は、暴行罪、傷害罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪、保護責任者遺棄罪等に当たり得るものであり、また、これらの犯罪を指示したり、唆したりする行為については、これらの罪の共同正犯(刑法 60 条)、教唆犯(61 条)、幫助犯(62 条)が成立し得る。このため、こうした事例への対応に際しては警察と迅速に情報共有を図るなどして適切な連携を図ることが必要である。
児童相談所においては、児童の最善の利益を考慮し、児童虐待行為について告発が必要な場合には、躊躇なく警察に告発を相談すべきである。

(2) 調査概要

- ・調査への回答を求めた期間

2023年5月2日～6月30日（2023年7月1日までに集まった回答を集計）

- ・回答数

583件（うち2件はデータを開示できず、実質581件）

- ・調査方式

- 応募法によるインターネット調査を行った。
- 弁護団のウェブサイト及び SNS（X、旧 Twitter）も使用して呼びかけを行い、さらにご協力いただける発信力の強い宗教2世当事者・同問題に取り組む専門家・宗教2世問題に取り組む各種グループに調査実施の事実の周知を協力してもらうなどして告知を拡大した。

- ・聞き取り調査

重要と思われる事例について直接の聞き取り調査を行った。聞き取りは、2023年7月1日までの回答応募の後に約3か月の期間実施した。

当該聞き取りは、当事者の事前許可のもとで録音録画を原則とするとともに、長期間にわたり、複数回の直接の面談での聞き取りに応じてくれた当事者もいた。

- ・調査の限界

- 集まった回答は、エホバの証人教団を離脱した者の回答が大半であった。そのため、本調査はエホバの証人の2世等の全体を代表するものではなく、2世等の離脱者を代表するものと理解できる。
- また、本調査結果は、「実際に寄せられた回答」を前提・枠としたうえでその中における数値（パーセンテージ）の呈示や合理的に導き出される結論を適示するものであることを再度、付言する。

(3) 誤差 - 回答のクレンジング（精緻化）について

① 誤操作等による誤った回答

本調査は質問項目が194項目あった。そのため回答時間をどんな短縮したとしても30分以上かかり、中には「5時間かけた」とする回答者も複数いるなど、回答者の負荷は大きなものだった（3～4時間かかったという人が多かった）。

このような回答者の負荷から、回答者が全ての質問項目に完全に回答できたかと言えばそうとは言えないと思われる。実際にサティスファイサー質問での誤回答が約2.6%あったことから同程度の誤回答はあり得ると思われるし、その程度にとどまるとも予想する。

② クレンジング(精緻化)

データだけでは、サティスファイサー検出質問以外の質問について誤答を検出できない。そのため、元エホバの証人経験者であるデータ検証者による目視検証をした（教理や教団内で使用される用語、教団内の活動実態に照らして明らかに不合理・矛盾をきたすものの確認作業等）。

目視検証の結果、明らかな誤答を含むと思われるものはその回答を除去した。除去件数は3件²であった。

(4) 本調査の回答者の特性について

研究によれば、ネット上のアンケートで回答に時間がかかるものは脱落者が増えるとされる³。

そのため、アンケートは簡易なものが一般的であるが、簡易なものになればサティスファイサー（きちんと本文を読まずに回答する回答者）が一定数いることがわかっており、サティスファイサーを識別して除去するという対策も知られている⁴。

本調査でもサティスファイサー質問項目を設け、この質問項目に間違った回答を識別したところ、15件が発見された（約2.6%に相当）。15件の回答をすべて読み込み、自由記述に記載量がほぼないものはサティスファイサー回答と認定し、除去した。除去した回答は1件であった。

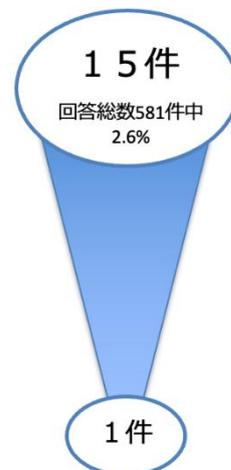
(5) 目視検証について

目視検証では、以下のフローを取った。

- ①合理性・矛盾の有無等の観点から一見明白に疑わしい回答を抽出する
- ②回答を全て読み、誠実な回答かを確認する
- ③不誠実回答（客観的に信憑性がなくデータとして集計すべきでないもの）は除去する

上記フローの例を以下に示す。例えば、離脱年齢がバプテスマ年齢より若いデータは

サティスファイサー質問
項目に間違った回答



実際に除去した回答
除去の基準

- ①サティスファイサー検出質問に間違い
- ②自由記述に記載量がほぼない
上記2要件を満たすレコードは
1件でした。

¹ 例えば、忌避が「3歳から始まった」という回答などが見られた。

² 回答全体を削除したものが2件、該当項目のみを削除したものが1件。

³ Galesic, Mirta Bosnjak, *Michael Public Opinion Quarterly*, 73(2), pp. 349-360. Effects of questionnaire length on participation and indicators of response quality in a web survey.

⁴ 大森翔子 NIRA 総合研究開発機構研究コーディネーター・研究員
インターネット調査における省力回答者に関する一考察

一見すると矛盾する（通常、バプテスマを受けてから離脱するため）。そのような条件を満たす回答を抽出し、回答全てを読んで不誠実な回答か否かを検証する。回答を全て読み込むとバプテスマ前に一度離教し、その後戻ってバプテスマを受けた回答であることが分かる。そうするとこれは誠実な回答であることを確認できる。このような回答は除去していない。

中には、「鞭（ムチ）はなかった」と「教団はハルマゲドンを教えていない」とする回答が見られた。また、当弁護団をからかうようなコメントがなされたものもあった。本調査では、このようなコメントを含む回答も除去することなく集計対象とした。

(6) 2世等の人数推計の1例

すでにマスコミ等で報道されている通り、エホバの証人の2世等の被虐体験が個別には確認されている。これらの報道について「個々の家庭の問題である」と矮小化する意見もある一方、エホバの証人社会内全体の問題であるとする意見もある。

そこで、2世等がどの程度の数存在するのかを定量的に把握することは、集まった回答の十分性を判断することに必要なことから、本調査では質的・量的な調査をすると共に、そもそも2世等に該当する者がどの程度いるのかの一定の推計を試みた⁵。

使用したデータ

- ・厚生労働省「人口動態調査 人口動態統計」⁶
- ・教団が公表している平均伝道者数⁷

限られたデータで推計するため、以下の仮定を置いて推計した。

- ① 信者の性別分布は日本全国と全く同じである
- ② 信者の年齢分布は日本全国と全く同じである
- ③ 信者の出生数は日本全国と全く同じである

計算式・計算例・これによる結果

その年に出生した2世等＝平均伝道者数×出生率（人口千対）／1000

上記計算式を利用して2021年の出生数を計算すると、以下の様になる。

2021年は伝道者数（エホバの証人信者数）が213,828人（教団公表データより）、出生

⁵ 2世等の正確な人数を確定することはどのような立場の者にも物理的に不可能であるが、一定の合理的指標に基づき仮定の推計を出し、本件調査の回答者の母数が有する意味を判断するのは有意であると考えたものである。

⁶ <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411595>

⁷ 出典 教団資料「エホバの証人の年鑑」 伝道者数のデータの調査に当たっては、EXJW様（Twitterアカウント名）の協力を得ました。

率は 6.6 (人口千対、厚生労働量「人口動態調査」より) であるため、2021 年に出生した可能性がある 2 世等の数 = $213,828 * 6.6 / 1,000 = 1,411$ 人

結論

- ①1969 年～2021 年のデータを用いて計算をした所、73,016 人と算定された⁸。
(つまり、本報告書の発表時点で、2 歳～54 歳の年齢の 2 世等が 73,016 人)
- ②2023 年時点で 2 歳以上 18 歳未満の児童は 27,337 人いると算定された。
(つまり、2006 年～2021 年生まれの 2 世等が 27,337 人)

推計の限界

繰り返しになるが、本推計は仮定により行っているため正確性に限界がある。例えば、エホバの証人は終末思想により、子どもを作りたがらない傾向があると考えられ、実際のエホバの証人の児童数はもっと少ないだろうという見方もできる。反対に、誕生時には親が入信していなかったが成長段階で入信したという 2 世もあり、それらの者を含めればもっと多くなるという見方もできる。そのような見方を反映した算定による推計は、入手できるデータに限界がある以上、不可能であると判断した。

(7) 本調査の意義、及び母集団の代表性について

本調査において、報酬等は一切ない中で 194 項目という大量の質問に 581 人もの人が回答した。これら 194 の質問はエホバの証人社会内で用いられる特殊な用語で書かれているものが非常に多く含まれることから、2 世等のエホバの証人関係者でなければそもそも合理的で一貫した回答ができないことに加え、多数の自由記述欄への記載に相当の時間がかかるにも関わらず、回答者らは回答完了しており、この点をもってしても回答者及び内容の質が担保できると考える。すなわち本件調査結果は、質的に信頼できる調査であると考える。

また、前述の目視検証の結果、いわゆるサティスファイサーが極めて少なく、矛盾する内容の回答もほぼ見られなかったことからして、581 人の回答者のうちほとんどが誠実な回答者であると判断した。つまり、回答者が記載した、虐待に係るそれだけの体験が実際にあったことを量的に示すものであり、重要な意義がある。

なお、そもそも、本調査はエホバの証人の 2 世等の被虐待体験を量的・質的に調査するために行ったものであり、2 世等の「全体」を母集団とし統計的に推定しようとするものではない。当然のことながら、本調査では SNS 等での呼びかけを行ったことから、統計的に厳密なランダムサンプリングはできない。そのため、本調査の回答 (標本) が 2 世等全体の母集団 (全体) を代表するとは言い難い。

すなわち、2 世等の中には離脱せずに信者として信仰をもち続けている者もおり、本調

⁸ 人口動態調査が本報告書作成時点で 2021 年までとなっているため、2022 年の推計はできなかった。

査はこれらの教理への強い信仰と教団への強い信頼を持つ現役信者を説明できるものではないことには一定の留意が必要である。

ただし、そのことが本調査の重要性を左右するものではないことを付言する。

(8) 本調査の信ぴょう性について 北海道大学助教・清水香基先生のご意見

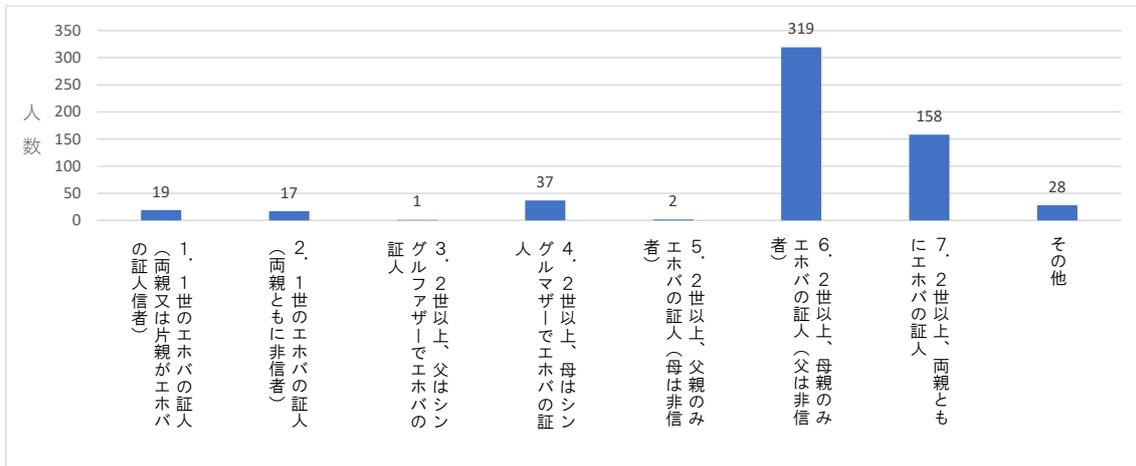
本調査は、X (旧 Twitter) をはじめとした、SNS での呼びかけを軸としたインターネット調査です。したがって、本調査の集計の結果は、かならずしもエホバの証人 2 世信者全体を代表するものとは言えません。調査協力者の多くが、1980 年代から 2000 年代に青年期を過ごした 30-50 代であり、また、現在はエホバの証人の宗教活動から距離を置いている人たちであることは、踏まえておく必要があるでしょう。

他方、回答に数時間は要するであろう本調査に、581 名もの協力が集まったことについては、驚きを隠せません。論理チェックをはじめとするデータ・クリーニングの過程では、入念に不誠実回答の確認を行いました。該当したのはわずか 3 名のみでした。また、同意していただける方のみ、今後の聞き取り調査のための連絡先を尋ねたところ、8 割以上の方が具体的な連絡先を記入してくれたという点は特筆に値し、きわめて信憑性の高いデータであると言えます。

繰り返しになりますが、統計学的な観点から言えば、鞭 (ムチ) や忌避の経験に関する本調査の結果は、エホバの証人 2 世信者全体を代表するものとは言えません。しかし、少なくとも、特定の期間を 2 世信者として過ごした人たちの中で、まとまった数の人々に共有された経験を描き出すものであることは、間違いのないと言って良いでしょう。これは、従来の聞き取り調査等にもとづく知見が、特定の情報提供者のきわめて特殊な経験に依存するものではないことを確認する、重要なエビデンスであると言えます。

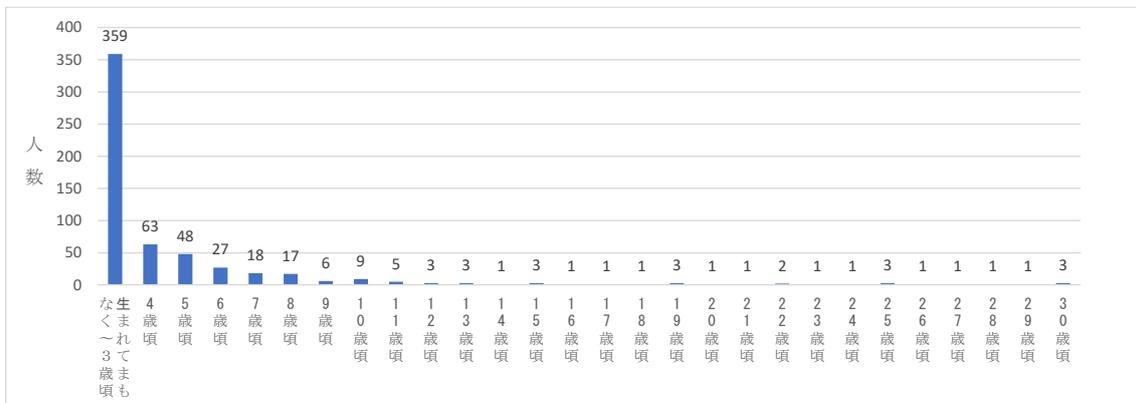
(3) 家族の入信状況

本調査では、回答者家族の入信状況を調査した。結果、「母親のみエホバの証人」という家庭が大半を占め、女性信者が多い（夫は非信者）とする学術研究⁹と合致する結果となった。次に多いのは両親ともに入信しているケースだった。



(4) エホバの証人への関与（参加）開始年齢

本調査では、回答者がエホバの証人に関与開始した年齢（参加をさせられた年齢）を調査した。大半が3歳以下と回答し、ほとんどが10歳未満で関与しはじめていた。

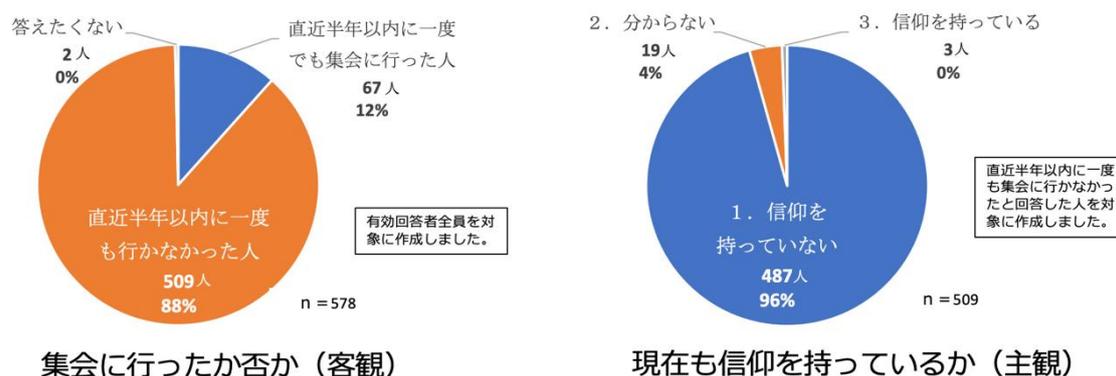


⁹ [「近現代日本とエホバの証人」、法蔵館、山口 瑞穂 P144](#)

(5) 現役信者か否か

本調査では、回答者の信仰の状況を調査した。現役信者か否かは、①エホバの証人内において「集会への参加が現役信者の1つの指標」とされているものと判断されるため、集会に行ったか否かという客観的基準（左）と、②当人が信仰を持っているかの主観的基準（右）で判断した¹⁰。

その結果、本調査の回答者は、集会に行ったか否かの基準では88%が非現役信者であった（左）。また、96%が信仰を持っていないと回答した（右）。

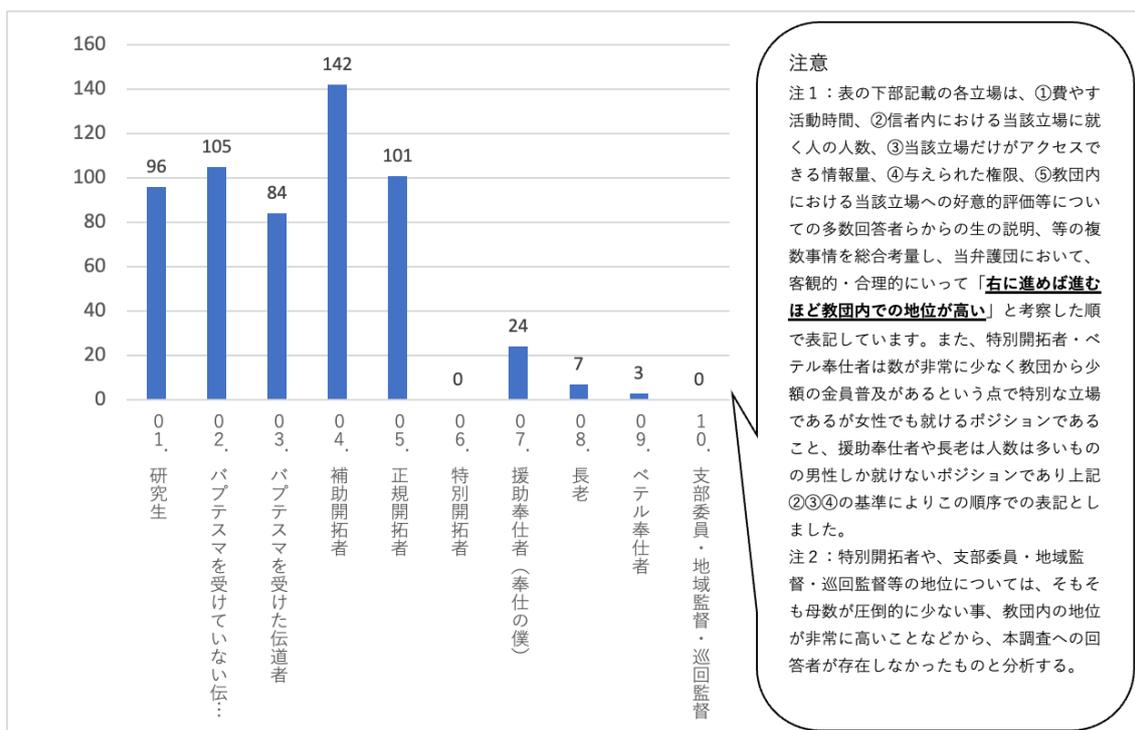


¹⁰ なお、教団は信者（伝道者）が「奉仕報告」と呼ばれる布教活動に費やした時間の報告書（毎月報告）を6か月以上連続で未提出（もしくは布教時間0として提出）だと“不活発”として伝道者のカウントから除外するという。但し、教団世界本部は2023年10月13日に、それまでの103年間の運用を突然に変更し、「同年11月1日以降は一部の立場の信者（開拓者と呼ばれる一定以上の布教時間数の要求がある立場の者）を除き布教活動に費やした具体的な時間数の報告を求めない」と公表したため、今後の運用がどうなるのかは不明である。

(6) エホバの証人の組織内での立場

本調査では、回答者のエホバの証人組織内での立場を調査したところ、以下のような分布結果となった。

設問 「教団ではどのような立場でしたか？ご経験のあるものを全てご選択ください。現役信者の方もご経験のある立場を全て選択してください。」



研究生¹¹から正規開拓者¹²までは人数が同じように分布しており、また、長老経験者・ベテル奉仕経験者¹³からも回答が得られた。なお、複数選択形式の設問のため、回答は最も地位が高いと判断したものを一つのみ当弁護団で選択して集計した。

¹¹ 「研究生」とは、エホバの証人と接点を持ち、教理を定期的に学び始める段階の人で、正式信者としての扱いはされない状態の人である。教団が「信者数」としての人数のカウントをするのは「伝道者」、つまり公の宣教活動への参加を許可された信者からである。そしてその後の「バプテスマ」の儀式を経て正式な信者として扱われることとなる。

¹² 「正規開拓者」とは、毎月定められた一定以上の時間を布教活動に捧げる信者で、「全時間奉仕者」と呼ばれるなど、社会一般の活動に捧げる勢力よりもエホバの証人の宗教活動に捧げる精力が上回ると評価される立場であり、一定のエホバの証人内での立場は「正規開拓者」であることがほぼ絶対の条件となっている。男性も女性も就くことができる。

¹³ 「ベテル」とは教団世界本部及び各国又は国や地域をまたいで設置される支部（当該管轄国・地域の監督をする統括部署及びその施設）の別称であり、当該施設で活動する信者は「ベテル奉仕者」と呼ばれ、特に高い評価を信者内で得る立場である。

7 調査結果の結論概要

寄せられたアンケート回答集計結果を前提に、以下、同結果から合理的に導き出される結論の概要を先に示す。

- (1) 本報告書の結論概要 1 信者による児童虐待の量的確認がなされたこと
 - i 2023年5月2日～6月30日に宗教虐待Q&Aの基準に沿ってエホバの証人について調査したところ、主にエホバの証人2世等から583件（有効回答は581件）の回答が得られた。当該調査には録音録画を伴う長時間の個別聞き取り等が含まれる。
 - ii 本調査では、①広く知られた鞭に留まらず、②輸血拒否カードの携帯、③伝道の強制、④大学進学等高等教育への否定的な働きかけなど、宗教虐待Q&Aに則して調査を行ったが、設定したほぼ全ての質問項目で虐待行為についての回答が量的に確認された。
虐待行為につき、本調査結果からは①数十年と極めて長期にわたり（時間的要素）、②日本全国でみられ（地理的要素）、③定型的な類似性を維持していること（類型的であること）、が確認されたことから、かかる信者による2世等に対する虐待行為は、単なる個々の信者の家庭内の個別の問題又は被害をうけた2世等の信者個人の体験談として矮小化させるべき問題とは決して言えない。
 - iii 宗教虐待Q&Aに記載された児童虐待は、一部を除き、現在も行われている可能性が高い。ただし、被虐待児童は親に知られることを極端に恐れたり、経済力・自立力がないうという理由やそもそもどうしたらよいかかわからない・そうした発想すら浮かばない、等の理由で見相への通告を行わず（又は望まず）、また自ら通告していないことの証言が得られた。

現在行われている児童虐待の把握には社会の側の相当の理解と努力が要求されることが明白と思われる。

(2) 本報告書の結論概要 2 教団と児童虐待の関係性

- i 本調査結果からは、教団が、宗教虐待 Q&A に記された「虐待」に該当する複数の行為につき、教理を根拠として、実質的に指示もしくは推奨することにより関与・加担し、又は、個々の信者による 2 世等への虐待を促進・黙認（もしくは黙認による促進を）・許容してきたと言わざるを得ないと判断される。

なお、本報告書では、宗教虐待 Q&A に記載された個別の児童虐待行為とそれぞれにおける教団の関係性の評価を、それら虐待行為ごとの個別の項目において行っている。

- ii 教団広報は、マスメディアによる個々の取材に対して、宗教虐待 Q&A に記載された虐待行為についての教団としての関与を否定し、「もし虐待があったとしたら教団の教えの解釈を誤った信者らの責任である」という趣旨の見解を公言している¹⁴¹⁵。

かかる教団の弁明には、以下の理由から信用性がない。なお、下記の項目が、宗教虐待 Q&A に記載されたすべての虐待行為に該当するわけではないが、該当しない行為ですら他の該当し又は該当しうる虐待行為の目的又は手段となって機能している関係にあり、虐待行為全般について下記の理由又はその趣旨が当てはまるものと当弁護団は考える。

① 宗教虐待 Q&A に記載された虐待行為が日本全国であまねく、数十年にわたり行われてきたこと。

宗教虐待 Q&A に記された虐待行為が、日本全国において、遅くとも 1970 年代¹⁶から現在に至るまで（虐待行為の種類によっては、2010 年代頃まで）続いてきたことが被害者により証言されている。虐待が個々の家庭の問題にすぎないのであれば、i. 異様なほどに画一的で類似した態様の虐待行為が、ii. 日本全国で多発的に、iii. 数十年という相当長期間継続して実施されることはあり得ないと判断するのが合理的と思われる。

② 教団による宗教虐待 Q&A に記載された虐待行為に該当する行為への称賛／児童虐

¹⁴ 毎日新聞 2022 年 11 月 7 日記事『親から体罰、希望していた受験もできず エホバの証人 3 世の訴え』は、教団広報が「体罰をしていた親がいたとすれば残念なことだ。教えを強制することもしていない」と回答したと報じている。

¹⁵ 毎日新聞 2023 年 1 月 5 日記事『エホバの証人、子どもへの「むち打ち」はなぜ? 教団広報に聞く』は、「エホバの証人日本支部の広報担当者は「教団として暴力を肯定することはしてこなかったが、1990 年代には誤った解釈でむち打ちなどがされていたことは聞いている。教えを実行する選択はあくまで個人にあるが、2000 年代に入ってから正しく解釈できるよう、DVD などにして教えを伝える努力を重ねている」と報じている。

¹⁶ 日本では実質的には 1949 年からエホバの証人による宣教活動が開始（戦時中にほぼ停止したものが再開）されたが、信者数が有意に増加し始めたのは 1970 年代以降であり、2 世らが目立つのも 1970 年代以降である。

待該当行為を行わないことへの否定的な教え

宗教虐待 Q&A に記載された虐待該当行為（例えば子どもへの鞭、輸血拒否の意思表示を子どもにさせること等）について、聖書の原則に適合するものであるとして、長年にわたり称賛をしてきた。

教団が発行してきた出版物はこれを示しており¹⁷、集会・大会等において口頭で示される教えがこれを裏付けるとする訴えも非常に多い。

また、本件調査により明らかになった顕著な点として、教団は「一般人も見ることができる公の出版物」とは別に、長老だけに手渡される書籍・長老だけに通知される書面・長老だけが参加する定期的な会合・集会及び大会においてなされる説法や「実演」と呼ばれるごく短い寸劇方式のデモンストレーションなど、公にならず文字化されない情報伝達方式を強固に構築しており、これらの複雑に構築された情報伝達方式を使用している事実があり、この事実は、教団と児童虐待の関係性を判断するうえで不可欠である。

さらに、宗教虐待 Q&A 記載の虐待該当行為について、これらを行わない信者又はこれらに消極的な信者（ただし、時代にもよるもののそのような信者は極めて稀有であった旨の訴えは非常に多い）については、教団の教えに従わないことは子どもを愛していないことであり、ハルマゲドンにおいて滅ぼされることになるなど否定的な教えを繰り返し伝えてきた旨の報告が相次いだ。

③ 教団がいまだに宗教虐待 Q&A の内容を信者らに周知していないこと

2022 年の秋頃から頻回になされたエホバの証人内の虐待についての一連の報道の後、2023 年 3 月 31 日及び 5 月 10 日¹⁸に厚生労働省（現こども家庭庁）とエホバの証人との間で会合が行われた旨が公表された。その後、2023 年 5 月 10 日に教団は「お知らせ」と題する書面（国内のエホバの証人の全信者に向けた通知であり、教団信者らの各集会場において全信者を対象に読み上げられたもの。以下、「5 月 10 日教団通知」という）を出し、その旨をこども家庭庁及び各報道機関にも報告し、これは上記会合を受けての教団側の対応・会合内容に対する教団の対応である旨を教団は公言した。

しかし、以下に述べる通り、5 月 10 日教団通知の内容・発表の態様・発表後の行動等に鑑みると、かかる姿勢は、現時点ですら教団として宗教虐待 Q&A に記載された行為の長年の蓄積を頑として認めず特定の虐待行為を容認・推奨していることを強く推認させると当弁護団としては判断せざるを得ず、過去においては教

¹⁷ 『目ざめよ！1994 年 5 月 22 日号』の内容を多くの日本の報道が取り上げている。他に『目ざめよ！1979 年 8 月 8 日号 p. 28-29 子供に体罰を与えるのは正しいことか』、『目ざめよ！2013 年 3 月号 6 頁「良い父親になるには」』、『王国宣教 1992 年 9 月号 p. 3-4 「あなたの子供を血の誤用から保護する」』等

¹⁸ 『虐待容認せずと信者に周知 エホバの証人、国へ報告』共同通信 2023 年 5 月 11 日

団が同様の姿勢であったものと言わざるを得ない。

- (a) 5月10日教団通知内では、現在に至るまで信者らの間で虐待行為が行われていたか否かに言及する箇所は一切ない。
- (b) 5月10日教団通知公表後、過去における鞭の謝罪や責任者の調査・処分をおこなったという話はない。また、いまだに子どもへの輸血拒否の明確な推奨をしており、輸血拒否しない信者を「断絶」（破門）処分する見解の変更もない。
- (c) そもそも宗教虐待 Q&A の信者への周知は実施されていない。
- (d) 教団は、政府からの要請への誠実な対応とは真逆としか判断しようのない、別の新たな指示を2023年8月に長老たちに発している。しかも、従前存在していた指示をわざわざこのタイミングで「改定」する方法でこれを行っている。

④ 教団の教えに従わないことに対する懲罰・威嚇等

教団は、教団世界本部の最高指導者ら¹⁹が、イエス・キリストから任命されて、信者を導く立場にあるとしている。そのため、教団は、信者に対し、教団と教団世界本部に全幅の信頼を置き、教えに疑問をもってはならず、教団の教えは神が人間に求める内容であるとして、忠実にこれに従うことを強く促している。

したがって、信者が、教団の指示（形式的に推奨の形態をとることが多いが、複雑かつ重層的に構築された要素を加味すると実質的に指示と判断するのが合理的である）に明示的に従わないことは、唯一神エホバやその絶対経路であるイエス・キリストへの反抗であり、場合によっては「背教」という最大の罪にあたり得ることになる。

背教の罪にあると教団が判断した場合、信者が悔い改めなければ、「排斥」又は「断絶」（いわゆる破門）処分となり、ほかの信者からの絶交（いわゆる「忌避²⁰」。挨拶を交わしてもならず、冠婚葬祭にも呼ばれない強烈なものであり、家族親族からもこうした扱いを受ける事例が多数報告されている）が待つことになる。かかる懲罰の威嚇等（実際に破門され忌避されることだけではなく、破門や忌避への恐怖により、又は教団によるそれ以外の不利益取扱いを避けるために教団の教えに従うよう動機付けがなされたり、教団の教えへの批判が封じられるなどの様々な「威嚇」や「影響」が含まれる。）が背景にあることから、教団が、個々の信者が宗教虐待 Q&A に規定された虐待行為をしたことについて「個人の責任」とするのは、責任転嫁にほかならないと判断されるべきである。

¹⁹ 教団世界本部に存在する「統治体」と自称する数名から十数名の合議体であり、聖書中に存在する「イエス・キリストの忠実で思慮深い奴隷」という言葉は彼らを指すと教えており、イエスやエホバ神の教えを伝達する絶対の経路であるとみなされている。

²⁰ [「自分を神の愛のうちに保ちなさい」207-209 頁「排斥された人にどう対応すべきか」](#)

(3) 本報告書の結論概要 3 2世等の生活に対する長期的かつ深刻な影響

i 2世等が抱える深刻な精神的問題

回答の中には、エホバの証人の信仰生活により深刻な精神的問題を抱えるに至ったというものが多かった。たとえば、「孤独感・疎外感・自殺願望・又は自尊心の欠如などネガティブな感情を感じた」とする人は回答者の約75%、「PTSD、複雑性PTSD、うつ、又は（アルコール、薬物等の）依存症等の精神的疾患と診断を受けた」と回答した人は約29%であった（本件調査の回答結果の範囲内であれば、日本国民全体の有病率の約9倍）²¹。

ii 大学進学・就職・キャリア形成への否定的教えによる経済困窮/自己実現の困難性

教団は、ごく近い将来（個々の信者が現に生存しているうち）にハルマゲドンでこの世界が終わることを首尾一貫教えている。この教えが、就職や大学進学の価値を否定し、信者に信仰生活のためにより多くの時間を費やすことを強く推奨することに密接不可分に結びついているものと観察される。また、教団の出版物にはかなり古い時点から、こうした考えを明確に宣言するものもある²²。

2世等の中には進学や就職を制限されたり、それにより経済的な苦境に陥ることを訴える人が有意に存在するが、教団の教理がこうした事態を引き起こしていることが著しく強く懸念される。また、本調査結果では、教団内の立場が上がるほどに²³、正規就職をせず、経済的な問題を抱え、健康保険・社会保険の支払の免除・猶予措置を利用したり、不払いとなっている実態も報告された。

iii 教団離脱の困難性と忌避による威嚇

²¹ [厚生労働省中央社会保険医療協議会総会資料参照](#)。平成29年の有病率は419.3万人に対して平成29年時の人口は1.267億人で有病率は約3.3%。

²² 例えば『目ざめよ！1969年8月8日号p.15 - 若い人々にはどんな将来があるか』は、「若い人々はまた、現在のこの事物の体制（注：一般社会のこと）の下で年配に達することは決してないという事実を直視しなければなりません。なぜなら聖書預言の成就という証拠はすべて、この腐敗した体制があと数年のうちに終わることを示しているからです。ゆえに、若い人々はこの体制の差し伸べるいかなる立身出世の道も決して全うすることができません」と述べたのち、大学教育に極めて否定的な意見を述べ、「建築、鉛管工事その他の実技は現在有用であるだけでなく、神の建てられる新秩序下（注：ハルマゲドン後の新しい世界のこと）の再建の仕事においてはさらに有用でしょう。」と述べている。

²³ 「立場の高さ」は、①当該立場に名称が付されて教団内で他の立場と明確に異なるものと意識されているか、②当該立場に教団活動に捧げる一定の時間の条件が設定されているか、③当該立場にある者だけが取得できる情報があるか、④当該立場にあるものが他の立場の選任・剥奪等の権限を有しているか、⑤教団内において各立場にある者が「より模範的である」「より権威がある」と他の信者に認識されているか等の、諸般の客観的実情を根拠に、当弁護団が合理的に判断した基準による。

約 76%の回答者が教団を離れるのが「困難だった」と回答した。その原因として、教団を離れることにより、家族関係の悪化を恐れる回答が最多だった。

特に、教団は、教理を捨てて悔い改めないこと等を「断絶・排斥」(破門) 処分の理由としており、破門処分を経た信者に対して、他の信者は挨拶を含めて連絡をしてはならず、関係を断つことを求めており、家族や親しい親族すらもその対象となるケースが非常に多い。また、教団は、家族間においても強い忌避行為を行う明確に奨励する情報が信者らに発信されている²⁴²⁵。こうした教団の教理(いわゆる「忌避²⁶」)及び忌避を奨励する明確なメッセージが教団離脱を困難とする原因であると観察される。

iv 忌避がもたらす深刻な家族関係破壊/これによる教団離脱への威嚇

本調査では、忌避により、日本国において現在も実際に家族関係を絶たれている人が有意に存在することが量的に確認された。

「忌避」による「絶交」を事前告知することで、いわば家族を人質にして2世等が離脱する自由を事実上奪う実態が浮き彫りになったと言わざるを得ない。また、そうした家族関係の断絶の度合いは極めて深刻であることが観察される。

v 忌避問題の出発点 - 若年期におけるバプテスマ

忌避につながるバプテスマ²⁷を教団が十代前半で受けさせている実態が確認された²⁸。忌避処分の前提となるのはバプテスマであるところ、そのような結果を内在するバプテスマを受けるかどうかに関しては、成熟した判断能力が求められるのは当然のことである。ところが、2世等は10代前半等の若年層で受けることを奨励され²⁹、実際に本調査ではバプテスマを受けた年齢は12歳以降急増していることが分かった。

そして、自身がバプテスマを受けたことに関して「非常に悪い選択だった」「悪い

²⁴ エホバの証人公式ウェブサイト「JW.ORG」内のビデオ『エホバの裁きを忠節に支持する』には、排斥された若い娘からの電話ですら、信者である両親が無視して取らないシーンがドラマ形式で発信されており、信者らに対して「排斥された家族との接触を断つように」という強いメッセージが発信されている。

²⁵ 『ものみの塔 2013年6月号 エホバの懲らしめによって形作られる』には、排斥された信者の両親と実の兄弟たちが16年もの間、忌避を継続した実例を称賛する記事が掲載されている。

²⁶ [「自分を神の愛のうちに保ちなさい」207-209頁「排斥された人にどう対応すべきか」](#)

²⁷ 正式な信者になることを表明する儀式で、原則として、エホバの証人の大会において衆人環視の中、身体の全身を水の中に浸す行為。基本的に忌避はこのバプテスマを受けたことがある者を対象とする。

²⁸ バプテスマを受けるには、その申し入れをした信者に対して「バプテスマのための討議」と称して複数の長老が順番に教理を理解しているかの確認を慎重に行い、教団側がバプテスマの承認をするという仕組みがとられているため、「教団が受けさせている」という表現を使用した。

²⁹ [ものみの塔 \(研究用\) 2017年12月号 23頁1節](#)

選択だった」とした回答が大半だっただけでなく、バプテスマを受けたがゆえに家族関係を失うことを恐れて教団からの離脱が困難とする回答も大半を占めるなど、忌避という児童虐待や人権侵害の温床になり得ることが分かった。

教団は児童虐待や人権侵害の危険性を表裏一体に内在する行為を促進し、実際、バプテスマを起点に引き起こされる児童虐待や人権侵害が生じてもそれに対する抑止的姿勢を示していないものと判断される。

(4) 本報告書の結論概要 4 児童虐待人権侵害防止に態勢改善の余地

i 教団としての児童虐待防止にかかる態勢不備

実際の具体的虐待行為（例えば鞭、輸血拒否カードの携帯、子どもの輸血拒否の決断、伝道の強制等）は、直接的には教団ではなく個々の信者がおこなうものである。

もっとも、エホバの証人の教理そのものの中に虐待の端緒が内在していると評価せざるを得ないことや、信者あての様々な教団からのメッセージや指示、そして虐待行為の時間的長期性・地理的範囲の広範性・一貫した類型性等を考慮すると、「信者が独自に虐待行為を行っており、したがって教団は虐待行為に無関係である」との評価をなし得ないことは明白である。

このことから、教団として、少なくとも今後において宗教虐待 Q&A に規定された児童虐待行為がエホバの証人内において発生することを可及的に防止するべく、宗教虐待 Q&A の信者への周知、虐待行為についての教団としての責任の検証と予防策の策定、被害にあった 2 世等への謝罪等が求められるべきところ、残念ながら、教団は、児童虐待防止にかかる態勢整備に向けた具体的行動を起こしていない。

これを裏付けるように、教団は、信者に対しては宗教虐待 Q&A の存在すら言及しておらず、かつ、これまでに生じた問題は信者個人や信者家庭の問題としているし、児童虐待防止法 6 条が定める通告義務³⁰についていえば、信者ら（これには長老や他の教団幹部が含まれる）が児童虐待にあたりとされる行為について児童相談所に通告をした事例の報告は本調査において 1 件も存在しなかった。

教団として、信者に対し宗教虐待 Q&A の周知をせず、起きてきた問題は信者個人や信者家庭の問題としている点で、宗教虐待 Q&A が指摘する具体的類型の児童虐待防止につき組織としての態勢整備に向けた動きは観察されない。

ii 法律ないしその解釈・運用の改善余地（法規制根拠の不存在）

エホバの証人内部での宗教虐待 Q&A に規定された児童虐待につき、その存在は量的に確認されたものの、児童虐待防止法が規定する「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童に対して行う行為に限定されるため³¹、現在の法制度・法解釈、運用を前提とすると、第三者である教団がこうした行為を推進・黙認・隠ぺいしないしは不作為による促進をする場合は、直ちに同法の児童虐待として違法とは言えないということになる。しかし、宗教団体と信者の関係性、特に両者間における精神面での実質的な

³⁰ 児童虐待防止法第 6 条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

³¹ 児童虐待防止法第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ）について行う次に掲げる行為をいう。

強い支配と依存（或いは従属性）の存在を考慮すると、児童虐待について真に責任を問うべき対象は、信者である保護者ではなく、教団である。

具体的には、エホバの証人の教理の中に虐待の端緒が表裏一体に内在しており、教団が、宗教虐待 Q&A に規定された児童虐待を行うことを教理上推奨または許容し、神が望んでおられるなどの言葉を使うことで、さらには忌避による圧力を行使することで、信者に対する精神面での強い影響力を行使し、またエホバの証人内部における強い同調圧力により信者の行動を規律することで、保護者である個々の信者が児童虐待を行う状況を設定していると解するのが適切である。

教団世界本部（統治体）への忠誠を元に、硬軟織り交ぜた手段に基づき、信者が虐待行為を行うよう仕向けられているとすれば、一般社会は、信者である保護者が自律的な真の意思能力に基づき子どもに虐待行為を実行しているとはいえない可能性もあることを十分に意識し、その問題に取り組む必要があると考える。

なお、この種の提言をする際には「信教の自由が脅かされる」との批判が寄せられることがしばしばある。しかし、憲法は信者に「信教の自由」を保障するところ、「信教の自由」の中核的内容の1つとして「信仰を強制されない自由」があるのであって³²、他者（特に、保護されるべき児童）の「信仰を強制されない自由」を侵害する形での「宗教活動を実践する自由」の行使は許されないということを強調する。ましてや、「信教の自由」の1つの側面を奇貨として同じ人権の別の側面を侵害し、宗教活動の美名のもとに児童への虐待を推奨、黙認、許容することなど到底許されるものではない。これは、「公共の福祉による人権の内在的制約」という憲法の基本概念にも合致する。

iii 児童虐待を超えた広く人権侵害への対応余地

本調査の目的は、宗教虐待 Q&A に規定された児童虐待の有無を調査することにあるが、調査の過程において、成人である2世等へのいわゆる「忌避」や、「忌避」を回避するためにやむなく教団に帰属し続けるしかない者が存在することが量的に確認された。

教団からの離脱が困難であること及びその背景は既に述べた通りであるが、エホバの証人における「忌避」という仕組みは、2世等の信教の自由（特に信仰を強制されない自由）を実質的に侵害しているものであり、かかる教理は、教団世界本部により主導されている。

エホバの証人の忌避は人権を侵害する側面が非常に強いところ、教団は忌避制度の存在を公然と認めている一方、仮に私人間争訟として裁判をした場合には宗教上の処分は司法判断になじまないという理由で却下されるなどの事態が想定され、自身の決

³² 日本国憲法 第20条第2項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」

断とは関係なく児童の頃に関与した2世等が、成人した後に家族関係を断たれる場合でも法的な解決は事実上著しく困難ないしは不可能である。こうした問題にも社会として取り組む必要がある。

※参考に、宗教虐待 Q&A 記載の虐待行為と、教団に適用可能な法規の関係性を示す。

宗教虐待 Q&A に示された虐待項目	保護者による虐待行為の関連法規		虐待行為に教団が関与した場合に、適用可能な関連法規
	関連法規	宗教虐待 Q&A 該当箇所	
「ハルマゲドンで滅ぼされる」と繰り返し教える	・児童虐待防止法 2 条 3 号 (ネグレクト) ・児童虐待防止法 2 条 4 号 (心理的虐待)	問 3-1	ない
「世の人」との友人関係の制限	・児童虐待防止法 2 条 3 号 (ネグレクト) ・児童虐待防止法 2 条 4 号 (心理的虐待)	問 3-2	ない
動画、アニメ、漫画等の娯楽の制限	・児童虐待防止法 2 条 4 号 (心理的虐待)	問 3-3	ない
「証言」の強制	・児童虐待防止法 2 条 4 号 (心理的虐待)	問 3-4	ない
集会・大会への参加強制	・児童虐待防止法 2 条 3 号 (ネグレクト) ・児童虐待防止法 2 条 4 号 (心理的虐待)	問 2-3 問 3-1 問 4-7	ない
伝道への参加強制	・児童虐待防止法 2 条 4 号 (心理的虐待) ・「問 3-5」は、宗教の布教活動に参加させるため脅迫又は暴行を用いた場合には刑法の「強要罪」に該当する可能性もあると留保付きで明記する。	問 2-3 問 3-1 問 3-5 問 4-7	ない ³³
大学進学に否定的指導	・児童虐待防止法 2 条 3 号 (ネグレクト) ・児童虐待防止法 2 条 4 号 (心理的虐待)	問 4-3	ない
学校行事へ参加させないこと	・児童虐待防止法 2 条 3 号 (ネグレクト) ・児童虐待防止法 2 条 4 号 (心理的虐待)	問 4-6	ない
年齢に見合わない性的内容の学習	・児童虐待防止法 2 条 2 号 (性的虐待)	問 5-1	ない
審理委員会で性的体験の告白	・児童虐待防止法 2 条 2 号 (性的虐待) ・児童虐待防止法 2 条 3 号 (ネグレクト)	問 5-2	ない
輸血拒否等	・児童虐待防止法 2 条 3 号 (ネグレクト) ・刑法 218 条 (保護責任者不保護罪等)	問 4-5	個別事情により、理論上は保護責任者不保護罪の教唆を検討し得る。
鞭	・児童虐待防止法 2 条 1 号 (身体的虐待) ・刑法 208 条 (暴行) ・刑法 204 条 (傷害)	問 2-1 問 2-2	個別事情により、理論上は暴行又は傷害の教唆を検討し得る。

³³ 但し、「宗教虐待 Q&A 問 3-5 宗教団体等が又は宗教団体等による指示を受けた児童の保護者が宗教の布教活動について繰り返し児童を参加させる行為」につき「脅迫又は暴行を用いた場合には刑法の強要罪に該当する可能性もある」とし、他の条件が重なる場合には責任が発生し得ることを示唆する。

※宗教虐待 Q&A「問1-2」は、「宗教団体の構成員、信者等の関係者等の第三者から指示されたり、唆されたりするなどして、保護者が児童虐待に該当する行為を行った場合はどのように対応すべきか。」との問いに、「(答) 児童虐待行為は、暴行罪、傷害罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪、保護責任者遺棄罪等に当たり得るものであり、また、これらの犯罪を指示したり、唆したりする行為については これらの罪の共同正犯（刑法60条）、教唆犯（61条）、幫助犯（62条）が成立し得る。」と明記している点に留意が必要である。

但し、これは、保護者の行為が刑法上の犯罪に該当する行為であること、さらに当該犯罪の実行行為自体は親が行うことの2つが満たされる場合が条件となることを留保していることから、上記の表のまとめに至った。

※上記表では、ほとんどの項目で「教団」による虐待関与行為について、実務上責任を問う実効的な法源が存在しないこと、また仮にあっては刑法（しかも正犯性を認定することに困難があると考え。）に限られていることがわかる。

本報告書では、宗教虐待 Q&A が示された後でも教団の行動が変化しないことを報告するが、教団に虐待防止義務を直接的に課す法規制がないことこそが、その原因であることを社会は直視する必要がある。

※保護者による児童への虐待行為について、保護者に民事不法行為責任を認めることは理論上可能であるが、児童は訴訟能力を有しておらず（民事訴訟法第31条）、保護者と児童という関係も考慮するとそもそも責任を問う手段の行使が現実的でない実情と解されるため、上記一覧表では触れていない。

信者による児童への虐待行為について、教団が、被害児童に対して直接的に民事不法行為責任を負うかは検討の余地はあるが、上記で触れたとおり、児童は訴訟能力を有していないことに加えて（民事訴訟法第31条）、調査や立証方法、費用等に厳しい限界がある等、実際に責任追及するには相当のハードルがあるものと考えられる。

(5) 本報告書の結論概要 5 エホバの証人内の児童虐待に関する重要な視点

すでに上述した点と重なるが、本報告書は、エホバの証人内に児童虐待が存在する/存在してきたことを結論付けるものであるところ、その結論を理解するためには、この宗教団体内における児童虐待/児童虐待に端を発する人権侵害の全体を把握する上で、この問題が複合的・重層的なものであるという視点が不可欠であると考ええる。

そしてこの視点には、以下の2つの側面がある。

① 児童虐待行為自体の複合的構成

本調査で明らかとなった各個別の児童虐待は、それぞれが他の児童虐待と連動しており、1つの児童虐待行為が他の児童虐待の原因となっていたり、他の児童虐待を行わせるための威嚇手段となっているという構造がみられるものと考ええる。

これは逆に言えば、特定の1つの虐待行為をとって見た場合に、「なぜそれを保護者が拒絶しないのか」・「その行為を実行することを選択した親や拒絶しなかった子ども
の自由意思による自己責任ではないか」との疑問が仮に提起され得るとしても、その特定の虐待行為とはまた別の虐待行為が存在するために、その別の虐待又は人権侵害行為が威嚇力となって当該特定の虐待行為を実行せざるを得ず、到底、「信者の自由な選択による自己責任」という命題に矮小化できない、という結論を導くものと考ええる。

② エホバの証人内での意思伝達のシステム

本調査で明らかとなった別の複雑な点は、教団世界本部及び教団が用いる「教理の伝達・伝播のメカニズム」である。

エホバの証人は教理を教えたり伝えたりする際に、一般人であっても誰でも入手できる自前の出版物を主に使用する。そして、近年は「JW.ORG」という公式ウェブサイト
を全面的に使用しており、それらの出版物の多く（1970年以降のもの）は、信者以外の誰であってもアクセスできる情報となっている。

しかしながら、本件調査には、複数の現役長老からの詳細な報告も寄せられ³⁴、こうした詳細な報告の結果として、教団世界本部及び教団が用いる「教理の伝達・伝播のメカニズム」の幾つかが明らかとなった。

すなわち、教団世界本部及び教団は、これらの公の出版物のほかに、①長老だけが持つことを許される書籍、②長老だけに宛てられた内部指示の書面、③長老だけがアクセスできるウェブサイト、④長老だけの特別の集まりとそこでの教えの指示、⑤文字化していないため記録には極めて残りにくく、それでいて信者への行動推奨としては強い効果を持つ、集会や大会における「口頭での講話」・「実演と呼ばれる寸劇調の

³⁴ これらの報告者が真実、現役の長老であるかという点については、公的機関の身分証明書の提示協力を受けることを含む、複数の方法により当弁護団において慎重を期して判断を行った。

デモンストレーション」・「個々の信者が集会または大会において演壇に上がって述べる経験談」等による教えの伝達、⑥同じく記録に残りにくく、それでいて行動推奨としては強い効果を持つ巡回監督や長老による各信者への口頭の指示、などの様々な情報伝達媒体・経路を通じて、「実質的な信者らへの指示」と評価し得る情報を伝達していることが明らかとなった。

なお、これらの情報伝達媒体のうちの1つの例として、上記「①長老だけが持つ事を許される書籍」とは、エホバの証人内でいわゆる『長老の教科書』と呼ばれている『神の羊の群れを世話してください』という題名の書籍を指す。当該書籍の冒頭部分には「一般信者に向けたエホバの証人組織の指示がある旨」が明記されているほか、「その指示を正確に伝える旨」、「当該書籍の情報は長老だけの内密とされる旨」、「教団からの他の指示も存在するので組み合わせて指示を実行すべき旨」などが明記されている³⁵。

エホバの証人の教えや指示の実践においては、こうした「教団自身がその存在を自認し、かつ、内密とする指示の存在」を含め、一般社会からは視認できない/極めてしにくい重層的仕組みが構築されているのであり、こうした重層的仕組みの存在を理解することは、個々の信者の行動への教団の関与を考える上で不可欠なものと考えられる。

³⁵ 『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください 序文』の「1」には、「兄弟姉妹に神の組織の指示を正確に伝えるのは重い責任です。みんなが「同じ考え方でしっかりと団結」できるよう、聖書に基づく神の組織の指示をすぐに見つけられるようであればなりません。この本は、そのためにあります」との記載、「2」には「長老としての務めのほとんどがこの本にまとめられていますが、必要に応じて、「組織」の本や支部事務所からの用紙類やお知らせや手紙などの神の組織からの指示も確認してください。調整箇所にしっかりと気を配り、最新の指示を実行してください。」との記載、「3」には「書かれているのは内密の情報です」との記載、「4」には「聖書の諸原則とエホバの組織から与えられる指示に頼ってください」との記載がある（下線は当弁護団が付記したもの）。

(6) 本報告書の結論概要 6 当弁護団による教団への要求事項

当弁護団は、本報告書の内容を踏まえて教団に以下の5点を求める。

- 一、宗教虐待 Q&A をすべての信者に対し周知すること
- 一、児童虐待防止法 6 条に基づく通告義務をすべての信者に対し周知すること
- 一、宗教虐待 Q&A に規定された虐待行為を、信者が子どもに対して行うことを認めない旨を周知すること
- 一、教団と利害関係のない第三者を入れた調査委員会を組織し、過去に行われた虐待行為についての実態及びその原因を調査し、虐待行為の防止態勢の構築に向けた措置を公表すること
- 一、教団の信者に対する指導、指示、推奨に起因して、児童虐待被害に遭った 2 世等への謝罪をすること

(7) 本報告書の結論概要 7 当弁護団による社会へ訴え

当弁護団は、広く日本社会一般に対して、以下の各点を希望する。

- i エホバの証人内において、①過去数十年という長期にわたり、②日本全国で、③組織的としか評価のしようがない形で2世等の子どもたちが受けてきた扱いに関心を向けるとともに、具体的な事実と現在生じている影響に目を向け、耳を傾けていただきたい。そしてその関心を今後も持ち続けていただきたい。
- ii 特に学校関係者や児童相談所、医師たちをはじめ、子どもにかかわる立場の皆様、エホバの証人の2世等に対する虐待に関心を示していただきたい。
実際に虐待行為があった場合の対応もさることながら、虐待行為が認知できない場合であっても、エホバの証人の信者家庭に注意を傾けていただき、どのような小さな助けであっても、ほんの一言の関心の言葉であっても、差し伸べていただきたい。
- iii すでにある法律の運用・解釈のさらなる明確化、明るみとなった現実を踏まえての各種ガイドライン（特に輸血拒否に関するガイドライン等）の改良のたゆみない継続、法改正の検討、これらの前提となる公的機関・信頼できる機関による調査の実施など、将来に向けて長期的・恒久的な効果をもたらす施策の検討・実行を強くお願いしたい。

※本報告書の作成経緯の説明及び結論概要の呈示は以上であり、次頁以降、本件調査の具体的な結果報告を記載する。

第2 輸血拒否について

1 エホバの証人の輸血拒否の教理

(1) エホバの証人は、聖書中に「血を避けるように」「血を食べてはならない」という記載があることを理由に、聖書のいう「血を避ける」とは、食品としての血（または血抜きが不十分な食品）を取り入れないという意味だけではなく、「自己の循環器系を循環していない一切の血を体内に取り入れてはならない」ことを意味すると教えている³⁶。

そのため、医療行為としての全血輸血、主要成分輸血、貯蔵式の自己血輸血等を神は禁じているとしている³⁷。

(2) 教団は、エホバの証人の信者である親に対して、子どもについても輸血をしないよう求めており、「親は『血を避ける』ことを固く決意し、子供のために輸血を拒否しなければなりません」と教えている^{38,39}。

また親は、子どもが自分の言葉で輸血を拒否することを弁明できるよう手助けするようにと教えており、医師や裁判官に「自分の言葉で」それを説明するようシミュレーション（練習）をするよう教える文書も存在する⁴⁰。

(3) 上記の教えは、教団世界本部が強く打ち出している教えであり、この教えを拒否して悔い改めない場合、教団内で（破門処分に該当するという意味で）最も重い部類の罪にあたとされている。

³⁶ 『ものみの塔 1991年6月15日号』、『わたしたちの王国宣教 2006年11月号』、『いつまでも幸せに暮らせませす 楽しく学べる聖書レッスン p.255, 補足情報 3. 血液が関係する医療処置』など、非常に多数の出版物において繰り返されてきた一貫した教理である。

³⁷ 『いつまでも幸せに暮らせませす 楽しく学べる聖書レッスン』 - レッスン 39 p.163-166

³⁸ 教団資料 S-55 「親として子どもを血の誤用から守る」

³⁹ 『ものみの塔 1991年6月15日号』には、以下のような記載がある。

・「自分の未成年の子供が輸血を受けるかどうかということは、実際のところ親がそれほど規制できることではないと感じている親もいるようです。どうしてこのような誤った見方をするのでしょうか」

・「親が自分たちの愛する息子や娘に対する輸血を良しとしない決定を下し、同時に、現代医学によって可能になった代替治療を用いるよう求める時、エホバの証人の子供たちは放置されているのでも、虐待されているのでもありません」

・「輸血療法の危険について考慮するなら、医学的な見地からしても、これは放置や虐待ではありません」

⁴⁰ 『ものみの塔 1991年6月15日号』

「子供が幼くても成人に近い年齢であっても、賢明な親は自分の子供たちとこうした問題について復習することでしょう。親は一人一人の若者が判事や病院関係者が尋ねる可能性のある質問に直面するという設定で、練習の場を設けることができます。」

輸血を受け入れた信者については、「断絶」(破門)の対象となり得、その場合には信者から絶交され(その信者には親兄弟が含まれるとする報告が多い)、無視をされる「忌避」の対象となる⁴¹。仮に、ほかの信者が当該元信者への忌避をせずに交流をすれば、これもまた教団への不従順として罪となり、同じく「排斥」(破門)され忌避される可能性がある⁴²。なお教団は、これを「愛ある措置」であるとしており、これにより破門された者が教団に戻ってくることを促すものだとしている。

(4) 教団は、「毎年、大勢のエホバの証人が大人も子どもも、輸血を拒否したために死亡している」というのは誤解だとしている⁴³。さらに輸血をすることでむしろ術後の経過は良好だともいう。

しかし、実際に何人が亡くなっているのか教団は把握し得る立場にいるにもかかわらず、明らかにしようとしなない。何より、緊急大量出血の場合と、(鉄分やヘモグロビンコントロールなどの)十分な事前準備の下で時間をかけた精緻な無輸血治療ができる場合についての峻別を一切せず、一定の限定された条件下における輸血拒否による転帰が良好なケースだけを集中的に信者に示していることは明白と思われる。

なお、実際の医療文献では宗教上の理由で輸血を拒否する外科手術後患者を対象とした研究において、Hgb < 8 g/dl の症例では Hgb 値が 1 g/dl 低下するごとに死亡のオッズ比が 2.5 倍ずつ増加し、Hgb < 2 g/dl の患者の死亡率は 100 %であったとの報告もあるが、こうした輸血拒否の危険性という側面についての客観的な事実につき、信者に公表されている様子は一切存在しない⁴⁴。

⁴¹ 『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください』 18 章 3 節 (3)。なお、本件調査に回答した 1 人の現役長老は「罪を犯した場合が排斥、自らの意思でエホバの証人をやめることを意思表示するのが断絶であるはずなのに、輸血を受け入れるという罪を犯した場合の措置が「断絶」とされていることに大きな疑念が生じる。しかも公表されている出版物の中では輸血を受け入れることは排斥の対象と明記されたままで、断絶扱いになることは公表されておらず、一般信者の多くはそのことを知らないと思われる。こうした論理的不整合や信者の認識の現状を考えると、輸血の受け入れを理由に排斥とすると「輸血拒否を強要している」と社会から指摘される可能性があるため、あえて、「自らの意思による離脱である断絶」という処分をすることを組織の内部で決めたのではないかという疑いが晴れない」と報告した。

⁴² 『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください』 12 章 17 節 (1)

⁴³ 「[エホバの証人が輸血を受け入れないのはなぜですか](#)」

⁴⁴ 山岡正和 他 『姫路赤十字病院誌 Vol. 42 2018 ヘモグロビン 1.5g/dl の重症貧血患者の治療経過中に合併した心不全』

2 「輸血拒否カード」及び「身元証明書」とは

(1) 本報告書内で「輸血拒否カード」とは、教団内で「医療に関する継続的委任状」と呼ばれる書面をいい、世界本部が統一的なフォームを作成して（定期的に更新される）、信者に記入を強く推奨している。委任状であるにもかかわらず、不動文字で作成・完成されており、合理的に考えて「フォームの変更はできない」ものが教団から呈示されており、本調査の回答結果及び実際に信者がおかれる具体的状況を併せて考察すると、輸血拒否カードの作成を拒絶することは著しく困難であると判断される。

(2) 輸血拒否カードには、全血、白血球、赤血球、血小板、血漿の輸血をしないことの指示が記載され、これに加えて、終末期医療にかかる指示も記載されている。かつては、教団が「神が認める」とする代替治療方法についての記載があったが、現時点では自由記述欄に書くようにという指示になっている模様である。

なお、上記各代替治療は、一般人が理解するには著しく困難なもの（アルブミン、免疫グロブリン等）や、緊急出血の代替治療とは全く無関係のもの（透析、インターフェロン等）、さらには過去も 2023 年現在も存在しないもの（ヘモグロビン製剤）すら挙げられている。

(3) 輸血拒否カードの作成（住所の記入と署名押印）にあたっては、意識喪失時の代理の意思決定をするための代理人を指定するが、この代理人は当然に「輸血拒否の信条を理解し協力する者」である必要があるということになる。そのため、最も近い親族・家族であっても教理に反対またはこれを懸念する者が代理人として指定されることは想定しがたく、信者家族又は教理の実践に相当に協力的な家族がない場合には、法的な関係が存在しない他人が選任され、かつ、家族であれ他人であれ、いずれにせよ代替治療などについての正確な理解がない全くの素人の信者が代理人に選ばれるケースが多い（ないしはほとんどがそうである）と予想される。

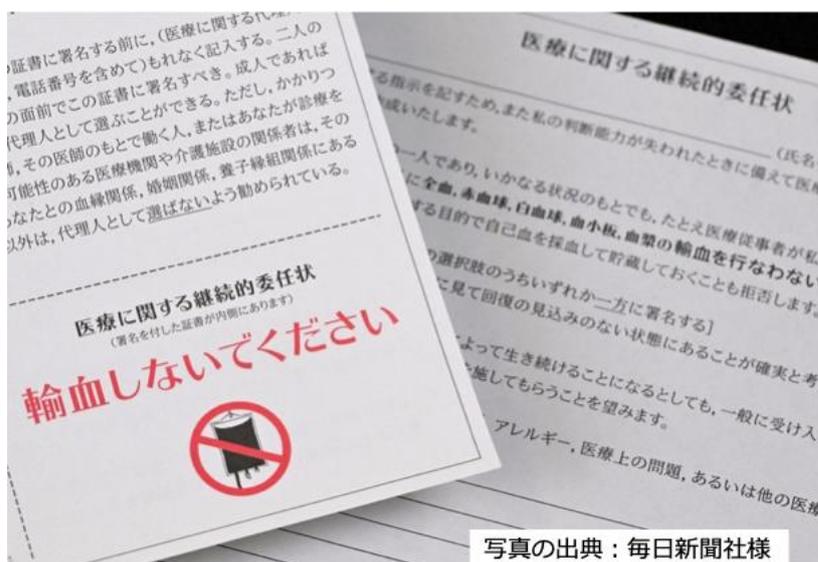
(4) 輸血拒否カードの作成は、かつてはエホバの証人の集会場にて、集会後に一斉に実行される運用であり、これは相互監視の下、仲間信者のピアプレッシャーにより署名押印をさせる危険性が極めて高いものであったと判断し得る。現在では自宅等で作成することになっているが、2名の立会証人を記載する必要があること、また信者が入院や手術等を受ける場合は輸血が関係しないと思える状況でも医療機関連絡委員会（HLC⁴⁵）に援助を要請するよう 2023 年から強く勧められており、その際に記入済の輸血拒否カードを所持して

⁴⁵ 無輸血治療に協力的な医師・医療機関を信者に紹介し、血液に関するエホバの証人の宗教上の立場を医師等に説明するなどのサポートを行うと自称する教団内部組織

いるかどうか確認されることになっているため⁴⁶、事実上、輸血拒否の信条を表明しているかについて相互監視体制が引き続き敷かれているといえないか深刻な懸念を生じさせる。

(5)「身元証明書」とは、エホバの証人信者である親が作成し、小さな子どもに携帯させることを目的とした書類である。その内容から、自分の意思を表示できない子ども・事理弁識能力のない子どもに所持させることが想定されているものと思われる。

身元証明書には、親として子どもに輸血を望まない旨の記載があり、医師による緊急時の輸血処置を躊躇させ、最も重要な初動の治療に多大な障害を引き起こし得る記載がなされている。また教団は、子どもが病院関係者は裁判官に対して、輸血を拒否する理由をしっかりと説明できるよう練習する旨の指示を出しており、現在でも撤回されていない⁴⁷。



写真の出典：毎日新聞社様



携帯のイメージ

⁴⁶ 『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください』 11章 6-10 節

⁴⁷ 『ものみの塔 1991年 6月 15日号 p. 13-p. 18』

3 宗教虐待 Q&A の記述

問4-5 信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童に対する治療として必要となる行為（輸血等）を行わないといった行為は児童虐待に当たるか。

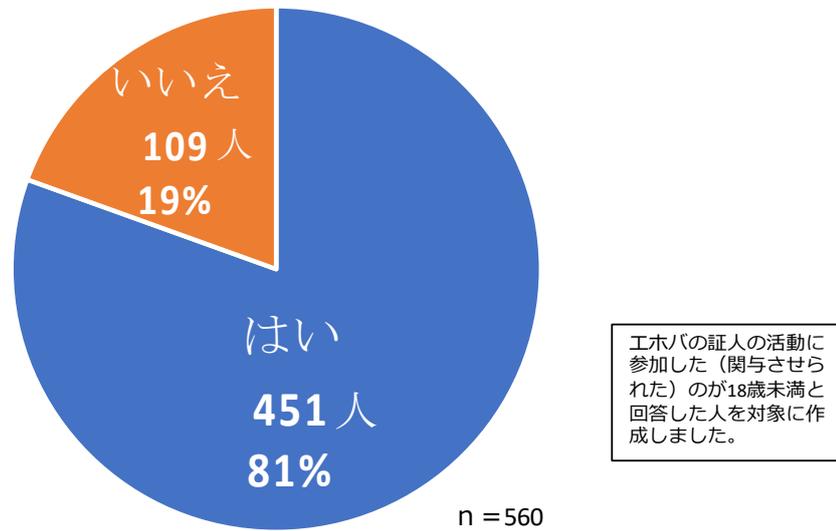
（答）

理由の如何に関わらず、医療機関の受診を合理的な理由無く認めない行為や、医師が必要と判断する医療行為（手術、投薬、輸血等）を受けさせないこと（輸血を拒否する旨の意思表示カード等を携帯することを強制することを含む。）はネグレクトに該当する。必要に応じて、一時保護による緊急対応や児童相談所長による親権停止申立（民法第 834 条の2，児童福祉法第 33 条の7）を検討すること。

出所：[宗教虐待 Q&A](#)

4 輸血拒否カードの所持についての調査結果

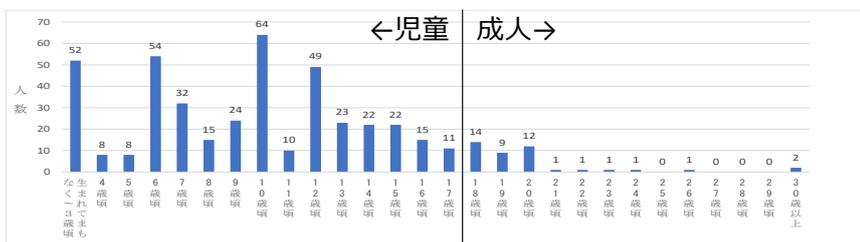
(1) 輸血拒否カードを所持していたか



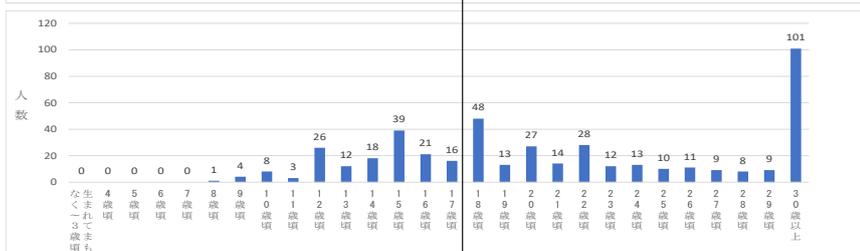
設問	「輸血拒否カードまたは身元証明書を持っていたことがありますか？ 身元証明書や輸血拒否カードをご存知でない方は、「いいえ」をお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	回答者の81%、451人が輸血拒否カード等を所持していたと回答した。

(2) 何歳ごろから持ち始め、何歳ごろまで持っていたか

上
輸血拒否カード
または身元証明書を
何歳頃から
持っていましたか？

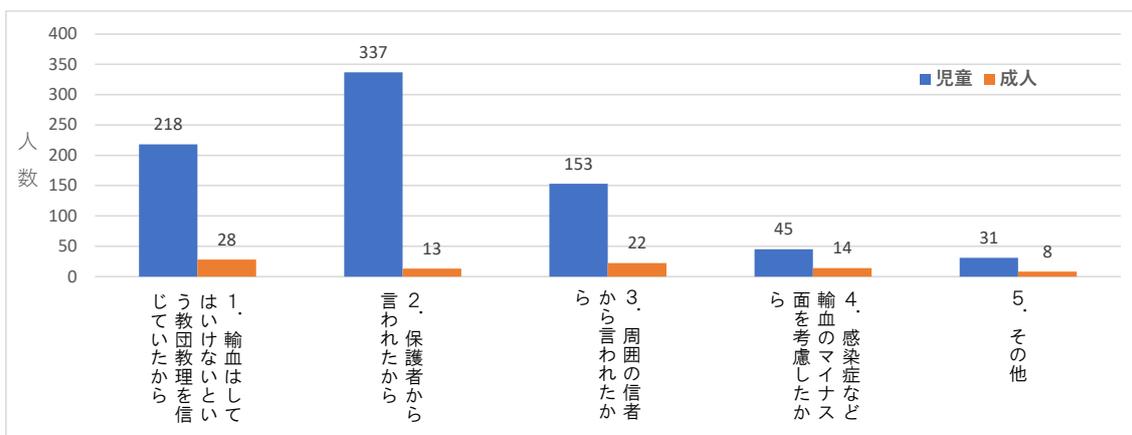


下
輸血拒否カード
または身元証明書を
何歳頃まで
持っていましたか？



設問	図中に示す。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で輸血拒否カードまたは身元証明書を持っていたことがあると回答した人を対象とし、横軸を年齢、縦軸を人数で作成した。
結果と考察	<p>その多くが児童の時から持っていて、成人になるまで持っていたことが読み取れる。</p> <p>離脱した年齢で輸血拒否カードを持たなくなった回答者もいれば、離脱するより前に持たなくなった回答者もいた。携帯を開始した年齢から成長して自らの意思で行動ができるようになったために、持たないという決定ができるようになったのだと推察できる。</p> <p>幼児期はもちろんであるが、十代であっても、信者である保護者に経済的及び／又は精神的に依存している以上、輸血拒否カードの所持を明確に拒絶することは実質的に教理への反抗姿勢であること、また信者である保護者から独立して真に自律的に自己決定できる児童は少ないと考えられることから、輸血拒否カードを所持していた理由を考えるにあたり、信者である保護者や、教団からの影響は否定できないと解するのが合理的である。</p>

(3) 輸血拒否カードを持っていた理由

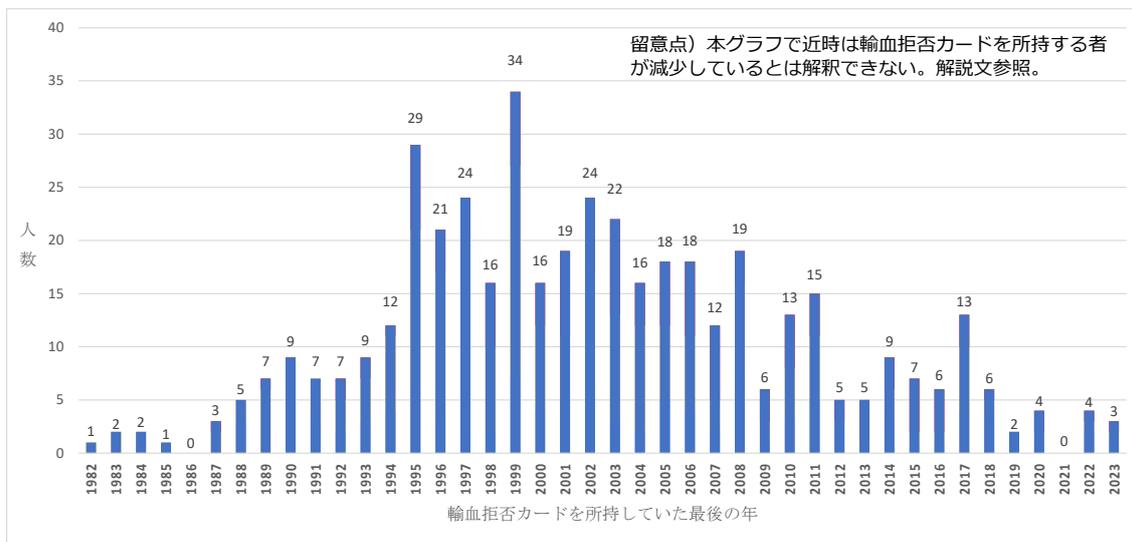


設問	輸血拒否カードや身元証明書を持っていたのはなぜでしたか？ あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で輸血拒否カードまたは身元証明書を持っていたことがあると回答した人を対象とし、横軸を「輸血拒否カードや身元証明書を持っていた理由」、縦軸をその人数で作成した。 輸血拒否カードまたは身元証明書を持ち始めた年齢を18歳未満と回答した人を「児童」、18歳以上と回答した人を「成人」として集計しています。
結果と考察	① 「保護者から言われたから」が大半を占める。 ② 「教団教理を信じていたから」も相応に回答数が確認された。 もともと、特に生命身体についての自己決定について精神的に未発達な児童の判断を社会が完全に受容すべきなのかは重大な問題である。特にエホバの証人の輸血に関する教理は複雑であるとともに、専門的な医学知識がなければ治療効果の判断が困難な（教団がいうところの）「代替治療」（この中には医学的に不正確なものも含まれる。）について、その意味や効果を理解することは成人であっても極めて困難である。 児童が輸血を拒否すべきとの教団教理に信仰をもったという場合であっても、鞭の慣行等に鑑み児童時点での教理の刷り込みがあつての事ではないかとの疑問はぬぐえない他、当該児童の心理面の発達との関係で、輸血を拒否する治療の選択が、自己の生命身体に対して与える危険性を十分に理解できるだけの判断能力、理解力、精神面肉体面の成熟性があつたといえるか等について、慎重な判断が求められると考える。 ※刷り込みからの復帰には多くの時間がかかる ⁴⁸ ことが社会学的に指摘されており、いわゆるマインドコントロール（「法規範や社会規範からの逸脱した精神支配 ⁴⁹ 」）がなされた信者が多数生み出されていないか、という点についての検討の必要性を強く示す調査結果であると判断される。

⁴⁸ 「脱会プロセスとその後—ものみの塔聖書冊子協会脱会者を事例に」、猪瀬優理、宗教と社会 2002年8巻 p. 19-37

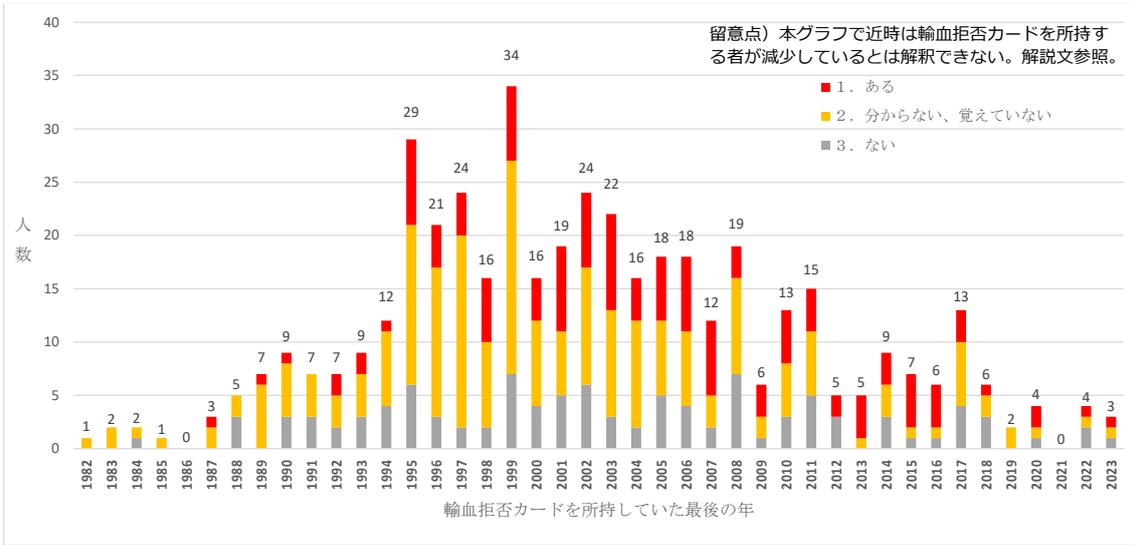
⁴⁹ 「決定版マインドコントロール」紀藤正樹著、アスコム社

(4) 輸血拒否カードを所持していた年



設問	輸血拒否カードや身元証明書を最後に持っていたのは何歳ですか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが 18 歳未満と回答した人で輸血拒否カードまたは身元証明書を持っていたことがあると回答した人を対象とし、横軸を「輸血拒否カードを所持していた最後の年」、縦軸をその人数で作成した。 なお、年齢から年を当弁護団で計算して推計しております。
結果と考察	<p>① 1980 年代から 2020 年代にかけて、どの年代においても、信者が輸血拒否カードを所持・携帯していたことが確認された。ある特定の信者や、家庭だけの特殊な事情ではなく、全国的に輸血拒否カードの所持・携帯が教団によって指導されていたことを裏付けると評価すべきと思われる。</p> <p>② 2023 年にも所持しているとする回答が存在する。</p> <p>留意点：回答者の多くは、エホバの証人をすでに離れた 2 世等であり、離れた時点が輸血拒否カードを所持した最後の年となっている。よって、上記グラフから、近時は輸血拒否カードを所持する者が減少しているとの結論が導かれるわけではない点に留意が必要である。</p>

(5) 長老などの幹部信者から確認されたことがあるか



設問	輸血拒否カードや身元証明書を持っていることを、長老などの幹部信者から確認されたことがありますか？
集計方法	前頁と同じ条件で作成したグラフを「輸血拒否カードや身元証明書を持っていることを、長老などの幹部信者から確認されたことがあるかどうか」で色分けした。
結果と考察	<p>1980年代から2020年代にかけて、どの年代においても、幹部信者による輸血拒否カード携帯の確認があったことが確認された。特定の家庭や、特定の会衆に限った特殊な事情ではなく、全国的に行われていたことがわかる。</p> <p>留意点：回答者の多くは、エホバの証人をすでに離れた2世等であり、離れた時点が輸血拒否カードを所持した最後の年となっている。よって、上記グラフから、<u>近時は輸血拒否カードを所持する者が減少しているとの結論が導かれるわけではない点に留意が必要である。</u></p>

(6) 長老などの幹部信者からの確認方法

設問「幹部信者からの確認方法はどのようなものでしたか？具体的な確認の方法や頻度についてできるだけ詳細に教えて下さい。」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

<p>・会衆で取り扱う輸血拒否カード書き換え後の一か月間や、会衆にコピーを出していない人がいると、神権家族や長老から王国会館での集会や群れの集会の終わった後に確認されました。</p> <p>・財布や免許証入れの中に入れてるかどうか、また子供たちも一緒に首からぶら下げているかどうか時々出し合って見せたり、研究司会者に抜き打ちで聞かれたりしました。 (以下省略)</p>
<p>(記憶違いでなければ)年に一度更新があったはずなので、その際カードを作っているか確認されていたと思う</p>
<p>「今日は携帯していますか？」と口頭で確認された。</p>
<p>1年に1回、集会後に作成の時間を取って確認し合った。</p>
<p>1年に1回、輸血拒否カードに署名押印していました。書籍研究の時だったと思います。幹部信者からの確認というのは個別にはありませんでしたが、そもそも同じ集会内で全員がサインしていたので、サインをしないという裁量はなかったです。</p>
<p>201〇年(実際の回答には具体的年数の記載有)に、会衆のグループ監督から、輸血拒否カードの裏表のコピーを会衆の書記へ提出することに「ご協力ください」とメールがありました。</p> <p>私は、もうその時には信仰を失っており集会にかろうじて出席している、という状態でしたので提出することを躊躇ったのですが、緊急時に備える長老への協力、ということで渋々提出しました。</p> <p>最後の提出になったのでたまたま目にしたのですが、恐らく会衆の成員全員分のコピーがグループごとにファイリングされていました。</p> <p>それ以前も、毎年更新することが暗に勧められていましたので、新年最初の集会でみな作成しあっていました。</p> <p>また、それより前ですが、子宮筋腫の手術の前にはカードの写しを医者と麻酔科医に提出しているかの確認もありました。</p>

<p>どうやって携帯しているか…などの話になり、確認されることがありました。 また、継続的委任状の代理人には信者である家族の次に長老を記載しておくことが勧められていますので書いてあるかどうか…みたいなのも把握されている人が多いのかなと思います。</p>
<p>あなたは学校に行くときに輸血拒否カードを持って行ってますか？と口頭で聞かれることが時々ありました。集会での交わりや奉仕の時など、個人的なやり取りの中で話の流れのなかで聞かれることはありましたが、特に頻度が決まっていたわけではありません。多くても年に1回か2回程度でした。</p>
<p>あまりに幼い頃から持たされていたので記憶が無いが、カードが配られた集会の際に受け取り漏れが無いかの確認はされていたと思う。</p>
<p>あまり覚えていないが、第2王国会館？という別室の様な所で確認されたと思う。</p>
<p>カードの様式が新しくなった際に「作ったか？」と口頭で確認</p>
<p>コピーでの提出、証人欄に記入</p>
<p>コピーを取られ研究司会者や母が持っていました。</p>
<p>コピーを渡してほしいと言われた</p>

本人の特定を避けるために「○」の加工を当弁護団で行っています。

(7) 極めて深刻に懸念される教団の姿勢 - 「S-401」

本報告書「第1」「7」で上述したとおり、教団は、児童虐待 Q&A を公表することなどの厚生労働省からの具体的要請を受け、これに対して「喜んで協力する」と公言し、その協力の表明として「5月10日教団通知」（「お知らせ」と題する、全信者に対して各集会場で読み上げられた声明）を公表した。ところが、5月10日教団通知の公表から僅か3か月も経過しないうちに、教団が著しく深い懸念を引き起こす行動をとっていることが本調査において報告されたので、その事実について本調査結果においても報告する。

（本項目における、教団文書言及部分の各下線は当弁護団がそれぞれ付したものである）。

- i 厚生労働省（現こども家庭庁）は、2023年3月31日に教団及び教団世界本部の関係者と会合を持ち、エホバの証人は児童虐待を容認していないことや、会衆の長老たちが親に対して子どもへの輸血を拒否するよう指図したり強制したりしないことを周知することなどを申し入れた。この事実は教団自らが公表している。

これに対して教団は、2023年5月10日付で、「エホバの証人は当局の要請に応じ、こども家庭庁と喜んで協力したいと思っていることを伝えました。そして、こども家庭庁ならびに日本の全てのエホバの証人の会衆に以下の点を伝えました。」との声明を公表し、5月10日教団通知を送付したことを広く世間に知らせた。

- ii ところが、5月10日教団通知公表から3か月が経過しない、同年8月7日に、教団は「S-401」という内部文書を「更改」した上で、教団内の幹部である長老たちに電磁的に送付したことが本調査において報告された。

S-401とは、「長老」という幹部しかアクセスできない、教団からの指示等が記載された「長老宛の手紙」と称される書面のうちの1つであり、「妊娠中の女性のための情報」と題されている書面である。また、別の長老向けの指示書「長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください」の中では、妊娠が判明した女性信者すべてに対してこのS-401を手渡し、さらに医療機関連絡委員会（HLC⁵⁰）に相談するよう勧めるようにと指示されている⁵¹。前回改定されたのは2021年8月であり、その内容は妊婦である信者に対して「～してください」という表現が多用されているものの、一般人の理解からは「いかにして輸血を避けるか」についての強い推奨であるとも読める内容であり、かつ、実際の現場での運用（個々の長老がどのような語気や口調で情報を伝えるか、熱心な信者である家族が同席した場合にどのような同調圧力があるか等）のエホバの証人社会内の現実、特に故意に輸血を受け入れた場合は忌避を伴う破門処分

⁵⁰ 無輸血治療に協力的な医師・医療機関を信者に紹介し、血液に関するエホバの証人の宗教上の立場を医師等に説明するなどのサポートを行うと自称する教団内部組織

⁵¹ 『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください』 11章2節

検討対象になり得るといふ強い制裁措置の存在とを併せて考えると、妊婦である信者への心理的影響が深く懸念される書面であった。

- iii 改訂版の S-401 においては、確かに、冒頭に太字で「この資料は特定の治療法を勧めたり、あなたの代わりに決定したりするためのものではありません。この情報を使って、自分で考えて決定してください。」との文言が新たに追加されている。

もっとも、その後の本論部分では、「以下のことを行う必要があります：(1) 初診の際に、輸血に関するあなたの立場を担当の先生に知らせます。医師があなたの決定を尊重して処置を行ってくれるか確認してください。(2) 漏れなく記入した永続的委任状（本報告書で言う「輸血拒否カード」）のコピーを担当の先生に渡してください。」等の記載があり、上述したとおり、実際の信者が置かれる状況、及び「故意に輸血を受け入れた場合には、その後の態度次第で破門扱いの対象となること」、「破門扱いとなった場合には極めて深刻な（家族・親族との関係を含む）忌避の対象となること」などの他の教団内制度を複合的に考えると、冒頭の上記注意書きが、信者本人の瑕疵のない真の自由意思に基づく決定を促すにとどまるものと言えるのか、大きな疑問が残るものである。

- iv 本件調査において最も重大な懸念を引き起こしたのは以下の点である。

改訂版 S - 401 は 2 頁に増えており、改定前には記載されていなかった以下の文言が記載されている。

記

「8. 早産:早産で生まれた赤ちゃんは NICU（新生児集中治療室）で治療を受ける必要があります。新生児科の医師に、赤ちゃんが輸血以外のあらゆる方法を駆使して治療を受けられるようお願いしてください。」

「9. 新生児の黄疸:深刻な黄疸に関しては、輸血以外の方法でどう治療できるか新生児科の医師と相談してください。」

以上

これらの文章は、たとえ信者である親が本当に瑕疵のない真の自由意思に基づき実行するとしても、児童虐待（医療ネグレクト）に明確に該当する行為の推奨としか言いようがない。

しかも冒頭記載のとおり、教団は、厚生労働省からの具体的要請を受け、これに対して「喜んで協力する」と公言し、5月10日教団通知を公表したとわざわざ公に宣言しながら、3か月も経過しないうちに上述の内部書面を出しているのであり、政府の提言に「喜んで協力する」と言いながら真逆の行動をとっているとしか評価できない事態である。

(8) 輸血拒否という児童虐待の実例の一例

エホバの証人の輸血拒否教理による児童虐待（医療ネグレクト）については、本調査を通じて多くの報告が寄せられた。そのうちの1件について、以下のとおり紹介する。

なお、本実在事例については、虐待を受けた当事者に対して録音録画を伴うインタビューを含む直接の面談での聞き取りを複数回実施したほか、9年7か月半にわたる全医療記録の提出を受けたうえで同医療記録（医師により数年にわたる各診察のたびに記載された「生の記録」）の精査を実施した。

① 2013年7月

被害児童は10歳になった誕生日に心臓疾患が発見された。両親ともエホバの証人信者。

大規模病院において「外科的措置が必要であり、緊急時には輸血が必要」と診断された。当該心疾患は外科的措置をしなければ心肥大の増悪・日常生活の制限・成長阻害をもたらすものであった。両親がエホバの証人教理を理由に輸血を拒否し、手術はできなかった。

※カルテの記録：

「家族がエホバの証人信者であり、輸血・成分輸血はできないと申し出あり」

「緊急事態には輸血が必要となると可能性を説明したら、信仰上無理と。」

「説明対象：患者本人、母親、父親、エホバの証人の奉仕者」⁵²

② 2013年10月

医師からは「医学的見地から今が手術のベストの時期」との説明があり、手術の仮日程も決定されたが、両親がエホバの証人の教理を理由に後に手術を拒否。

※カルテの記録：

（担当医が）「輸血をしないことが原因で命を落としてしまう危険性があり、万が一そのような事態を両親が容認できるかを良く考えてくださいと話した。本人が10歳とまだ意志決定能力がない年齢なので、両親でよくかんがえて決めて下さいと話した」

※ 被害児童からの報告では、この診察の日、家に帰ってから「自分の口で医師にはつきり輸血拒否をしないと云わなかった」という理由で鞭をされた。

③ 2014年3月

両親がエホバの証人信者で輸血拒否をしており手術ができないので、本人が意志決定できるまで手術を延期すると医師が決定。

※ 被害児童からの報告では、この診察の日も、家に帰ってから「自分の口で医師に

⁵² 被害児童本人によると、この「エホバの証人の奉仕者」とは、医療機関連絡委員と呼ばれるエホバの証人の長老で、もっぱら両親ではなくこの長老が医師への説明をしたとのことである。

はっきり輸血拒否をしないといわなかった」という理由で鞭をされた。

④ 2015年3月

上記「③」と同様（※鞭についても同様）

⑤ 2016年3月

上記「③」と同様（※鞭についても同様）

⑥ 2017年3月

上記「③」と同様（※中学生になったことを理由に鞭はされなくなった。以下同様）

⑦ 2018年3月

「③」と同様（家に帰って鞭をされたこと以外）

※カルテの記録：

「若いあいだは症状がなくても、次第に心不全症状が出てくる人が多いので、いずれ閉鎖（注：心臓手術のこと）した方が良い疾患なのであるとすることを十分に理解するように父と本人に説明した」

⑧ 2019年3月

「③」と同様（家に帰って鞭をされたこと以外）

※カルテの記録：

「(医師が) 本人にはどう考えているか確認したところ、〈中略〉もっと早く治療してもらっても良かった。輸血の事に関してもどっちでも良いと思っていると」

※なお、被害児童はこの時のやり取りについて、弁護団に対して、「15歳になったときに初めて医師が自分自身の考えを聞いてくれた。本当はすぐに手術してほしいと言いたかったが、親がエホバの証人ではとてもはっきりそのようなことは言えず、ただ『輸血拒否は自分の意志ではない』ということ伝えるために『輸血の事に関してもどっちでも良いと思っている』という表現を使うことが精いっぱいだった。自分だけ学校の体育時間に走ることもできず、生活のすべてが制限され、なんで自分だけがこうなのかという状況にありながら手術をしたくないはずがない。それでもそれをお医者さんにも言えない状況に置かれていたことをわかってほしい」と説明している。

⑨ 2020年3月

「③」と同様（家に帰って鞭をされたこと以外）

※カルテの記録：

「本人は治療法にこだわりはないので、さっさと治してほしいと思っている。」

「成人に達している姉もさっさと治してもらいなよと言っている。」

「本人にはいくら自分がそのように希望していても、まだ未成年なので父が同意しないと手術の内（注：手術できないの誤字と思われる）。と説明」等の記載あり。

※なお、被害児童はこの時のやり取りについて、「16歳まで成長したことと、姉が成人して自分の味方についてくれたので、医師にだけははっきりと自分の意思を初めて伝えられるようになった。姉のようなエホバの証人社会の外部の「大人」で味方になってくれる人が存在したことはとても大きかった。ただそれでもなお、生活すべてを親に依存している状況では、手術を受けることはできなかった」と説明している。

⑩ 2020年4月

※カルテの記録：

「宗教上の理由から両親の輸血拒否が足かせとなっており、未治療で経過している<中略>の症例・<病名中略>としては比較的大きく、右心系の容量負あり。」

「児本人は、何の方法でも良いので早く治してほしいという希望を持っている。姉（20歳）にも相談しており、児の考えを尊重してくれている。父は輸血に関する考えは変わっていないことを確認。」

「本日は、本人と父に加えて、初めて姉が同席。」

- ・ほとんど話し合いにならない。
- ・輸血が必要となった場合、本人と姉は輸血してでも救命してほしいとの気持ち（つまり二人は信者ではない）。父は輸血は絶対容認できない考えを曲げない。」

「本人から自分と姉と医師の3人で話をしたいという強い希望があり、父に了解を得て、3人で話をした。その結果、

- ・自分の体のことを考えてくれない親を受け入れることができない
- ・自分と信仰を天秤にかけたときに、自分より信仰を大事にする親であると
- ・姉も同様の意見を持っている
- ・将来のことについても勉強したいとか、就職したいとか希望を言える親ではない（エホバはもともと、高等教育を容認していない信仰らしい【医師のカルテ原文ママ】）
- ・以前（10歳の時）に輸血に関して自分はどう思っているのかと聞かれたときに「行けないことだと教えられています」と答えたのは（注：「行」は誤字と思われる）、親に気を使ってそう言ったのであって、輸血をしないと助からない事態に陥った時は、輸血をしてほしいとの考えを持っている。
- ・子供の時にエホバの活動に参加させられていたのはとてもいやだった。その考えを押し付けられてとてもいやだったと思っている。」

⑪ 2021年3月

※カルテの記録：

「父（と他界した母）がエホバの証人で輸血拒否」

「本人は確実な方法で治療を希望されており、何かあった場合は輸血も受け入れる。
早く治療してほしいと思っている。」

⑫ 2021年12月

被害児童本人が輸血に同意の上、手術を実施。

エホバの証人信者である父が拒否したため、手術の同意書の証人欄には看護師が署名。

※その他：被害児童（聞き取り時は成人）は弁護団に対して、「自分の父親は、自分や姉がほんの少し体調が悪くなっても買いすぎるくらい薬を買ってくるなど、子ども思いの親だった。ただ、エホバの証人の信仰に関しては絶対に自分たち家族や自分の命よりも優先して譲らなかった。エホバの証人の教えが自分を長年の間身体的にも精神的にもことん苦しめ、その教えが本当は優しかったはずの親との関係や自分たち家族の関係を破壊したと確信している。このことを許すつもりはない」と訴えた。

上記の実例についての、当弁護団の意見は以下のとおりである。

- i 本件は、明白な、エホバの証人教理への信仰を理由とする児童虐待（医療ネグレクト）である。
- ii 本件において、「児童相談所への通報」という手段による救済はなされなかった。
「輸血拒否」という生命に直結する事案については、児童相談所への通報という手段についての啓もう、及び、同制度の運用の実効性についての検討を抜本的に行う必要があるのではないかと。
特に緊急大量出血の事案においては、児童相談所への通報を介した親権停止はもとより、それより早い仮処分や、さらにより迅速な措置として児童相談所所長による緊急保護措置などが取られたとしても、なお救命のための時間が間に合わない事態が容易に想定されるのが現実である。
- iii 上記事例の「⑩」記載のような内容が、医療記録に記載されるという事実自体が、経験則上、異常な事態である。
当該記録から、本件のような事態が生じた際の医療機関側の判断の困難さ、担当医師の苦悩等にも社会は関心を向けるべきではないか。そのためにも、医学界で策定されている「宗教上の理由による輸血拒否患者に関するガイドライン」につき、より実効性のある内容を実現するためのさらなる改良を検討するべきではないか。
- iv 上記事例は、特別に稀有なケースとは考えられない。本件調査においては、上記事例とほぼ同種の症例（疾患）を抱える未成年者の事例についての報告があり、当該別報

告事例は、上記事例と異なり、治療が現在進行形のケースであった。

日本全国において、どれほどの輸血拒否事例、どのような輸血拒否事例があるのかについて、正確な調査とデータ把握は、喫緊の課題ではないか。

(9) 過去の子どもの死亡事例について

1985年6月6日には、当時10歳9か月の児童が交通事故に遭い大量出血し、その後、大学病院救命救急センターに搬送されたにもかかわらず、両親が輸血を拒否し、その後、当該児童が病院到着から4時間23分後に死亡するという事例が起きている（以下、「85年輸血拒否死亡事例」という）。本件調査報告書の内容・趣旨に合致するため、当該事例についての当弁護団の考えを記載する。

85年輸血拒否死亡事例については、治療にあたった医科大学の整形外科主任教授であった三好邦達教授が極めて重要な論考を残している⁵³。同論考の冒頭で、三好教授は同事例について記すことの苦悩を吐露しており、医師が「法律誌」に論考を寄せるということ自体が、この輸血拒否というテーマが医学界のみならず、法律という世界、ひいては法が関わる社会全体で議論を深めるべき極めて重大な課題であることを示していると考えられる。

同教授による論考の中で重要なポイントと考えられるのは、以下の点である。

- ① 事実経過 - 被害児童は、1985年6月6日午後4時30分頃にダンプカーにはねられ受傷。直ちに救急車にて救命救急センターへ移送され午後4時55分到着。輸血準備中にエホバの証人信者の両親が来院し、揃って輸血を拒否。やがて仲間の信者数人も来院。センター勤務医、整形外科医、外科医、麻酔科医等、総勢30人余りの医師が処置と説得にあたり輸血の必要性を強調するが納得が得られず、見かねた警察官まで説得に加わったが説得と拒否の繰り返しが数時間に及び異様な雰囲気となった。遂に納得が得られず、輸血することなく輸血以外の全ての救命処置が行われたが、午後9時18分死亡。
- ② 当該医科大学の常勤理事会はこの4日後である1985年6月10日、輸血拒否問題について「必要と判断された場合には警察の協力を得て支援団体の排除等に努め、両親への説得を続けつつ、人命を最優先し輸血を行う。これに対する責任は大学が負う。」という決議をして内外に声明。同医科大学の生命倫理委員会もこの声明を支持。
- ③ 反省する要因の1つは家族以外の他人が存在したことである。両親に説明し、なんとか納得してもらえそうになっても、両親は仲間の信者と相談の上、また拒否となる繰り返しがあつた。このような体験から前述した常勤理事会決議としての声明となった。

なお、2023年に入ってからANNの報道は、この事件のあとに教団が行った声明の発表シーンを放映している⁵⁴。同報道によれば、教団側は、以下の声明をテレビカメラの前で

⁵³ 『法学教室 1992. 1-No. 136 p. 46「医学の立場から」』

⁵⁴ ANN テレメンタリー2023 「輸血拒否 誰がために～エホバの子 信仰か虐待か～」

公表している。

- 「聖書の教えに忠実を示されたことを私たちは評価しています」（死亡児童とその家族に向けられたと思われる声明）。
- 「病院の関係者の方が尊重してくださって輸血を強行するという手段に出られなかったことを私たちは感謝していますし」
- 「それは正しい事であったと思っています」

85年輸血拒否死亡事例についての当弁護団の考えは以下のとおりである。

- ① 本件は完全な「医療ネグレクト」という児童虐待であり、社会通念上許されない。
- ② 被害児童が死亡した後に教団が行った記者会見の内容は、明白かつ深刻な児童虐待を経たのちに子どもが死に至ったという事実につき、「評価しています」「病院に感謝しています」「正しい事であった」と述べる点において、異常であるとしか評価のしようがない。
- ③ 上記教団会見について、わざわざ教団自身が見解を述べていること、この明白かつ深刻な児童虐待行為につき「私たちは評価しています」と述べるほか、病院が輸血をできなかったことについて「私たちは感謝しています」などと1人称で述べていることから、この明白かつ深刻な児童虐待行為について、(法的であれ道義的であれ) 教団の関与があったと認定されるべきではないか。
- ④ 「③」で上述の事実のほか、救急搬送後、両親が病院に到着した後について、「やがて仲間の信者数人も来院」・「両親に説明し、なんとか納得してもらえそうになっても、両親は仲間の信者と相談の上、また拒否となる繰り返しがあった。」との指摘が権威ある医師からなされており、かつ、このことを受けて医科大学の常勤理事会及び生命倫理委員会が「必要と判断された場合には警察の協力を得て支援団体の排除等に努め、両親への説得を続けつつ、人命を最優先し輸血を行う。」との結論に至ったという事実からも、この明白かつ深刻な児童虐待行為について、(法的であれ道義的であれ) 教団の関与があったと認定されるべきではないか。

(10) 宗教的理由による輸血拒否がもたらしてきた死亡者数の考察

エホバの証人の輸血拒否教理を実践することでこれまでに何人の人が死亡してきたのであろうか。

輸血拒否の信仰を原因とする死亡者数を正確に把握することは、教団外部のどのような人物や団体にも不可能であろうし、教団自身も把握しているかどうか不明である。もっとも、医師・医療従事者のための総合医療情報誌である『日経メディカル』は、2023年4月10日から16日にかけて、医師会員を対象とした「宗教上の理由による輸血拒否」についてのアンケートを実施し、同年4月28日に総回答者数9210人から得た調査結果を公表した⁵⁵。

同調査結果のポイントは以下のとおりである。

- ① 総回答者数は9210人
このうち輸血を伴う医療行為を手掛けたり輸血への同意を取ったがあるのは4873人である。
- ② 上記輸血を手掛けた医師4873人のうち宗教上の理由で患者やその家族から輸血を拒否された経験があるのは69.8%。このうち42.3%の医師が「複数回ある」と回答した。
- ③ 上記②の医師らの、輸血拒否後の患者の転帰についての回答は以下のとおり
 - ・「輸血できなかったため救命できなかった」が241例
 - ・「輸血を拒否した患者の転帰につき（転院などのため）わからない」が583例
 - ・「輸血と関係なく救命できなかった」が283例
 - ・「救命できた」が2351例
- ④ 輸血拒否例のうち最も重篤だったケースで輸血が必要となった理由では「大量に出血したこと」が63.0%と最も多い。

この結果から、まず、少なくとも241人が宗教上の理由による輸血拒否を原因として死亡していることが明らかとなった。

なお、参考として、この調査結果について「代表性」を見出すこと、すなわち、日本全国には医師が約34万人存在するところ⁵⁶、上記調査に回答した一部の調査対象医師らから得られた調査結果が約34万人の医師らに起きている事象を偏りなく正確に反映している

⁵⁵ 「輸血を伴う医療行為を手掛けた経験のある医師4873人に聞いた「信仰を背景とした輸血拒否の実態 信仰を理由に輸血を拒否された経験を持つ医師は7割」『日経メディカル』2023年4月28日

⁵⁶ 厚生労働省『令和2(2020)年 医師・歯科医師・薬剤師統計の概況』

と考えて、「上記調査結果の数値は医師全体に起きている事象の縮図である」との前提の下、上記調査結果の数値を医師全体を母数とするパーセンテージに引き直して日本全国で起きた宗教上の理由による輸血拒否に起因する死亡者数の総数を推定することはできるの
であろうか。

統計理論の観点からいえば、代表性の判断にはバイアス・回答意欲の有無等の多様な要素が関係するため、様々なアンケートの結果について理論的な保証を担保することが困難であることは言うまでもない。その前提の上で、上記調査結果については、

- i 回答した医師ら 9210 人のうち、47%にあたる 4337 人はそもそも輸血を手掛けたことがないことを前提に回答していること
- ii 輸血を手掛けたことのある残りの 53%の医師らのうち、さらに 30.2%の医師らは宗教上の理由による輸血拒否の経験がないことを前提に回答していること
- iii 輸血を手掛けたことがあり、かつ、宗教上の理由による輸血拒否の経験がある医師ら（総回答者 100%（9210 人） \times 52.9% \times 69.8% $=$ 36.93%）の回答は、「救命できた」「転院などのため転帰はわからない」「輸血に関係なく救命できなかった」「輸血できなかったため救命できなかった」に分かれており、死亡の原因が輸血拒否であるか否かについての正確な峻別がなされていること
- iv そもそも総回答数が 9210 人と量的に多いこと

などの要素から、母集団（医師全体）に対する代表性があると仮定して、母集団全体に引き直した数値を考慮することは輸血拒否による死亡者数の推計作業と全く無関係とはいえないものとする。

もしも仮に、上記調査結果が日本の医師全体に起きている事象の縮図であると仮定するならば、上記調査に回答した医師の数は国内の全ての医師約 34 万人の約 2.7%に相当し、9210 人から得られた回答結果の数値を 37 倍にすれば医師の総数を母数とする数値に引き直しがされる。

上記調査結果では、241 人の宗教上の理由による輸血拒否を原因とした死亡のケースが報告されており、この数値に 37 をかけると、8917 人となる。また、「転院等の理由により転帰が不明」というケースについては、無輸血治療可能な医療機関に転院して救命されたケースが相当数あることが予想されるが、同時に、転院が必要というケースは症状が重篤すぎるために転院するケースも相当数含まれると考えられ、転院後に死亡に至ったケースも予想されるため、こうしたケースも含めた場合の死亡例は、当然に、上記 8917 人という数値を上回る事となる（これが、机上の数値による 1 つの算定結果の呈示にとどまることは、繰り返し強調する）。

上記調査結果を基礎として、正確な「宗教上の理由による輸血拒否を原因とした死亡者数」を図ることは誰にとっても不可能と考えられるのであるが、まさにこの点こそが非常に大きな問題である。つまり、エホバの証人の輸血拒否教理を原因として死亡した人/死亡する人の数は誰にも正確に把握されていない＝暗数であり、さらにその中に子どもがどれほど含まれているかもまた、暗数である。したがって、こうした死亡事例（及び救命に至ったとしても輸血拒否により重篤な後遺障害が残存したケース）について、どの程度の数が存在するのかについて、社会が把握・認識できる調査や仕組みが必要ではないか。

さらに言えば、輸血拒否例のうち最も重篤だったケースで輸血が必要となった理由では「大量に出血したこと」が63.0%と最も多いのであり、突然の大量出血という緊急事態において、「本当に輸血を拒否して死亡に至っても良いのか」という事実を熟考できる時間など到底ないケースが多いことがデータ上で示されているものと考えられる（本調査報告書の主眼である「児童虐待」というテーマの観点からいえば、平成27年から令和元年は2歳～14歳の子どもの死亡原因の第1位は全て「交通事故」、すなわち緊急の大量出血が予想されるケースである⁵⁷。また、妊産婦の死因の1位も大量出血とされているところ⁵⁸、妊産婦の死亡自体が悲劇であるが、そうした事態が発生する際には胎児・新生児も死亡に至る危険性が高いことは指摘するまでもない。）

他の項目で指摘した「輸血拒否カード等の携帯」という問題は、この深刻な事実と併せて検討されるべきことが明白というべきである。

⁵⁷ 消費者庁消費者安全課『子どもの不慮の事故の発生傾向』、厚生労働省『人口動態調査』 子ども家庭庁『令和2年度子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議資料』等

⁵⁸ 日本産婦人科医会 医療安全部常務理事長谷川潤一『妊産婦死亡報告事業 2019 2010年～2019年に集積した事例の解析結果』

(11) 子どもの輸血拒否に対する法的対応及びさらなる重要な改善点

信者である保護者がエホバの証人の輸血拒否教理への信仰を理由に子どもの輸血を拒否する場合（以下、「輸血拒否医療ネグレクト」という）、当該子どもの生命・身体を守るための法的対応はどのようなものであろうか。この点につき、社会一般については、インターネット上で「親権喪失の審判制度があるからもう対応は十分にされていて問題はない」という雑駁で誤った意見が見られたり、弁護士等の法律の専門家の間でも十分に理解されているとは言えない状況であるように思われる。また、輸血拒否医療ネグレクト発生の際に緊急治療にあたる医療機関や児童相談所の負担と努力がどれほどであるかについての関心や理解も不十分であるように思われる⁵⁹。そして何より、エホバの証人の個々の信者ら自身が、緊急輸血拒否の事態が本当に自分たちの身に起きた時に、一体、どのような現実が待ち受けているかについての認識が著しく希薄であるように観察される。

そこで、本項目においては、①輸血拒否医療ネグレクト事案が発生した場合の枠組み、②当該枠組みの現実の運用における懸念点と改良の余地、③これらに関連したエホバの証人に関わる様々な事情について報告する。なお、法的枠組み全体について解説することは本報告書の趣旨を逸脱するため、「緊急の輸血拒否事案」について限定した報告をする。※本項目は、子どもの命に直結すること、制度的枠組みと関連することなどの観点から、本報告書の内容の中でも最も重要な部分の1つであると、当弁護団は考える。

i. 法的対応についての指針

輸血拒否医療ネグレクト発生時の対応について、2023年11月時点で指針となる公的資料は以下の3つである。

- ①『医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について』⁶⁰
- ②『医療ネグレクトへの対応手引き 平成25年改訂版』⁶¹

⁵⁹ 当弁護団は、緊急輸血拒否の事案は発生する母数が少ないであろうことを考えると、こうした現状があることはむしろ当然のことであると考えている。本件調査中及びその前後の期間、輸血拒否医療ネグレクトについて複数の弁護士や複数の児童相談所の職員等に聞き取りを行ったが、「輸血拒否に関する最高裁判例の判断の基本枠組みさえ知らなかった」・「そうした事案が管轄内で過去に発生していないので対応のフローチャートについてすぐに説明はできない、確認が必要」といった意見が寄せられた。繰り返しになるが、このような事例の経験者自体が極めて少ないと思われるためにこうした現状は当然のことであるとし、一方で、いざそうした事態が発生した際には、関係者は「子どもの命に直結する状況」に突然おかれることになり、しかも過去の類似経験を誰も持っていない、という状況になり得るのであるから、本項目記載事項の報告は、特に意味があるものと考えている。

⁶⁰ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 雇児総発 0309 第2号平成24年3月9日

⁶¹ 日本子ども虐待医学研究会 医療ネグレクトへの対応手引き改訂ワーキングチーム

③『宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトが疑われる事案への対応について』⁶²

これら3つの資料のうち、①が現行法における考え方や必要な手続等を整理したものであり、②は医療現場及び児童相談所等の対応の実際の流れをより詳細かつ具体的に説明したものであり、③は特に輸血拒否医療ネグレクトに具体的に着目して要点を集約した内容、という関係になっていると考えられる。

ii. 輸血拒否医療ネグレクトが起きた場合の現在の法的対応は、概ね以下のとおりである。

かつては親権喪失宣告の申立て等により対応していたが、平成24年4月1日に施行された改正民法により、親権の停止制度が新設されたことなどに伴い、これ以降、対応方法に変更が生じている。以下の①→④は、救命のための時間・緊急性を考慮して選択されるもので、①→④に進むにつれて、より緊急性が高い場合への対応の選択順序である。

①親権停止の審判による親権代行：児童相談所長が家庭裁判所に「親権停止の審判」を請求し、審判確定による親権停止後、親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意して医療機関が医療行為を行う（但し、緊急の場合は時間的に治療が間に合わないことがある）



②「①」の保全処分：児童相談所長が親権停止の審判を請求しその効力が生じるまでの間、親権者の職務執行を停止し更に必要に応じて職務代行者を選任する「審判前の保全処分」を申し立て、家庭裁判所が親権者の職務の執行を停止し、必要に応じて職務代行者を選任する。職務代行者が選任された場合には職務代行者が、職務代行者がない場合には親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意し、医療機関が医療行為を行う（但し、緊急の場合はそれでも時間的に治療が間に合わないことがある）



③児童相談所長による緊急措置：児童相談所長等による監護措置については、児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、親権者等の意に反してもとることができる旨が明確化された（児童福祉法第33条の2第4項、同法第47条第5項）。よって、緊急事態であるにもかかわらず親権者等による同意を得られない場合には、この規定を根拠として児童相談所長等が医療行為に同意し、医療機関が医療行為を行うことができる（但し、緊急の場合はそれでも時間的に治療が間に合わないことがある）



④緊急避難（事態の緊急度が一刻の猶予もない場合） - 超緊急の際には、医療機関の判断によって緊急避難（民法720条第2項、刑法37条）として医療処置が執行されることもありうる⁶³。

⁶² 厚生労働省こども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室 令和5年3月31日

⁶³ 『医療ネグレクトへの対応手引き 平成25年改訂版』には、以下の記載がある。

このように、現在の法的対応の枠組みは、緊急性に応じて、①親権停止の審判→②親権停止の審判の保全処分→③児童相談所長による緊急措置→④最終的には民法・刑法の緊急避難概念による医師の判断、というものである。

iii. 運用における現実の困難

上述のような枠組みが関係者らのたゆみない努力により構築・改良されてきているが、実際に緊急大量出血の輸血拒否医療ネグレクトが発生した場合、現実の現場においては、治療開始に至るまでには様々な障害・困難が存在すると考えられる。

(i) 緊急の大量出血における輸血拒否医療ネグレクトにおいては、上記 ii 「④緊急避難概念による医師の判断」が最も早く最も効果的と考えられる。

もっとも、ただでさえ究極の救命現場に立っている医師にそうした判断をさせることは相当の心理的負担を医師に与えるものであろうし、「輸血行為をして医療機関の違法性が問われた最高裁判例」⁶⁴の結論だけが頭に入っていれば、訴訟提起の可能性が、適時の輸血を伴う治療への萎縮効果を生じさせる可能性もある。もとより医学の専門家である医師に民法・刑法の緊急避難による違法性阻却に基づいた判断を求めることも多大な心理的負担を与え得る。

さらに、より現実的な観点からは、医療行為を行うことの決断に際しては、大規模病院においては、治療担当医から上長の医師、病院長、さらには医療機関の顧問弁護士に報告・相談してから決断がなされると指摘する医師もいるし、医師の常識的な感覚からは、まずは治療の必要性を理解してもらうために保護者を説得することが第一に来るであろうと述べる医師もいる。

また、このような対応に迫られる場合、救命救急に携わる医療機関側は、1分1秒を争うはずの他の緊急患者への治療にあたる時間が圧迫される事態となる可能性も予想される。

こうした不可避な障害や問題が存在する中で、上記④の対応が迅速になされるか否かについては、社会の検討や制度的対応が不可欠と考えられる。

(ii) 仮に、医療機関の判断により、上記 ii ④の対応がとられない場合は、上記「③児童相談所長による緊急措置」によることとなる可能性が高いと考えられる。ただその場合であっても、児童相談所への通告は④医療処置の同意問題が発生して親権者への説得が開始

「このような対応を行う法的根拠には様々な考え方がある。いずれにせよ、子どもの最善の利益の観点から選択の余地のない、一刻の猶予もないことであれば、例え親権者が同意していなくても、その医療処置の実施を制限したり禁じたりする法的正当性はない、つまり、子どもに対し特定の医療行為が明らかに必要であるにもかかわらず、親権者がこれを拒否するときは、その親権者の拒否は親権の濫用にあたり違法であるというのが司法の立場である。」

⁶⁴ 平成12年2月29日最高裁平成10(オ)1081事件判決

された時点又は⑥ 一定の医療処置の説得が試みられたが親権者の不同意が明確となった時点が想定され、医療機関が通告するまでのタイムラグが生じ、その後、児童相談所においては「緊急受理会議」が行われたうえで、複数の確認作業を経て「緊急措置」に至ることとなる⁶⁵。

医療機関側の対応にどれだけの時間がかかるかにもよるが、児童相談所側が全精力を挙げて対応に奔走したとしても、「緊急措置」による治療開始まで3～4時間は必要ではないかと語った児童福祉の行政関係者もいた（なお、上述のとおり、「85年輸血拒否死亡事例」においては、輸血以外のすべての医療措置が尽くされたにもかかわらず、高度救命救急センターに児童が搬送されてから死亡に至るまでの時間は4時間23分であった）。

(iii) 本調査報告書の趣旨と関連して、重大な検討課題となるのは、一定の判断能力があり、自分の意思を表明できるとみなされる15歳～17歳の子どもに緊急輸血拒否事案が発生した場合である。

こうしたケースについては、『医療ネグレクトへの対応手引き 平成25年改訂版』及び『宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトが疑われる事案への対応について』のいずれの資料も、『宗教的輸血拒否に関するガイドライン』⁶⁶に依拠する旨が示されており、当該ガイドラインによれば、「輸血拒否の当事者が15歳以上で医療に関する判断能力がある場合で、親権者と当事者の両方が輸血拒否をする場合、医療側が無輸血治療を貫くと決定する場合は免責証書の提出を受けて無輸血治療を実施すること・医療側が無輸血治療が難しいと判断した場合は早めに転院を勧めること」とされており、判断能力のある15歳以上であれば親権者及び患者自身が無輸血治療を希望すれば、輸血治療はなされないという結論に至っている。

当弁護団は、権威のある高度専門家の合議体により作成されたこの『宗教的輸血拒否に関するガイドライン』に異議を唱えるものではないが、本調査報告書により明らかになった事実（そしてこれらの事実は、当該ガイドライン制定時には社会一般にそれほど認識されていなかった事実であると考え）を踏まえて、当該ガイドラインをさらに改良する余地がないか、検討いただくことを強く提言したい。

すなわち、本件調査の回答者の多くは、①非常に幼い時から集会・大会に連れられて宗教教育を受け、②伝道という、幼い子どもにはそぐわない活動に参加し、③一般社会の人との交友を制限され、④一般社会の人に対しては「自らの口で信仰を表明するように」と教えられ、⑤輸血拒否の場面においては、裁判官や医師に対して「自分の信仰」なるものを表明することができるよう「練習」を事前にしておくようにと教える宗教団体内で育ち、

⁶⁵ 『医療ネグレクトへの対応手引き 平成25年改訂版』p.21等

⁶⁶ 日本輸血・細胞治療学会外4学会の宗教的輸血拒否に関する合同委員会によるもの

⑥教団の教えに明白に逆らえば忌避の対象となりえる状況、そして、間近に迫るハルマゲドンで滅ぼされることになると教えられる状況で育ち、⑦僅か12歳ころから正式信者となる人数が急増する宗教団体内で育ち、⑧上記の各事項を含む教団や親からの教えに逆らえば極めて苛烈な身体的・心理的虐待行為を頻回に受ける状況で育った人たちである。

ここまで特異な環境で育った、僅か15～17歳の子どもが、自分の命を失うことになるかもしれない「輸血拒否」を自分の口で表明した場合、果たしてそれが「真の自己決定」であるのか、その言葉や意思表示を尊重して、無輸血治療を貫くことが社会的に許容されることなのか、といった懸念につき、十分な検討を加えていただきたい旨を提言する。

(iv) なお、『医療ネグレクトへの対応手引き 平成25年改訂版』p.24には、一般社会の善良さが反映された文言が記載されている。そこには、「◆保護者を非難しない - 保護者を非難したり責めたりすることは慎重に避ける必要がある。通常こうした事態では、保護者側に強い困惑か複雑な葛藤、何らかの事情があるのが常である。またさらに保護者は当の医療処置を拒んでいたとしても、後に健康となった子どもに対しては良き親であろうとする意思を持っていることが多い。こうした先々までの経過を見通して、目の前の課題について冷静に扱うことが、援助者の姿勢として重要である。」と記されている。

輸血拒否医療ネグレクトに至る信者である親の状況にもまた、(iii)で記載した子ども側の状況と同じような複雑な要素が存在する。それは、「自分の子どもの命を本当に救いたいのなら教団の輸血拒否教理に従わなければならない」という、悲痛なまでの子どもへの愛かもしれず、「輸血拒否教理に従わなければ、自分が忌避され、子どもも忌避される。将来のハルマゲドンにおいて親子ともども滅ぼされる」という恐怖感かもしれない。

いずれにせよ、こうした、周囲からは容易に理解できない複雑かつ重層的に構築された親の心理状態が、輸血拒否医療ネグレクトという結果につながっているのは明白であり、社会一般がそうした面に思いを向け、対応してゆくことが重要であると考ええる。

5 輸血拒否についての小括

(1) 輸血を拒否する旨の意思表示カード等の携帯にかかる量的確認

いわゆる「輸血拒否カード」や「身元証明書」について、①その内容からして「輸血を拒否する旨の意思表示カード等」（宗教虐待 Q&A 問 4-5 参照）にあたり、さらに、②信者である保護者・児童共に携帯していたことが量的に確認された。

(2) 信者による児童虐待行為の存在

上記を前提に、①輸血拒否カード等の作成を保護者から指示され、また、その携帯を確認されていたと証言するケースが多数に及ぶこと、またなにより、②長年にわたり輸血拒否がエホバの証人内で極めて強く推奨されてきたと評価できる状況であり、信者である親が子どもの輸血を拒否し、又は子どもに対して同様の指導をしている事例や、子どもをして輸血を拒否させるよう求められている事例が現実に存在すること、③輸血拒否カード等の携帯や、場合により、医師に対して直接「輸血拒否」の意思表示をすることは、子ども自身が真に自己の意思で自律的に判断の上で輸血を拒否することが困難（ないし事実上不可能）であることからして、「医師が必要と判断する医療行為（手術、投薬、輸血等）を受けさせないこと」や、信者である親が子どもに対し「輸血を拒否する旨の意思表示カード等を携帯することを強制」するケース（宗教虐待 Q&A 問 4-5 参照）の存在が認定できる。

(3) 上記の児童虐待行為に教団が実質的に関与していると言わざるを得ないこと

「輸血を拒否する旨の意思表示カード等を携帯することを強制」することについて、下記の事実に鑑みれば、教団が「強制」をしてきたと言わざるを得ない。

① 教団世界本部が輸血拒否カード等の書式を作成していること

輸血拒否カード等の書式は、基本的には教団の提供する印刷物である。この書式は、エホバの証人の最上層部である教団世界本部が決定するものであり、印刷物を手渡されるために基本的に改変が物理的にできないものである。原則として信者が自由に決定することはできない。自作のカードを作る例があると「聞いたことがある」との報告はあったが、これは恐らくまだバプテスマを受けていない伝道者⁶⁷に対して勧められている方法のことだと思われ⁶⁸、またそれはほぼ教団の書式の丸写しであるとの報告であったし、実際にそのようなカードで、教団が用意する内容と違うものを自分の意思で自作したという経験者からの報告は本調査では存在しない。

② 輸血拒否カード（子ども用「身元証明書」を除く）作成の過程に教団が深く関与していること

⁶⁷ 布教活動は始めているもののまだ正式に信者にはなっていない人

⁶⁸ 『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください』 11 章 8 節 (3)

教団は、輸血拒否カードの作成にあたり、2人の立会証人（信者ではない者でも証人になることは可能だが、現実的に信者であることが多い）が署名するよう指導している。また、輸血拒否カード等について、教団の出版物において、会衆の責任者（長老）に写しを渡すことを推奨していた時期もあり⁶⁹、原書は常に携帯するよう今も強く勧められている⁷⁰。そして実際に、輸血拒否カードの作成にあたり集会後に信者が集まって作成していた、長老などの幹部信者から内容の確認がなされたとする回答があり、これは教団の出版物上の指示と符合する（現在は「飽くまで信者個人の意思表示である」と強調するためか、自宅で作成するように指示される様である）。

③ 教団は、信者である親に対し子どもへの輸血拒否を命令表現にて直接指示をしていること

(i) そもそも、信者の親が子どもの輸血拒否をしたり、子どもの輸血拒否カードを自ら作成・子どもに作成させる場合、それは輸血拒否という教団世界本部の教えがあるからであり、この宗教教理以外の理由からこのような生命にかかわる決断、かつ、確立された現代医学を否定する決断をすることは、合理的に考えられない。

(ii) そして輸血拒否につき教団がどのような具体的指示を長老たちに行っているかは、教団内部資料であるいわゆる「S-55」文書⁷¹のとおりである。

「S-55」では、「親は血を避けることを固く決意し、子どものために輸血を拒否しなければなりません」（教団世界本部作成の原文は“Parents must be firmly resolved to ‘abstain from blood’ by refusing it for their child.” となり、表現は MUST が用いられている）と命令文である。

これをもとに、長老が信者である親に、輸血を拒否しなければならないと指示をした実例が2023年にも報告されている。さらに、単に指示をするだけでなく、法的手続にあたっての弁護士の紹介、裁判官への回答の仕方まで、事細かな指示がなされていることに留意が必要である。

④ 信者である親について「子どもの輸血拒否」を拒む自由が著しく制限される状況があること

教団は、長老を通じて、信者である親に対して、子どもの輸血拒否をするよう教えるが、「親がそれに従わない場合にどうなるのか」という視点は「実質的な強制又はそのおそれ」の有無の判断において極めて重要である。また、その際には、教団内部の信者の扱いを重層的に理解することが不可欠である。

⁶⁹ 『王国宣教 2004年12月号 p.7「血を避ける助けとなる新しい備え」』

⁷⁰ 本項目に関する教団資料として例えば以下のものがある。

1: 教団資料『血に関する問題に立ち向かう助け、継続的委任状記入のための指示』

2: ものみの塔（研究用）2023年2月号 p.23-24

⁷¹ 教団内部文書とされる「S55『親として子供を血の誤用から守る』」（原文：How Parents Can Protect Their Children From Misuse of Blood）

輸血を拒否しないとするならば、それは教団の指示⁷²への反抗であり、エホバの証人内では何らかの処分対象になり得る。仮に最も重い「断絶」（破門）扱いとされた場合、教団からは、ほかの信者に対して当該元信者との一切の交流を絶つようとの強い指示がなされており、親兄弟であってもこの指示を適用するケースの報告が多数存在する（いわゆる「忌避」である）。教団は、忌避対象となった元信者と交流を持つ信者についても同じく破門処分の対象になり得るとの運用をしており⁷³、「忌避」による実質的な心理的圧力は極めて強いものであると判断される。このように、信者にとって輸血をする旨の意思表示は、「忌避」のリスクを甘受すること、多くのケースでは信者家族に二度と会えず、話すらできなくなることが前提であり、これが信者の真の自由な意思による決定を激しく阻害し得る。

⁷² 「指示」と表現するのは S55 を根拠とする。

⁷³ 『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください』 12 章 17 節 (1)。

第3 鞭（ムチ）について

1 鞭（ムチ）とは

(1) 鞭（ムチ）とは、日本のエホバの証人内部において、遅くとも1960年代頃から数十年にわたり行われ続けてきた、信者家庭の子どもに対する組織的な過酷な身体的虐待行為及びこれに伴う過酷な心理的虐待のことである（以下、当該身体的虐待行為・慣習のことを「鞭」という）。

2017年には鞭について鮮烈に描いた元2世信者による書籍が発行され⁷⁴、2022年には全国誌新聞において鞭についての連載記事が掲載され始めたほか⁷⁵、特に、2023年2月以降、日本国内の多くのテレビ番組や新聞等で鞭についての報道が急増し、社会的に認知されるに至ったものと観察される。

(2) なお、当弁護団は、本調査に先立ち、2022年12月8日～2023年2月27日の間、合計約100名の2世等及び親である元信者で自分の子どもに鞭をしたという人に対して予備調査を行った（このうちの19人は録音又は録画を伴った聴取に応じた）。

上記予備調査により多く見られた「典型的な鞭の特徴」は、以下のようなものであった。

- ① 概要 — まず鞭は、報道等による短い言葉では想像できないほどに苛烈な虐待行為である。証言内容は「身体のみみず腫れが数週間残存した」・「鞭をされた後、数日は痛みで椅子に座ることもできなかった」・「数十年経っても重度の精神的なダメージを負い続けている」というものが非常に多く共通する。かつてのエホバの証人の宗教施設では「子どもが泣き叫びながら鞭の場所に連れていかれ、そこで殴打されて泣き叫ぶ声が施設内の大多数信者に聞こえ、それでも平然と何もなにかのように宗教行為が継続されるのが日常であり、鞭の存在は日本のエホバの証人内で『常識のこと』と扱われていた」という趣旨の証言が大多数であった。
- ② 態様1 — 「親が『道具』を使用し、子どもの臀部を渾身の力で殴打する」という態様が時代・地域を超えて一貫した明白な特徴として報告された。鞭に使われる道具は、エホバの証人社会内においても各家庭内においても、時を追うごとに変化（悪化）し続け、より子どもに苦痛を与える道具が選択されていった傾向が極めて強い。

また、幹部信者から鞭の道具を指定されたケースがあるほか、信者である親同士で「どんな鞭を使えば子どもが一番従順になるか」という話し合いが恒常的になされ、鞭を自作したり提供しあったりしていたケースが多く報告された。なお、この「臀部

⁷⁴ たもさん著『カルト宗教信じてました』彩図社 第9話「ムチと虐待の話」

いしいさや著『よく宗教勧誘に来る人の家に生まれた子のお話』講談社「その5 p 母さんの鞭」

⁷⁵ 毎日新聞 2022年11月7日「親から体罰、希望していた進学もできず」他、同社の「声を聞いて 宗教2世」と題する連載記事など。

への殴打」とは別の類型として、「集会中に集中していなかったり寝ていたりした場合に、いきなりペンで手や足を刺される」という虐待行為も多く報告された。

- ③ 態様2 一鞭をされる場合、「なぜ鞭をされるのかの理由を子ども自らの口から言わされた」「自分で下着を下ろすことを強要された」「鞭が終わった後に『ありがとうございました』と言うことを強要された」「これらの行為を拒否したりためらったりすると鞭の回数が増えた」「女子の場合、生理が始まっても/生理中であってもかまわず鞭をされた」との報告が典型的に多くみられ、鞭そのものによる身体的打撃のほか、著しい恐怖感と屈辱感から極めて深刻な精神的打撃を受けたとする報告が多かった。こうした鞭は、多くの場合、10数年の期間にわたるもので、かつ、その長い年月中に定期的・頻回に行われるものであったとの報告がほとんどであった。
- ④ 年齢 一 鞭をされる年齢は親が信者になった年代により当然にばらつきが出るが、生まれた時から2世等であった報告者を中心に、「物心ついたときにはすでに鞭をされていた」という報告が多く、しゃべることもできないような幼少期からの鞭行為が日本のエホバの証人社会内で常識化していたことが明白と判断される報告結果であった。
- ⑤ 鞭をされる理由 一 どんな些細なことでも「親がエホバの証人の教えに反する」と判断した場合になされていたとの証言が多く、「子どもをして教団の教理・教団の指示・信者である親に従順にさせること」が明確な一貫した目的であったことは明白である。

集会で寝た/寝そうになった、集中していなかった・禁止されているテレビ番組を見た・信者でない一般の子どもと遊んだ・親や他の信者への態度が悪かった・エホバの証人の教理上ふさわしくない等の理由で使用が禁止されている子ども用の一般的なおもちゃを持っていることが親にばれたなど、鞭をされる理由は鞭行為の過酷さに比較してあまりに些細なものが多いが、しかし、いずれもエホバの証人教理に結びつけられた宗教的理由による身体的虐待である。

また、子どもがバプテスマ（正式な信者となるための洗礼儀式）を受けたのちに鞭がやんだという報告が有意に存在し、子どもをエホバの証人組織内に留め置くことを目的として行われていた行為であることが予備調査においては著しく強く推認された。

- ⑥ 組織的関与 一 まず、予備調査において確認した教団発行の出版物には「子どもを懲らしめる」ことを勧める記述が無数に確認された⁷⁶。これらの出版物には「愛を動機とすべき」・「感情に任せてはならない」との留保が付されるものが確かに多く存在するが、それはいわゆる玉虫色の表現と解し得るものであり、「巡回監督と呼ばれる幹部による具体的な指示があった」・「鞭をするための場所が教団組織により用意されていた」・「集会場や大会会場において鞭をされて泣き叫ぶ子どもの声はどこでも聞か

⁷⁶ 現物を確認された最も古い日本語資料は1954年発行のものであった。

れ、鞭は教団内で『常識』であった」という趣旨の強い口調の報告が相次いでいることから、積極的であれ黙示の承認による推奨であれ、教団の鞭への組織的関与は否定し得ないものであると予備調査から判断される状況であった。



1954年発行の『ものみの塔』で確認できる鞭についての記載

また、仲間の信者同士から強く推奨されて鞭が行われ続けており、「鞭をしないのであれば子どもを愛していない」という心理状態に信者の親たちが陥り、場合によっては「より過激な鞭をする信者はより熱心な信仰の実践者」とみなされることがあり、こうした風潮により鞭が伝播・常態化・激化していった蓋然性が極めて高いと判断される結果が予備調査で明らかになった。

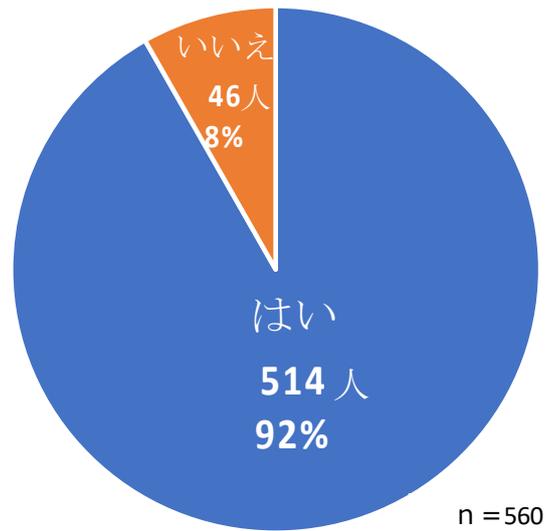
- ⑦ 鞭のもたらす長期的影響 — 過酷な鞭が家庭内で相当長期間にわたり行われ続けたため、鞭被害に遭った子どもは大人になってからも数十年に亘り、親との関係を修復できずに苦しむケースが多いことが予備調査で明らかになり、さらに2020年代においても、子育てに悩んだ際に信者である親から「鞭をすればよい」と強く勧められるケースも報告された。

すなわち、鞭問題は、今も現在進行形の問題である。

※上記のような予備調査結果を経て、本件調査が行われたものであり、以下、本件調査結果について具体的に示す。

2 鞭による被虐経験

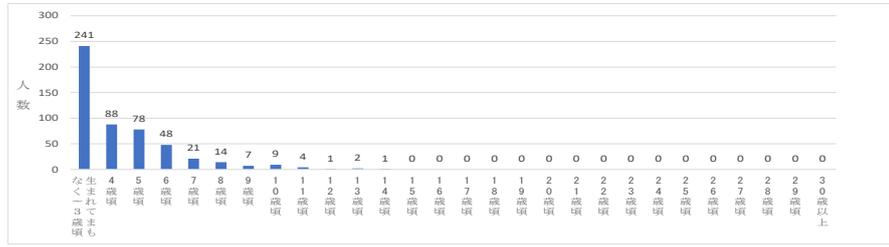
(1) 鞭による被虐経験の有無



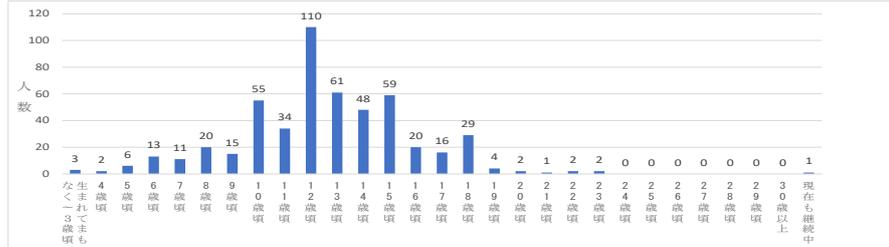
設問	鞭をされたことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	回答者の92%、514人が鞭を経験したと回答した。

(2) 鞭は何歳ごろに始まり、何歳ごろに終わるか

鞭（ムチ）は何歳頃から始まりましたか？

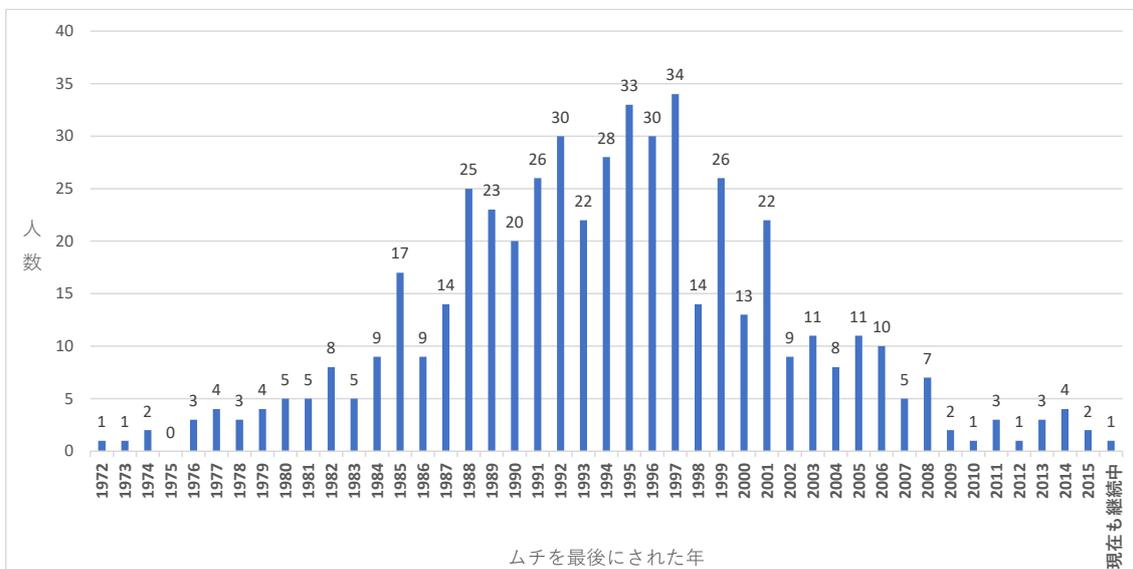


鞭（ムチ）は何歳ごろに終わりましたか？



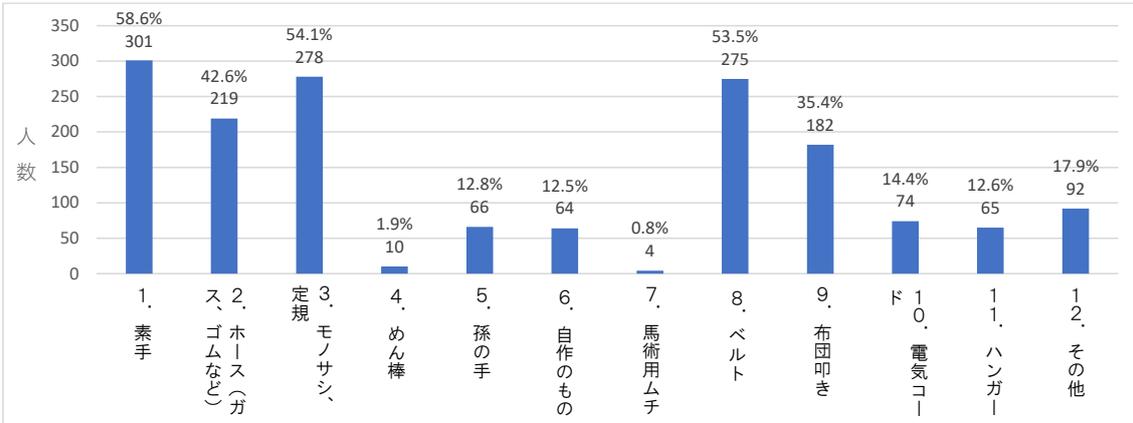
設問	図中に示している。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で鞭をされたことがあると回答した人を対象とし、横軸を年齢、縦軸を人数で作成した。
結果と考察	<p>鞭の多くは0歳代に始まり、十代まで継続する様子が見て取れた。</p> <p>※なお、本調査では生まれた時点で2世等であった回答者が多かったことから、0歳代から始まっているケースが多いと思われる。いずれにしても、2世等は、エホバの証人の教理にかかる信仰を持つことが困難な幼年期から鞭を受けてきたことがわかる。</p>

(3) 鞭が行われた年



設問	「鞭は何歳頃に終わりましたか」という設問から当弁護団でその年を計算した。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で鞭をされたことがあると回答した人を対象とし、横軸を「鞭を最後にされた年」、縦軸を人数で作成した。
結果と考察	<p>①過去のエホバの証人による身体的虐待が量的に確認された。</p> <p>②少なくとも1972年以来、40年以上にわたり日本のエホバの証人において、子どもへの鞭がなされていたことが判明した。</p> <p>留意点</p> <p>①本調査の回答者は30～50代の離脱者が中心であり、本データは主に過去の情報であることや、現役信者の回答は相対的に少ないこと、現役信者でかつ鞭をされる年齢の児童の回答はさらに少ないことから、本データはエホバの証人の鞭が減少傾向を示すものではない。</p> <p>②「現在も継続中」との回答があるものの、「現在も継続中」とした回答者は現在成人しており「児童虐待」とは言えず、また家庭の事情も強く影響しているように見えるため、本調査では取り上げていない。</p>

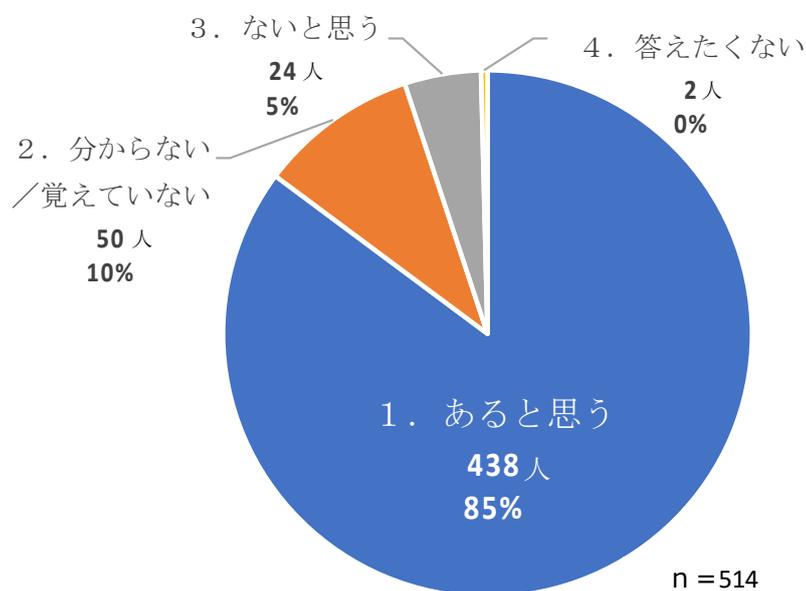
(4) どのような鞭が使われたか



設問	どのような鞭が使われましたか？ あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で鞭をされたことがあると回答した人を対象とし、横軸を「どのような鞭が使われたか」、縦軸をその人数で作成した。 鞭が始まった年齢を18歳未満と回答した人のみを対象とした（始まった年齢が18歳以上と回答した人はいなかった）。 %の数字はそれぞれの回答人数を「鞭をされたことがある」と回答した514人で割った割合を示す。
結果と考察	多くの場合、複数の鞭が使われた。 例えば、素手だったものがベルトに変わり、ホースに変わり、ガスホースに変わるなど、徐々に痛みの強いものであれば入手困難なものでも入手して鞭を作るなどの様子が本調査でも見て取れた。 「巡回監督の〇〇氏が鞭を持ってきた」「巡回監督の〇〇氏が指導した」など特定の人物名を挙げたコメントも目立った ⁷⁷ 。

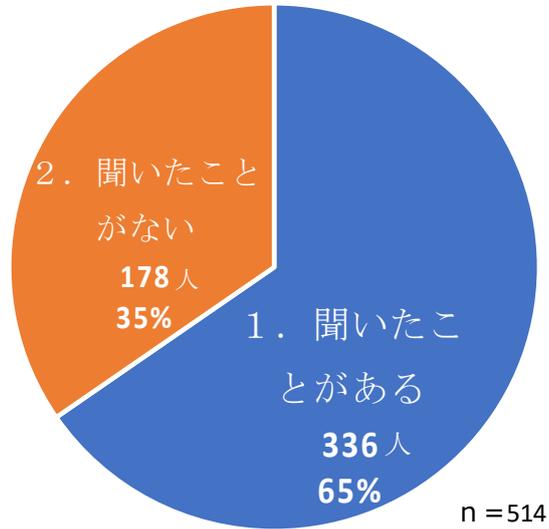
⁷⁷ 「巡回監督」とは20程度の会衆（1000名以上の信者ら）の監督の地位にある者で、長老（破門処分の決定権限があるため明白な幹部信者である）の任命や削除の権限を持つため、相当に高位と判断されるべき幹部信者である。

(5) 鞭による強要や脅迫と感ずる要求の有無



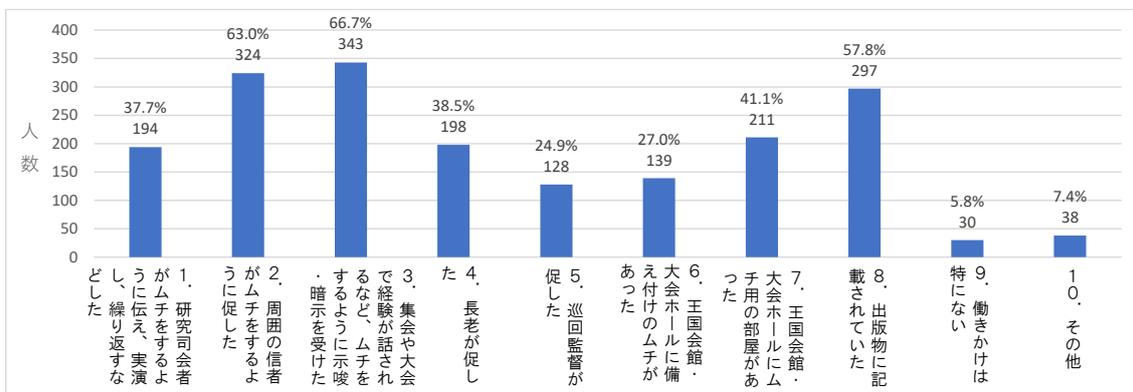
設問	エホバの証人の親などの保護者から、鞭をする旨の告知を受けて、強要や脅迫と感ずる要求を受けたことがありますか。 例えば、「～しなければ鞭をする」などの言葉がこれにあたります。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で鞭をされたことがあると回答した人を対象に作成した。
結果と考察	①鞭は身体的虐待だけでなく、鞭の恐怖を背景にした心理的虐待が不可分一体のものとしてもたらされた事実が浮き彫りになっている。 ②鞭に伴う著しい恐怖・屈辱感・これによる長期にわたる健全な親子関係の破壊の訴えは、調査結果における顕著な要素となっている。

(6) より痛みの強い鞭に関する信者同士の情報交換



設問	保護者の方や周囲の信者が「より痛みの強い鞭」や「その作り方・やり方」について話をしているのを聞いたことがありますか？ (一つお選びください)
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で鞭をされたことがあると回答した人を対象に作成した。
結果と考察	大半が「より痛みの強い鞭」に関しての情報交換が信者同士で行われていたと回答した。

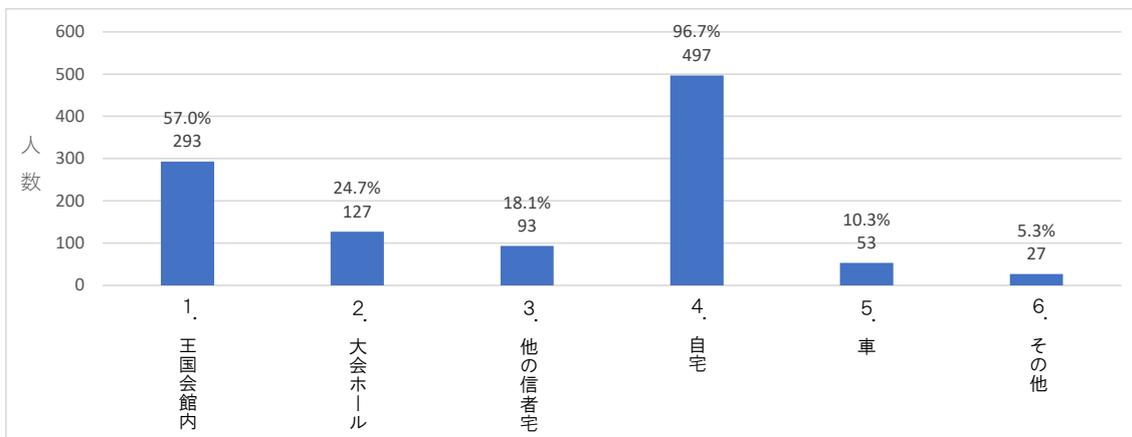
(7) なぜ鞭をするのか



設問	鞭をすることについて、下記のような事象をご経験されたことがありますか？ あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で鞭をされたことがあると回答した人を対象とし、横軸を「鞭をすることについて経験した事象」、縦軸をその人数で作成した。 鞭が始まった年齢を18歳未満と回答した人のみを対象とした（始まった年齢が18歳以上と回答した人はいなかった）。 %の数字はそれぞれの回答人数を「鞭を・されたことがある」と回答した514人で割った割合を示す。
結果と考察	①集会や大会、周囲の信者の働きかけ、出版物での記載など、教団の組織的な関与が上位である。 ②周囲の信者の促しがこれに続き信者の相互監視・促進の様子が推認できる ⁷⁸ 。 ③巡回監督や長老による促進、及び、「鞭用の部屋」（正確には授乳室などと兼用）や「備え付けの鞭」の存在など、組織的関与がなければなし得ないであろうことも行われてきたことが明白と思われる。

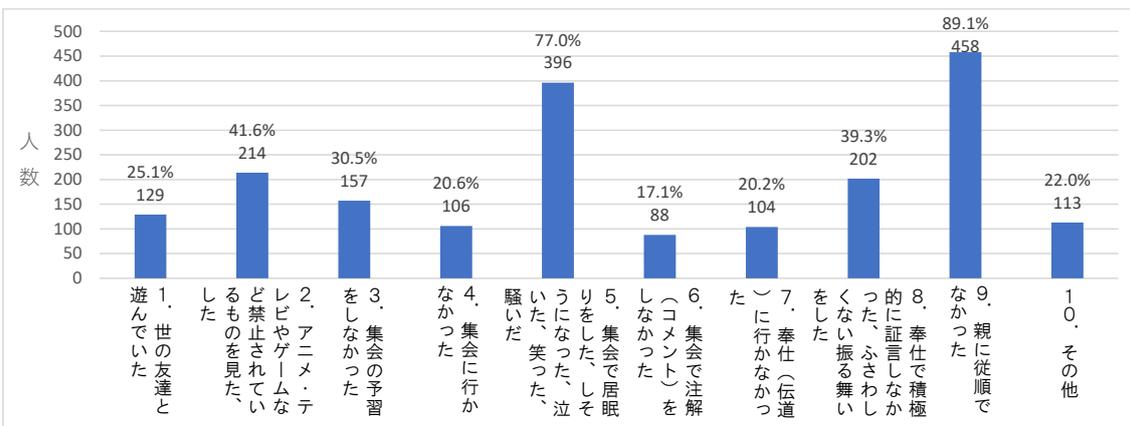
⁷⁸ 信者の相互監視は学術的にも分析されている。例えば、「カルトとスピリチュアリティ」櫻井義秀編著、P116、第3章や、猪瀬優理「脱会過程の諸相」を参照。

(8) 鞭を受けた場所



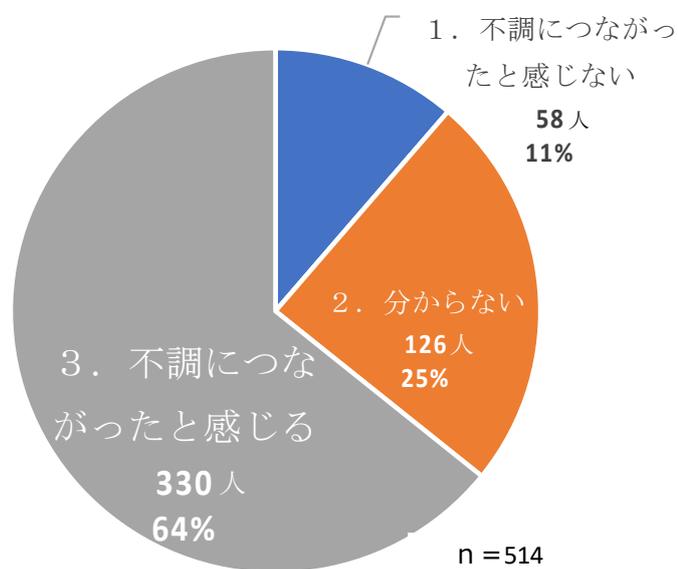
設問	あなたが鞭を受けた場所はどこですか？ あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で鞭をされたことがあると回答した人を対象とし、横軸を「鞭を受けた場所」、縦軸をその人数で作成した。 鞭が始まった年齢を18歳未満と回答した人のみを対象とした（始まった年齢が18歳以上と回答した人はいなかった）。 %の数字はそれぞれの回答人数を「鞭をされたことがある」と回答した514人で割った割合を示す。
結果と考察	①大勢の信者が集う「王国会館」や「大会ホール」（いずれも教団施設である）で公然と鞭が行われており、幹部信者を含む大多数の信者が、信者による子どもへの鞭を見聞きしながらエホバの証人内の「常識」・「宗教教育の一環」として受容していたことは明らかである。 ②「大会ホールに鞭専用部屋があった」「王国会館に備え付けの鞭があった」との回答があるなど、教団が信者が「鞭」を打つことを促進（どんなに控えめに評価しても容認）していたことが本調査結果から明らかとしか判断のしようがない。

(9) 鞭をされた理由



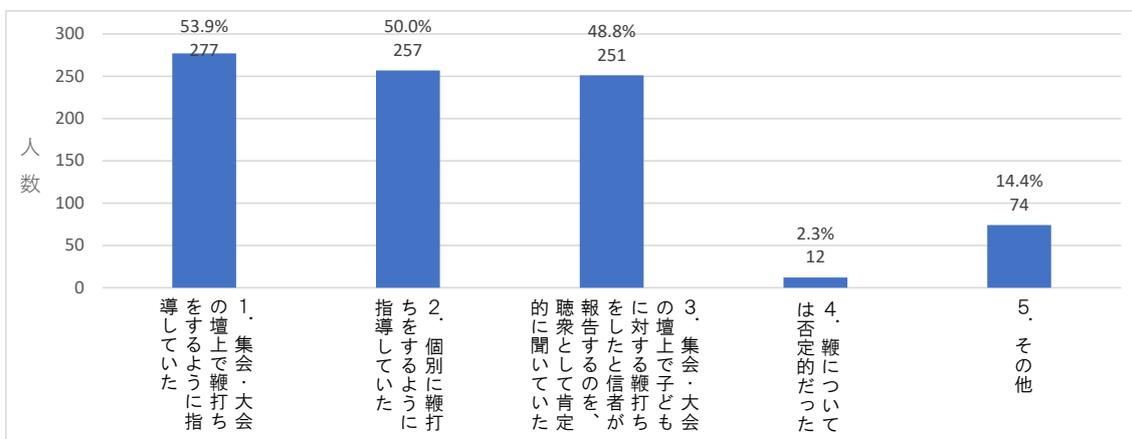
設問	あなたが鞭をされた理由はどのようなものでしたか？ あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが 18 歳未満と回答した人で鞭をされたことがあると回答した人を対象とし、横軸を「鞭をされた理由」、縦軸をその人数で作成した。 鞭が始まった年齢を 18 歳未満と回答した人のみを対象とした（始まった年齢が 18 歳以上と回答した人はいなかった）。 %の数字はそれぞれの回答人数を「鞭をされたことがある」と回答した 514 人で割った割合を示す。
結果と考察	①鞭をされた理由として、「親に従順でなかった」以外では、信者以外との交友禁止、特定の（しかしごく一般的な）娯楽禁止、集会への参加強制、伝道への参加強制など、宗教虐待 Q&A で挙げられた虐待が続く。 ②鞭そのものが身体的虐待であるが、この過酷な虐待を軸として、さらに別の種々の児童虐待が行われた（ほかの児童虐待を実行するための威嚇手段として長年用いられていた）ことが量的に確認された。

(10) 鞭による精神的不調



設問	鞭されたことは、その後の身体的・精神的な不調につながったと感じますか？（一つお選びください）
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で鞭をされたことがあると回答した人を対象に作成した。
結果と考察	回答者の64%、330人が「不調に繋がったと感じる」と回答した。

(11) 鞭に対する幹部信者の認識



設問	<p>あなたからみて、子どもに対する鞭が行われていることに対する、あなたが所属していた地域・会衆の巡回監督や長老など幹部信者の認識はどのようなものでしたか。</p> <p>以下から最もあてはまるもの一つをお答えください。</p>
集計方法	<p>エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で鞭をされたことがあると回答した人を対象とし、横軸を「あなたからみて、子どもに対する鞭が行われていることに対する、あなたが所属していた地域・会衆の幹部信者の認識はどのようなものだったか」の選択肢とし、縦軸をその人数で作成した。</p> <p>鞭が始まった年齢を18歳未満と回答した人のみを対象とした（始まった年齢が18歳以上と回答した人はいなかった）。</p> <p>%の数字はそれぞれの回答人数を「鞭をされたことがある」と回答した514人で割った割合を示す。</p>
結果と考察	<p>①教団幹部が鞭を指導していたという回答が大半だった。</p> <p>②自由記述欄では、鞭を指導した人物（巡回監督）の実名をあげて極めて影響力の強い人物が指導していたという証言があった。</p>

(12) 鞭経験に関する自由記述の回答例

設問「その他、鞭が始まったきっかけやどのように鞭がされたか、組織の働きかけがあったとお感じになる場合は、それがどのようなものであったか、お気づきのことをご記入ください。可能な限り詳細な情報であると調査の信ぴょう性を高めるものとなり大変参考になります。なければ「なし」とご記入ください。」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

<p>1970年頃から集会に行き始めた頃から鞭は日常的でしたし、第二会場では必ず誰かしらが鞭をされて泣き叫ぶ声は聞こえていました。特に夜の集会の2時間目、奉仕会では子ども達の集中力が切れますので毎週のことでした。</p> <p>大会では案内係は他の人の注意を逸らす子どもを会場の外に連れ出すよう親に勧めるよう指導されていましたし外に連れ出す＝鞭というのは暗黙の了解であったと思います。とはいえそれは私が子供の頃の話で、鞭が過激化したのはもう少し後になってから、80年代半ばから90年代前半までだったと思います。</p> <p>その当時の巡回監督による指導によりどんどんと過激になっていきました。</p> <p>巡回監督のK兄弟、N兄弟（注：原文は実名）は、鞭の方法、鞭の前になぜ鞭をされるのか子供に理由を言わせる、そして「お願いします」と言わせる、鞭が終わった後は子供から「ありがとうございます」とお礼を言う、など、鞭話を週日の奉仕の話で具体的に扱っておられました。</p> <p>K兄弟は、スケッチブックにパンダの親子のイラストで、鞭のやり方（お尻を叩く）を縁台から具体的に教えておられました。</p> <p>N兄弟は、何かというと「鞭が足りない」「エホバの証人の子供に反抗期はない」と母親達に教えて、それが母親達の間で熱狂を生んでいました。</p>
<p>“ある時期から「子供を静かにさせるように」と巡回監督から子供のお尻を叩くように指導された。巡回訪問の後「子供が訓練されていません」と発表されると親たちは必死で子供を打ちたたいた。どんな鞭が最適かを親たちが話し合っていた。集会の後にはいつもその話で親たちは盛んに鞭を見せ合っていた。</p> <p>「鞭をしない親は子供を愛していない」と集会で非常に頻繁に教えられていて、「愛の鞭」という言葉は毎日毎日親から当たり前のように脅し文句で使われていた。この「愛の鞭」はご飯を食べるのと同じくらい、日常生活の一部だった。</p> <p>当たり前すぎてどの家庭でもやっていると思っていた。”</p>
<p>異常な家庭環境で自尊心など皆無だったので10歳の時に摂食障害になりました。しかしそれも誰にも言えず20歳くらいまでずっと苦しみました。一度心療内科に行きましたが、医師が全く無能で何の助けにもなってくれずむしろ逆に傷付けられたのでその後は病院にもかからず誰にも打ち明けられず本当に苦しい日々を過ごしました。</p> <p>その後ありとあらゆる自己啓発本を読み漁りカウンセラー養成学校のワークショップなどに参加して、30位の時からようやく自分の価値を少しずつ認められるようになり、生きやすくなりましたが、それでもやはり今も自分の意見や感情を出すのは苦手なつい我慢してしまうことが多いですし、何か人間関係でトラブルが起きると自分を責めてしまうので、かなり改善したとは言えやはりまだまだ自分を愛せていない気がします。</p>
<p>母親が笑顔でガスホースをもって、これを薦められたの。と言って、ガスホースをみせてきた光景を今でも覚えているので、子どもながらに衝撃的な光景だったと思う。カバンにガスホース入れて持ち歩いていたと思う。集会中静かにできない子どもは第二会場に連れて行かれ、鞭の音と子供が泣く声が聞こえていた。それが、良いこととされていた。厳しい親が模範的な親だった。</p>
<p>母が研究生の頃、まだ0歳（兄）、0歳（私）、0歳（妹）の鞭を母の姉（信者）研究司会者が手ほどきし徹底させた。私は集会から帰宅すると顔や体にあざができ、母は未信</p>

者の父にそのあざをバレないように必死に隠していた。私に口止めした。自宅には『あいの鞭』と書かれた靴べらがあり、体や顔をそれで叩かれた。50センチものさしでも叩かれ、体から血が出たりミミズ腫れになり、学校で友達に見つからないようにするのが必死だった。集会中、寝てしまったら母に手のひらをボールペンでえぐられたりした。今でも傷の跡が残っている。母の姉（おば）にも同じように懲らしめを受けた。私が結婚して子供を産んで、母は私にきちんと子供を懲らしめるよう鞭を控えるなど圧力をかけ、私は当時まだ信者だったため、母に認めてもらうために同じように自分の息子たちに鞭をし始め集会でも鞭をし、母や、信者たちによく褒められた。が、私の子供たちは吃り、チック、円形脱毛症などの症状が出始め少しずつココロが離れていくのを感じた。

赤ちゃんのときは、1時間以上大人しく座っていないと叩かれていた。歳を重ねるごとにどんどん鞭の強度が上がり、下着を下ろしてお尻を出さなければならぬことが恥ずかしかった。生理中も容赦なく下着を下ろさなければならぬかった。無知の前に1時間以上にも渡りお叱りの説得があり、母の怒りのレベル次第で、鞭の後の罰も加わった。食事抜きにされ、みんなが食べているのを見ていなければいけない、外に出される（泣いてはいけない、近所に聞こえてしまうから）、立たされる、悲しい動画を見せられる（蛍の墓）、幼稚園を休まされる。

その他、多数の筆舌に尽くしがたい被虐経験が寄せられているものの、全てを紹介することは紙面の関係上、できません。

本人の特定を避けるため、適宜「○」による加工を当弁護団で行っています。

(13) 深い憂慮を引き起こす懸念点 - 「類型的な鞭」にあたらぬ過激な行為

上述のとおり、エホバの証人内での信者による子どもへの「鞭」において一貫してみられる共通特徴は、「子どもに下着を脱がせ、その臀部を道具で強打する」というものである。これが類型的な事象であったことは間違いがないと判断される。

(なお、他にみられる共通する報告は「集会・大会中に居眠り等をすると鋭利な文房具でいきなり手などを刺される」というものであるが、上記の類型ほどの強力な共通性は見いだされないように観察される)。

そして、前記(4)にあるように、鞭には、ベルトや特殊なホース(つまり針金や金属線が編み込まれた強化ホースや親が自作して複数のホースを束ねて強化したもの)などのエホバの証人において比較的多く用いられた道具以外に、木製の棒、馬術用の鞭など、およそ身体を不可逆的に破壊することが可能な道具が含まれていたという報告を聞き、当弁護団としては驚きを禁じ得ない。

また、信者同士が、より痛みの強い鞭を求めて情報共有したり自作しあったりするなど、鞭を日常的に振るうことで、子どもへの身体的虐待への心理的ハードルが下がり、信者がより過激な方法で、子どもに対して虐待を継続していったことが伺える。

そして、このような信者の過激な行動の「極み」として、予備調査・本件調査の過程において、こうした「類型的な鞭」とは別の、より過激で、場合により命の危険を引き起こしかねない行為が、宗教上の理由に基づき、信者である親により行われたという具体的な報告も寄せられた。これらの行為は、それ自体は、臀部を道具で打つという意味での鞭ではなく、類型的にみられる行為に属さないが、エホバの証人家庭における宗教的理由を原因とする体罰であるという点や、臀部を道具で打つという類型の鞭と連続した一体の行為、又はこうした類型的行為の(一時的とはいえ)代替方法として行われた等の要素を考慮すると、派生型の「鞭」として評価できるものと解される。こうした非類型的な体罰行為は様々なものが報告されたが、下記にそれらの報告の例を挙げる(報告については録音を伴った聞き取りを実施した)。

① 被害時点で未就学児の男性

日頃から手作りで強化されたガスホースで殴打されるという、よく見られる態様の鞭を受けていたが、あるとき母親に、家の玄関部分で「両手を縛られて吊るしあげられ」、その状態で鞭をされた上に、その後もつるし上げられたまま長時間そのまま放置された。母親にはおろしてくれる気配は全くなく、結局、父親が帰ってきた際に、玄関を開けて見つけてくれた父親に解放された。

その鞭を行った母親本人も、「あれはやりすぎだった」と後に何度も語ることがあつ

た。

② 被害時点で12歳の女性

エホバの証人である母親からの宗教上の指示に従わなかったところ、その母親が刃渡りの大きな刃物を持ち出して振り回し、その際に小指の先端部分が切断され、まさに「血まみれ」と表現すべきほどの相当量の出血があった。

その小指の先の傷跡は今現在も残存している。

(この女性は現在も残る傷跡の写真を複数枚、弁護団に提出した)。

③ 被害時点で中学生～高校生だった女性

物心つく頃から臀部の殴打の鞭を受けていたが、思春期になると生理を理由に下着を脱ぐことを頑なに拒否するようになった。そうすると、それまで臀部の殴打という鞭をされてきた代わりに「数日から1週間以上の間、徹底的に無視をする」という扱いを受けるようになり、この無視行為はかなり過酷なものだった。

それまで宗教上の理由により「鞭」をされてきたが、この「無視行為」は、それまで臀部への殴打という「鞭」がなされる際の理由と同じ宗教上の理由があるたびになされたので、無視行為も「鞭」の一環であり形態が変化しただけであると認識している。この「無視」は過酷で、母親が話や反応を一切してくれない他、無視行為の間は食事を一切用意してくれなくなり、食べるものがないので家にあった砂糖をなめるなどしていたが、それが見つかるとう砂糖すらも隠された。仕方なく、路上に落ちている食べられそうなものを拾って炒めて食べるなどして凌いだ(主に椎の実を拾っていたことを覚えている)。この無視と食事抜きは、上述のとおり1回につき1週間程度続くことがざらで、これが数年間の間、頻回に繰り返された。

④ 被害時点で未就学児の男性

当時「書籍研究」と呼ばれていた、信者の個人宅を使って数十人で集まりあう「集会」が週に1回、夜間にあったが、その「書籍研究」の最中にもその個人宅の4畳半の狭い部屋でみんな鞭をされていた。あるとき、母親が「鞭」を持参するのを忘れ、個人宅だったので備え付けの鞭棒もなく、母はしばらく必死になって私を打ち叩く道具を探したが見つからず、何とか鞭をしなければという様子、そして相当に感情が高まっていた様子だった母は、「私の呼吸を止めて苦しめる」という方法をその場で思いついてそれをした。

私はまだ本当に小さな子どもだったが、私の肺や心臓がある部分に母の全体重をかけて全く呼吸ができない状況にし、私が苦しみすぎて意識を失いかけると背中から降りて呼吸をさせ、また背中に乗って呼吸ができない状況にさせる、ということは何度も繰り返した。私はそのとき、地獄の苦しみと意識がなくなっていく恐怖にさらされたが、それでもまだ「教団幹部が配った特製の鞭棒」で鞭をされることの恐怖と痛みよりマシだったので、次から「鞭」を宣言されると「こないだのアレ、背中に乗るやつにしてほしい」と泣いて頼むようになったが、その方式の鞭をして

くれることは二度となかった。

大人になって振り返ると、このような「鞭」は、ろっ骨が折れたり肺がつぶれたり心臓が止まったりするなどの相当の危険性がある行為だったので母は繰り返したくなかったのだろうし、鞭棒が手元にない中で何とか私に苦痛を味わわせるための苦肉の策だったのかもしれない。それか、私がそちらの鞭を希望する姿を見て「与える苦痛が足りない」と判断したのかもしれない。正直、この両方の理由により繰り返されなかったのだと思う。

なお、2023年のテレビ番組において、「エホバの証人 鞭打ちの実態」とのテロップの下で「1993年に広島県において信者である親の懲らしめが死に至ったケースもある」・「4歳の息子が死亡したケース」との内容が、当時の警察の捜査状況の映像とともに報道されている⁷⁹。

同じ事件を扱ったと思われる、事件発生当時（当該事件の刑事裁判時点である1994年8月）の別の報道記事は、「子どもをゴムホースで叩くなどした上で家の外に締め出し凍死させた」と指摘している。当該1994年時点の報道において裁判傍聴を行い関係者に取材をした記者は、『すべて、ものみの塔の教義と、二人（注：信者である両親）が所属していた会衆の長老夫婦の指導によるものでした』『おしりを打つためのムチ棒は、長老夫妻から渡されました』と結論付けている⁸⁰。

上述のような「命にかかわる」レベルの過激な虐待行為が鞭として、又は鞭の一連の流れの中で実際に報告・報道されていることは極めて憂慮すべき事態である。

エホバの証人内において、こうした命を脅かすような極端な虐待行為の事例が存在することにつき、教団の責任や関与をどのように考えるべきかという点は重要なテーマである。

当弁護団も、教団が信者に対し、命の危険を伴う類の体罰をおこなうよう指示したり勧めたりしていたと述べるのではない。

ここで考慮すべきことは、①「子どもを愛しているなら鞭をしなければならない・鞭をしないならば子どもを愛していない」という教え及びこの教理による信者間の共通認識が教団主導で存在したと考えられること、②極めて強い影響力があると考えられる「巡回監督」や「長老」という立場の幹部信者から「鞭が足りない」という鞭の促進の教えが行われていたこと、③エホバの証人社会全体においても、個別の信者家庭においても「より苦痛を与えるために鞭がどんどん変化（改悪）していった様子が明らかに確認されること、④信者である親同士で「どんな鞭が一番子どもに効果的か（すなわち最も苦痛を加えられるか）」という話し合いがなされていたという証言が多く寄せられていること、といった

⁷⁹ テレビ朝日 報道 STATION 2023年3月14日放送

⁸⁰ しんぶん赤旗 1994年8月8日号

各点を考慮すると、信者の親たちの中で、子どもに強力な鞭をするべきであるという教団主導の教えを行動指針の基軸・出発点として、「より良い子どもにするにはより強度な鞭が必要という心理状態」に陥っていた親が教団内に多数いたと考えられるという点であるし⁸¹、この点も相まって、「より過激な鞭を実行すればするほど、その親は信者の間で熱心な信仰の実践者として称賛される」という風潮が存在したという合理的な推認が働くのではないか⁸²。

そして、上記風潮を教団が承認・（明示であれ黙示であれ）促進していたのではないかと、という強い懸念が生じ得るものと考ええる。

この点、教団は、そのようなエホバの証人社会内の状況について調査する、あるいは巡回監督や長老等に対してその是正を指示するなどの措置をとったのであろうか。本件調査結果は、そのような措置とは全く異なる姿勢を教団が非常に長期間示し続けてきたことを示唆する内容となっている。

「過去に現実に起きた複数の事実」によりこうした推認・懸念が生じ得るものなのであれば、「全国的に数十万人規模の家庭内の決定に強い影響力を及ぼせる組織体」という第三者が、各家庭の児童虐待に関与する事態が生じた場合に、それを何らかの形で規制する法的枠組みや運用が必要とされるのではないかと考える。

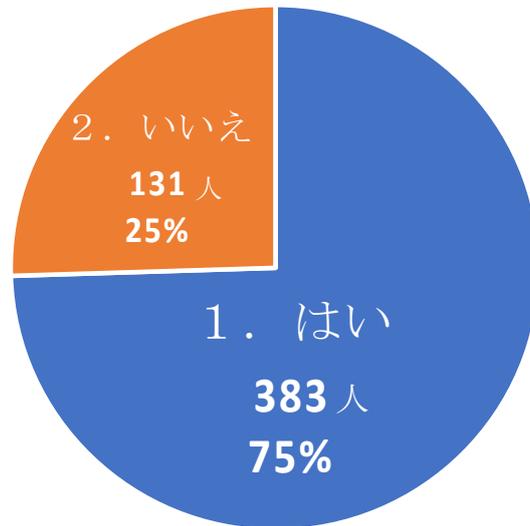
いずれにしても、およそ「鞭」問題を経験した2世等は、今もその心的外傷に苦しむとともに、親との正常な関係が極めて長期間にわたり破壊された状況に今も苦しんでいるのであるから、仮に2023年秋の時点で「鞭」という忌まわしい悪習が収束している/収束しつつあるのだとしても、引き続き「鞭」問題は、現在進行形の問題であると理解されるべきと考える。

⁸¹ 自由記述欄にも「異常な空気が醸造されていた」との記載がある（弁護団注、原文のまま、正しくは「醸成」と思われる）。

⁸² 自由記述欄にも、「厳しい親が模範的な親だった」との記載がある。

3 鞭に関する教団広報について

(1) 「強制していない」という教団広報に対して



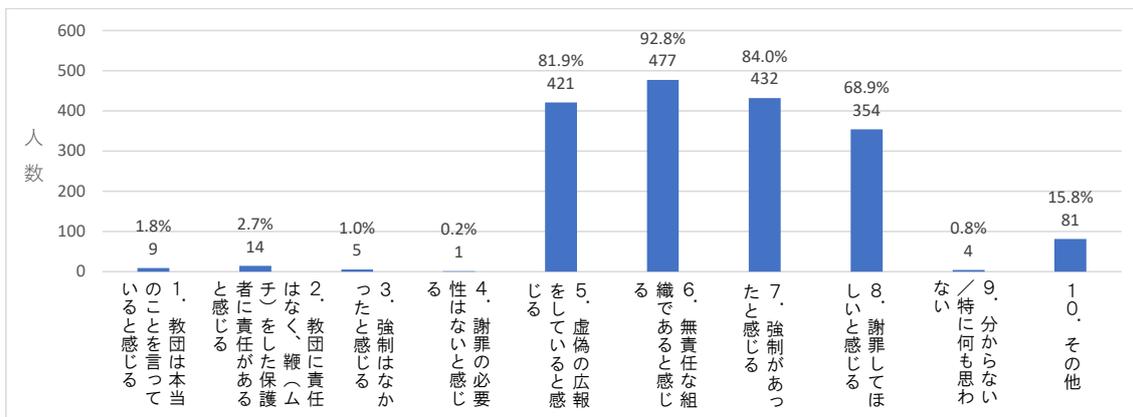
n = 514

設問	教団は、鞭を含む教えについて「強制していない」と広報しているのを知っていましたか？（一つお選びください） 83
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で鞭をされたことがあると回答した人を対象に作成した。
結果と考察	回答者の75%、383人が教団広報については知っていた。

⁸³ [『毎日新聞 2022年11月7日 親から体罰、希望していた受験もできず エホバの証人3世訴え』](#)

同記事には、『エホバの証人の広報担当者は毎日新聞の取材に「聖書の教えに基づき、子どもは愛情をもって育てるように伝えている。方法は各家庭で決めることだが、体罰をしていた親がいたとすれば残念なことだ。教えを強制することもしていない」と話した。』との記載がある。

(2) 「強制していない」という教団広報に対して（回答者全員で集計）

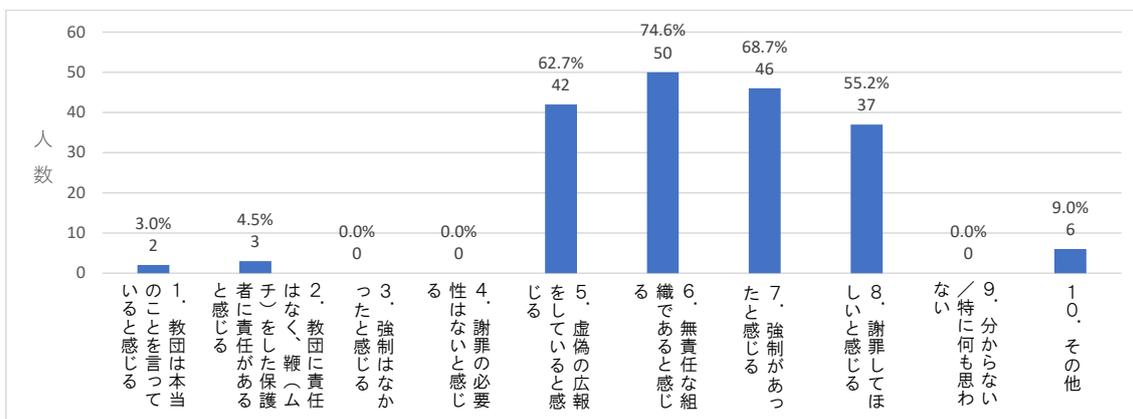


設問	上記の「強制していない」という教団広報に対してどのように思われますか？あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で鞭をされたことがあると回答した人を対象とし、横軸を「「強制していない」という教団広報に対してどう思うか」、縦軸をその人数で作成した。 鞭が始まった年齢を18歳未満と回答した人のみを対象とした（始まった年齢が18歳以上と回答した人はいなかった）。 ％の数字はそれぞれの回答人数を「鞭をされたことがある」と回答した514人で割った割合を示す。
結果と考察	被害者の大半が「強制していない」とする教団広報を「虚偽」「無責任」「強制があった」「謝罪してほしい」と回答した。

※なお、本頁は回答者全員で集計したものである。現役信者は異なる見解を持つものとも考えられることから、現役信者だけの回答を集計した結果を次頁に示す。

(3) 「強制していない」という教団広報に対して（現役信者のみで集計）

教団は鞭に関する一連の報道に関して「組織に不満を持つ元関係者のコメントのみに基づき、ゆがんだ情報や誤った結論が出されていることに心を痛めている」とするコメントを出している⁸⁴。そこで当弁護団は、前頁と同じ設問についての回答を現役信者のみで集計することとした。



設問	前頁と同じ
集計方法	現役信者（過去 6 カ月以内に集会に参加した人）のみを対象とした以外は前頁と同じ。 %の数字はそれぞれの回答人数を該当する「現役信者」67 人で割った割合を示す。
結果と考察	「強制していない」という教団広報について、回答者の中にいた現役信者らも大半が「無責任」「嘘」「強制があった」「謝罪して欲しい」と回答した。 一方、「教団は本当のことを言っている」は 2 名、「教団に責任はなく鞭をした保護者に責任があると感じる」は 3 名いた。 現役信者にも鞭を知るものが多くいることから、教団広報が虚偽のように感じられることに心を痛めていると推察できる。

⁸⁴ 例えば、2023 年 3 月 1 日の東京新聞記事「エホバの証人「ゆがんだ情報だ」 元信者らの輸血拒否やむち打ち被害証言に反論」

(4) 教団広報に関する現役信者の認識の自由記述の回答例

設問「強制していない」という教団広報に対してどのように思われますか？あてはまるものをすべてお選びください。」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

ここでは特に重要と思われる現役信者の回答のみを掲載する。

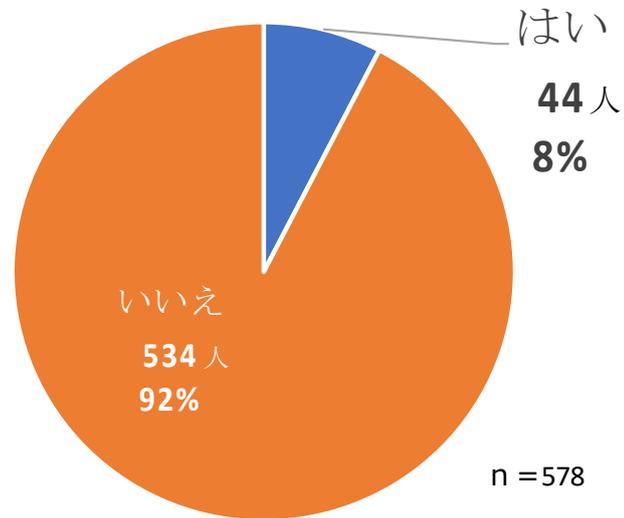
<p>「鞭棒を控えるものは、その子を憎んでいるのである」の意の聖句は、何度も繰り返し、ものみの塔等で強調されていたのは、子供ながらに記憶しています。親たちは、子供に身体的加害を行わなければ、子供をハルマゲドンで失う可能性が高いという恐怖におののいていたと思います。</p> <p>あれほどまでに強調しており、主に巡回監督を通じて、信者の親が実際に、鞭を実施していたことを、日本支部が知らなかったはずはありません。これは、あまりに広範に、当たり前に行われてきた、子供への矯正法でしたので、大人になってからは「うちはガスホース」「うちは、電源コード」などという鞭の種類、そしてその回数を、大人になってから思い出話としてシェアしあう、のはよくある光景でした。なお、私も両親からベルトを使用する鞭を与えられましたが、幸い回数は少なかったので、心に大きな傷を残しているとまではいえないと感じています。しかし、そんな私の両親も、鞭の正当性、必要性については、微塵の疑問も抱いていませんでした。</p> <p>前後しますが、ある巡回監督は、前述の聖句に使われている英語が、beat であり、これは何度も何度も叩く必要性があることを示唆していると、演壇から話をしていました。にもかかわらず、「強制はしていない」と述べる支部や教団上層部には、強い怒りを感じざるを得ません。</p> <p>あれが強制でないのなら、強制という言葉を使えるのか、というレベルです。</p>
<p>「強制」という言葉にはいろいろな意味が含まれるので、ある種の「強制」はしていないという主張だろう。うまく言い逃れ、責任逃れをしようとしていると感じている。教団に責任があったことは明白である。ある研究司会者は鞭をするよう強く勧め、研究生が子供に鞭を行った後にはほめていた。その研究司会者はものみの塔聖書冊子協会が直接任命し、その区域に派遣した特別開拓者であった。この点だけでもものみの塔聖書冊子協会に任命及び使用者責任があるのは明白である。</p> <p>また、巡回監督も話の中で過激な鞭を行うよう明確に指示を出していた。箴言 19:18 を開いて「まだ望みのあるうちにあなたの子を打ち懲らせ。」(古い方の新世界聖書の訳)という聖句を声に出して読み、2, 3回叩くだけでは足りないと言っていた。子供だった私には恐怖でしかなかった。巡回監督もものみの塔聖書冊子協会が直接任命し、その巡回区に派遣した者である。</p> <p>また、親たち同士でどのように鞭をしているか話し、もっと激しい鞭をしている親のことを聞いて励まされたりしていた。異常な空気が醸造され、一部の親たちは過激な鞭を行うことに対して何の良心の呵責も感じない状態になっていた。鞭を行うことは神が喜ぶこと、また子供のためになることだと考えていた。そのような空気ができあがっていたにも関わらず協会は長年放置していた。</p> <p>集会場や大会会場で鞭が行われ、子供が泣き叫んでいたにも関わらず、長老たちや他の大人の信者たちが鞭を行っている親を止めることはなかった。</p>
<p>あの当時は日本のエホバの証人支部が空気の支配で鞭を強要していたはずなのに(でなければ鞭を止めるように指示していたはず)今になって強制していないなど都合の良いものではあれは一体なんだったのか</p> <p>毎日毎日叩かれて(親も被害者だと感じる泣きながら必死に叩いていたから)。</p> <p>今でも夢に見る時がある。あの幼少期の恐怖は死ぬまで消えることはない。</p> <p>教団の責任転嫁は神権的なものではない 属的人間的だと感じる</p>
<p>あまりにも明確すぎる嘘だったので、むしろ小さい時から刷り込まれていた「エホバの</p>

証人は神に用いられてる組織」という概念がきれいさっぱり消えありがたかったです。
うまく逃げたと思った。「一部の信者がやった」と言っていたが、長老や開拓者が積極的に勧めていたので、彼らを任命した組織も責任を免れないと感じた。
エホバの証人が発行する雑誌や本を通して、はっきりと体罰を推奨しているにもかかわらず「体罰を強制していない」という見解は嘘をついていることになると思う。
この教団は自身について「神に導かれている地上で唯一の組織」と言っています。例え、出版物や講演の内容に「強制します」という一文がなかったとしても、純粋な信者は、教団の指導を文字どおり「神の言葉」だと信じています。教団の指導に従わないということは、神への反抗と同じなのです。教団は、強制するとは言葉で言っていないくても、自身の言葉が信者にとって「強制」と同じくらい強い力を持つことを知っているはずで

「巡回監督」、「長老」、「特別開拓者」などの高位の信者が勧めたりした実態が複数の回答者から異口同音に語られていることが理解できる。画一的で類似した虐待行為が、多くの地域で、長期間継続していたことが観察できる。鞭は組織的としか言いようがない虐待である。

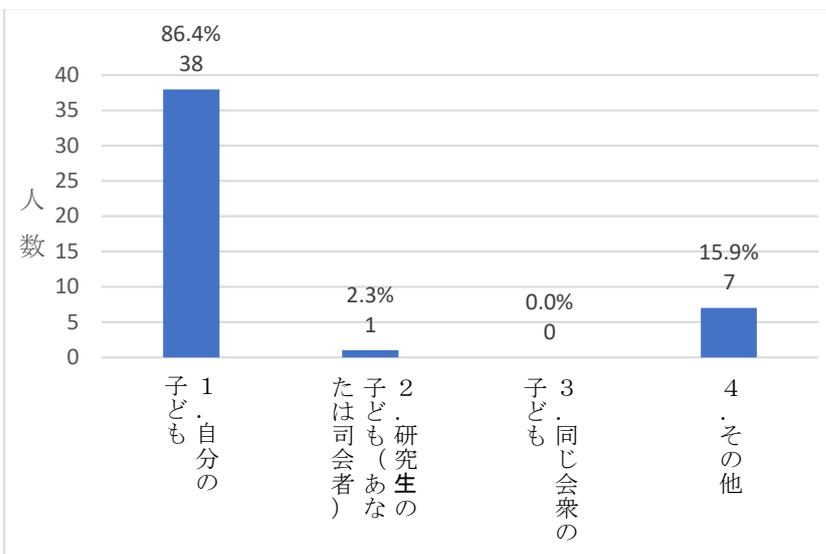
4 鞭をした経験

(1) 鞭をした経験の有無



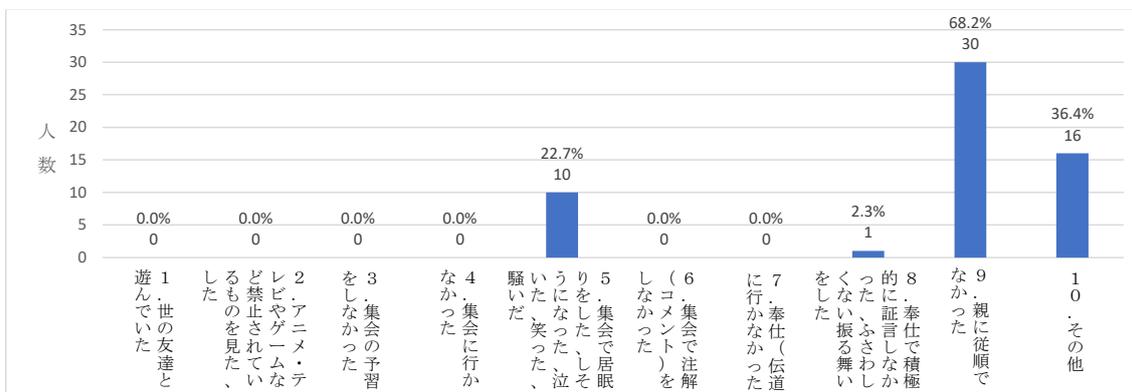
設問	我が子を含め他人に鞭をしたことがありますか？
集計方法	有効回答者全員を対象に作成した。
結果と考察	44名の回答者が「はい」と回答しました。

(2) 誰に対して鞭をしたか



設問	あなたが鞭をした相手は誰でしたか？
集計方法	我が子を含め他人に鞭をしたことがあると回答した人を対象に作成した。%の数字はそれぞれの回答人数を「他人に鞭をしたことがある」と回答した44人で割った割合を示す。
結果と考察	約86%が「自分の子ども」と回答した。

(3) 鞭をした理由は何か



設問	あなたが鞭をした理由はどのようなものでしたか？ あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	我が子を含め他人に鞭をした事があると回答した人を対象に作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「他人に鞭をしたことがある」と回答した44人で割った割合を示す。
結果と考察	<p>①大半の保護者が「親に従順でなかった」という理由で鞭をしたことが分かった。なお、エホバの証人がいう「親への従順」は、一般家庭でいうところの「親の言うことを聞くいい子でいる」といった普通の意味での「従順」とは意味合いが異なると考えられることに留意が必要⁸⁵。</p> <p>②また、大人向けの聖書に関する教理が教示される集会中に居眠りをしたり、ぐずったり、泣いたりしただけで鞭を受けた2世が相当数いた。</p>

⁸⁵ エホバの証人のいう「従順」とは、教団の教理（宗教活動への参加、学校行事への不参加、エホバの証人以外の子供との交友制限などが含まれる）及び親が教団の教理に合致すると判断したあらゆる規制に忠実に従うことが含まれる。

(4) 鞭という手段で戒めた理由に関する自由記述の回答例

設問「鞭という手段で戒めたのは何故でしたか？」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

自分がされていたので、自分の子供にはしたくない反面、やむ終えない時には男の子ということもあって、話してもわからない時は最終手段としてゲンコツ一発くらい、ビンタの一発くらいは仕方のないことかな、と、思っています。
自分がされてきてそれが当たり前に必要なことと、思っていた
自分がそうやって育ったので、したくなかったが、するしかないのかな？と思う程のことがあったときにしてしまった
自分がそう育ってきたので、そうするものだと思っていました
自分が育てられたようにするしかありませんでした。
自分が鞭打たれてしつけられたから。
自分の価値観
自分の親がしていたから、するものだと信じていた
自分の生い立ちから、JWはそのようにして子供を懲らしめなければならないと思っていました。
自分もされていたから
信者だった母の指示で
親がそうするのを見ていてそれが義務だと思いました。
親に従順は、神からの命令で樂園に行くためにはその命令に従わなければいけないと教えられてきました。それが出来なかった場合は、鞭をする事も教えられてきました。賛美の歌にも、神の鞭用いつつ子供を育てる様にと、いうものもあり、虐待してる事も気が付きませんでした

「親にそうされたから自分もする」「信者の親族の指示」などの回答が多数を占めた。
鞭が世代を超えて負の連鎖を起こしている様子が観察できた。

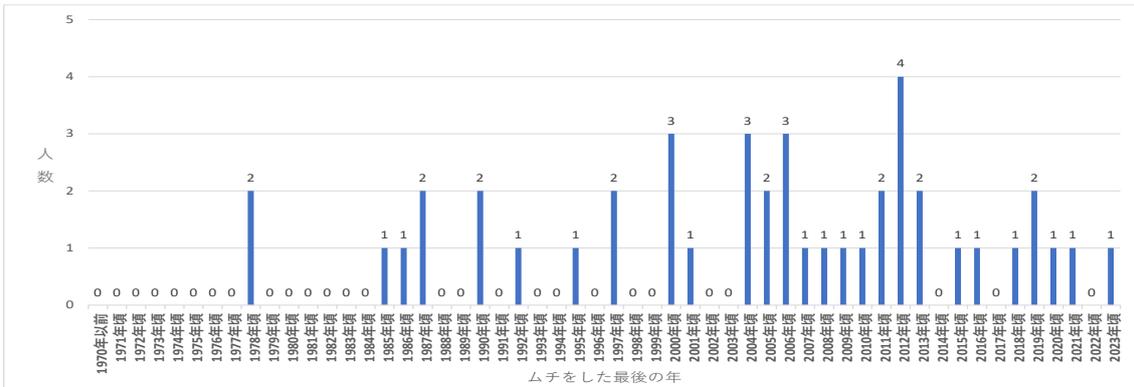
(5) 鞭をしたことへの振り返りに関する自由記述の回答例

設問「鞭をしたことについて、現時点でどのようにお考えでしょうか？例えば、「正当なことをした」、「後悔した」など現時点でのお考え、ご意見、その他ご自身のありのままの感情をご記入ください。」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

もちろん後悔しました。息子に泣いて謝りました。今回のアンケートについて長女に話し、お兄ちゃんに前に謝ったんだよ。と話しました。
後悔。自分が嫌だったことを我が子にしてしまったという後悔。虐待の連鎖とはこれじゃないか…と感じた。
後悔しかありません。自分は、鞭をされて育ってきました。親からの愛情を受けて育った記憶もなく、自分が親の立場になった時、どう子供に愛情を注いでよいのかわかりませんでした。そんな時、現役母から子供に鞭をするのは愛情の証だといわれ、鞭を強要されました。私は、不活発になり家を離れていましたが、最後は、長男のお尻に泣きながら鞭をしました。
息子にも謝っても謝りきれません。息子とも高校卒業と同時に絶縁状態になり、ずっと会えてませんし、彼は私を殺したいと恨んでいます。組織の教えのせいで家族崩壊で本当に取り返しのつかないことになっています。許せません
後悔しかない。
後悔しかありません。
後悔した
後悔している。
後悔してもしてもしきれない。子供に可愛いようなことをしたと今でも思い出すと涙がでます。
後悔はしていないが、もっと効果的に穏やかにできたはずだと今は思う。
誤ったことでありとても後悔している。 ただ1度か2度で正しい子育てではないと理解でき直ぐにやめたのは救い
今思うと赤ん坊が泣くのは当たり前で、なんてひどいことをしてしまったのかと自分を責めてしまいます。しかもそれを行った私はまだ小学生だったという事実は今更打ちのめされています。子供が子供に対して体罰を行う、それがこの宗教の恐ろしい、そして許してはいけない部分だと思います。

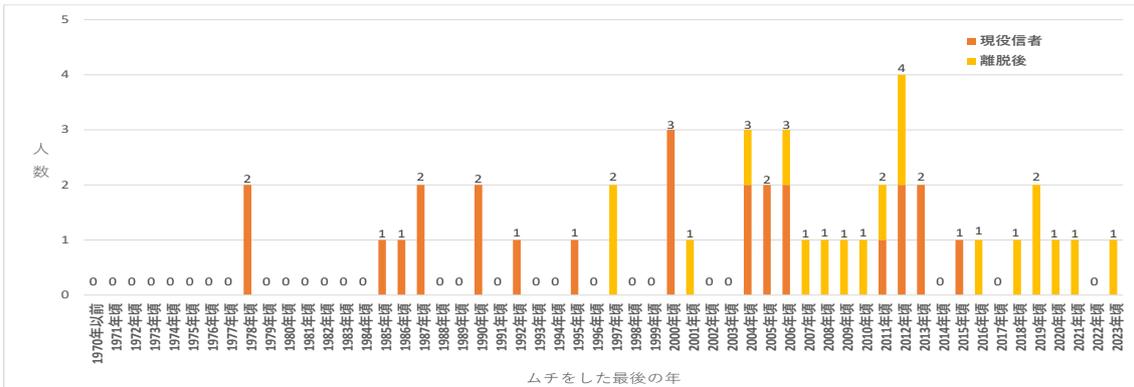
- ①鞭をした側の後悔が明確に読み取れる。
- ②もし教団が過去に「鞭」という醜悪な慣行を生み出し、そう教えられた人がいるのであれば、教団ははっきりと「鞭をしてはいけない」と宣言する義務があるのではないか。

(6) 鞭をしたのは何年頃か



設問	あなたが鞭を最後にしたのは何年ごろですか？ 見聞きした最後の年をご記入ください。
集計方法	我が子を含め他人に鞭をした事があると回答した人を対象に作成した。
結果と考察	2020年代にも鞭をしたという回答が3件得られた（すべて教団から離脱済みの回答者）。 鞭はエホバの証人を離脱した2世等にも波及した事実が確認された。

(7) 鞭をしたのは離脱者か現役信者か



設問	あなたが鞭を最後にしたのは何年ごろですか？ 見聞きした最後の年をご記入ください。
集計方法	我が子を含め他人に鞭をしたことがあると回答した人を対象に作成した。離脱者と現役信者を色分けして示した。
結果と考察	<p>①鞭をしたのは半数程度が現役信者であった。</p> <p>②現役信者の回答は本調査の回答者の 12%程度であることを考えると、現役信者の実施率は高いと言わざるを得ない。教団の組織的誘導が原因であると思われる。また、現役信者だけでなく、離脱者も鞭をしていることが理解できる。</p> <p>③教団を離れても鞭をしてしまうことが観察された。 前述した「世代間の負の連鎖」が起こっていると考えられる。</p>

5 鞭についての小括

(1) 信者による「鞭」の慣行の量的確認

遅くとも 1970 年代から 2010 年代に至るまで（世代を超えるほどの長期にわたる時間的継続性）、全国において（地理的広範性）、理由・態様・道具使用などに関する一定の明確な枠組を持った形で（類型性）、信者が、子どもに対し「鞭」を打つことが行われていたことが量的に明らかになった。これまでのマスコミ報道や 2 世等からの様々な形での被害申告とも合致する結果といえる。

宗教団体内において、ここまで長期にわたり、ここまで大規模に、ここまで広範囲に、ここまで組織的に、ここまで過酷な、子どもへの身体的虐待及びそれと不可分一体をなす心理的虐待がなされた事実は、異常極まりない事態というべきである。

(2) 負の連鎖の存在

エホバの証人内部においては、世代を超えて、2 世等が親になり、自分の子どもに鞭をふるうという「負の連鎖」も認められる。

(3) 教団の責任

これらの鞭を行ったのは、本来はこうした苛烈な児童虐待などとは無縁の普通の一般家庭を構築していた人々と解され、彼らがエホバの証人の信者でなければこのような「強力な外部からの誘導要素がなければ合理的に存在し得ないほどの定式化した形での過酷な虐待行為」は家庭に入り込まなかったのではないのかという強い疑問が合理的に生じる。

こうした異常なほどに明確に見て取れる「定式化」に加え、日本のエホバの証人の信者がより強い痛みを伴う鞭の種類を信者間で話し合い、競うように鞭を子どもにふるっていたことについて「なぜ特定の集団内の構成員たちがここまで感覚を麻痺させていたのか」を考えると、鞭による過酷な虐待を個々の信者や家庭の問題に矮小化することは、この問題の本質を完全にとらえ違える結果となるものと考えられる。

ここまで苛烈かつ異常に定式化された鞭が、日本のエホバの証人において蔓延してきたのは、個々の信者による自己決定・自然発生的な行動の結果とは、到底、考えようがないと思われる。特に、下記のような各事情を踏まえれば、教団が信者に対して「鞭」を打つよう指示をしてきたことによるものであり、信者による子どもへの鞭について、教団が責任を負うべきなのは明らかである。

① 教団の出版物による鞭の強い推奨

教団が発行する出版物においては、古くは 1950 年代から数十年にわたり、子どもへの

「懲らしめ」を神が求めておられるとし、強く推奨している。特に、「道具を使って子どもの臀部を殴打する」という一貫してみられる鞭の方式は、上述の1950年代の出版物の「挿絵」において明確に示されている。なお、教団出版物⁸⁶では「懲らしめは感情のはけ口ではない」、「懲らしめは愛を伴うものである」、「虐待を勧めてはいない」と記載しているものも多々あるが、鞭をふるうこと自体を否定していない。何よりもエホバの証人内での行動指針は、信者以外も見られる出版物だけではなく、長老だけに対する内部指示（例として、輸血に関する『S55』・『S401』書面などが明るみとなることにより、「内部指示」の存在は公知の事実となった）・集会や大会における説法や「実演」と呼ばれる寸劇調のデモンストレーションによる教への伝達（文字化していないため記録に残りにくく、それでいて信者への行動推奨としては強い効果を持つ）・巡回監督や長老による口頭の指示（同じく記録に残りにくく、行動推奨としては強い効果を持つ）などの様々な教育媒体・経路を通じて、強固かつ重層的でありながら同時に見えにくい形で構築されるものであり、こうした様々な指示経路との組み合わせを背景として、出版物の記載内容がどのように信者らに理解されるかが極めて重要であり、出版物の特定の箇所の文言をことさらに強調して、教団が「鞭を指示（ないし容認）していなかった」と主張するのは詭弁と判断されるべきと考えられる。

② 教団幹部による行為

教団から任命される幹部信者（巡回監督、長老等）が、鞭をふるうよう信者の親に強く推奨し、時には自ら鞭をふるった者もいたという報告が寄せられた。

③ 鞭が行われてきた期間・場所・規模・態様

上述のとおり、鞭は、1970年代から2010年代に至るまで、全国において行われてきた。また鞭が、教団が管理する大会ホールや、信者が日常的に使用する王国会館（集会場）で行われていること、鞭が備え付けられていた王国会館があった等の証言も少なくない。

つまり、(i) 数十年の期間にわたり、(ii) 日本全国において、(iii) 顕著に定型化された（異常なまでに酷似した）方式で行われてきており、(iv) しかもその方式はエホバの証人組織の外部においてはほぼみられないものであることなどからすると、鞭が、個々の信者の判断で、時間・場所を越えつつ一定の明確な型を維持しながら各時代・各場所で自然発生したとは経験則上考えられず、このような異常な事象が存在したことは、教団を理由とする組織的な鞭が実行されていたこと以外に合理的な説明が存在しないと判断される。

④ 教団は鞭がなされていることを認識していたこと

教団が、信者による子どもに対する苛烈な鞭がなされていたことを認識していたこ

⁸⁶ 『目ざめよ！1992年9月8日号p.26-27「懲らしめのむち棒」—それは時代後れですか』

とは明らかである。被害者の証言からも裏付けられるが、教団出版物⁸⁷でも、「今日、親の権威の「鞭棒」を誤用している人が多いのは嘆かわしい」とのあたかも他人事のような評価をしているが、かかる記載からは、鞭を用いた虐待がなされていることを認識していたと解さざるを得ない。

かかる教団出版物の他人事のような表記は、場合によっては、日本に限定したエホバの証人内の異常な現象について、児童虐待防止について極めて抑制的で先端的な国家である米国に位置する教団世界本部が危惧感を覚え始めていたとの仮定もあり得るかもしれないが、仮にその仮定に立ったとして、教団世界本部・日本の教団いずれからも、鞭を認め、これを禁じる明確な指針は出されていない。

⁸⁷ 『目ざめよ！1992年9月8日号 p.26-27 「懲らしめのむち棒」 —それは時代後れですか』

第4 ハルマゲドンをおしえること、恐怖の刷り込みを行うこと

1 ハルマゲドンとは

ハルマゲドンとは、近い将来に起こる「エホバ（神）」と「サタン（悪魔）及びその配下にあるエホバの証人以外の全人類」との戦争のことである。エホバの証人は、ハルマゲドンの戦いでエホバ神が勝利し、その後到来する「地上の楽園」でエホバの証人だけが永遠に生きるとおしえている。

また、「ハルマゲドンでは、エホバ神が空から火を降らせるなど⁸⁸の現実の物理的な攻撃を行ってエホバの証人以外の全人類を殺害し、エホバの証人だけが生き残る」とおしえている。

確かにエホバの証人は、このハルマゲドンにより「エホバ神の正しさが全人類に証明されること」が最も重要なことであると強調し、実際に、その点に主眼を置いているが、この教えの当然の論理的帰結は「エホバの証人として神に認められなければ近い将来、神に現実に殺される」という前提が表裏一体として存在し、そのため、「～しなければハルマゲドンで滅ぼされる」「～すると楽園に行けない」などという教えや声かけがあるということを、声を上げた2世等が証言している。

※上述の教えの理解はエホバの証人内においては「いわば常識中の常識」のレベルであり、かつ、数年以内におきてもおかしくない現実のものであるとの理解が完全に浸透している⁸⁹点を理解することは重要と思われる。また、そうした理解の浸透が子どもにも見られることも重要なポイントである。

⁸⁸ 教団資料によるハルマゲドンの[画像](#)、[動画](#)

⁸⁹ 最近の資料では[ものみの塔（研究用）2023年6月号8頁](#)

2 宗教虐待 Q&A の記述

(③心理的虐待)

問3-1 宗教活動や布教活動への参加強制や人生選択の強制、激しい言葉での叱責や霊感的な言葉を用いての脅し等により幼少期からの継続的な恐怖の刷り込み等は児童虐待に当たるか。また、児童を宗教活動等に参加させることを目的として、あるいは、児童が参加に消極的であるといったことを原因・きっかけとして、無視する行為、常に拒絶的・差別的な態度をとることについてはどうか。

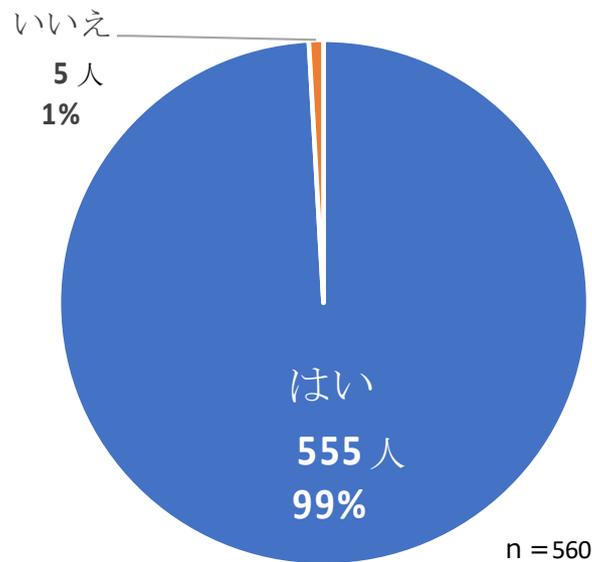
(答)

「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」、「滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行うこと、児童を無視する・嫌がらせをする等拒否的な態度を継続的に示すことで、宗教活動等への参加を強制することや進路や就労先等に関する児童本人の自由な決定を阻害すること(保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等を含む。)は、いずれも心理的虐待又はネグレクトに該当する。

出所：[宗教虐待 Q&A](#)

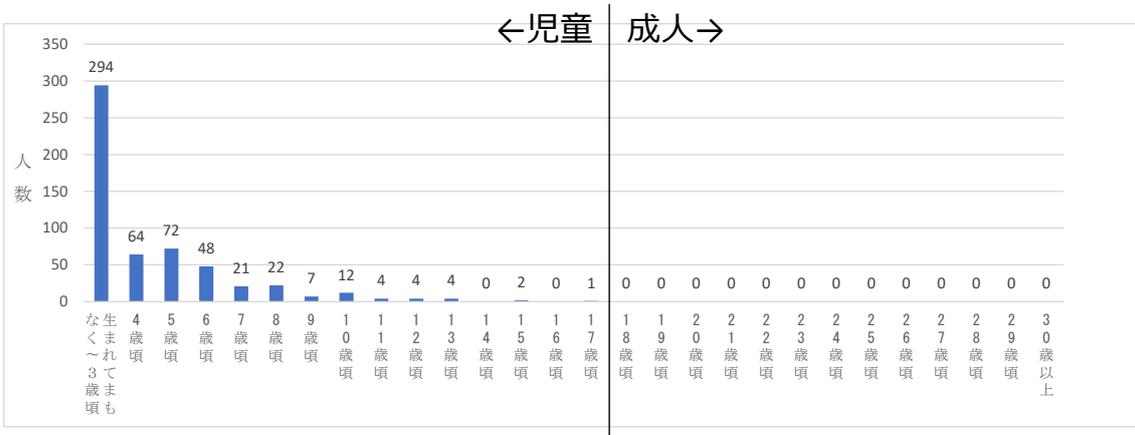
3 ハルマゲドンについて教わった経験

(1) ハルマゲドンを教えられた経験の有無



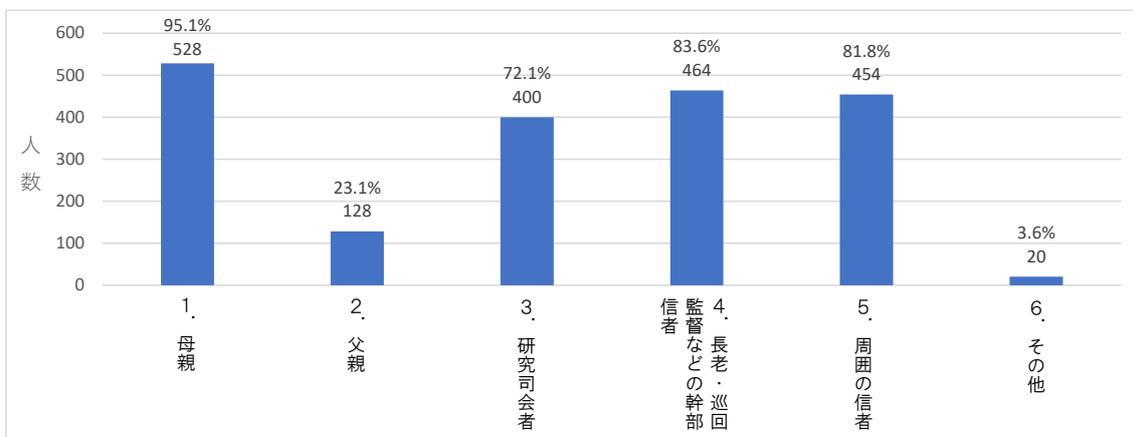
設問	あなたがエホバの証人の活動（集会など）に参加していた当時「～しなければハルマゲドンで滅ぼされる」「～しなければ樂園に行けない」と教わったことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが 18 歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	①ほぼ全員がハルマゲドンについて教えられたと回答した。 ②エホバの証人に関与すれば必ず教えられる中核中の中核事項なので、この数字にはなんら驚きはない。また、本項の冒頭記載のとおり、このハルマゲドン発生の高い蓋然性についての感覚は「現実のもの」としての感覚であり、数年以内に起こり得るもので、エホバの証人でない者は全て殺害されるという感覚であることにも留意すべきである。

(2) 教えられた年齢



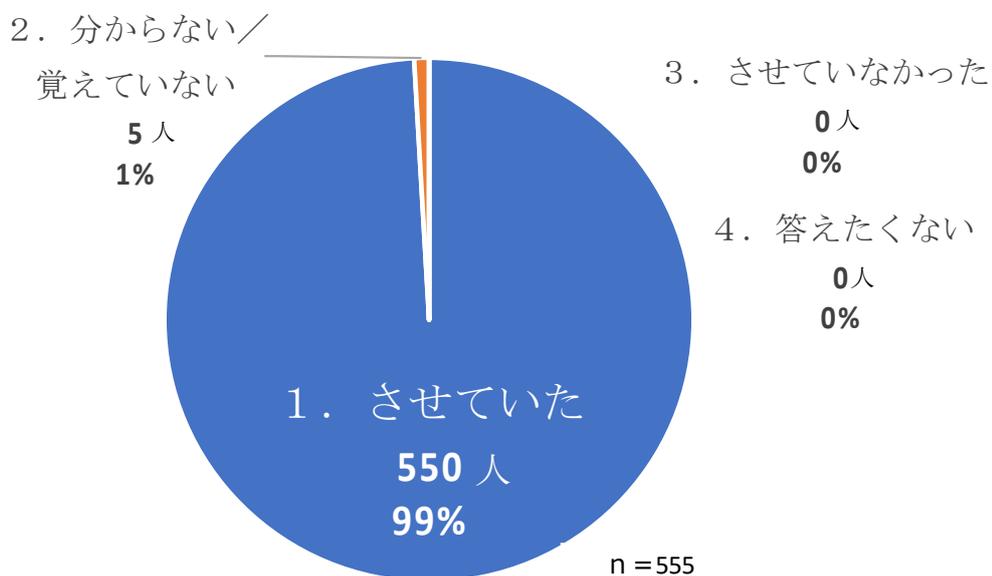
設問	ハルマゲドンについて、何歳頃に教えられ始めましたか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で「ハルマゲドンで滅ぼされる」「樂園に行けない」と教わったことがあると回答した人を対象とし、横軸を年齢、縦軸を人数で作成した。
結果と考察	①児童の頃からハルマゲドンが教えられたことが行われたことが量的に確認された。 ②教えの多くは、「エホバに従わなければハルマゲドンで滅ぼされる」「滅ぼされたくないなら親に従順にしなければならない」「集会や伝道に行かないと滅ぼされる」という趣旨の内容である。

(3) ハルマゲドンを教えた人



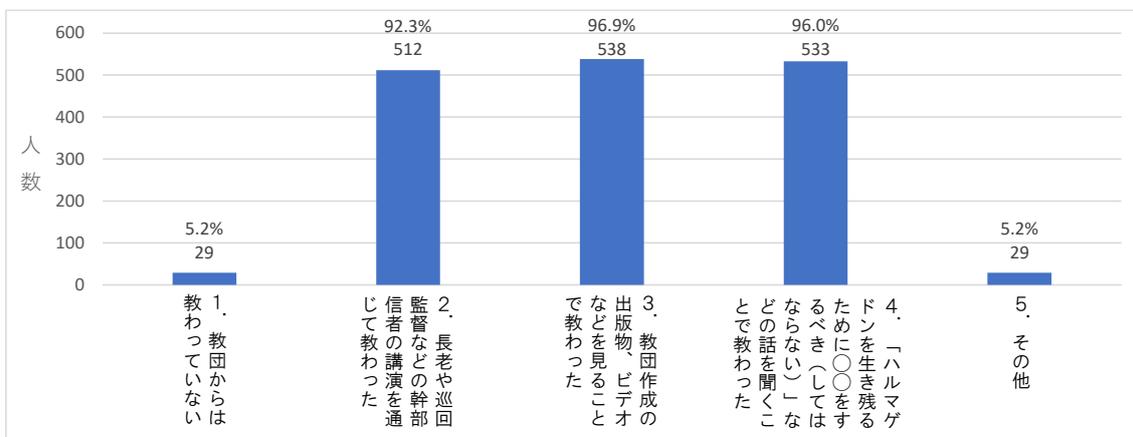
設問	「ハルマゲドンで滅ぼされる」「樂園に行けない」と教えた人は誰ですか？あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	<p>エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが 18 歳未満と回答した人で「ハルマゲドンで滅ぼされる」「樂園に行けない」と教わったことがあると回答した人を対象とし、横軸を「教えた人」、縦軸をその人数で作成した。</p> <p>教えられ始めた年齢を 18 歳未満と回答した人のみを対象とした（始まった年齢が 18 歳以上と回答した人はいなかった）。%の数字はそれぞれの回答人数を「ハルマゲドンで滅ぼされる」「樂園に行けない」と教わったことがある」と回答した 555 人で割った割合を示す。</p>
結果と考察	<p>①保護者から教えられたことが量的に確認された。</p> <p>②保護者からだけでなく、長老や巡回監督などの幹部信者から教えられたという回答も量的に確認された。</p> <p>※②は現行法解釈を前提とすると児童虐待と言えない点は大きな課題である。</p>

(4) 教団が児童に対しハルマゲドンの画像等を見させる等させていたか



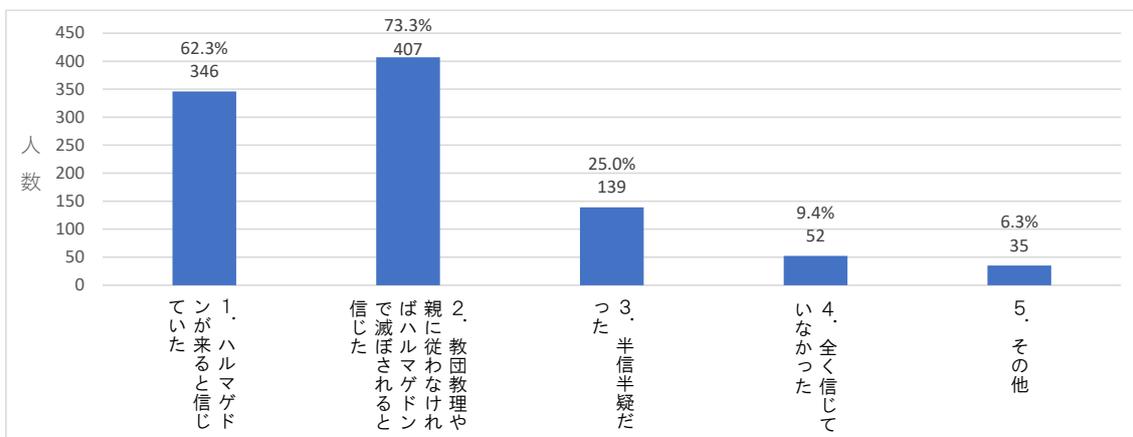
設問	教団は児童（18歳未満）に対しても、集会や大会で、ハルマゲドンの言葉、絵、映像などを見せたり、読ませたり、聞いたりさせていましたか？（一つお選びください）。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で「ハルマゲドンで滅ぼされる」「樂園に行けない」と教わったことがあると回答した人を対象に作成した。
結果と考察	「エホバに従わなければ滅ぼされるハルマゲドン」の具体的かつ衝撃的な視覚的描写について、児童であっても成人と同じものを見せられることが量的に確認された。

(5) ハルマゲドンを教団から教えられたか



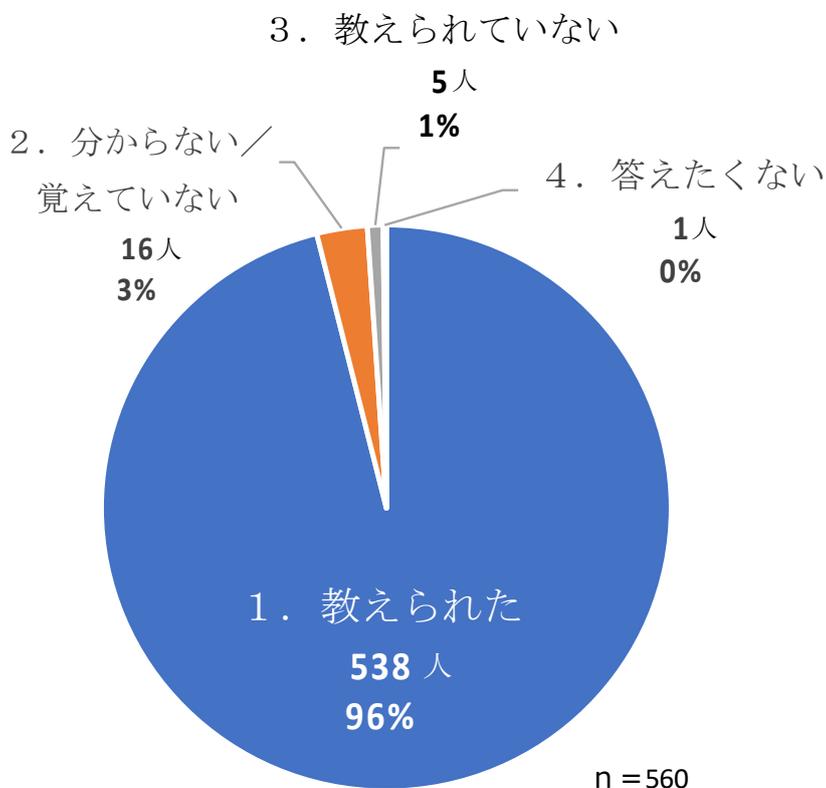
設問	教団からハルマゲドンの教理を教わりましたか？ 教わった場合、どのように教わりましたか？あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが 18 歳未満と回答した人で「ハルマゲドンで滅ぼされる」「樂園に行けない」と教わったことがあると回答した人を対象とし、横軸を「どのように教わったか」、縦軸をその人数で作成した。教えられ始めた年齢を 18 歳未満と回答した人のみを対象とした（始まった年齢が 18 歳以上と回答した人はいなかった）。 %の数字はそれぞれの回答人数を「ハルマゲドンで滅ぼされる」「樂園に行けない」と教わったことがある」と回答した 555 人で割った割合を示す。
結果と考察	出版物、幹部信者による講演などで教わったことが量的に確認された。 ※ただし、教団が教えることは現行法解釈を前提とすると児童虐待と言えない点は大きな課題である。

(6) ハルマゲドンを教えられることにより恐怖を感じたか



設問	ハルマゲドンの教理を教えられることにより、あなたはどのように感じましたか？あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	<p>エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが 18 歳未満と回答した人で「ハルマゲドンで滅ぼされる」「樂園に行けない」と教わったことがあると回答した人を対象とし、横軸を「教えられることによりどのように感じたか」、縦軸をその人数で作成した。</p> <p>教えられ始めた年齢を 18 歳未満と回答した人のみを対象とした（始まった年齢が 18 歳以上と回答した人はいなかった）。</p> <p>%の数字はそれぞれの回答人数を「ハルマゲドンで滅ぼされる」「樂園に行けない」と教わったことがある」と回答した 555 人で割った割合を示す。</p>
結果と考察	<p>①「滅ぼされると信じた」「ハルマゲドンが来ると信じていた」が回答の上位であり、宗教虐待 Q&A の構成要件である「恐怖の刷り込み」が行われたと強く推認できる。繰り返し述べてきたように「ハルマゲドンの滅び」を「現実のもの」として受け止めるエホバの証人教理の特徴に留意すべきである。</p> <p>②このことが、エホバの証人からの離脱に対する強力な心理的障害・ハルマゲドンの到来を無視しての一般社会での活躍への意欲の喪失等につながるであろうことは容易に予想される。</p> <p>③一方、「半信半疑」、「全く信じていない」という回答もあったが比較的少数だった。</p>

(7) エホバの証人の集会は「ハルマゲドン」恐怖の伝達場所であると言えるのか



設問	集会で「エホバの証人にならなければハルマゲドンで滅ぼされる」ことを教えられましたか？（一つお選びください）。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満で集会又は伝道に行ったことがあると回答した人を対象に作成した。
結果と考察	「～しなければハルマゲドンで滅ぼされる」などと教えて恐怖の刷り込みを行うことは宗教虐待 Q&A に示す児童虐待に当たると解される場所、回答者のほとんどがハルマゲドンを集会で教えられたと回答し、エホバの証人の集会は児童虐待が行われる場所になりうるということが量的に確認された。

(8) ハルマゲドンの教えを受けた経験に関する自由記述の回答例

設問「教団がハルマゲドンの教理を教えることに関して、ご存知のことをできる限り詳しくご記入ください。なければ「なし」とご記入ください。」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

エホバに従わない人は滅ぼされる 母からは、親に従わないなら、サタンと一様に滅ぼされると言われ続けた
出版物での記事や挿絵など。集会でもハルマゲドンがまもなく来ることは度々聞いた。
阪神大震災や、911 テロが起きた際に特にこの世の終わりを長老が話していた。
信じる信じないでなく、物心ついた時からこの世は私たちの世代のうちに滅びるものでした。死んだら無という考え方とともに、教団を離れていても、そういう枠組みは残ります。
子供には本を通して怖い挿し絵と内容で親に従順でなければ滅ぼされると脅しに近い形で教えられていた。
エホバの教えを守らなければ終わりの日に滅ぼされるのよと教えられ育てられました。「ママはパパが死んじゃっても悲しくないの？」と聞いたら、「悲しいから、パパが死なないようにあなたたちがパパがエホバを信じるようにお話してね」と言われました。集会でも大会でもそんな話ばかりだったと思います。
世界の全ての人にエホバの宗教が伝わった時にハルマゲドンは訪れる その時信者のみが楽園で生きる、他の人は死ぬハルマゲドンについて理解できず、母に聞いた事が何度もあるので、母の認識になります。 宗教に入ってやめた人は死ぬ。 奉仕先で玄関先で断っただけの人も死ぬ。 その子供は直接教えを聞いてなければ、まだ決まってない。 信者とはバプテスマを受けた人の事を言うのか曖昧
啓示の書にあるハルマゲドンについて、他のいろいろな聖句を用いながら教えていました。 2世信者だったので、子供の頃は親に不従順であるとうどうなるか、きちんと鞭を打たないとハルマゲドンで滅ぼされる(1世信者の母親とその子ども)という言ったことを覚えています。 今でも夢に見ることがあるのですが、空から赤い火の玉が降ってきて街を破壊している絵の中に自分がある、箴言 30:17 にある「父親をあざ笑い、母親への従順を軽視する目、それは谷のワタリガラスにつつき出され、若いワシに食い尽くされる。」の聖句をもじって、親に不従順であるとハルマゲドンで、「ワタリガラスに目をつつき出される」と恐怖で縛られながら教えられていましたので、実際にワタリガラスに目をつつかれる夢を見ていることが今でもあります。 主に恐怖の対象だった書籍 ・啓示の書 — その壮大な最高潮は近い！ Web サイト(オンライン・ライブラリーでは挿絵が見れなくなっています。 ・聖書物語 ・聖書の教え ・論じる ・偉大な教え手 ・ものみの塔誌の当時の研究記事

※結果と考察

エホバの証人の保護者が教団の提供する出版物等を用いて児童にハルマゲドン等について教える様子が観察できた。保護者が児童に教えるのは児童虐待に当たるものの、教団が提供する出版物が、それが児童にも使用させるものだったとしても、現行法では規制できないことには問題があると思われる。

4 ハルマゲドンによる恐怖についての小括

- (1) 「～しなければハルマゲドンで滅ぼされる」というハルマゲドンの教えはエホバの証人の中核的教理（常識レベルの共通認識）であるが、教団が児童にも同様にそれを教えていることが量的に確認された。
- (2) エホバの証人の保護者による子どもへのハルマゲドンの教示は、「滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行うことそのものであり、児童虐待に該当する可能性が高い。
- (3) 一方、教団が出版物や集会・大会・子どもへの対面等での直接の説諭などを通じて教えるという実態もまた確認されたものの、保護者以外の教団関係者による教えである限り、いかに「滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行う」などしても、現在の児童虐待防止法を含む児童の保護を図る法制度を前提とすれば、教団の行為が直ちに「児童虐待」にあたるとは言えないと解され、信者である保護者による虐待行為を助長又は促進させる行為に対して何らかの法規制を及ぼす等の対策が必要ではないかと考える。

第5 学校行事への参加制限

1 宗教虐待 Q&A の記述

問4-6 信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童が様々な学校行事等に参加することを制限するような行為については児童虐待に当たるか。

(答)

児童本人が学校行事等に参加することを希望しているにもかかわらず、児童に対する適切な養育の確保や教育機会の確保等を考慮せず参加を制限する行為は、宗教の信仰等を理由とするものであっても、心理的虐待又はネグレクトに該当する。

出所：[宗教虐待 Q&A](#)

2 教団が「神に禁じられている」と教える行事等

(1) エホバの証人は、わが国で伝統的または一般的に祝われる様々な行事や祝祭日について、異教の宗教に由来する、聖書の教えに反する、偶像崇拝にあたる等の様々な理由により、それを祝うことを拒絶する。特に日本の一般的な学校で行われる行事のうち、教団が信者に対し禁じている行事の幾つかの例は以下のとおりである。

(※なお、以下の行事に限られない点には留意が必要である)。

① 誕生日

聖書中に出てくる誕生日の記載は、いずれも異教徒のものであること、一個人を過度に重要視する傾向にあるからとの理由で祝うことを禁止している⁹⁰。

② クリスマス

12月25日はイエス・キリストの誕生日ではないこと、もともと異教の祝日に由来することを理由に祝うことを禁止している⁹¹。

③ 正月

もともと異教の祝日に由来することを理由に祝うことを禁止している⁹²。

エホバの証人は「あけましておめでとう」という挨拶を述べないよう教えられている。

④ 節分

もともと異教の崇拝に由来することを理由に祝うことを禁止している⁹³。

⑤ バレンタインデー

もともと異教の祝日に由来することを理由に祝うことを禁止している⁹⁴。

⑥ 端午の節句

邪気を払うという意味での祝いであり、もともと異教の崇拝に由来することを理由に祝うことを禁止している⁹⁵。

⑦ 母の日

もともと異教の崇拝に由来することを理由に祝うことを禁止している⁹⁶。

⁹⁰ 『学校とエホバの証人』 p. 18

⁹¹ 『学校とエホバの証人』 p. 19

⁹² 『学校とエホバの証人』 p. 20

⁹³ 『学校とエホバの証人』 p. 20

⁹⁴ 『学校とエホバの証人』 p. 21

⁹⁵ 『学校とエホバの証人』 p. 21

⁹⁶ 『学校とエホバの証人』 p. 21

⑧ 七夕

もともと異教の崇拝に由来することを理由に祝うことを禁止している⁹⁷。

⑨ ひな祭り

雛人形はもともと霊力のある呪具であり、祭りは崇拝行為であることから、異教の崇拝に由来するため祝うことを禁止している⁹⁸。

⑩ 武道

聖書中に「もはや戦いのことを学ばない」と記載してあること、武道をおこなうことで暴力的な傾向をはぐくむことになるという理由で、武道を行うことを禁止している。これには、学校教育の過程でおこなわれる柔道や剣道なども含まれる⁹⁹。

⑪ 国家斉唱・国旗敬礼

国旗などの旗に対して身をかがめたり敬礼したりすることや、国歌を歌うことは、神ではなく国家などの組織やその指導者に救いを帰する宗教的行為であるとして、国歌斉唱や国旗敬礼をすることを禁じる¹⁰⁰。

⑫ 校歌斉唱

国家斉唱を禁じると同じ理由で、校歌は神ではなく学校に崇拝行為をするものであるとして、禁止する¹⁰¹。

⑬ 運動会における一部種目（騎馬戦、応援合戦、宗教的な色彩を持つ踊りなど）

騎馬戦は、戦いに由来するものであること、応援合戦は神以外の組織の礼賛にあたること、宗教的な由来をもつ踊りについても異教の崇拝にあたるとして、いずれも禁止され他との報告が多い一方¹⁰²、これらの禁止には明らかに地域差がある（会衆ごとにやっぺいい・やっぺはいけないの基準が統一されていない。教団が出版物において「騎馬戦」を取り上げて禁止したことはないと思われるが、実際には騎馬戦が「戦い」に該当するとして、参加しないよう圧力を受けた2世等が多い一方で、「参加できた」とする2世等もあり、この基準の不統一は「棒倒し」などの競技においてもみられるようである）。

⑭ 神社仏閣への参拝

異教の崇拝にあたるとして禁止される。学校行事についていえば、特に修学旅行などで

⁹⁷ 『学校とエホバの証人』 p. 22

⁹⁸ 『学校とエホバの証人』 p. 21

⁹⁹ 『目ざめよ！1976年3月22日号 p. 28-29 柔道や空手を習うのは正しいことですか』
『学校とエホバの証人』 p. 29

¹⁰⁰ 『自分を神の愛のうちに保ちなさい』 p. 212
『学校とエホバの証人』 p. 13-17

¹⁰¹ 『ものみの塔1964年9月15日号』 p. 571 若い人たち、在学中も忠実を保ちなさい』
『学校とエホバの証人』 p. 17

¹⁰² 応援団について『学校とエホバの証人』 p. 24

神社仏閣をめぐる場合があるが、参拝やお祓いを受けることは禁止される。中には「神社仏閣に入ることも禁じられた」とする報告がある一方で、「崇拝行為をしなければ神社仏閣に入ることは構わない」と言われたケースも多い様子であり、基準の不統一さがみられる。

⑮ 生徒会役員・学級委員等の選挙

エホバの証人は、国政選挙・地方議会の選挙を含め、立候補はもちろんのこと、投票自体に参加しない。理由は選挙に参加することが政治的中立性を損なうことになるからとされる。そして、学校内の生徒会役員選挙や学級委員の選挙は、「目的はほとんどの場合、若い人々をこの世の政治機構に慣れ親しませること」にあるとして、いわば国政選挙などに慣れ親しませるものであるとして、これに参加することも禁止される¹⁰³。

⑯ 部活動

教団は、部活動についての参加を明示的に禁止はしておらず、信者の良心にゆだねるとしている。しかし、実際には、「学校のクラブ活動または部活動（課外クラブ）に加わる前に注意深く考慮しなければならないと感じて」いるとし、「クラブ活動は学校の授業時間内に限られていますか。・・・クラブに入ると、家族あるいは会衆の活動でより良く過ごせる放課後の時間が取られるようになりますか。」などの基準を示して、放課後に行われる部活動への否定的な意見を示している。実際に、2世等で部活動に参加していたものは非常に限定的である¹⁰⁴。

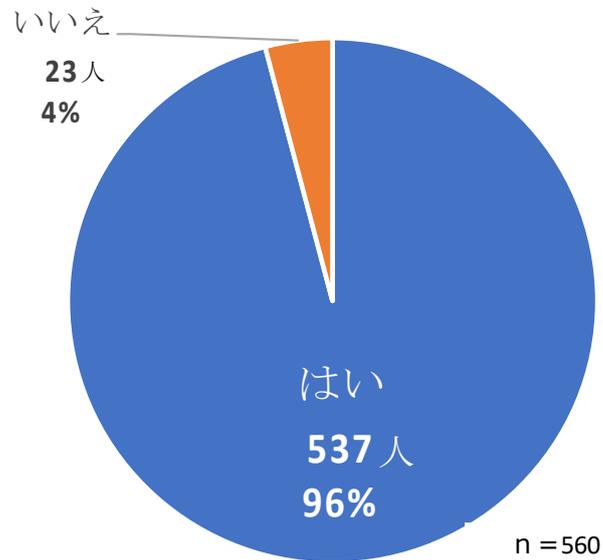
(2) 上記に述べる様々な行事・祝祭日のうち、エホバの証人が特に避けるべきとされる異教の習慣に関わるものに参加する場合、罪を犯したことになり、悔い改めない場合には排斥となる場合がある。排斥となった場合に忌避の対象となることはすでに述べた通りである。

¹⁰³ 『ものみの塔 1964年9月15日号 p. 571-572 若い人たち、在学中も忠実を保ちなさい』

『学校とエホバの証人』 p. 17

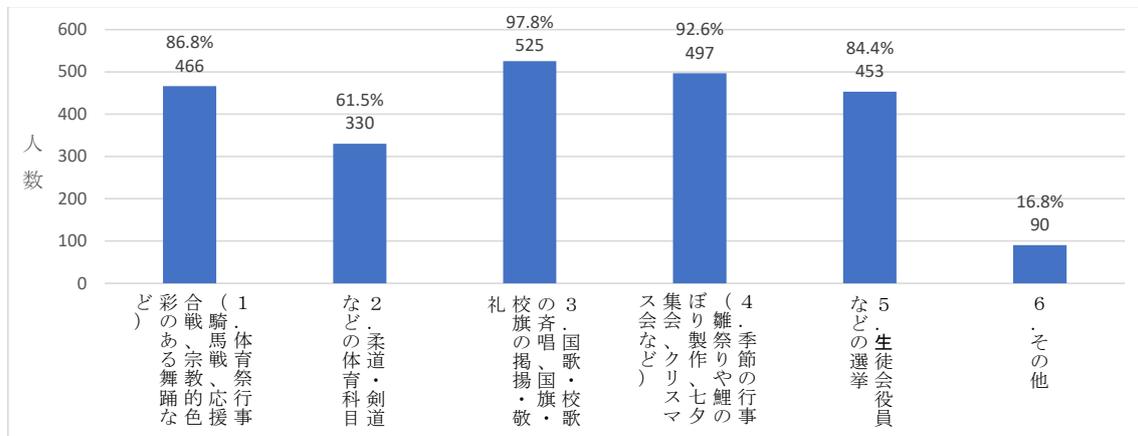
¹⁰⁴ 『学校とエホバの証人』 p. 24

3 学校行事に参加できなかった経験



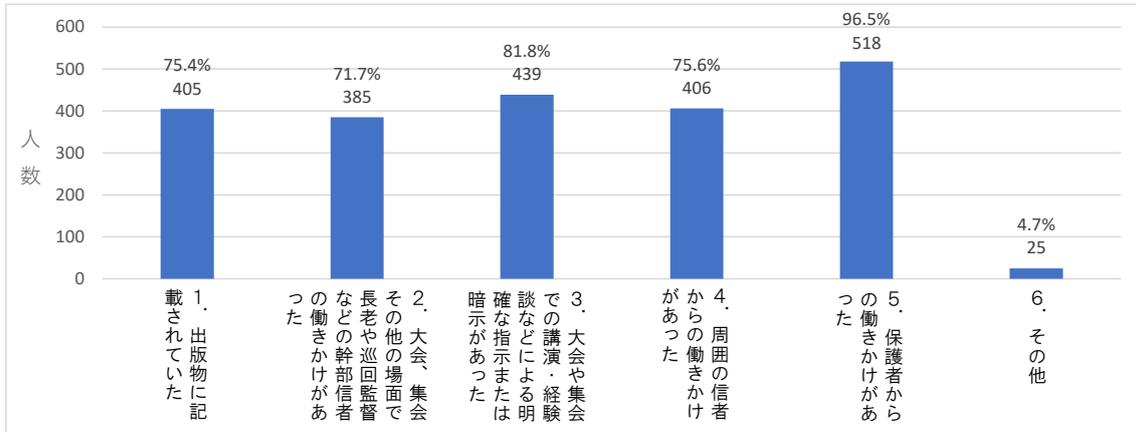
設問	エホバの証人の教理を理由に特定の授業科目や特定の学校行事に参加出来なかったことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	回答の96%、537人が学校行事に参加できなかったことがあると回答した。

4 参加できなかった学校行事の種類



設問	どのような学校行事に参加出来ませんでしたか？ あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で教理を理由に特定の授業科目や特定の学校行事に参加出来なかったことがあると回答した人を対象とし、横軸を「参加できなかった学校行事」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「教理を理由に特定の授業科目や特定の学校行事に参加出来なかったことがある」と回答した537人で割った割合を示す。
結果と考察	①国家・校歌の斉唱、国旗・校旗の掲揚に参加できなかった人が、約98%。 ②季節の行事や体育祭行事に参加できなかったのは約92%。 ③体育祭行事に参加できなかったのは約87%。

5 学校行事に参加できなかった理由



設問	学校行事へ参加しなかった理由を教えてください？ あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で教理を理由に特定の授業科目や特定の学校行事に参加出来なかったことがあると回答した人を対象とし、横軸を「参加しなかった理由」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「教理を理由に特定の授業科目や特定の学校行事に参加出来なかったことがある」と回答した537人で割った割合を示す。
結果と考察	①保護者からの働きかけにより学校行事に参加できなかった子どもが量的に確認された。宗教虐待Q&Aの構成要件を満たし、児童虐待に該当する可能性が高い。 ②出版物での記載、大会や集会における講演での指示・暗示、周囲の信者の働きかけなど、教団組織の関与も量的に確認された。 但し、教団の関与は、現行法のもとでは児童虐待とは言えないため課題である。

6 学校行事の参加制限の経験に関する自由記述の回答例

設問「学校行事に参加ができないことについて、いつ、どこで、誰が、どういう行事に参加できなかったご経験があるかできるだけ詳しくご記入ください。また、学校行事について、第三者（親、長老や幹部信者等）から参加しないよう指導や推奨があったケースに遭遇されたことがある場合には、その点も併せてご記入ください。なければ「なし」とご記入ください。」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

90年代に小学校で私自身が参加できなかった行事は、豆まき、どんど焼きなどです。国家、校歌の斉唱はできませんでしたし、長野県では「信濃の国」という県歌を音楽の授業等で歌うのですが、それも禁止でした。児童会の選挙の際は、立候補者の演説を聞くことも投票することもできませんでした（白票を投じるのも駄目）。運動会の騎馬戦は、騎手になることができませんでした（馬として参加することはできた）。

中学校では、剣道や柔道の授業に参加できませんでした。理科の授業で進化論に関する部分を取り扱ったときは、授業の参加は可能だったものの、テストの解答は不可でした。小学生の時と同じく、生徒会選挙は演説を聞くことも投票することもできませんでした。

小学校、中学校で共通して、クリスマスソングを歌えなかったのも覚えています。

上記は全て、母の指導により強制的に禁止されていました。

私の経験ですが、小学生の時に運動会の盆踊りに参加できず、小●の時の担任は、私の宗教上の理由でという説明では納得せず、結局母が学校に出向き、信教の自由だと言って、渋々納得してもらいました。

同じ学年は同じく信者の女の子がいたので2人で見学していましたが、先生方の白い目と、同級生たちの奇異の目が忘れられません。

その担任はそのことを根に持ち、しばらくそのことを授業の中で言及したり、馬鹿にするような言動がありました。

ただ有難いことに同級生の方が、最終的にはそのことを気にしないで普通に接してくれたことが救いでした。

小中学校のキャンプファイヤーは、火の神をまつる偶像礼拝とみなされ参加できなかった。

・小・中・高校にて

・私、弟が

・私、弟共通…国歌、校歌斉唱、国旗掲揚で頭を下げること

七夕、バレンタイン、クリスマス、騎馬戦 いずれも参加不可でした。

クリスマスはイエスキリストの誕生日なのに、「本当の誕生日は別日で、クリスマスはタンムズの神様をまつる異教の教え」を根拠に参加できませんでした。

（弟は柔道の授業が中学であり、不参加の旨を先生に伝えると体育教師から家に嫌味を言う電話が掛かってきました）。

長老や幹部信者からの直接指導や推奨はなかったものの、母親から異教に基づくイベントには参加してはいけないと厳命されていたので、それを真面目に守っていた感じです。

・親からの指導により、誕生日、七夕、クリスマス行事への学校でのクラス行事参加を禁止されました。また、これらの行事参加拒否が困難なことから、幼稚園/保育園に行かせることを良しとしない価値観が会衆にありました。行事参加禁止については会衆内でも共通認識が共有されており、親同士の会話で頻繁に出てきます。

- ・運動会、体育祭において、応援合戦に参加することを禁じられていました。また、騎馬戦に参加できないことをクラスメイトの前で証言するよう指示を受け、そのようにしました。
- ・高校の体育で、柔道を禁止されました。体育教師への説明を行いました。親の指導によるものです。また、柔道を強制しない高校の情報について、会衆内で情報が共有されていました。
- ・バレンタインではチョコレートを受け取らないよう、長老の妻と、長老の息子が、他の信者に指導していました。

本人の特定を避けるため、「●」の加工を当弁護団で行っています。

7 学校行事への参加制限についての小括

- (1) 2世等の児童が保護者及び教団の指導に基づいて、「信仰する宗教の教え・決まり等を理由として」、「様々な学校行事等に参加することを制限されていた（制限されている）ことが量的に確認された。
- (2) エホバの証人の保護者による学校行事の制限は宗教虐待 Q&A に示された構成要件を満たし、児童虐待に該当する可能性が高い。
- (3) 教団が、出版物や大会・講演などを通じて、信者に対し特定の行事（これには学校生活で経験する行事もあれば、通常は経験しないものまで幅広く含まれる）に参加するべきではないと明言し、これを2世等に教えるよう強く推奨するという実態が確認された。

つまり教団が、学校行事等への参加制限について、信者による児童虐待を促進又は推奨していると評価できる。

但し、教団が信者による児童虐待に実質的に関与している又は加担していると評価できるかは行事の種類によると思われる。例えば、参加を制限される学校行事について、これに参加すること又は参加することが、背教の罪にあたり、排斥などの懲戒措置が現実的に講じられるような場合には、教団が信者による児童虐待に実質的に関与している又は加担していると評価できると思われるが、そうではないようなケース（個人の良心にゆだねられる場合など）では、教団が信者による児童虐待に実質的に関与している又は加担していると評価することには慎重な評価やより深い分析が必要と考えられる。

とはいえ、教団が出版物や集会・大会などを通じて、特定の学校行事への参加を行わないよう強く推奨し、教えるという実態が確認されるにもかかわらず、現在の児童虐待防止法を含む児童の保護を図る法制度を前提とすれば、教団の行為が直ちに「児童虐待」にあたるとは言えないと解され、信者である保護者による虐待行為を助長又は促進させる行為に対して何らかの法規制を及ぼす等の対策が必要ではないかと考える。

第6 交友や交際の制限

1 宗教虐待 Q&A の記述

問3-2 児童に対し、特定の宗教を信仰しない者との交友や結婚を一律に制限するような行為（誕生日会等の一般的な行事への参加を一律に制限する行為を含む。）は児童虐待に当たるか。また、日常生活上常時、そうした者を批判する言動を児童に対して繰り返す行為はどうか。

（答）

児童に対し、その年齢や発達¹の程度からみて、社会通念上一般的であると認められる交友を一律に制限し、児童の社会性を損なうような場合には、ネグレクトに該当する。また、交友や結婚を制限するための手段として、問3-1（答）に記載する脅迫や拒否的な態度を継続的に示すことや、児童の友人や教師など児童と交友関係を持つ者を「敵」、「サタン」その他これらに類する名を称すること等により、児童に対して強い恐怖心を与えることは心理的虐待に該当する。

出所：[宗教虐待 Q&A](#)

※本報告書においては、友人関係等の一般的な他者との関係を「交友」・恋愛感情に基づく特定人との関係を「交際」と表記する。

2 交友及び交際に関するエホバの証人の考え方

(1) 交友関係

エホバの証人は、「悪い交わりは有益な習慣を損なう」（コリント第一 15:33）の聖句等を理由に、信者ではない一般の人との交友関係には用心するべきであり、社会生活上必要不可欠な接触以外、交友・接触を持たなければ持たないほうが望ましいとする¹⁰⁵。

(2) 交際関係

エホバの証人は、「主にある者とだけ結婚しなさい」（コリント第一 7:39）の聖句等を理由に、信者は信者同士でのみ結婚することを非常に強く推奨し、非信者との結婚について非常に否定的である（交際についても同様である）。長老等の幹部が、「信者・非信者間」の結婚式のサポートをした場合ですら、その立場が剥奪される可能性がある¹⁰⁶。

¹⁰⁵ 『エホバの望まれることを行う組織 p. 137-138, 13 章「全てのことを神の栄光のためにしましょう」23 節』「あなたが若いクリスチャンで学校に通っているなら、エホバの証人ではない若い人たちと不必要な交友を持たないように気を付けてください。」

『ものみの塔 1988 年 11 月 15 日号 p. 15-20 神を崇拝するよう他の人を援助する』

『王国宣教 1989 年 6 月 p. 1-2 神権的な交わりを楽しむ』

『若い人は尋ねる質問 実際に役立つ答え（第 2 巻）p. 143 以降』等。

¹⁰⁶ 『神の羊の群れを世話してください 2023 年 p. 39 8 章「長老や援助奉仕者の資格の再検討が必要な状況』には以下の記載がある。

「バプテスマを受けたクリスチャンとバプテスマを受けていない人との結婚をサポートした場合：長老や援助奉仕者は、エホバの基準に対する揺るぎない思いを持っていない限りなりません。その基準には「主に従う人とだけ」つまり献身してバプテスマを受けた人とだけ結婚するようという聖書の命令も含まれます。この命令は、全てのクリスチャンに当てはまります。不活発な人も例外ではありません。2人の交際や結婚式や披露宴へのサポートや、そうした場への出席や参加などによって、その結婚を奨励したり黙認したりするなら、長老や援助奉仕者としての資格に疑問が生じます。兄弟自身が関与しなかったとしても、妻や同居する家族がそうしたことを許したなら、やはり資格の再検討が必要です。長老や援助奉仕者がそうした点で判断を誤った結果、他の人たちが大きな疑問を感じるようになったのであれば、聖書から見てその兄弟に奉仕を続ける資格はないかもしれません。」

仮に信者同士であっても、交際自体にも強い制限がかかっており、「法的婚姻関係及びエホバの証人内での正式な結婚関係」外でなされる性的な行為は最も重い部類の罪の一つとみなされている（この罪には婚姻前の性交を含むが、性交以外の多くの性的行為も禁止されている）。1つの例として、デートについても手をつなぐなどを含め身体的接触は強くけん制されており¹⁰⁷、2人だけのデートは避けるように（つまり付き添いを置くように）と推奨されている¹⁰⁸。

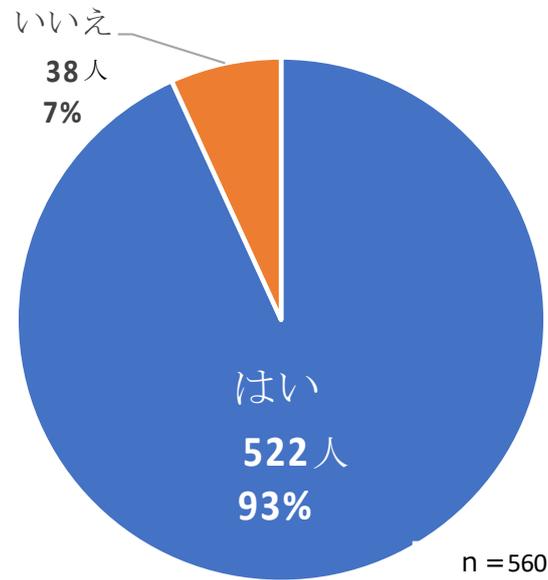
¹⁰⁷ 『目ざめよ！ 2001年12月22号 p.26-27, 若い人は尋ねる…早すぎるデート — どんな害があるのだろう - デートの危険』「今日の世の中では、デートが性関係のきっかけとなることが少なくありません。それはちょっとしたことから、ただ手をつなぐことから始まり、次に、さっと抱きしめたり、ほおにキスしたりするようになるかもしれません。これは、互いに真剣な誓いを立ててそうした愛情を表現することにした若い成人男女の場合とは全く異なります。一方、結婚するには若すぎる二人がそうしたことをするなら、性的欲望を不必要にかき立てることになるだけです。“愛情”表現が、だんだんと不適切な、あるいは汚れたものになってしまい、何らかの形の淫行に至ることさえあります」等。

¹⁰⁸ 『ものみの塔 2001年5月15日号 結婚相手を選ぶときの神からの導き』

『ものみの塔 2015年3月号 「主にある者とだけ」結婚する — 今でも現実的？』

『あなたの若い時代、それから最善のものを得る 第19章 デートと求愛』等。

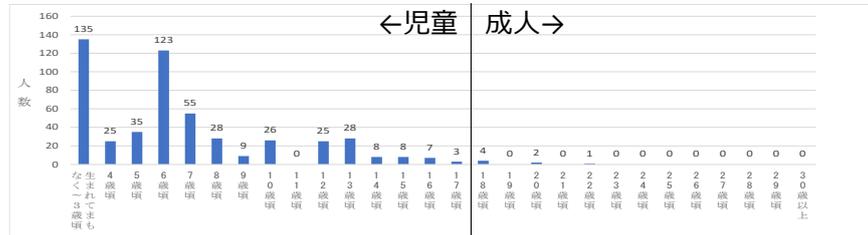
3 宗教的理由による交友・交際制限の経験の有無



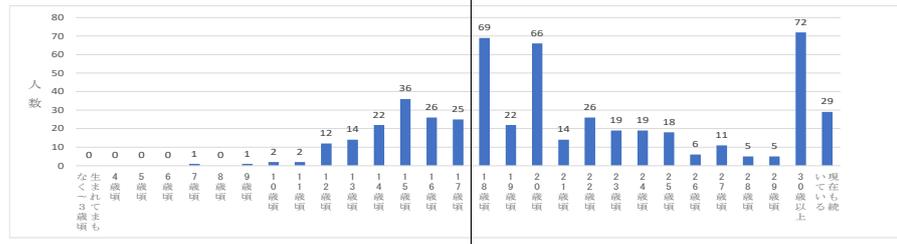
設問	交友関係（性別を問わず友人とのつきあい）、交際関係（恋愛感情や性愛を含んだ親密なつきあい）、結婚について、エホバの証人であることを理由に制限を受けた又は制限を受けたとお感じになったことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	交友や交際の制限を受けたのは93%、522人に上った。

4 交友・交際制限の開始年齢

何歳頃に交友・交際の制限が**始まり**ましたか？

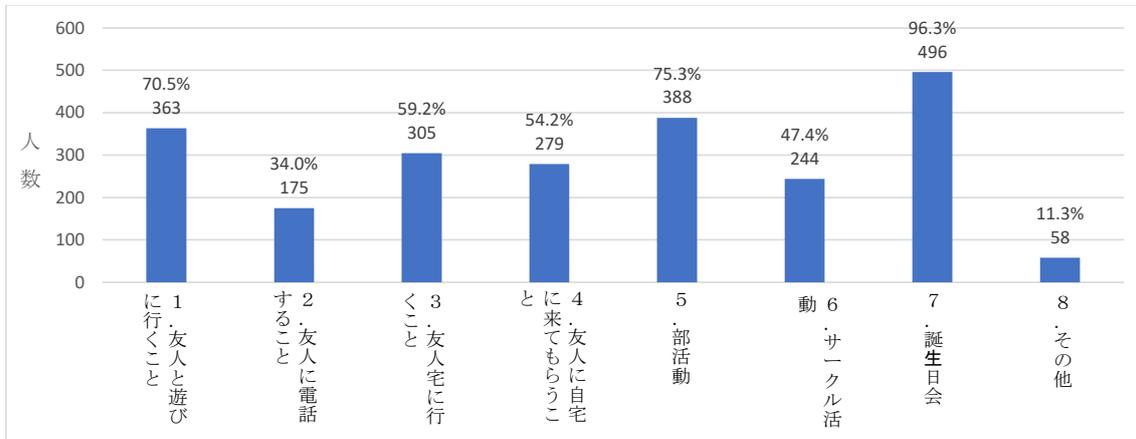


何歳頃に交友・交際の制限が**終わり**ましたか？



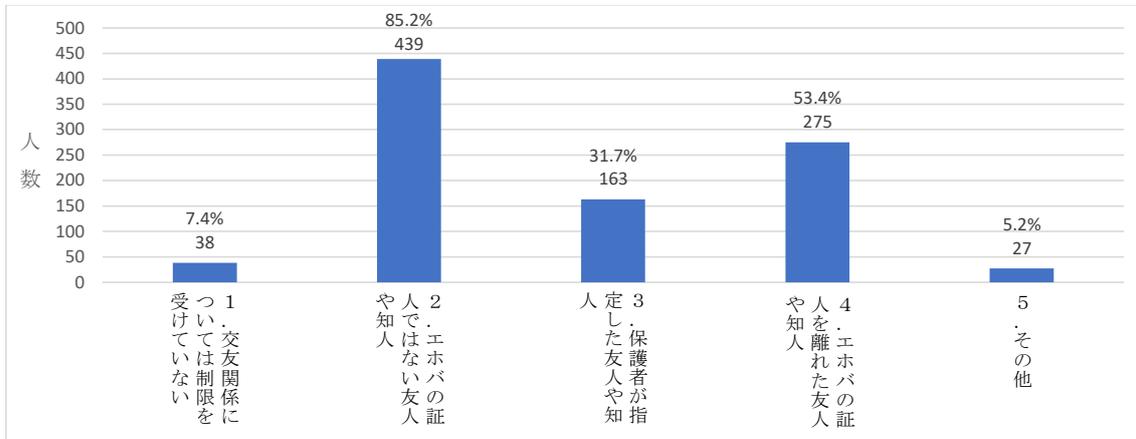
設問	図中に示します。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で交友・交際の制限をされたことがあると回答した人を対象とし、横軸を年齢、縦軸を人数で作成した。
結果と考察	<p>①多くがエホバの証人に関与してからすぐに制限を受け、成人した以降も制限が続くことが量的に確認された。</p> <p>②18歳や20歳などの節目で制限を終えるような回答もあった。</p> <p>③30歳を超えても制限があるというデータがあるのは、30歳を過ぎても現役信者だった回答者等が、交友や交際の制限を教団から受けたということを濃厚に示すものであり、児童虐待というよりは人権の制限の意味合いが近いものと思われる。</p>

5 交友制限によりできなかったこと



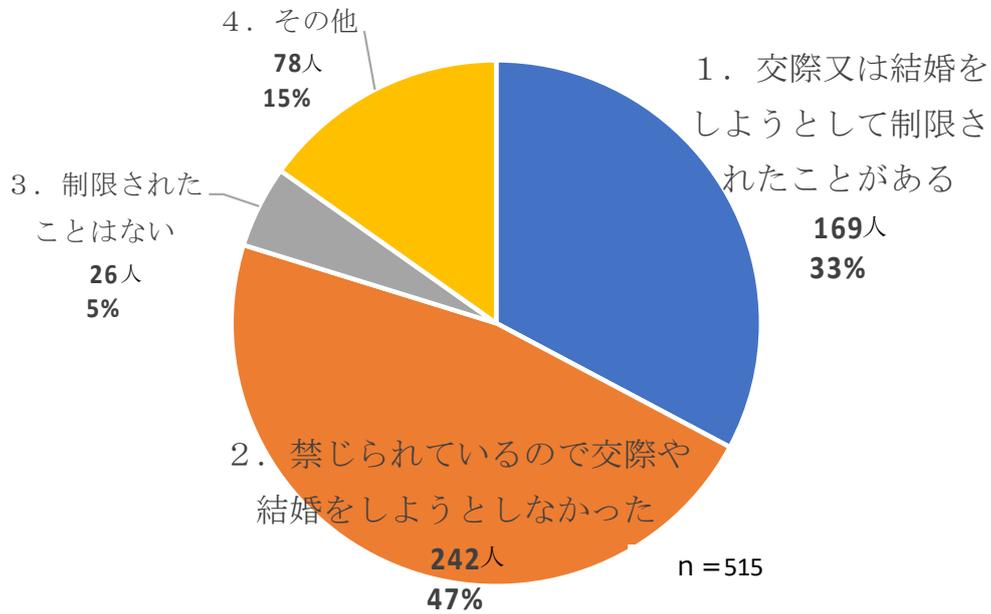
設問	宗教上の理由による交友の制限等により、あなたができなかった事は何ですか？あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが 18 歳未満と回答した人で交友・交際の制限が始まったのが 18 歳未満と回答した人を対象とし、横軸を「制限によりできなかった事」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「交友・交際の制限が始まったのが 18 歳未満」と回答した 515 人で割った割合を示す。
結果と考察	①電話や自宅訪問など、交友におけるごく一般的な事項の多くが制限されていることが量的に確認された。 ②宗教虐待 Q&A に示された「社会通念上一般的な交友」の範囲内での制限が存在すると判断すべきである。

6 交友制限の対象



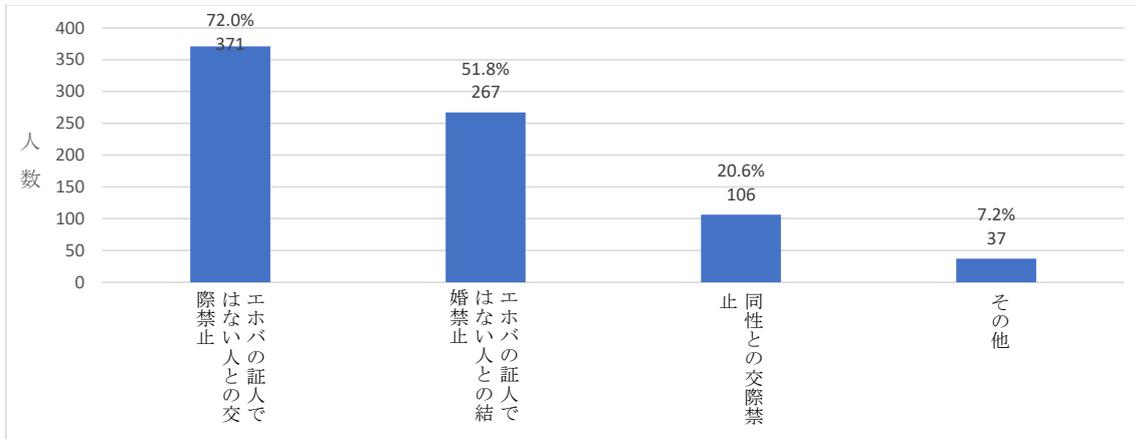
設問	あなたが交友を制限されたのはどんな対象ですか？ あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で交友・交際の制限が始まったのが18歳未満と回答した人を対象とし、横軸を「交友を制限された対象」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「交友・交際の制限が始まったのが18歳未満」と回答した515人で割った割合を示す。
結果と考察	①約85%が「エホバの証人以外」と回答した。 ②宗教虐待 Q&A に示された「社会通念上一般的な交友」の範囲内での制限が存在すると判断すべきである。

7 交際の制限の有無



設問	エホバの証人以外の人との交際（恋愛感情、性愛を含んだ親密なつきあい）や結婚を制限されたことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で交友・交際の制限が始まったのが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	<p>①約80%が交際等を制限された（上記選択肢1）、又は交際等をしようとしなかった（上記選択肢2）と回答した。</p> <p>②制限されたことはない（上記選択肢3）との回答は5%とごく少数であった。</p>

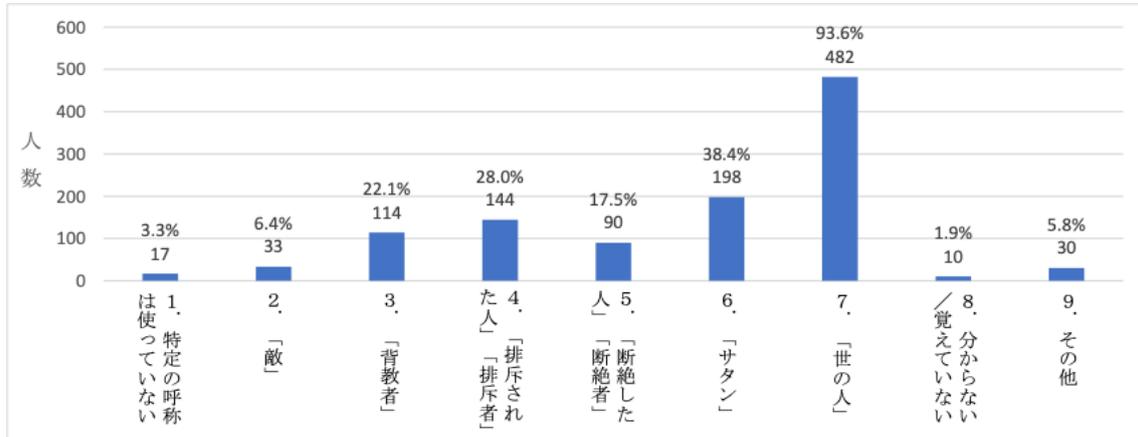
8 交際制限の具体的な態様



設問	交際や結婚を制限された方にお尋ねします。 具体的に、どのような制限でしたか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられたのが18歳未満と回答した人で交友・交際の制限が始まったのが18歳未満と回答した人を対象とし、横軸を「どのような制限か」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「交友・交際の制限が始まったのが18歳未満」と回答した515人で割った割合を示す。
結果と考察	<p>①約72%、371人がエホバの証人ではない人との交際を禁じられたと回答。結婚の制限も半数以上に上る。</p> <p>②宗教虐待Q&Aに示された「社会通念上一般的な」範囲内での制限が存在すると判断されるべきである。</p> <p>③同性との交際も禁止も見られた。 (そもそも同性との交際はエホバの証人内では禁忌されており、これが排斥事由になり得る旨を扱った報道がある¹⁰⁹)。</p>

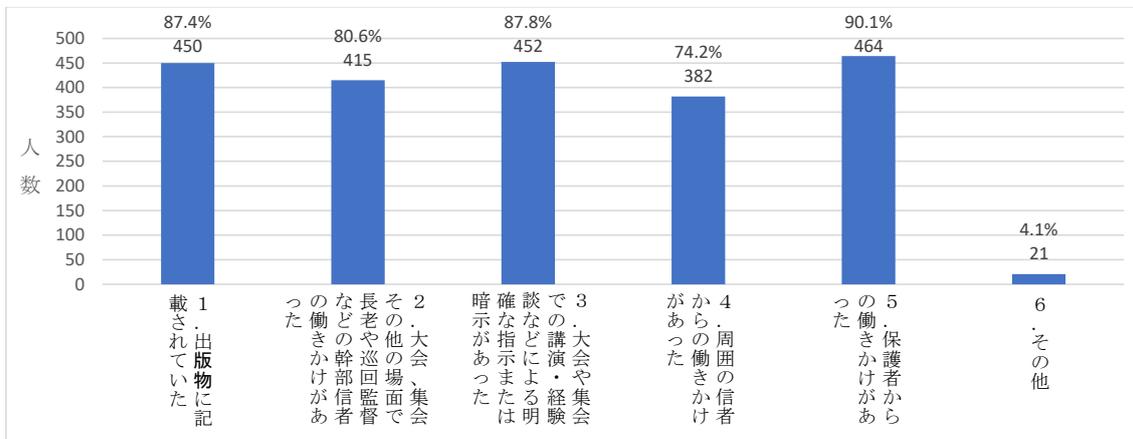
¹⁰⁹ ※「悔い改めますか」同性と交際、高3で追放 家族も故郷も失った日、毎日新聞 2023年1月3日

9 交友・交際制限相手の称呼



設問	あなたの交友または交際や結婚の制限の対象となった相手方のこと指すのに、あなたの保護者や教団関係者は特定の呼称（呼び名）を使っていましたか？使っていた場合、どのような呼称でしたか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で交友・交際の制限が始まったのが18歳未満と回答した人を対象とし、横軸を「制限の対象の相手の呼称」、縦軸をその人数で作成した。％の数字はそれぞれの回答人数を「交友・交際の制限が始まったのが18歳未満」と回答した515人で割った割合を示す。
結果と考察	<p>①約94%がエホバの証人以外の人を「世の人」と呼び区別することが量的に確認された。</p> <p>②圧倒的 majority が共通の称呼で呼んでいることから、個人や個々の家庭の問題ではなく教団の指導があったことが強く推認できることに加え、宗教虐待Q&Aに示された構成要件の一つに該当する。</p> <p>③その他、「サタン」「排斥者」「背教者」などの称呼も見られた。</p>

10 交友・交際の制限理由



設問	どのような理由で、エホバの証人以外の人との交友、交際や結婚の制限を受けたと理解されていますか。あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で交友・交際の制限が始まったのが18歳未満と回答した人を対象とし、横軸を「どのような理由で制限を受けたと理解しているか」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「交友・交際の制限が始まったのが18歳未満」と回答した515人で割った割合を示す。
結果と考察	①保護者からの働きかけ（上記選択肢5）により交友・交際の制限を受けたことが量的に確認された。宗教虐待Q&Aの構成要件を満たし、児童虐待に該当する可能性が高い。 ②保護者の働きかけ以外では、出版物での記載（上記選択肢1）、長老・巡回監督等の幹部信者の働きかけ（上記選択肢2）、大会や集会における講演での指示・暗示（上記選択肢3）、周囲の信者の働きかけなど（上記選択肢4）、教団の関与も量的に確認された。教団の関与は現行法のもとでは児童虐待とは言えず、何らかの対策が必要ではないか。

11 交友・交際制限に関する自由記述の回答例

設問「上記で質問した様々な交友や交際の制限について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に対して、どういった制約をおこなったか）を要素としてできるだけ詳しくご記入ください。もし、交友や交際の制限について、長老や幹部信者から指導や推奨があったケースに遭遇されたことがある場合には、その点も併せてご記入ください。なければ「なし」とご記入ください。」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

<ul style="list-style-type: none">・「悪い交わり（＝世との交友）は有益な習慣を損なう」という考えは集会でも1ヶ月に複数回程度取り上げられるほど頻繁に扱われる話題で、学校の友達との付き合いは大変やり辛かった（親や会衆の人に見つからないように隠れて遊んでいた）・異性との交際については、そもそもエホバの証人同士の交際であっても結婚を前提とし、二人きりにならないようにデートの際には必ず第三者に付き添ってもらう条件でないと交際はできない（破ると不道徳として扱われ、審理委員会に諮られる＝排斥となる）。このような指導は年頃の兄弟姉妹には長老から個人的
<ul style="list-style-type: none">・小学生の頃自宅で○○ちゃんは創価学会の人間だから遊んではいけないと親に言われた。・小学生の頃、場所は覚えていないが、友達からクリスマス会、誕生会などに誘われたら行ってはいけないと親から言われた。（誕生日を祝うことは崇拝にあたるから）。・会衆の長老から近くの会衆の若い人たちで行っているレクリエーション（体育館で行うバスケやバトミントンをする会）。に参加するよう推奨された
<ul style="list-style-type: none">・親から、また会衆のプログラムで、課外活動、部活動について、宗教活動の時間を減らさないよう指示がありました。・集会のある日曜日には、交友関係や交際関係に時間を使わないよう、親から指導を受けました。・交際について、信者からの監視があり、家族、長老への内通を受けました。・交際について、2名の長老から第二会場に呼び出しを受け、別れるよう指導を受けました。
「楽園」の本と「知識」の本のレクチャーを受け、「若い人は尋ねる」の本、「靈感」の本等を自主的に個人研究していましたので、誰からの指示とはなしに、自粛・自制をしていました。
「世の人と関わるな」との内容は、出版物「目覚めよ！」に多く、しかも頻回に記載があったと記憶しています。内容は微妙に異なり、友人関係、恋人関係を示唆するものから「ロックは良くない」「ドラマはよくない」といった世の者全般を指すものまで様々でした。
<p>■交友について</p> <p>友人との遊びは全面的に禁止されていたわけではないが、必要以上に頻繁に遊びに行くことは良しとはされていなかった。そのため、例えば友達と遠出する（例：ディズニーランドに行く）。といったことは認められるはずがないため、親に相談することもなく諦めていた。</p> <p>小学校の際のスポーツクラブ（例：・・・FCのようなサッカークラブ）や、中学校の部活も良しとされていなかったため、「入りたい」ということも親には言わなかった。もしそんなことを言えばひどく叱られるか鞭されていたと思う。スポーツクラブや部活に入れないということは、こどもの夢にも影響を与えることで、私は小さい頃に将来の夢を聞かれても「サッカー選手」と正直に答えることができなかった。エホバの証人ではどうせなれないと分かっていたし、そう答えると親に叱られると思っていた。これは</p>

スポーツが大好きであった私にとっては非常に大きなことであった。部活については、多くの友人たちから誘われたが断った。しかし宗教が理由で部活ができないというのは非常に説明が難しいので、「部活は面倒くさいんだ」とごまかしていた。ちなみに私は友人への証言はかなりしている方で、例えば武道に参加しないときは「宗教上の理由」と説明していたが、部活の禁止は理解してもらうのが難しいと判断していた。

■交際

これは言わずもがなで全面的に禁止。エホバの証人内の交際も、結婚を前提とした交際以外は禁止であった。したがって、学生時代にエホバの証人内で交際するのも禁止。わたしはエホバの証人内で女友達が多く、集会後によく話していたが、それを良く思っていない信者がいると聞いたことがある。なおエホバの証人内での交際も、婚前の性交渉があってはいけないので、第三者立会いの下デートすることが推奨されていた。

1〇歳頃、性の不道徳で審理委員会があり、長老達から性行為はどちらから誘ったか、キスはしたか、どんなキスだったか、性器を舐めたか、挿入があったか避妊はしたかなど、人に話したくないことを沢山聞かれた。

非信者の男性と交際中に何度も周回後呼び出された。サタンかエホバか選びなさいとか、バアル崇拝¹¹⁰と同じくエホバにとって忌むべきことだとか、バアルと結婚するのかわ言われた。結婚後は交わりへの参加や、コメントを制限された。

エホバの証人以外の人には「世の人」「世の子」と呼んでいた。

世の子と遊ぶなど 常々 言われていた。

本人の特定を避けるため「〇」の加工を当弁護団で行っています。

¹¹⁰ 「バアル崇拝」とは、古代カナンにおいて崇拝された異教の神・バアルへの崇拝行為を指し、旧約聖書時代に古代イスラエルにおいて最も禁忌された行為の1つである。現代のエホバの証人にとっては、それにとどまらないエホバ神以外の異教の神への崇拝行為や、その他の物質主義、性的な行為への傾倒など広い意味で教団が禁止する行為を行うことの悪質さを特に強調する意味で用いられることがある（『ものみの塔 1999年4月1日号 p. 28～31 「バアル崇拝 — イスラエル人の心を守る闘い」』）。なお、エホバの証人は異教への排他的思想が極めて強く、エホバの証人以外の宗教は嘘・偽り・エホバ神が最も忌み嫌う行為であるとして極めて否定的見方を信者に教えている。他の宗教の総称として「大いなるバビロン」という表現も使われる。

12 宗教的理由による交友・交際制限についての小括

(1) 児童が教団の指導に基づいて交友の制限を受けていたことが量的に確認された。
そしてその制限は、ごく一般的かつ基本的な交友関係、かつ、社会性を構築するうえで子どもの健全な成長に重要な人間関係を対象とするものが多い。

(2) 交友・交際対象相手を「世の人」「サタン」と特定称呼で呼び分けする実態や、交友・交際制限は成人になっても継続していることが確認された。制限を受けて、多くの2世信者等は自ら交際（信者以外との結婚）をしようとししない選択をしていることも確認された。

これにより、エホバの証人家庭で育つ2世等が幼少期より一般社会から孤立させられるとともにエホバの証人社会だけを社会基盤とする状況に置かれ、信者以外の友人や交際相手を持つことができないまま成長することによる人格形成・社会性の形成への深刻な影響や、他に社会基盤を持たないためにたとえ望んでいたとしても教団からの離脱が困難になるなど、成人後もその影響を強く受け続ける事態が深く懸念される。

(3) 「交際相手・結婚相手が信者に限定される事態」は、2世等が成人した後に配偶者とその家族も信者となる可能性が高いことにつながり、これにより2世等がエホバの証人を離脱することがますます困難となり、エホバの証人社会だけが社会基盤という状況が成人後も極めて長期間に及ぶという事態を引き起こし得る。

実際に、現役信者の2世等の中には「自分はもはや全く教理を信じていないが配偶者が教理を信じているので離脱できない」と表明する人が多数見受けられた。

(4) 信者である保護者による交友・交際の制限は宗教虐待 Q&A に示された構成要件を満たし、児童虐待に該当する可能性が高い。

一方、教団が出版物や大会・講演などを通じて交友・交際の制限を強く推奨し教えるという実態が確認されたものの、現在の児童虐待防止法を含む児童の保護を図る法制度を前提とすれば、教団の行為が直ちに「児童虐待」にあたるとは言えないと思われ、信者である保護者による虐待行為を助長又は促進させる行為に対して何らかの法規制を及ぼす等の対策が必要ではないかと考える。

第7 他者の前で宗教等を信仰していることを宣言することを強制する行為（いわゆる証言）

1 いわゆる「証言」に対するエホバの証人の考え方

本報告書で「証言」とは、布教活動（伝道）以外の機会に、信者ではない他者（知人・親戚・学校の先生、同級生等）に対して、自らの信仰を表明・説明することをいう。

エホバの証人は、ごく幼いころから2世等が学校等でエホバの証人の信仰を教師や同級生等に証言することを強く推奨している¹¹¹。

※なお本項は、後述する「第9 宗教の布教活動の強制」とも密接に結びついており、第9も参考にされたい。

¹¹¹ 『王国宣教 1989年9月号 若い皆さん，学校で効果的に証言してください』

『目ざめよ！2002年3月22日号 どうすれば学校の友達に友達に証言できるだろう』

『目ざめよ！2009年7月号 若い人は尋ねる-どうすれば自分の信仰について恐れずに話せるだろう』

2 宗教虐待 Q&A の記述

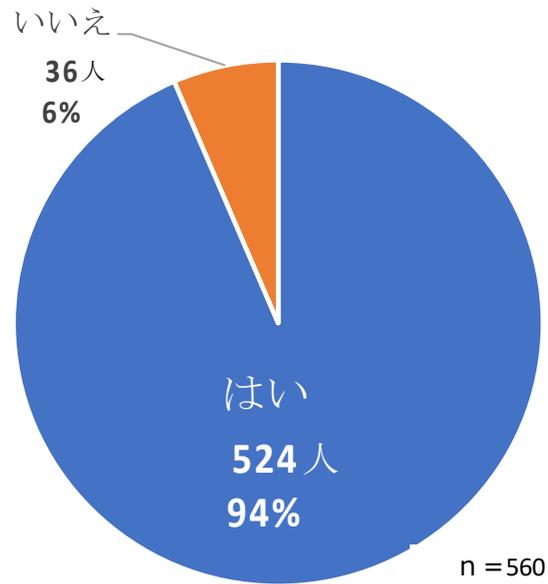
問3-4 児童に対し、他者の前で宗教等を信仰している旨を宣言することを強制するような行為は、児童虐待に当たるか。

(答)

児童本人が宗教を信仰していないにもかかわらず信仰している旨を宣言することを強制する行為や、児童本人が自身の信仰する宗教等を他者に知られたくない意思を有していることを考慮することなく、他者に対して信仰する宗教等を明らかにすることを強制する行為（特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身につけることを強制する行為を含む。）は、児童の心情を著しく傷つけるものであり心理的虐待に該当する。

出所：[宗教虐待 Q&A](#)

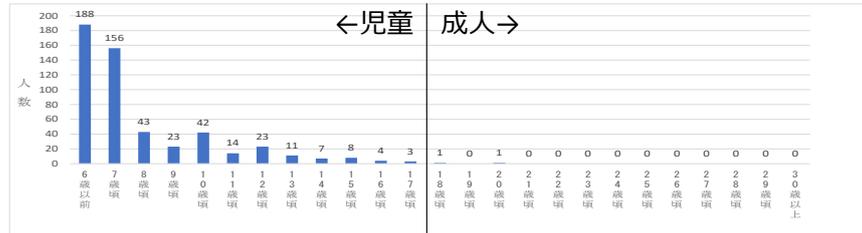
3 証言の経験の有無



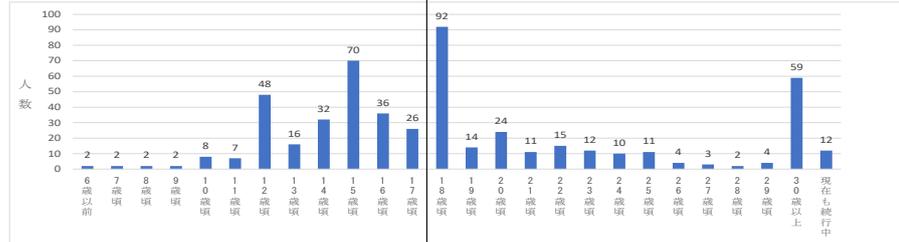
設問	友人や学校の先生などに証言（第三者にエホバの証人の信仰を告げることを指し、家から家やカートでの伝道ではありません）をしたことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	94%、524人が証言をしたことがあると回答した。

4 証言をした年齢

何歳頃に証言を
始めましたか？

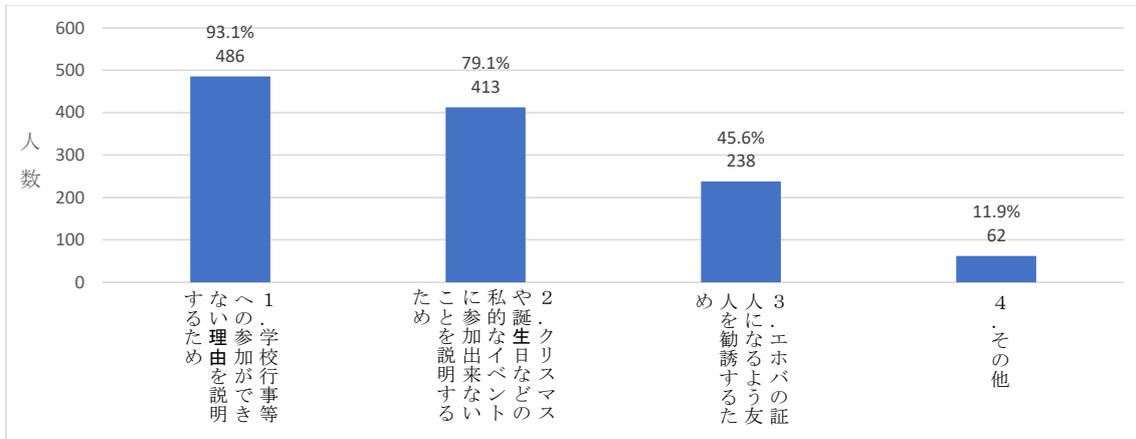


何歳頃に証言するのを
終わりましたか？



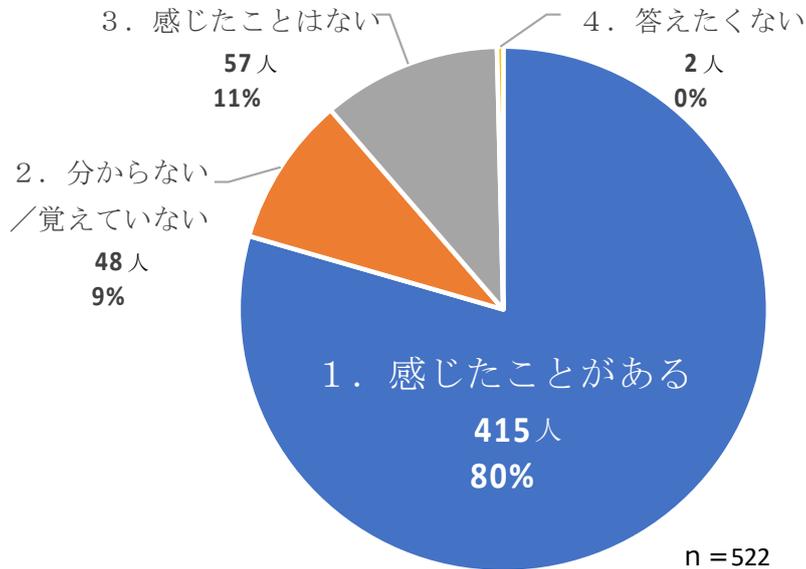
設問	図中に示します。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で証言をしたことがあると回答した人を対象とし、横軸を年齢、縦軸を人数で作成した。
結果と考察	<p>①多くが児童の時から始め、成人になっても続けることが量的に確認された。</p> <p>②6歳以前から証言を始めた回答が多いが、本調査の回答者は6歳以前に関与させられた回答者が多く、かつ、小学校入学時には校歌・国家の斉唱等の教団が「行うべきではない」と教える行事が多くあることを考えれば合理的である。</p> <p>③18歳で証言を終えたという回答が多いが、回答者の多くが高校卒業時に（エホバの証人は大学進学に否定的である）証言する必要がなくなったと考えると整合的である。</p>

5 証言した目的



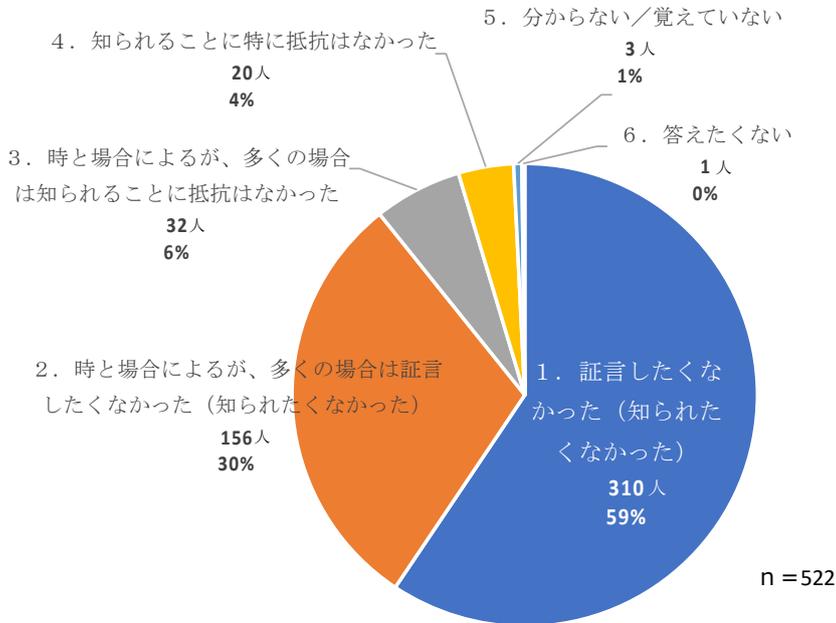
設問	どのような目的で証言しましたか？ あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが 18 歳未満と回答した人で証言を始めたのが 18 歳未満と回答した人を対象とし、横軸を「どのような目的で証言したか」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「証言を始めたのが 18 歳未満」と回答した 522 人で割った割合を示す。
結果と考察	<p>①約 93%が学校行事への参加制限を受けているために、学校の先生に理由を説明するための証言をしたと回答。</p> <p>②約 79%がクリスマスや誕生日などの指摘なイベントに参加できない理由を説明するために証言したと回答。</p> <p>③他の項目にも共通するが、「行事参加の制限」が「証言の強要」につながるというように、エホバの証人内の特定の児童虐待が他の児童虐待を連鎖的に生み出し得る構図が明らかになっていると考えられる。 (分かりやすい例としては、「行事参加の制限」→「証言の強要」→「これらをさせるため/これらをしなかったことによる鞭」というように、各児童虐待は連鎖しやすい構造になっていると観察される。個別回答における具体的な自由記載報告はこの点を裏付けている)。</p>

6 教団関係者からの指示・推奨の有無



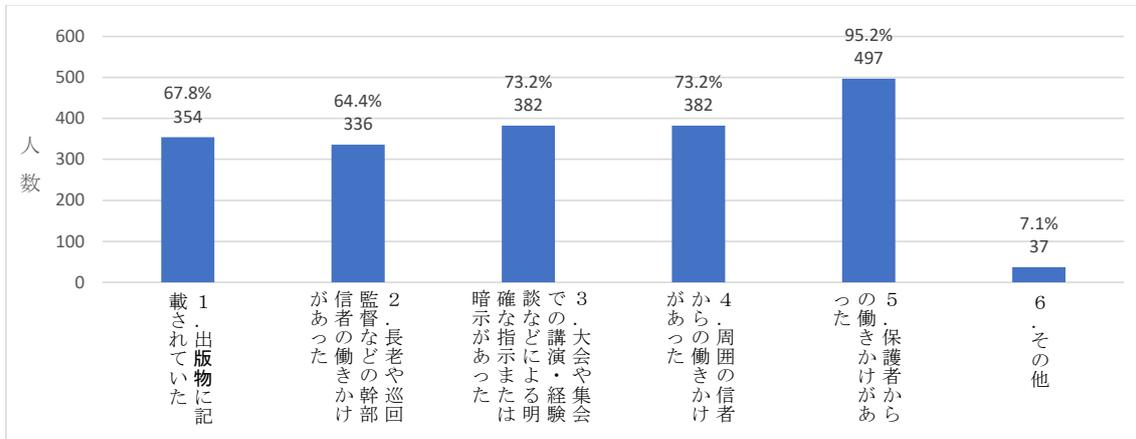
設問	あなたは、エホバの証人の信仰を持っていないのに保護者や教団関係者から指示・推奨されて証言をしたと感じたことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で証言を始めたのが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	<p>①約80%、415人が信仰を持っていないのに証言をしたと回答した。信仰を持っていないのに児童が証言をする理由には、保護者や教団関係者からの強制以外の他の合理的理由が存在し得ないと考えられる。</p> <p>②この指示・強制という心理的虐待が行われたのちに、それに従わないために鞭というさらなる身体的虐待につながり得る構造になっていることはすでに指摘のとおりである。</p>

7 自分がエホバの証人に関与していることを知られたくなかったか



設問	証言の際、あなたは自身がエホバの証人に関与していること（信仰していることを含む）を他者に知られたくない意思を有していましたか？（一つご選択ください）。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で証言を始めたのが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	<p>①約89%、466人がエホバの証人に関与していることを「知られたくなかった」と回答した。 証言の強要は心理的虐待である所以といえる。 知られたくないのに児童が証言をする理由については、保護者や教団関係者からの強制以外の他の合理的理由が存在し得ないと考えられる。</p> <p>②「知られることに抵抗はなかった」との回答は約10%であった。</p>

8 証言の理由



設問	上記の証言の目的に関して、あなたが証言をしなければならなかった理由について、以下の中からあてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが 18 歳未満と回答した人で証言を始めたのが 18 歳未満と回答した人を対象とし、横軸を「どのような目的で証言したか」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「証言を始めたのが 18 歳未満」と回答した 522 人で割った割合を示す。
結果と考察	<p>①保護者の働きかけにより証言させられたことが量的に確認された。 宗教虐待 Q&A の構成要件を満たし、児童虐待に該当する可能性が高い。</p> <p>②保護者の働きかけ以外では、出版物での記載（上記選択肢 1）、長老・巡回監督等の幹部信者の働きかけ（上記選択肢 2）、大会や集会における講演での指示・暗示（上記選択肢 3）、周囲の信者の働きかけ（上記選択肢 4）など、教団の関与も量的に確認された。</p>

9 証言の経験に関する自由記述の回答例

設問「上記の証言に関して、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に対して、どういった証言をしたか）を要素としてできるだけ詳しくご記入ください。もし証言をすることについて、長老や幹部信者から指導や推奨があったケースに遭遇されたことがある場合には、その点も併せてご記入ください。なければ「なし」とご記入ください。」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

<p>小学校に入学する際練習させられたのは証言をすること。ひとつずつ出来ないことを言わされたが言えず手紙に書かされた。（今思えば私の意思であることを母は強調させたかったのでしょう）。</p> <p>1年生でこっけいよう＝国旗の旗が上がると知らず眺めていたら同じ学校にいた2世の子にその子の母親経由で告げ口され母に鞭された。</p> <p>20〇〇年少し変わった友達がいてクリスマス＝キリストの誕生日でないことを話したら興味を持った子がいたので記念式に誘う証言をしました。</p> <p>その経験を巡回大会で20〇〇年〇月にインタビュー形式で話した。</p>
<ul style="list-style-type: none">・初めての証言は〇歳、通っていたピアノ教室でクリスマスの歌が歌えない理由を先生に証言させられ、他の子が歌っている際はただ立っていました。〇歳で小学生になり同じクラスにピアノ教室の子もいました。「変な子」と知られるのが怖くなったのもあり、ピアノ教室はやめました。・小学生の頃は校歌を歌えないクリスマス会に参加できない、運動会を欠席する等の理由を、先生や友人に証言させられました。・出版物を先生に渡すと親に褒められました・〇〇生の時補助開拓の時間が入らず、やむなく他の宗派のクリスチャンだった友人に書籍「若い人は尋ねる」から証言を試みたのが最後でした。危うく友人を失いかけてました。・〇〇生の時証言するという約束でバイトを許してもらい、バイト先で仲良くしてくれた人に片っ端から証言をしていました。
<ul style="list-style-type: none">・小学校〇年生～高校〇年生まで、始業式・終業式や音楽の授業では校歌・国歌も歌えないし、なぜ歌わないのかと周りから言われるので証言せずに逃げることはできなかった。普段から学校の先生や周りの友人には自分がエホバの証人で一部の行事に参加できないことを伝えていた。・学校での証言の仕方については集会や大会の実演等でも取り上げられていたし、家でもロールプレイングで練習させられていた。ただし自分で証言する時は人に教義を伝えたいとは微塵も思っていないので、淡々と「自分は〇〇できないんですーごめんなさいー」と言っていた。
<ol style="list-style-type: none">1. 学校で、校歌が歌えないこと、選挙に立候補できないこと、七夕まつりに参加できないことを証言しました。2. 休みの日に自分の学区を奉仕していて、クラスメイトの家や先生のおうちに当たった時、自分がエホバの証人であることを証言しました。学区で奉仕することは、長老や奉仕の僕に誉められました。3. 小学生〇年生でバプテスマを受けたので、会衆では優秀な扱いでした。集会や大会ではクラスメイトを信者に導くことを取り上げており、周りの信者は当然それを勧めてきました。そのため、クラスメイトを集会に連れてきたり、遊ぶ約束をして聖書研究をしました。
ありすぎて書けません

いつでもどこでも証言をするよう推奨されていた。 特に学校行事の不参加の時は証言を自分の口から信者である母親に強要された。
いつも地獄だった
エホバの証人が校歌・国歌を歌えないこと、武道を履修できないことについては既に知られており、母が学校に来て学年主任級と話すことが小中高とあった。 また、進化論の範囲が定期テストに出た際は、「進化論を信じていない」旨を欄外に書いて記入しないよう母から指示があったと記憶している。

本人の特定を避けるために「○」の加工を当弁護団で行っています。

10 証言の強要等についての小括

- (1) 多数の児童が「証言」と呼ばれる信仰の告白をしていたことが量的に確認された。
- (2) 「指示・推奨されて証言した」・「信仰を持っていないのに証言した」との回答が約8割、自らの信仰を「知られたくなかった」との回答が約9割であり、自らの意思に反して証言をしていたことが確認された。「強制された」としか結論付けられない結果である。

また、信仰がなく、かつ、知られたくないのに証言を強要されるという事実は、証言というものが、「学校以外には他に所属する強い社会基盤が存在しないであろう子ども」においては、まさにその「学校」という最も濃密かつ数年に及び継続する人間関係の中で行われることを考えると、児童に対して定期的かつ長期間にわたり極めて深刻な精神的ダメージを与え続けるものである。

- (3) 信者である保護者による子どもへの証言の強制は宗教虐待 Q&A に示された構成要件を満たし、児童虐待に該当する可能性が高い。

一方、教団が出版物や集会・大会などを通じて、信者の子どもによる学校等で証言について強く推奨し教えるという実態が確認されたものの、現在の児童虐待防止法を含む児童の保護を図る法制度を前提とすれば、教団の行為が直ちに「児童虐待」にあたるとは言えないと解され、信者である保護者による虐待行為を助長又は促進させる行為に対して何らかの法規制を及ぼす等の対策が必要ではないかと考える。

第8 娯楽等の制限

1 エホバの証人における娯楽等についての制限

エホバの証人は、一般社会の娯楽について、「世の音楽、映画、ビデオ、テレビなどは・・・悪霊たちの墮落した教えを広めている」¹¹²、「この世の下劣な道徳基準を反映している」¹¹³などとして、映画・テレビ・ビデオゲーム・漫画・児童書など、注意するよう述べている¹¹⁴。

すなわち、一般社会において広く受け入れられ有害性もないと判断されるような娯楽、「それを知らない・見たことがないこと自体が信じられない」と周囲に言われるようなテレビ番組やゲーム、それらのキャラクターグッズなどについて、子どもが接触することを過酷なほどに厳しく禁じるという現象がエホバの証人社会内に存在してきている。

以下の本件調査結果報告は、その具体的現状を示すものである。

¹¹² 『ものみの塔 1994年5月15日号 p.17～18』

¹¹³ 『ものみの塔 2005年1月1日号 p.25』

¹¹⁴ 『ものみの塔 2010年4月15日号 p.22』

2 宗教虐待 Q&A の記述

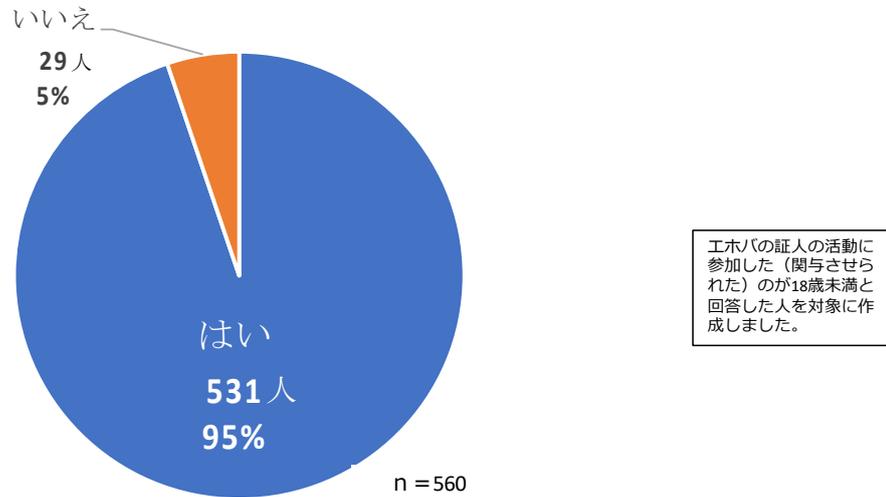
問3-3 宗教の教義等を理由とし、児童に対し、童話やアニメ、漫画、ゲームといった娯楽を一切禁止することは児童虐待に当たるか。宗教団体等が認めたもののみ限定するといった行為はどうか。

(答)

児童の監護教育に資するため娯楽等を禁止する行為については直ちに児童虐待に当たるものではないが、社会通念に照らして児童の年齢相応だと認められる娯楽等について、宗教等を理由に一律に禁止することは心理的虐待に該当する。また、宗教団体等が認めたもののみ限定する行為についても、それが教育上の配慮等に基づく合理的な制限と認められるものでなければ、宗教の信仰等を理由とするものであっても、児童の自由意思を損ねる行為として心理的虐待に該当する。

出所：[宗教虐待 Q&A](#)

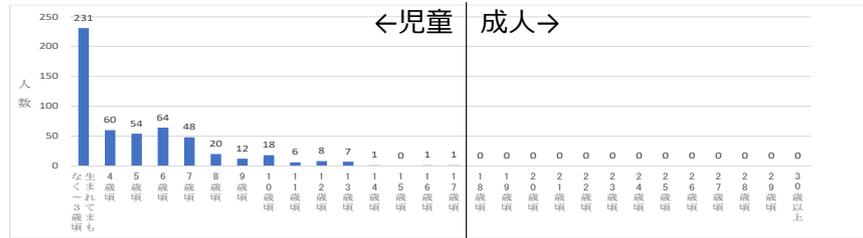
3 娯楽の制限の有無



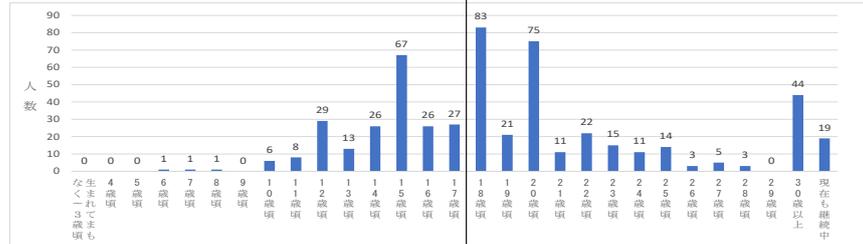
設問	エホバの証人としてふさわしくないという理由で、アニメ、漫画、ゲームといった 娯楽を禁止されたことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが 18 歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	約 95%、531 人が娯楽等を禁止されたと回答した。

4 娯楽制限を受けた年齢

何歳頃に制限が始まりましたか？

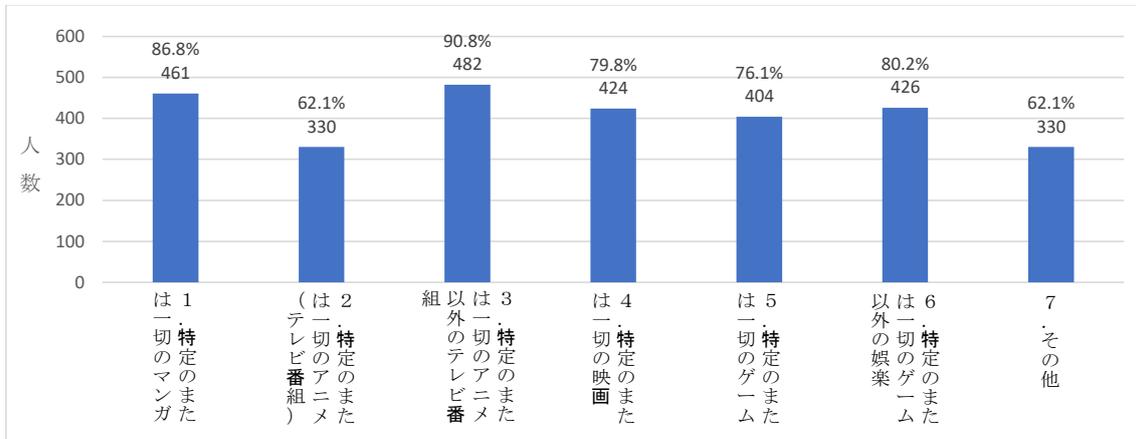


何歳頃に制限が終わりましたか？



設問	図中に示す。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で娯楽の制限を受けたことがあると回答した人を対象とし、横軸を年齢、縦軸を人数で作成した。
結果と考察	多くが児童の時から禁止され、成人になっても禁止され続けることが量的に確認された。 ※成人になってからは、親はもとより仲間信者・教団幹部からの強い圧力により一般的娯楽を利用し得ない状況に置かれているケースが多いと考えられる。

5 制限対象の娯楽



設問	何を制限されていましたか？あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で娯楽の制限をうけ始めたのが18歳未満と回答した人を対象とし、横軸を「何を制限されていたか」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「娯楽の制限をうけ始めたのが18歳未満」と回答した531人で割った割合を示す。
結果と考察	マンガ、アニメ、映画、ゲーム、その他の娯楽などほとんどのものが制限の対象とされていたことが量的に確認された。

6 制限対象の娯楽のタイトル

設問「制限されていたマンガやアニメ等のタイトルを教えてください。複数あれば、あるだけ教えてください。」に寄せられた回答に含まれるアニメ等のタイトルを当弁護団で抽出した結果を示します。

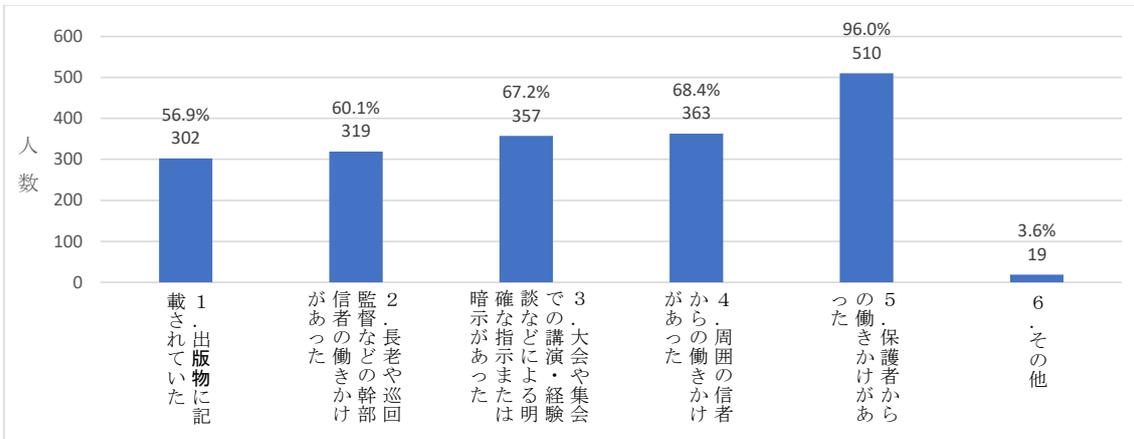
タイトル	回答数
ドラゴンボール	168
セーラームーン	95
クレヨンしんちゃん	88
全て	72
魔法もの全て	66
ポケモン	63
恋愛もの全て	42
戦隊もの全て	40
仮面ライダー	35
北斗の拳	35
暴力的なもの全て	33
ドラえもん	32
ウルトラマン	30
ガンダム	28
ポケットモンスター	26
幽遊白書	25
キン肉マン	21
ハリーポッター	21
サザエさん	18
戦闘もの全て	17
性的なもの全て	16
コナン	15

タイトル	回答数
ちびまる子ちゃん	15
ワンピース	15
格闘もの全て	15
ワンピース	15
アンパンマン	14
あんぱんまん	14
プリキュア	14
一切	14
ディズニー	13
スラムダンク	13
聖闘士星矢	12
ドラゴンクエスト	11
少女漫画	11
ゲゲゲの鬼太郎	10
ホラーもの全て	8
千と千尋	7
魔女の宅急便	6
アラレちゃん	6
エヴァンゲリオン	6
ひょうきん族	6
宇宙戦艦	5
心霊もの全て	5
宇宙戦艦ヤマト	5

結果と考察

上記各タイトルの大部分は、宗教虐待 Q&A に示された「社会通念に照らして児童の年齢相応だと認められる娯楽等」に該当することが明白と思われる。

7 娯楽の制限をされた理由



設問	上記の制限されていた娯楽等について、あなたが制限を受けた理由として考える理由について、下記にあてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で娯楽の制限をうけ始めたのが18歳未満と回答した人を対象とし、横軸を「制限を受けた理由」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「娯楽の制限をうけ始めたのが18歳未満」と回答した531人で割った割合を示す。
結果と考察	<p>①保護者の働きかけにより娯楽を制限されたことが量的に確認された。宗教虐待Q&Aの構成要件を満たし児童虐待に該当する可能性が高い。</p> <p>②保護者の働きかけ以外では、(1)出版物での記載、(2)長老・巡回監督等の幹部信者の働きかけ、(3)大会や集会における講演での指示・暗示、(4)周囲の信者の働きかけなど、教団の関与も量的に確認された。</p> <p>③本項目は、保護者の働きかけを示す表中の選択肢5と、主に組織からの働きかけを示す選択肢同1～4のギャップが大きい。この原因は、「一般社会（サタンの世）の娯楽を避けるべきである」との教団の教え・指示の大枠が維持されながら、その具体的制限対象につき、保護者の好みや、周囲の信者からの同調圧力にどこまで応じるか・どこまで厳しく制限することにより「より熱心な信仰の実践者」と評価されたいかなどに基づく親側の恣意的な判断による制限がなされていたことを示していると思われる。</p> <p>④娯楽禁止に背いたので鞭をされた・娯楽禁止のために鞭で威嚇されたとの証言は多く、他の多くの項目で指摘のとおり1つの児童虐待が他の児童虐待と連動する事実が浮き彫りになっているものと判断される。 自由記述欄の具体的な回答はこの点を裏付けている。</p>

8 娯楽の制限の経験に関する自由記述の回答例

設問「娯楽等の制限に関して、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に対して、どういった制限を課したか（制限を受けたか）を要素としてできるだけ詳しくご記入ください。もし、娯楽等の制約について、長老や幹部信者から指導や推奨があったケースに遭遇されたことがある場合には、その点も併せてご記入ください。

なければ「なし」とご記入ください。」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

<p>○歳か○歳頃、自宅で、信者である母親が、私に対して、アニマックスでドラゴンボールやポケットモンスターを見ちゃいけない(覚えている。タイトルはその2つ)、カードキャプターさくらのおもちゃ(魔法の杖)は、サタンのものだからエホバが喜ばれない、ハルマゲドンでこんこんと言われ、自分でお気に入りのおもちゃを捨てさせられました。</p> <p>中学○年生の時、王国会館で、長老2人が、私に対して、バプテスマを受けていない伝道者になる時、マクロスシリーズなどのオタクコンテンツはふさわしくないで、伝道者になりたいなら、それらを捨て去るように指導を受けました。</p>
<p>199○年頃、○○県○○市○○にあった王国会館で、長老から暴力を描写するようなアニメはよくない影響をうけるから制限推奨の話があった。</p>
<p>産まれた時から親や信者からほぼ全て戦いや魔術を使ったアニメを見たら親から鞭を打たれていた。90後半頃、組織からの出版物に日本では毎回殺人が起こるアニメがあり悪影響を及ぼすとの内容が書かれていて、信者の親同士がコナンを見せないよう話していた。</p>
<p>高校に入って、バイトも始めて、自分で恋愛ものの漫画を買いました。</p> <p>ですが、ふさわしくないと捨てられ、その後に巡回監督と長老から牧羊訪問を2回受けました。</p>
<p>高校生になり、映画鑑賞が好きでしたが、やはり戦争ものなどはダメです。具体的に映画名を指してふさわしくないと指導する長老もいました。</p> <p>私は高校生の時、どうしてもトップガンが観たく、こっそり一人で観に行ったことがあります。当然、禁止リストに入っていました。</p> <p>あとは、つまらないことですが、当時はやっている服装、髪型はふさわしくないとされ、当時もみあげを斜めにカットするテクノカットもふさわしくないとされ、長老に直接指導されている兄弟もいました。</p>
<p>司会者や長老から指示されました。</p>
<p>「テレビがない」家庭が模範的とされ、よく大会などで「テレビを捨てました」などの体験談が語られた。</p> <p>反対者の父を説得した、などが美談としてもてはやされた。</p> <p>特定の番組を禁止されるというより、ほとんどのものが禁止されていた。</p> <p>うちは反対者の父がテレビを観ていたが、暴力的なアクション映画、お色気シーンのあるお笑い番組などは母が吐き捨てるように「汚らしい、この世的だ、いやらしい、あんなものを観ているから頭がおかしくなるんだ」のような極端なことを言っていた。</p> <p>テレビを観ただけでよく鞭をされていた。</p>
<p>自宅は信仰を始めて間もなくテレビを撤去しました。集会においては「サタンの世の娯楽を楽しむ必要は無い」と繰り返し教えられ、子供時代の娯楽は大会で演じられる聖書劇のカセットテープだけでした。</p>

本人の特定を避けるため、「○」の加工を当弁護団で行っています。

9 娯楽等の制限についての小括

- (1) 2世等が一般的な娯楽の制限を受けていることが量的に確認された。

しかも、対象となる娯楽は健全かつわが国で広く一般的で人気のあるものが多く、これらを制限されることは①エホバの証人教理に限定される価値観、ひいてはバランスを欠いた特定の偏向的な価値観の刷り込み、②学校の同級生との会話における大きな弊害等を引き起こし、ひいては、③児童が一般社会から孤立し、エホバの証人社会だけが社会基盤となってゆく事態につながるものが容易に想定されるところである。

また、娯楽等の禁止については鞭による威嚇・過酷な制裁を伴う実態が報告され、エホバの証人社会内で1つの児童虐待が他の児童虐待と連鎖する構図が明らかであると解される。

- (2) エホバの証人の保護者による娯楽の制限は宗教虐待 Q&A に示された構成要件を満たし、児童虐待に該当する可能性が高い。

一方、教団が出版物や集会・大会などを通じて娯楽の危険性を殊更に強調し、特定の世間一般で子どもたちが楽しむことが許される娯楽を楽しまないよう強く推奨し教えるという実態が確認されたものの、現在の児童虐待防止法を含む児童の保護を図る法制度を前提とすれば、教団の行為が直ちに「児童虐待」にあたるとは言えないと解され、信者である保護者による虐待行為を助長又は促進させる行為に対して何らかの法規制を及ぼす等の対策が必要ではないかと考える。

- (3) 本報告書の他の項目とは異なり、教団の働きかけよりも「保護者からの働きかけ」の回答が多い。これは、「一般社会（サタンの支配するこの世）から離れているように」という教団の大枠の教えが強固な土台となったうえで、各家庭の信者である親個人の好み・その時の感情や恣意的な判断・他の信者らに「より模範的な信者」とみなされたいという同調圧力や承認欲求が色濃く反映された結果である可能性がある。

実際、教理を前提としたとしても、なぜエホバの証人において禁止されるのか理解に苦しむ娯楽（暴力性や性描写とは無縁の漫画など）が禁止されていた例が多数報告されており、子どもに対して不合理であっても、より厳しい制約を課せば課すほど、親である信者が「熱心である」と称賛される、或いは、「自分は神に対してより忠節である」という自己肯定感を得るといふ、「エホバの証人の団体としての体質」を反映しているのではないかとの考察が成立し得る。

- (4) 信者である保護者による虐待は宗教虐待 Q&A の射程範囲であり、エホバの証人の信者である保護者に対する周知徹底が望まれる。

第9 宗教の布教活動の強制

1 エホバの証人の布教活動について

(1) エホバの証人内部における布教活動の位置づけ

エホバの証人は世界中で布教活動を極めて熱心に行っており、この布教活動は同宗教において最重要視される根幹たる宗教行為である。日本のエホバの証人内では、この「エホバの証人という宗教の布教活動」のことを「伝道」と総称するため、本報告書でもこの表現を使用する。なお、「伝道」以外に、「野外奉仕」・「奉仕」・「野外宣教」といった言葉がエホバの証人内では同意義・ほぼ同頻度で用いられる。

伝道の最も基本的な方法は、「家から家の伝道」と教団内で称されるように、自らが居住する地域社会の一定の地域範囲内において、一般家庭であれ企業であれ、1件ずつ家や、店舗、会社の事務所等をいわばしらみつぶしに直接に訪問し、対応するために出てきた人物に対して、対面で布教活動をすることである。また近年においては、エホバの証人の出版物を並べた大型のカートを人通りの多いところに設置しそれを展示するとともに、カートの横で出版物を手で掲げてアピールする方式もとられている。

(2) 子どもと伝道の関係及びその組織内の構造

教団は、信者である親に対して、子どもにも布教活動に参加するよう非常に強く推奨しており、子どもに「伝道者」になることを勧めるべきこと、布教活動に参加しエホバの証人の信条を述べ伝えることについて教育することを求めている¹¹⁵。そして実際に、多くの親である信者は忠実にこれを実行している。

また、各会衆の集会においては「神権宣教学校」という名称の下¹¹⁶、伝道者育成のためのカリキュラムが設けられ、個別の信者全員（10代にも達していない子どもが参加することも多い）が順番に総当たりの方式で、集会出席者全員の前すなわち演壇に登場し、男性については教理や（エホバの証人の聖書解釈に基づく）聖書の教えを聖書から講演する場が設けられ、女性については非信者に対して教理や（エホバの証人の聖書解釈に基づく）聖書の教えを伝える寸劇調のデモンストレーション¹¹⁷を行う場が設けられ、布教活動を

¹¹⁵ 『王国宣教 1997年6月号「親の皆さん — 宣べ伝えるようお子さんを訓練してください」』、『王国宣教 2005年6月「家族の予定-家族での野外奉仕」』

¹¹⁶ 「神権宣教学校」は2015年頃に廃止され、現在は「クリスチャンとしての生活と奉仕の集会」という名称で、同種の訓練がなされている。

¹¹⁷ エホバの証人内ではこれを「実演」と呼称し、当該デモンストレーションの固有名詞として同宗教社会内で定着している。

「上手に」行う訓練をされてきている。

「神権宣教学校」/「クリスチャンとしての生活と奉仕の集会」を含め、これらの訓練カリキュラムには子どもが参加することが推奨されており¹¹⁸、実際に信者の子どもは、幼少期（乳幼児も連れられることは決して珍しくない）から信者の親と伝道活動に参加し、ごく幼い頃（小学校入学前後の年齢も珍しくない）から神権宣教学校に加入し訓練を受けてきている。

※なお、このように、非常に幼い頃には「神権宣教学校/クリスチャンとしての生活と奉仕の集会」の生徒となり→「伝道者」という立場になり→10代前半という若い年齢で「バプテスマ」を受けるというエホバの証人の正式信者に至る一連の流れを形作る仕組みが教団内で用意されており、事理弁識能力を持ち始めた時点頃の幼少期からこの流れに沿って正式信者となってゆくケースは、2世等に多く見られるものである。

(3) 伝道の特殊性と子どもにとっての意味

伝道にあたり、児童であってもほとんどの場合は最初から最後まで自らの口で伝道をする必要があること、その際には児童であっても正装（例：男の子であればネクタイに背広という、小学校の入学式や卒業式の際を思わせる服装）で参加して自分の居住区域の道を数時間単位で歩くこと、伝道の対象者は、たまたま出てきた自分の同級生であったり、或いは、ビジネス街や商店等で稼働中の大人であったりする（相手を選べない）という点が非常に重要な特徴である。すなわち、信仰を持つ/持たされている子どもにとっても相当のストレスがかかる宗教行為であり、信仰心がなく参加を強制される子どもにとっては恥辱感・屈辱感等の相当の心理的負担を引き起こし得る行為であると言ふべき宗教行為である。

教団は、伝道をすることについて「述べ伝える責務がある」、「確固とした信仰をもつべき」、「(伝道をすることで) エホバの心を歓ばせることができます」と述べて強い推奨を繰り返し発しているところ、その中には「同級生に出会った場合でも伝道をするように」という具体的な指導すらあり¹¹⁹、児童が伝道活動に参加することについて抵抗感があることを十分認識した上で、これを乗り越えて当該宗教行為を継続的に行うように指導しているとの解釈もとり得る。

また、これらの伝道活動について、信者らには月ごとに伝道に費やした時間を教団に報

¹¹⁸ 『王国宣教 2001年1月号 親の皆さん — お子さんに有益な習慣をしっかりと教えてください』等

¹¹⁹ 『目ざめよ！ 2002年2月22日号 若い人は尋ねる 同じ学校の子に会ったら、どうしたらいいのだろう』

『目ざめよ！ 3月22日号 若い人は尋ねる どうすれば学校の友達に証言できるだろう』

『ものみの塔 1991年7月15日号 クリスチャンの若者たち 確固とした信仰を持ちなさい』

『若い人が尋ねる質問 実際に役立つ答え 第1巻 p. 276』等。

告する義務が課せられてきており、このシステムが子どもを含めた信者らに対して、伝道に参加しているか否か、その費やした時間は何時間であったかを長老や教団が把握しているという認識を浸透させていたし、伝道をしていないこと/伝道時間が少ないことを理由に親や長老から説諭される状況が制度的に設定されていた¹²⁰。

¹²⁰ この報告は教団指定の書式を使用して行うものとされ、当該書式による伝道時間の教団への報告には「奉仕報告」という固有名詞も付与されており、システム化されてきていた（『王国宣教 1988 年 9 月号 野外奉仕を正確に報告する』、『王国宣教 2002 年 12 月号 正確な報告に貢献していますか』等）。なお、教団世界本部はこの運用を過去 103 年間にわたり堅持してきたが、意図は不明であるものの、2023 年 10 月 13 日に突然、同年 11 月 1 日以降は、一般の伝道者（正規開拓奉仕者や補助開拓者は除く）について奉仕時間の具体的報告の義務を廃止することを突然発表した。但し、「伝道に参加したか否か」についての報告は引き続き要求される様子である。

2 宗教虐待 Q&A の記述

問3-5 宗教団体等が、又は宗教団体等による指示を受けた児童の保護者が、宗教の布教活動について繰り返し児童を参加させる行為は児童虐待及び児童労働に当たるか。

(答)

問3-1 及び問3-2にあるような行為等を通じて児童に対して宗教の布教活動等を強いるような行為についても心理的虐待に該当する。

その上で、宗教の布教活動に参加させるために、脅迫又は暴行を用いた場合には、刑法の強要罪に該当する可能性もあるため、こうした事例への対応に際しては警察と迅速に情報共有を図る等の連携した対応が必要である。

なお、宗教上の奉仕あるいは修行であるという信念に基づいて一般の労働者と同様の勤務（受付事務等）に服し報酬を受けている者については、具体的な勤務条件を踏まえて個々の事例について実情に即して判断することとされていることから、こうした者は労働者に該当し得ることに留意する必要がある。

児童相談所においては、上記の点にも留意し、これらの事態が生じている疑いのある事案については、警察や労働基準監督署と連携して対応する必要がある。

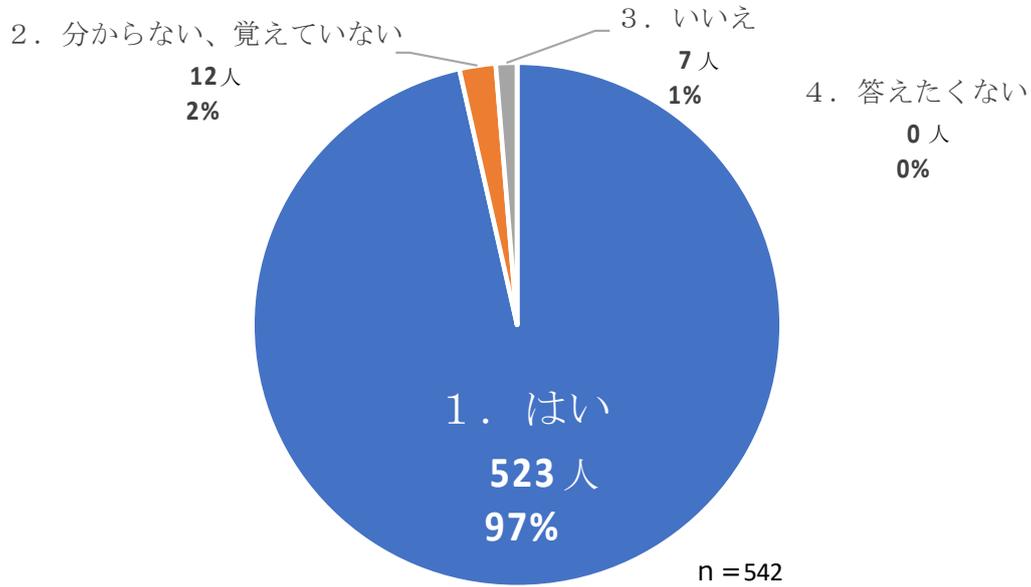
出所：[宗教虐待 Q&A](#)

参考：

問3-1・・・「～しなければ滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行う等の心理的虐待

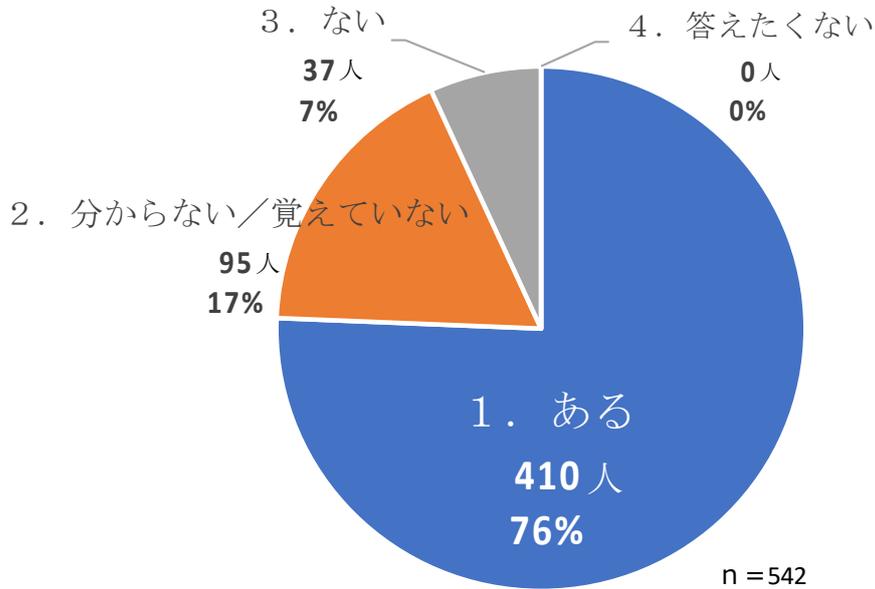
問3-2・・・児童に対し、特定の宗教を信仰しない者との交友や結婚を一律に制限するような行為（誕生日会等の一般的な行事への参加を一律に制限する行為を含む。）を意味する。

3 伝道に参加することを求められたか



設問	あなたが18歳未満の時に、伝道（奉仕）に繰り返し参加することを求められたことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で伝道に行き始めたのが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	約97%、523人が「伝道（奉仕）に繰り返し参加することを求められたことがある」と回答。

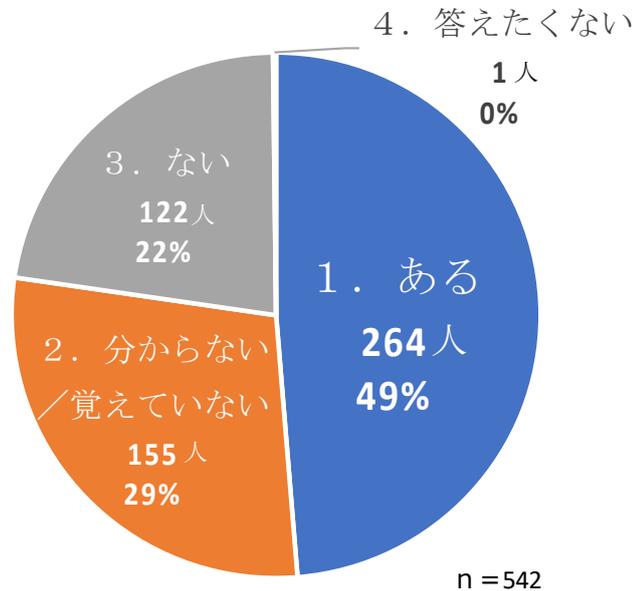
4 「伝道に行かなければハルマゲドンで滅ぼされる」という趣旨のことを言われたことがあるか



設問	あなたは保護者や教団関係者に「伝道に行かなければハルマゲドンで滅ぼされる」「伝道に行かなければ樂園に行けない」という趣旨のことを言われたことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で伝道に行き始めたのが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	①約76%、410人が「伝道に行かなければハルマゲドンで滅ぼされる」「伝道に行かなければ樂園に行けない」と言われた、と回答した。 ②宗教虐待Q&Aの「問3-1にあるような行為 ¹²¹ を通じて児童に対して宗教の布教活動を強いるような行為」に該当すると考えられる。

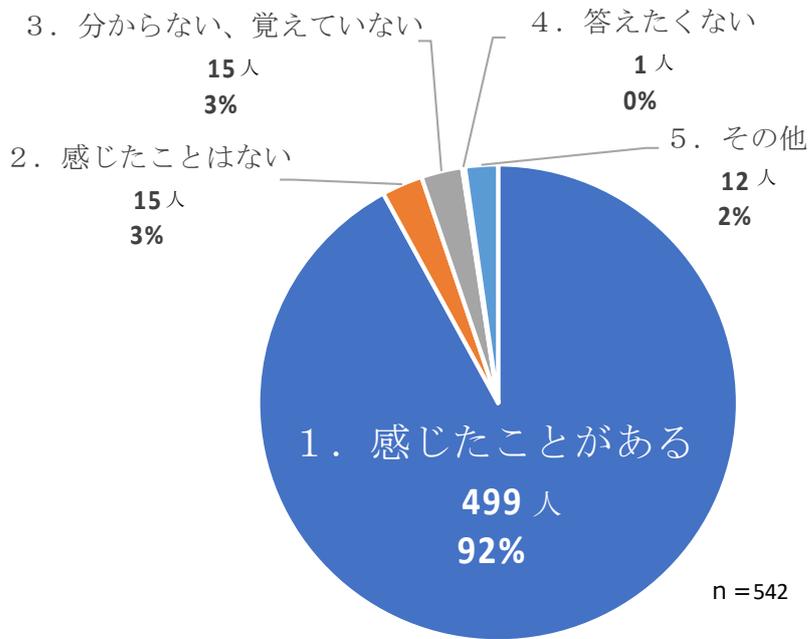
¹²¹ 問3-1：「～しなければ滅ぼされる」などの言葉を用いて宗教活動への参加を強制すること。

5 「伝道に行かなければ鞭をする」と言われたことがあるか



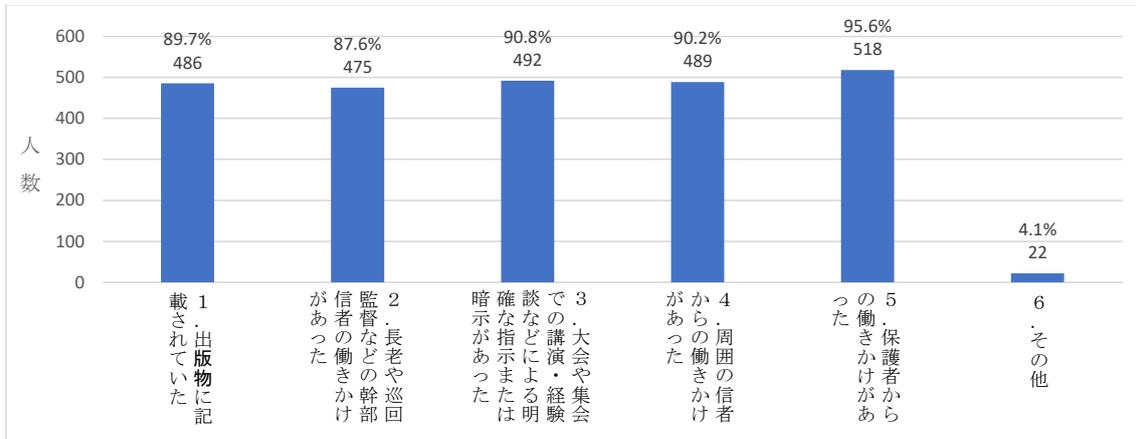
設問	あなたは保護者や教団関係者に「伝道に行かなければ鞭をする」と言われたことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で伝道に行き始めたのが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	<p>①約半数が「伝道に行かなければ鞭をする」と言われたと回答。</p> <p>②宗教虐待 Q&A の「宗教の布教活動に参加させるために、脅迫を用いた場合」に該当するとしか判断のしようがない。</p> <p>③実際に、「伝道に行きたがらなかった」「伝道中に生き生きとした笑顔がなかった」などの理由で、伝道に参加した後に過酷な鞭をされたという報告がある（そうしたケースは相当に多いものと推測される）。</p>

6 伝道したくないのに伝道に参加させられたと感じたことがあるか



設問	あなたは、自分は伝道したくないのに保護者や教団関係者から指示・推奨されて伝道をしたと感じたことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で伝道に行き始めたのが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	①約92%、499人が「伝道したくないのに保護者や教団関係者から指示・推奨されて伝道をした」と感じた、と回答。 ②宗教虐待Q&Aの「児童に対して宗教の布教活動を強いるような行為」に該当すると強く推認できる。

7 伝道に参加するよう働きかけたのは誰か



設問	集会や伝道（奉仕）への参加について、教団からどのような働きかけがありましたか？あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で伝道に行き始めたのが18歳未満と回答した人を対象とし、横軸を「働きかけの主体」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「伝道に行き始めたのが18歳未満」と回答した542人で割った割合を示す。
結果と考察	<p>①保護者の働きかけにより伝道させられたことが量的に確認された。 宗教虐待 Q&A の構成要件を満たし、児童虐待に該当する可能性が高い。</p> <p>②出版物での記載、大会や集会における講演での指示・暗示、周囲の信者の働きかけなど、教団組織の関与も量的に確認された。 但し、教団の関与は現行法のもとでは児童虐待とは言えないため、何らかの対策が必要ではないか。</p>

8 布教活動の強制の経験に関する自由記述の回答例

設問「集会・伝道（野外奉仕）・大会・ベテル奉仕・建設奉仕等について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に対して、どういった活動をされたか）を要素としてできるだけ詳しく、ご自由にご記入ください。長老や幹部信者から指導や推奨があったケースもある場合には、その点も併せてご記入ください。なければ「なし」とご記入ください。」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

<p>伝道で家々を訪ねて、ものみの塔もしくはパンフレットを渡していた。親と回っていると「子供にこんなことをさせて、本当は遊びたいだろうに」と言ってくれる人がいた。</p> <p>集会は週3回でそのうち2回は王国会館、1回は信者宅に集まり書籍研究を行っていた。集会に行きたくないという鞭50回だと叫ばれ、行きたくなくてもいかざるを得なかった。</p>
<p>学校以外は全て宗教的時間で埋め尽くされていた</p>
<p>土日はほぼ野外奉仕でした。地図をコピーしたものを配られ、訪問した家に蛍光ペンで印をつけるのが私の役割でした。</p>
<p>行くことが当たり前、行かなきゃいけないものとなっていた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さいころから、母親に連れられて行かされていた ・自分で話せるようになると、自分の言葉で伝道するよう仕込まれた ・集会で壇上に上がり、パフォーマンスさせられた <p>（こう言われた場合を想定して、自分と相手役の台詞を考え、ロールプレイングする）。</p> <p>親や長老、幹部からは伝道に行くのは当たり前と言われており、何時間携わったも記入していた。</p>
<p>集会の終わり時間を覚えていないので、その回答が曖昧ですが、かなり暗かったので21時以降と考えました。</p> <p>奉仕を周りから強制される、と言うより、参加した事を周りの皆が褒め称えるという環境だったので、参加しなければ話しかけられない、というような、圧力がありました。</p>
<p>幼い頃から小学〇年生まで母親に集会（火曜の夜7時、木曜の夜7時、日曜の朝9時）へ週3回連れて行かれていました。土日に布教活動にも連れ回され、知らないお宅へ宗教の冊子を配り歩く事を強いられていました。</p> <p>年に数回、大会という大きなイベントがあり幕張メッセの会場等で信者の集まりにも連れて行かれました。朝から夕方まで丸一日のスケジュールを3,4日連日行うもので、大人しく話を聞いてるフリをして母親の隣に座って居なければ、容赦なく「愛の鞭」という拷問道具で何度も何度も叩かれました。</p>
<p>集会と伝道活動は小学生から中学生の頃まで、私がうつ病になるまでは強制的に参加させられていました。</p> <p>抵抗しても半ば引きずるように連れて行かれ、帰ってきてからは不参加の意思を理由に体罰と説教を必ず受けていました。</p> <p>伝道では小学生の頃にはインターホンを押すことを強要され、最初の「エホバの証人というもので地域の方々へ～」というセリフも言わされてきました。</p> <p>出版物を渡せる状況では「なるべく子供が渡すように」との指導が集会であったと記憶しています。</p>

伝道についてはうつによるパニック障害でエホバ教に縋るようになってしまった時期があり、その際に伝道者として登録はされました。
その後うつが悪化したことや無気力状態が多発するようになったことなどで、実際に自らの意思で伝道を行なったことは数回しかありません。

本人の特定を避けるため、「○」の加工を当弁護団で行っています。

9 布教活動の強制についての小括

(1) 鞭の恐怖、ハルマゲドンの恐怖を背景にして本人の真の自由意思に反した布教活動の強制が行われていたことが量的に確認された。

(2) 「自分は伝道したくないにもかかわらず、保護者や教団関係者から指示・推奨されて伝道をせざるを得なかった」とする回答が約9割であった。

エホバの証人の伝道は、回答者のボリュームゾーンが、教団内で過ごした1970年代から2000年代については、少なくとも週のうち休日を含む数日を費やすケースが多く、放課後に友人と遊ぶことや部活動を含む課外活動に参加することよりも、学校から帰宅後速やかに伝道に参加することが推奨されていた。

また、伝道する際の服装については、信者らが考える正装（小学校の入学式や卒業式の服装を連想させる類のもの）が求められ、小さな子どもであってもそのような人目を引く服装で一般家庭、商店街、ビジネス街など人がいる場所であればどこへでも行くものであり、さらにその地域は「自分の居住区域近傍」に集中的に限定されるものである。

伝道は、場合によっては子どもの同級生の自宅を対象に行われることもあるという性質、そしてもとより、遊ぶ時間や勉強する時間を犠牲にしておこなうものであるという点などからして、児童が自らの自由意思で伝道を希望することは極めて稀であり、信者である保護者や教団関係者からの強い働きかけがその背景にあるのは明らかといえる。

多感な時期の子どもが、遊ぶ時間や勉強する時間を犠牲にした上で、学校の同級生やその親、そして社会一般の大人から奇異な目で見られることによる精神面でのダメージやこれに起因して起こり得る「いじめ」や「からかい」は、児童の成長に深刻な影響を与えるものになり得る。実際に、「伝道の際に同級生が家から出てきて、七五三のような恰好をした上で、日常生活と全く違う口調で証言を強要されたことによる精神的ダメージは相当のものであった」という旨の報告があった。

(3) エホバの証人の保護者による伝道の強制は宗教虐待 Q&A に示された構成要件を満たし、児童虐待に該当する可能性が高い。

そして、教団が、出版物・集会・大会・講演・幹部信者による個別の働きかけ等により、児童による伝道活動を強く推奨しているという実態が確認されたことから、教団は信者による児童虐待を促進し又は許容しているといえる。

さらには、教団による児童への伝道活動の働きかけは、信者である親を通じて行われるものだけではなく、「神権宣教学校/クリスチャンとしての生活と奉仕の集会」等を通じて直接的に児童への伝道にかかる指導がなされており、実際の伝道活動の際も親以外

の信者（幹部信者が含まれる。）が子どもとペアを組んで、親不在の状況で子どもを参加させている実態を踏まえれば、伝道の強制による児童虐待は、教団が関与し加担していると評価し得ると考えられる¹²²。

一方、教団による関与又は加担が確認されたとしても、現在の児童虐待防止法を含む児童の保護を図る法制度を前提とすれば、教団の行為が直ちに「児童虐待」にあたるとは言えないと解され、信者である保護者による虐待行為を助長又は促進させる行為に対して何らかの法規制を及ぼす等の対策が必要ではないかと考える。

¹²² 但し、2世等の伝道参加への強制度合については、回答者の実経験のボリュームゾーンである1970年代から2000年代、そして現時点（2023年11月）と比較すると弱まってきている可能性もあり、教団による児童虐待への実質的関与又は加担が今後も生じ続けるか否か及びその程度がどれほどであるかについては、今後の経過観察が必要と考える。

第10 大学など高等教育に否定的な教えについて

1 宗教虐待 Q&A の記述

(③心理的虐待)

問3-1 宗教活動や布教活動への参加強制や人生選択の強制、激しい言葉での叱責や霊感的な言葉を用いての脅し等により幼少期からの継続的な恐怖の刷り込み等は児童虐待に当たるか。また、児童を宗教活動等に参加させることを目的として、あるいは、児童が参加に消極的であるといったことを原因・きっかけとして、無視する行為、常に拒絶的・差別的な態度をとることについてはどうか。

(答)

「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」、「滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行うこと、児童を無視する・嫌がらせをする等拒否的な態度を継続的に示すことで、宗教活動等への参加を強制することや進路や就労先等に関する児童本人の自由な決定を阻害すること(保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等を含む。)は、いずれも心理的虐待又はネグレクトに該当する。

問4-3 宗教の信仰等を背景として児童が高校や大学等に進学することを認めないような事例について児童虐待に当たるか。

(答)

高等学校への就学、進学については問4-2(答)に記載するものと同様である。

また、大学に進学することを認めない行為(保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入等の手続の拒否のほか、学費等の必要経費に充てる金銭を得るためのアルバイトを認めないことを含む。)について、それ自体が直ちに児童虐待に該当するものではないが、児童本人が進学を希望し、世帯の経済的状況等に鑑みて進学が可能である(奨学金等の支援を活用する場合も含む。)にもかかわらず、宗教上の教義等を理由とし、

- ・ 「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」など児童を脅すこと
- ・ 「世界は破滅するので、学校に行くことは無駄である」など諦めさせようとする
- ・ 児童を無視する、経済的な援助を拒む等拒否的な態度を継続的に示すこと

により進学を禁止するような行為は心理的虐待に該当する。

問4-8 児童の進学や就職のタイミングの際に、宗教の教義等を理由として、児童本人の希望や選択を顧みることなく宗教上の教義等の理由により、進路を強制することは児童虐待に当たるか。

(答)

宗教上の教義等を理由とし、「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」などの言葉を用いて児童を脅したり、児童を無視する等拒否的な態度を継続的に示したりすること、保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等により、児童の進学や就職を実質的に制限するような行為は心理的虐待に該当する。

2 教団の高等教育についての教理運用の変遷

(1) エホバの証人の高等教育（特に大学教育）についての教え

エホバの証人は、長年にわたり「高等教育の危険」という言葉を用い¹²³、高等教育を受けることについて「警告」なるものを出しており、高等教育（特に大学教育）について否定的である。

例えば教団は、かつて高等教育について「立身出世し、この世で偉い人間になることを勧める悪魔の宣伝」であるなどと直接的な否定的表現を用いてこれを教団内で教えてきた¹²⁴。また、すでに他項で上述した通り、『目ざめよ！1969年8月8日号 p.15 - 若い人々にはどんな将来があるか』は、「若い人々はまた、現在のこの事物の体制（注：一般社会のこと）の下で年配に達することは決してないという事実を直視しなければなりません。なぜなら聖書預言の成就という証拠はすべて、この腐敗した体制があと数年のうちに終わることを示しているからです。ゆえに、若い人々はこの体制の差し伸べるいかなる立身出世の道も決して全うすることができません」と述べたのち、大学教育に極めて否定的な意見を述べ、「建築、鉛管工事その他の実技は現在有用であるだけでなく、神の建てられる新秩序下（注：ハルマゲドン後の新しい世界のこと）の再建の仕事においてはさらに有用でしょう」と述べるなど、この世の終わりがごく近いので大学教育は避けるようにとの非常に強い推奨がなされてきたことが確認できる。

その後、2015年1月に公開され2023年11月現在も公開されている公式ウェブサイト「JW.ORG」の「最高の教育とは？」と題するビデオの中では、教団世界本部の最高指導者である統治体の1人が直接の説法をし、「これまで高等教育について警告を与えてきたし、その警告は今も変更されていない」という旨を公言しており、上記1969年時点の記事の内容と同趣旨の発言もしている（「大工や配管工など建設技術は今もハルマゲドン後も必要だ・ハルマゲドン後に医師や弁護士は必要ない」という言葉など）¹²⁵。

¹²³ 『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください 8章30』

¹²⁴ 『ものみの塔1969年7月1日 p.396』

¹²⁵ この発言は『「エホバの証人：その危険な内部に迫る」』（2021年9月13日オーストラリアの公共放送（ABC放送）にてテレビ放映されたドキュメンタリー）が詳しく扱っている。

さらに、同ウェブサイト内の『エホバの証人について よくある質問 エホバの証人は教育についてどのように考えていますか』という記事は、「高等教育はモラルや神様との関係を損ないかねない」との項目を立てたうえで、「聖書にはこう書かれています。「災いを見て身を隠す者は明敏である。」エホバの証人は大学など高等教育機関の環境が、モラルや神様との関係によくない影響を与えることがあると感じています。それで、多くのエホバの証人は自分や子どもたちをそのような環境に置かないようにしています。」と述べ、高等教育への否定的な立場を今現在も示している。

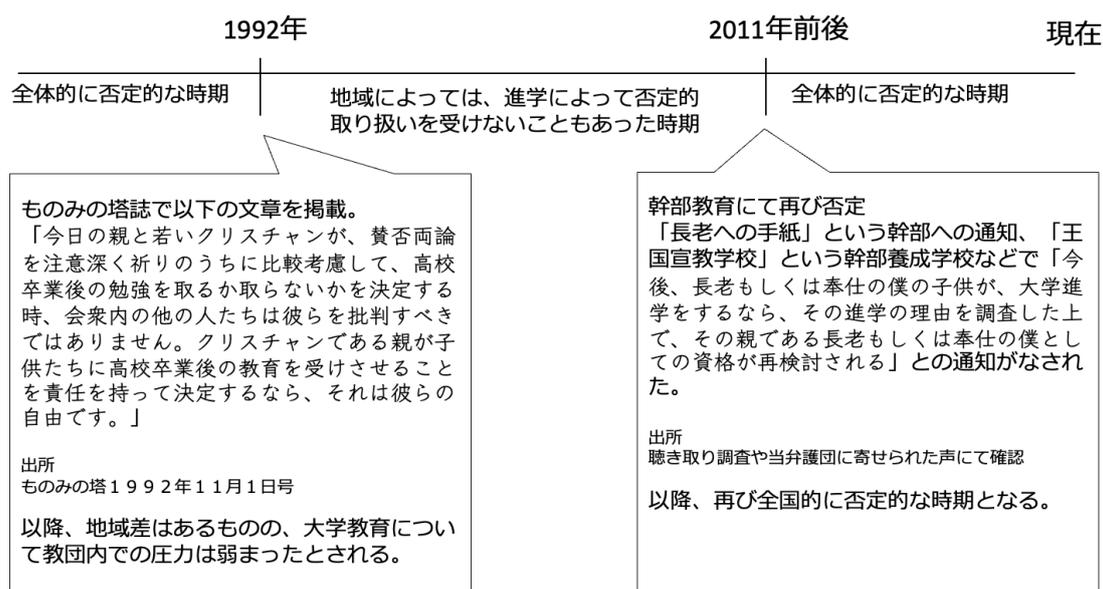
(2) なお、教団世界本部及び教団は、このように「高等教育の危険」・「高等教育への警告」という言葉を繰り返すが、その一方で、「大学に行くことが罪である」と明言するわけではないし、教育については最終的には個人の決定であるという建前を崩さない。そして、こうした高等教育への警告をテーマとする場合、「信者個人の経験談」を取り上げて「大学教育に危険があることを感じた」という旨を信者個人が述べる事実を指摘するという手法も用いてきている¹²⁶。

したがって、エホバの証人内部において「高等教育を受けること」に関して、子どもたちが事実上どのような影響に置かれているのかについての丁寧な分析が必要であるし、その際には、他のテーマと同様に、公の出版物のみならず、長老だけにあてられた指示・長老だけが知っている制裁・集会や大会等における「講話」、「実演」、「経験談」が発するメッセージ・個々の会衆における個々の長老による直接の個別説諭などの、一般の信者が公に視認できない形で用いる情報伝達・伝播のシステムを考慮することが不可欠になると考えられる。

¹²⁶ 他の例として『ものみの塔 2019年6月号』には、以下のような記述がある。

「クリスチャンの中にも大学教育を受け、神の考え方ではなく人間の考え方を持つようになってしまった人たちがいます。それがどんな結果につながるか、1つの例から考えましょう。15年以上全時間奉仕をしてきた姉妹はこう述べています。「バプテスマを受けていましたし、大学教育の危険について読んだり聞いたりしていましたが、そのような警告を受け流していました。自分には当てはまらない、と思っていたのです」。姉妹の考え方は大学教育によってどんな影響を受けたのでしょうか。こう述べています。「今考えると恥ずかしいのですが、大学教育のせいで、他の人、特に兄弟姉妹を批判的な目で見ようになり、できていないことが気になり始めました。兄弟姉妹と距離を置くようにもなりました。考え方を正すのに、長い時間がかかりました。この経験を通して学んだのは、天の父エホバが組織を通して与えてくださる警告を無視するのは非常に危険だ、ということです。エホバはわたしのことを、わたし自身よりもよくご存じです。エホバに従っていればよかった、と後悔しています」。

(3) ところで、1990年代までのエホバの証人の動きについて精緻な分析をしている「エホバの証人情報センター¹²⁷」は、教団は1992年までは大学に否定的な運用をしてきたが、1992年に出版された『ものみの塔』において、この教理の運用を弾力化するような記述をしたことをきっかけに、当該教理の運用による進学希望信者への圧力が一時的にやや弱くなった期間がある可能性を指摘する（※但し、「エホバの証人情報センター」は1996年から2006年の時期に運営・更新がされていたものであり、かつ、当該時点におけるの進行形の分析、特に2000年頃までのエホバの証人内部の事象を分析していた媒体であることには注意が必要である）。



しかしながら、2011年になって「長老への手紙」という幹部への通知や「王国宣教学校」という幹部だけが参加できる集会などで「今後、長老もしくは奉仕の僕の子供が、大学進学をするなら、その進学の理由を調査した上で、その親である長老もしくは奉仕の僕としての資格が再検討される」（つまり、子どもが大学進学した場合には、信者である父親¹²⁸は特権が剥奪され得る）との通知がなされたという証言がある¹²⁹。それに伴い全国的に運用が強化され、進学希望信者への圧力が再び強まったとの報告もある。

本調査の回答者は30代～50代が中心であり、上記の図で言えば、ちょうど1992年～2011年の「教団が進学についての否定的な教理運用を弱めた時期」との観察がし得る時期

¹²⁷ エホバの証人情報センターの分析 <http://www.jwic.info/educatio.htm>

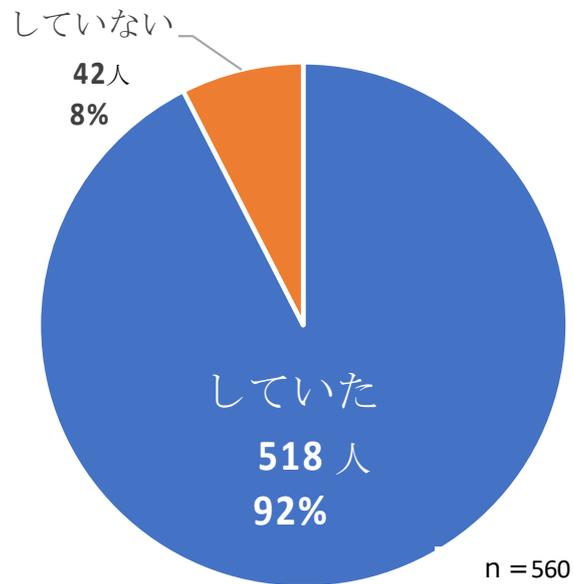
¹²⁸ エホバの証人内部では男性信者でなければ長老・援助奉仕者（旧奉仕の僕）のような特権的な立場に就けず、女性との扱いが決定的に異なる。

¹²⁹ 実際、『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください』の「8章 長老や援助奉仕者の資格の再検討が必要かもしれない状況」の30には「本人や同居している家族が高等教育を強く望んでいる場合」との項目が挙げられている。

に進路選択を向かえる世代であったことは、本調査の回答を分析する上で銘記すべき点である。

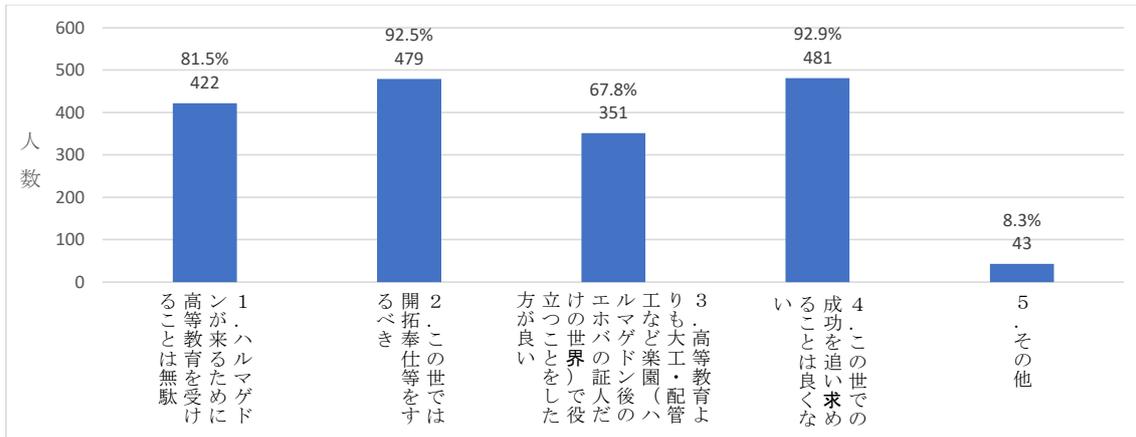
また、2011 年以降現在に至るまでは再び大学進学に否定的な教理運用が強化されている可能性があり、宗教虐待 Q&A に示された児童虐待が行われている可能性は高まり得る。

3 大学などの高等教育への否定的な指導の有無



設問	教団は大学などの高等教育への否定的な指導をしていたと思いますか？ (一つお選びください)
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	92%、518人が「大学等の高等教育に否定的な指導をしていた」と回答した。

4 大学等の高等教育についての教団の教えはどのようなものだったか

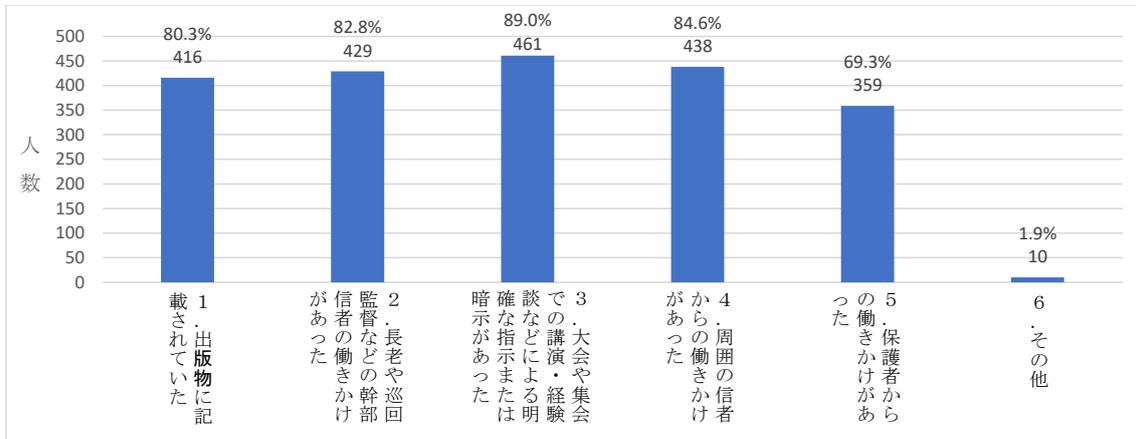


設問	大学などの高等教育への否定的な指導について、教団からどのような教えがありましたか？あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で教団は高等教育への否定的な指導をしていたと思うと回答した人を対象とし、横軸を「教団からの教え」、縦軸をその人数で作成した。％の数字はそれぞれの回答人数を「教団は高等教育への否定的な指導をしていたと思う」と回答した518人で割った割合を示す。
結果と考察	①「この世での成功を追い求めるのは良くない」とする回答が約93%でトップ。 ②続いて、「この世では開拓奉仕 ¹³⁰ をすべき」（ほぼ同じ約93%）となった。

¹³⁰ 「開拓奉仕」とは、毎月、一定の定められた時間以上を伝道活動に費やす立場のことをいい、エホバの証人内では「全時間奉仕」と別称されるなど一般社会における仕事・活動よりも伝道活動に捧げる時間の比率が多いとみなされる立場である。実際、開拓奉仕をしている場合、一般社会で通常の正規雇用につくことは著しく困難であると考えられる。

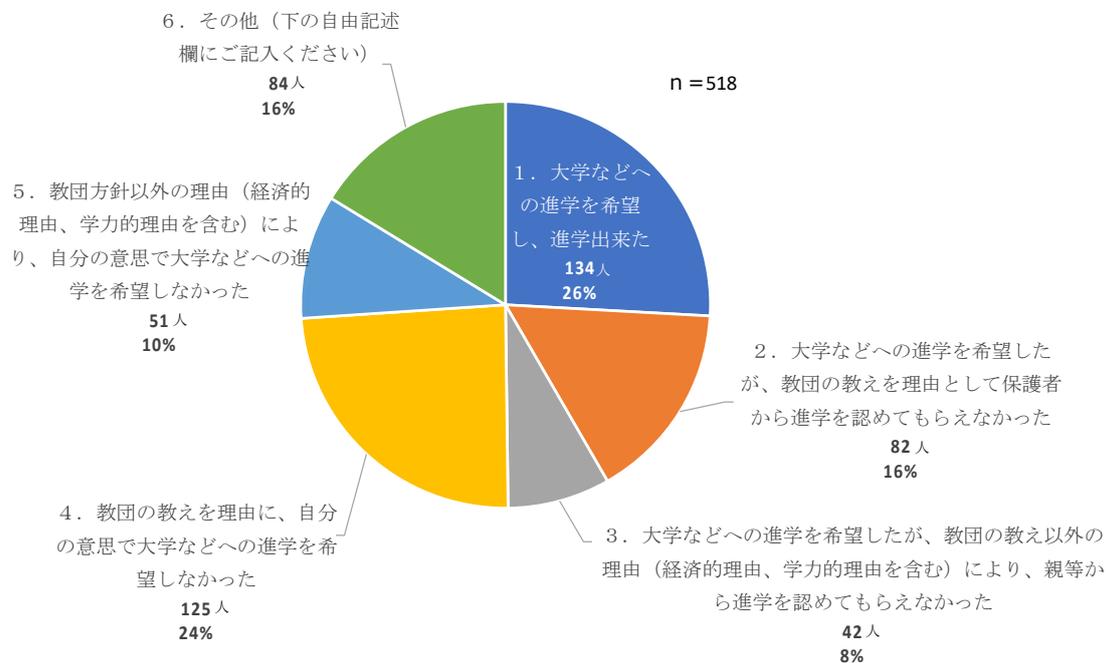
また、エホバの証人組織内で一定以上の立場に就くには「開拓奉仕者」であることがほぼ絶対の条件であると判断できる状況である。

5 高等教育否定に関する指導方法



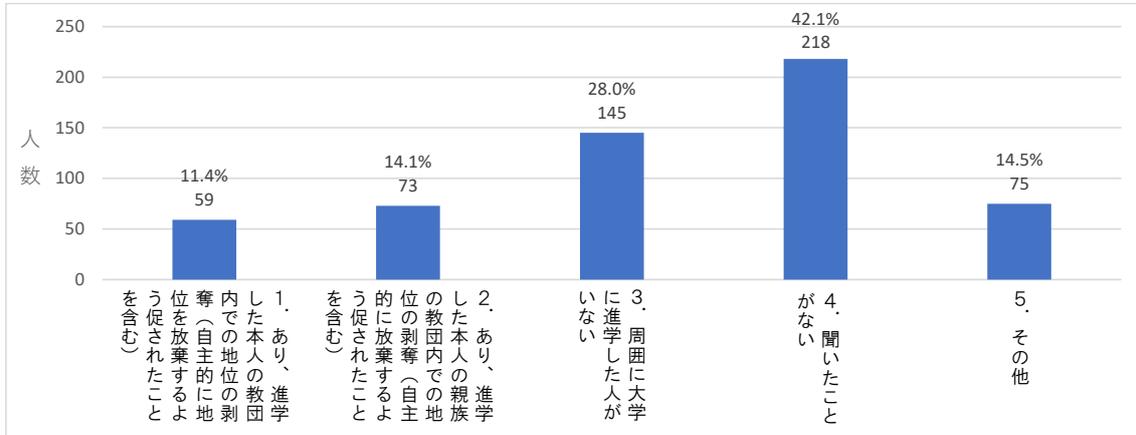
設問	上記の高等教育への否定的な指導について、どのような方法で指導がなされていたかあなたのご認識を教えてください。あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で教団は高等教育への否定的な指導をしていたと思うと回答した人を対象とし、横軸を「どのような方法で指導がなされていたか」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「教団は高等教育への否定的な指導をしていたと思う」と回答した518人で割った割合を示す。
結果と考察	<p>①保護者により大学進学を認められなかったり、本人の自由な意思決定が阻害されたりしたことが量的に確認された。宗教虐待Q&Aの構成要件を満たし、児童虐待に該当する可能性が高い。</p> <p>②保護者の働きかけ以外では、出版物での記載（上記選択肢1）、長老・巡回監督等の幹部信者の働きかけ（上記選択肢2）、大会や集会における講演での指示・暗示（上記選択肢3）、周囲の信者の働きかけなど（上記選択肢4）、教団の関与も量的に確認された。教団組織の関与は現行法のもとでは児童虐待とは言えず、何らかの対策が必要ではないか。</p> <p>③本項目では、保護者の働きかけ（上記選択肢5）よりも、組織の働きかけ（上記選択肢1～同4）が多く、高等教育への否定は教団主導のものとして推認できる。</p>

6 希望通りの進学ができたか



設問	あなたの実際の進学の有無について、下記のうちどれが一番近いですか？あてはまるものをお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で教団は高等教育への否定的な指導をしていたと思うと回答した人を対象に作成した。
結果と考察	<p>①エホバの証人の教えを理由にして大学に進学できなかったとの回答は、4割に上った（上記選択肢2と上記選択肢4の合計）。</p> <p>②成人後（壮年期も含む）にエホバの証人から離脱してから全日制大学・通信制大学・夜間大学に進学した2世等は少なくない数存在し、自らの努力で高等教育否定の影響を克服したケースも「進学できた」と回答している可能性があり、本データ結果は、各回答者の、現時点における最終的状況を反映したものであることに注意が必要である。</p>

7 進学を理由とする本人・親族に対する教団内での不利益取扱い



設問	大学などへの進学により、進学した本人や親族が教団内で不利益を被ったことを見聞きしたことがありますか？ある場合はどのような内容ですか？あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で教団は高等教育への否定的な指導をしていたと思うと回答した人を対象とし、横軸を「進学により不利益を被った内容」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「教団は高等教育への否定的な指導をしていたと思う」と回答した518人で割った割合を示す。
結果と考察	①教団の方針 ¹³¹ との因果関係を明確にすることはこの段階では不可能であるが、大学進学した本人、親族の地位の剥奪（特権を降ろされる）は、現実に行われていたことが量的に確認された。 ②「聞いたことがない」が最多を占めるが、繰り返し指摘してきた通り、エホバの証人内においては一般信者が知らず長老だけに与えられる指示が存在するのであるから、その前提条件を考慮するとこの回答結果から「不利益取り扱いが存在しなかった」との結論を導くのか、「一般信者が知らない方法でこうした運用がなされていた」との結論を導くのか、評価については慎重さが求められるものとする。

¹³¹ 2011年前後に幹部向けの通知や教育でなされた「今後、長老もしくは奉仕の僕の子供が、大学進学をするなら、その進学の理由を調査した上で、その親である長老もしくは奉仕の僕としての資格が再検討される」とするもの。また、エホバの証人の内部資料である『長老団への手紙 2012年3月6日』には、長老や援助奉仕者が他の者に大学教育を薦める場合、その役職にとどまるのはふさわしくないとする幹部向けの指示が示されているとの報告がある。

上述しているが、本報告書作成時点（2023年11月初旬）でも『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください』8章30の中で「長老や援助奉仕者の資格の再検討が必要かもしれない状況」として、「本人や同居している家族が高等教育を強く望んでいる場合」という項目が設けられており、この方針が現在進行形で継続している。

8 高等教育の否定的指導に関する自由記述の回答

2009～2011年頃の千葉大会ホールでの巡回大会で地元の会衆の私より5つ学年が上の姉妹が経験で登壇し、その姉妹は地元でまあまあ有名な進学校に通っていて語学が好きで外語大学に進学しようと思っていたけれど周りの姉妹や兄弟から励まされ、学校からの推薦を貰っていたのを断って進学するのを辞めました。語学は自分が独学で学べるし、王国会館での賛美の歌は英語で歌っています。将来は海外での奉仕がしたいです。と語った姉妹がいました。そんな事同じ会衆の人に言われたら私が進学できなくなるじゃないですか！と思った記憶があります。

2010年、私は奉仕の僕でしたが、「王国宣教学校」が開催されました。そのとき、大学教育に対する組織の考え方が、再度明言されました。

それは、「今後、長老もしくは奉仕の僕の子供が、大学進学をするなら、その進学の理由を調査した上で、その親である長老もしくは奉仕の僕としての資格が再検討される」とのことでした。

大学に行く理由としては、「勉強したいから」か「就職に有利だから」くらいしかありません。そのどちらも、エホバの証人側からみた正当な理由にはなり得ないことは明らかですから、再検討というのは、つまりは、資格はく奪です。

2011年以前、大学進学への否定的態度が若干緩まっていたような雰囲気はありましたが（出版物等で触れられなくなった）、はっきりと大学進学を否定されたかたちでした。

3歳ほど年上の姉妹（注：エホバの証人内では女性信者のことを「姉妹」と呼ぶ）は、父をガンで亡くし、母もヘルニアで十分に働けず、中学生の妹もいるという状況だったので、家族のため、看護系の学部がある大学に行って家計を支えようとしたが、会衆の姉妹から「神への信仰がない」とバッシングを受けて、かなり傷ついていた様子でした。

子どもが大学進学したとの理由で、父親が長老を削除された。

子どものころから進学よりも奉仕、まもなくこの世は終わると教えられていたので、進学という選択はなかった。考える余地がない、

子供が、大学に行って長老を降ろされた。
子供が就職したから、親は特権を与えられない。

子供が進学した場合、父親であれば奉仕の僕や長老という立場を剥奪され、母親であれば開拓者という立場を剥奪されていました。

子供が大学に行くと親は開拓奉仕から下される。ある姉妹は息子が東大に行ったら助言を受けて血圧が上がって倒れた。大学いくと30歳くらいまでなんの立場をもらえないが特別な技術があるとバンバン用いられる。

子供が大学に行った当時同じ会衆の援助奉仕者の兄弟は『家族を治めていない』と特権を降ろされました

子供が大学に進学して離れた場合、子供をちゃんと躾けられなかった人というレッテルが

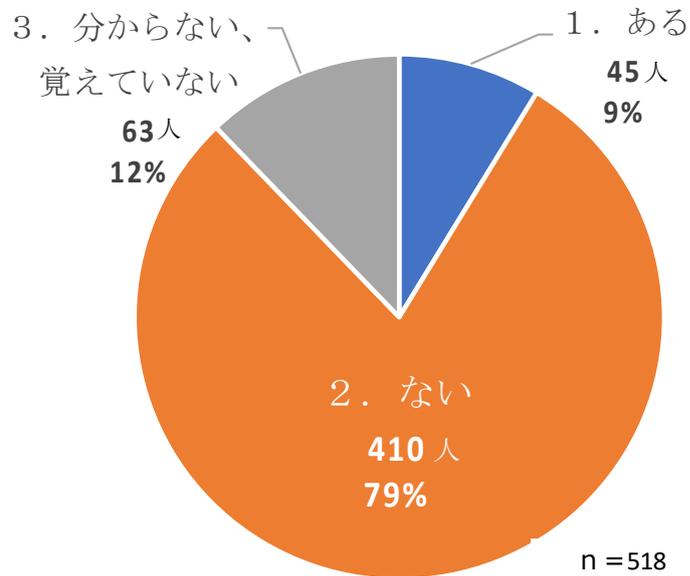
貼られていたように感じる。

子供が大学に進学することを選んだ時、親が「助言」を受けるということは聞いていました。母にそんな屈辱を味あわせたくありませんでした。また、大学に進学した人の親が「長老」や「僕」であった場合、「特権がはく奪される」というのは聞いたことがあります。

子供が大学へ進学すると、親が長老になれない。

子供だったので、あまりわかりませんが…教団内でのランクが下がった様に見えました。無視する信者や、奉仕活動を怠る悪い人といった話をしている人が数名いた。

9 保護者の同意が必要な書類記入拒否等による進学等の制限



設問	保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等により、進学や就職を実質的に制限されたことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で教団は高等教育への否定的な指導をしていたと思うと回答した人を対象に作成した。
結果と考察	緊急連絡先の記入拒否等による児童虐待は9%、45件確認された。ただし、本項目の虐待はエホバの証人の教団内で一般的に運用されるものという情報はなく、各家庭の事情と言える可能性が高い。

10 高等教育否定の経験に関する自由記述の回答例

設問「大学などの高等教育の否定的な指導について、お感じのこと一切をご自由にご記入ください。5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に対して、どういった指導がなされたか）を要素としてできるだけ詳しくご記入ください。もし、長老や幹部信者から指導や推奨があったケースに遭遇されたことがある場合には、その点も併せてご記入ください。なければ「なし」とご記入ください。」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

会衆では高校はNHK 学園という通信教育を受けるのが推奨されていたと思います。
長老達は進学よりもベテルで働く事を目標にしると若い人には言っていた。
母親や会衆の成員から、大学への進学は、悪い交わりが増え、エホバから離れる要因になるから、とか、世の誘惑を受けるからダメだと言われた。 高校は地元の進学校に入れたが、その高校を出て、開拓者をしている成員を褒め、見習うよう言い諭された。
幼い時から、集会や大会、自宅での親との研究で、信者たちが、私に対して、この世で高等教育を追い求めるのは、サタンの世での成功を追い求めるもの、口頭での経験の話や、出版物、ビデオなどを用いて指導されました。この世の成功を追い求めるより、エホバの証人の活動に携わる方が素晴らしいと、長老や幹部信者から推奨されたこともあります。
男子基本工業高校卒業後パートの仕事をしながら正規開拓を目指して、補助開拓をしていた気がします。大学進学していたのは大半ご主人が未信者の場合と集会にあまり来ていないエホバ証人 2 世がいたと思う。自身は親が長老だったので正規開拓への道しかなかった
私(現在 40歳) より 5 歳くらい上の年代は、大学や専門学校への進学も雰囲気的に許されていなかった。卒業と同時に非正規雇用などで働きながら必要な大きな所に行って奉仕するのが模範的だった。 でも私の 2.3 歳くらい上の世代から、専門学校くらい許されるようになり、就職者もチラホラ出てきたように感じる。 わずか数年の差で、世間的なキャリアや収入に大きな差が生まれ、結婚もできなく苦しんでいる人がいる。
エホバの証人は進学はだめ。 高校は商業高校ならギリギリ OK といったところでした。 通信制を選ぶのが最も模範的で その次が商業高校 進学校など絶対に許されない雰囲気がありました。 私も大学進学したいからと、進学校を選んだときに何度も呼び出され、訪問され…。 長老や幹部から何時間もお説教のように説得されました。 その説得が集会後だと深夜になるのですごく負担でしたし、エホバの証人としてふさわしい高校を選べと手紙もたくさん手渡されました（このときの手紙は手元にあります）
組織も巡回監督も長老達も、皆高校卒業後は開拓奉仕をとらえるように助言してきました。 通信制の高校に在学して開拓者になった人々などは特に模範的だと持ち上げていました。 大学教育は、疑念の種を心に撒かれてしまうので進学は信仰を危険に晒すなどと教えられました。

本人の特定を避けるために「○」の加工を当弁護団で行っています。

11 高等教育に否定的な教えについての小括

(1) 教団が、信者に対して大学進学を主とする高等教育に否定的な指導をしていたことが量的に確認された。

(2) 信者である「保護者」が、児童本人が進学を希望し、経済的には進学が可能にも関わらず、教理を理由として進学をさせないことが量的に確認された。

また、信者である保護者によるこれらの行為は、宗教虐待 Q&A に示された構成要件を満たし、児童虐待に該当する可能性が高い。同時に、「交友・交際・娯楽の制限」の項目と同じ結論が導き出されると考えられる。すなわち、高等教育を受けられないこと

(主に大学進学ができないこと)は、①進学できた場合に比較して一般社会との接点が大きく阻害され(これには信者以外との「人的」関係構築の機会・エホバの証人教理以外の「思想・信条・情報」に触れる機会、及び、受けた高等教育に基づき同教理を見つめなおす機会の喪失が当然に含まれる)、②就職や専門職選択の機会が大きく阻害され、結果として、③成人後も本人が望むと望まないに関わらず、エホバの証人社会だけが所属する社会基盤となり、そこから離脱できない又は著しく離脱しにくいという状況を構築し得るものである。

(3) 「教団が」出版物や大会・講演などを通じて、大学教育を含む高等教育を否定的に教えるという実態も確認された。時期によってその程度は異なるが、信者に対して大学教育を「危険なものである」として進学に対して否定的な教えを広め、高校卒業を控える信者に対して直接的に大学進学をしないよう勧めるような事象が見られること、大学進学を選ばなかった信者を称賛し、会衆内において進学に対する否定的な雰囲気が形成されていたことからしても、教団が信者による児童虐待を促進していると言える。

加えて、一部の幹部信者に対して、本人又は自身の子どもが大学進学等の高等教育を選択した場合に、一定の場合には、組織内での役職をはく奪するような運用がなされている旨の報告があり、仮にかかる運用がなされている場合、いわば懲戒を背景に大学進学を阻止しているに等しく、児童に対する児童虐待に実質的に関与又は加担している解釈し得る。なお、上述の公式ウェブサイト「JW.ORG」の「最高の教育とは？」と題するビデオの中では教団世界本部からの指示により教団世界本部のメンバーでありながら法科大学院に進学して弁護士資格を取得した信者がインタビューに答えている(そのような状況でありながら当該信者は高等教育が危険である旨を述べている)こと、教団(つまりは日本国内)においてもこうした世界本部での行為と同様の行為がなされていること、教団の最上層部の幹部に有名大学出身者が複数いること等を指摘し、こうし

た事実に強い反発を表明する2世等が複数存在した。

こうした現状につき、2世等から「多くの若者の大学進学の実質的に奪いながら、教団の公の教えに反して一流大学を出た信者については翻って重用するという姿勢はまさに不誠実な二枚舌としか評価しようがない」という旨の意見が多く寄せられ、当弁護団もそうした評価が生じるのは当然のことであると考える。

もともと、教団による高等教育への否定的な教えと、これに基づく信者の保護者に対して子どもの大学等への進学を避けるよう強く推奨する行為は、現在の児童虐待防止法を含む児童の保護を図る法制度を前提とすれば、直ちに「児童虐待」にあたるとは言えないと解され、信者である保護者による虐待行為を助長又は促進させる行為に対して何らかの法規制を及ぼす等の対策が必要ではないかと考える。

第11 いわゆる「忌避」及び児童期のバプテスマについて

1 いわゆる忌避とは

(1) 忌避の定義及びその実態

「忌避」とは、エホバの証人内部で用いられる用語ではなく、特定の信者が「排斥」または「断絶」という正式な破門処分となった場合に、他の信者が当該元信者に対して行う集団的・組織的な共同絶交措置を指す。教団は、排斥者等を「徹底的に避ける」よう教えている¹³²。

教団は、信者が排斥者との間で交友関係を一切断ち切り、あいさつの言葉すらかけるべきではないと教えており¹³³、信者である親族との間の親睦はできず¹³⁴、排斥者の葬式をしてはならない旨の言及¹³⁵や排斥者が信者である親戚の結婚式に参加する場合にも、披露宴への参加もできないといった言及があるなどの苛烈な措置である¹³⁶。

教団が、忌避を正当化する理由は、以下の3つである。1つ目は、神がそれを求めておられ、聖書的な根拠があるとする点（つまり言い換えれば排斥や忌避への批判は神への不忠実ということになる）、2つ目は忌避により信者を霊的または道徳的汚染から保護し会衆の良い評判を守ることができること、3つ目は忌避により排斥者等が「本心に立ち返り」、教団に戻ってくる可能性があるからとする¹³⁷。忌避について特に問題になるのは、信者家族内において家族が破門（排斥・断絶）された場合である（対象者が未成年者であるとか、成人であっても自活できない者であることもありうる。）。

この場合、教団は、破門対象者が信者家族と同居している場合には、「家族としての日々の通常の活動や関係は続いてゆく」が「家族の忠節な成員はもはやその人と霊的な交わりを持つことができません」と述べて、宗教活動以外の通常の家族としての関係は継続するとの建前を維持している¹³⁸。（なお、破門された家族が同居をしていない場合、接触を最小限に保つことが求められており、同居の有無により教団の公の教えは差異がある¹³⁹）。

しかし、家族としての日々の通常の活動や関係が続くといった運用が現実におこなわ

¹³² 『自分を神の愛のうちに保ちなさい p. 208』

¹³³ 『ものみの塔 1981年11月15日号 p. 24 排斥 — それに対する見方』

¹³⁴ 『自分を神の愛のうちに保ちなさい p. 207』

¹³⁵ 『ものみの塔 1961年10月1日号 p. 606-607 「読者よりの質問」』

『ものみの塔 1977年9月1日号 p. 536-540 「どんな人の死を悼み、葬式をしますか」』

¹³⁶ 『ものみの塔 1981年11月15日号 p. 25-31 「もしも親族が排斥されたら……」』

¹³⁷ 『自分を神の愛のうちに保ちなさい p. 208』

¹³⁸ 『自分を神の愛のうちに保ちなさい p. 208』

¹³⁹ 『ものみの塔 1988年4月15日号 p. 26-31 平和な実を生み出す懲らしめ』

れているのかについては、本調査の結果から大きな疑問が生じる。繰り返し指摘してきたとおり、教団が一般人も手にできる出版物において公言する建前と、信者ら内部に対するメッセージや信者社会内におけるこうしたメッセージの実践は、こうした建前とは大きく異なるようである。

例えば、エホバの証人の2016年地域大会において取り上げられたビデオにおいては、年若い女性信者が排斥されるストーリーが描かれるが、この中では、信者である父親（排斥された女性信者の父親）が、家族に悪影響があるという理由で、排斥された娘に家を出ていくよう求めるシーンが描かれているし、家から追い出された後、娘からの電話にすら両親が出ないこと、親からも娘に電話しないシーンが強いメッセージ性とともに描かれている。なお、こうした類の教団による信者への教育素材は多数存在する¹⁴⁰。

また、長老や援助奉仕者という立場の信者については「排斥された家族や断絶した家族が自分の家に引っ越してくるのを認めた場合」に、その立場の剥奪が必ず検討されることになっている¹⁴¹。

このことは、同居をすることで忌避の悲劇的な側面を回避することすらエホバの証人においては困難であることを推認させるものといえるし、忌避は最も関係の近い家族にも及ぶことを明確に示している

(2) 忌避に関する実際の報告

こうした教理を反映して、親族であっても縁を切られた・縁を切るように幹部信者により指導されたという実際のケースが多数報告されている。

¹⁴⁰ 公式ウェブサイト「JW.ORG」内のビデオ『エホバの裁きを忠節に支持する 悔い改めない悪行者から離れている』

・また、『ものみの塔 2013年6月号 エホバの懲らしめによって形作られる』には、排斥された信者の両親と実の兄弟たちが16年もの間、忌避を継続した実例を称賛する記事が掲載されている。

・加えて、2023年エホバの証人の地域大会の「Better to Be Patient Than to be Haughty in Spirit: Imitate Abel, Not Adam」（参照訳：霊的に高慢になることより忍耐強くあるほうがよい：アダムではなく、アベルに倣う）で紹介されたビデオにおいては、排斥された母親からの電話を無視することが肯定的に描かれており、それによる母親がエホバの証人のもとに戻ってくることを辛抱強く待つことが推奨されている。なおこのビデオは、一度公開された後に、削除されており、現在はエホバの証人のサイトにおいては視聴ができなくなっている。削除された理由は不明であるが、近時の「忌避」に関する世界的な批判の声とリンクしていると評価する者もいる。

・他に、『クリスチャンとしての生活と奉仕 集会ワークブック 2017年9月号 p.8 親族が排斥された時も忠節である』等

¹⁴¹ 『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください』8章23。なお、長老等の立場の剥奪については、「①検討対象とされ得る行為」と「②確実に検討対象にする行為」とが分けて規定されており、排斥者・断絶者との同居を再開する行為は「②長老等の立場の剥奪について確実に検討対象にするべき行為」にランク付けされており、教団が相当に重視しているものと理解される。

具体的には、信者である親に孫（2世等の子）の顔を一度も見せられないことや、冠婚葬祭の参加ができないどころか、その連絡さえもらえない、すなわち信者である実のきょうだい等が結婚してもその事実すら伝えてもらえなかったという体験も報告されている¹⁴²。当弁護団の聞き取り調査においても、排斥（破門処分）後、「同居家族からLINEでブロックされた」「会話はできない家族がいる」「『あなたは排斥されたからメールができない』と言われた」などの証言があった。

(3) 本項の検討における射程範囲

重要な点として、本項目で取り上げる「忌避」の問題は、多くは成人後の元信者が経験する事象であり、児童を対象にすれば、当然に「児童虐待」としての側面があるが、事象の総体としては「成人への人権侵害問題」としての側面のほうがより強いと観察される。

そうであったとしても、未成年者に対して忌避が行われる場合や忌避を理由として離脱ができないという場合は児童虐待に該当するものであるし、「ごく小さな子どもの頃、すなわち児童である時点で正式な信者となったことを理由に、その後、生涯にわたり忌避の危険性に晒される」という実情が存在することに疑いはなく、忌避とエホバの証人における児童虐待には一定の関連性がある。

また、「忌避」は正式信者となる「バプテスマ」を前提とするため、本項目においては、「児童期のバプテスマ」というテーマについても扱う。

¹⁴² 参考となる報道の例として、以下のものがある。

「[脱会した宗教2世が「母に会えない」過酷な現実エホバの証人と出会い、家族がばらばらに](#)」
東洋経済オンライン

「[【エホバの証人】現役信者が経験した「忌避」の実態 “病原菌扱い”で恐怖感も](#)」日本テレビ

「[【元2世信者が語る】エホバの証人「忌避」の実態…脱会後は家族と“断絶”](#)」日本テレビ

2 宗教虐待 Q&A の記述

- (1) いわゆる「忌避」や、児童期のバプテスマについて、宗教虐待 Q&A においては、触れられていない。あえて言うならば、「忌避」については、下記の間 3-1 の心理的虐待のうち、「児童を宗教活動に参加させることを目的として、あるいは、児童が参加に消極的であるといったことを原因・きっかけとして、無視する行為、常に拒絶的・差別的な態度をとること」に該当しうる（これに該当する行為の実例報告については「鞭」の項目においても言及している）。

(③心理的虐待)

問 3-1 宗教活動や布教活動への参加強制や人生選択の強制、激しい言葉での叱責や霊感的な言葉を用いての脅し等により幼少期からの継続的な恐怖の刷り込み等は児童虐待に当たるか。また、児童を宗教活動等に参加させることを目的として、あるいは、児童が参加に消極的であるといったことを原因・きっかけとして、無視する行為、常に拒絶的・差別的な態度をとることについてはどうか。

(答)

「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」、「滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行うこと、児童を無視する・嫌がらせをする等拒否的な態度を継続的に示すことで、宗教活動等への参加を強制することや進路や就労先等に関する児童本人の自由な決定を阻害すること(保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等を含む。)は、いずれも心理的虐待又はネグレクトに該当する。

出所：[宗教虐待 Q&A](#)

- (2) しかし、上記の宗教虐待 Q&A が想定しているのは、Q&A 内においても明記がなされているとおり、伝道活動の強制や、集会・大会への参加強制、ハルマゲドンで滅ぼされると繰り返し教えるなどの行為と思われる。

また、エホバの証人における「忌避」とは、「児童を宗教活動に参加させることを目的として、あるいは、児童が参加に消極的であるといったことを原因・きっかけ」に生じるものではなく、前述のとおり、本来の目的は、教団が決める「宗教的な罪」を犯した者を排除し、もって教団を排斥者から防衛するためであるとされており、上記 Q&A が想定していない目的といえる。

- (3) しかし、当弁護団は、教団が、「忌避」による威嚇を通じて、教団を離脱しようとする 2 世等を教団内にとどめさせ、また排斥者には、忌避を手段として、心理的に追い詰め、最終的に「悔い改め」させてエホバの証人に復帰させるという目的を持つものとして、宗教虐待 Q&A において記載された虐待行為に比肩又はこれを遙かに上回る人権侵害行為、究極的な心理的虐待であると考える。

そこで、以下では、忌避を「心理的虐待」の 1 つとして、検討を行う。

3 エホバの証人の忌避に関する先行研究とその示唆

エホバの証人の2世等は離脱後に忌避を経験することがあるが、その多くが様々な負の影響を報告する。例えばうつ、強迫神経症、PTSDなどがそれに当たる。

ただし、このような報告は2世等の互助会などで体験を共有する時に語られるものに過ぎず、日本国内に置いては質的・量的に信頼性のある学術研究等がなされているとは言い難い状況であった¹⁴³。そこで、本調査を通じて忌避の影響を可視化するためのアプローチから検討することとした。

(1) 先行研究の整理

本調査に先立って忌避について当弁護団で先行研究を整理した結果を以下に示す。調査には、Google Scholar を用い、「Jehovah' s witness」「shunning」「ostracism」などのキーワードを用いたところ、以下に示す学術研究が見つかった。

1. 1975年に英国精神医学雑誌 (British Journal of Psychiatry) に発表されたオーストラリアの精神科医ジョン・スペンサー博士の研究では、西部オーストラリアの精神病院に入院した約7500人の全ての患者のうち50人のエホバの証人の信者とを比較して、エホバの証人の間に精神分裂病患者が一般人口の三倍、妄想型分裂病患者の数は一般人口の四倍に近い多さで見られ、これらの数字はカイ二乗検定で0.001の統計的有意差であったと結論しています (Spencer, 1975)。
2. 2009年に Advances in Experimental Social Psychology 誌に掲載された忌避研究によれば、長期間の忌避が諦め感、疎外感、無力感を通じて抑うつに至るモデルを提示している (Williams, 2009)。
3. 2009年に Journal of Health and Social Behavior に掲載された論文によれば、末日聖徒やエホバの証人のような高コストな宗派で育ち、そこに留まる人々は、他の宗教的伝統で育ち、そこに留まる人々よりも自己報告による健康状態が良い一方、そのような宗派から離れた人々は、他の宗派から離れた人々よりも健康状態が悪いと報告する傾向がある (Christopher, 2010)。
4. 2019年に Pastoral Psychology に掲載された Padova 大学 (イタリア) の Ines Testoni 教授の論文では、14人の元エホバの証人への質的研究において忌避は死への不安、アルコール依存症、パニック発作、うつ病をしばしば引き起こす高いレベルの苦痛があることが確認された (Testoni, 2019)。
5. 2021年に Pastoral Psychology 誌に掲載された論文によれば、脱会者へのオンライン支援グループなどに所属する事が有効であることを示すとともに、エホバの証人の排斥が、自発的脱会よりもウェルビーイングに大きな影響を及ぼすこと、及び信

¹⁴³ 実際に Google Scholar 等で日本語の文献を調べてみても日本語の学術文献はほとんど存在しない。

者が排斥を経験した場合にその信者のエホバの証人への愛着が大きいと社会的・家族的な喪失に対処する力を阻害することが示された。

6. 2022年に Journal of Religion and Health に掲載された論文によれば、元エホバの証人の6名に対するインタビューを含む質的研究により排斥体験が精神的健康の低下と関連する可能性があることが示唆されている。
7. 最新の研究では、Pastoral Psychology 誌に掲載されたエホバの証人の質的研究も注目できる。この研究では10人の元エホバの証人にインタビューが行われ、忌避は精神的健康、仕事の可能性、人生の満足度に長期的かつ有害な影響を及ぼすことが示唆された。また、孤独感、コントロール喪失、無価値感などにもつながることが報告されている (Luther, 2023)。
8. エホバの証人からの離脱に関する代表的な研究として龍谷大学教授・猪瀬優理氏の諸論文がある。エホバの証人からの離脱は困難であると指摘し、その理由について「教団から離れたら不幸になる」との教理や「脱会者との会話禁止」との教理による人間関係を失う恐れなどを指摘した。(猪瀬、2002)。

(2) 先行研究から当弁護団が得た示唆

先行研究1～7によれば、複数の研究でエホバの証人の忌避はメンタルヘルスに多大な影響を及ぼすことが知られており、うつ病、アルコール依存症、パニック障害、死への不安などを引き起こすレベルの苦痛であることが確認されている。

また、先行研究8によれば、離脱が困難であるという分析がなされており、離脱困難の原因の一つに恐怖や人間関係が挙げられている。

上記研究に基づいて、当弁護団は日本でも同じようなことが起こっていないか、また量的にどの程度の2世等がいるのかを確かめる必要があると判断し、調査を行うこととした。

参考文献

1. John Spencer. The Mental Health of Jehovah's Witnesses. The British Journal of Psychiatry , Volume 126 , Issue 6 , June 1975 , pp. 556 - 559
2. Kipling D. Williams. Ostracism: A Temporal Need-Threat Model. Advances in Experimental Social Psychology Volume 41, 2009, Pages 275-314
3. Scheitle, Christopher P;Adamczyk, Amy. High-cost Religion, Religious Switching, and Health. Journal of Health and Social Behavior; Sep 2010; 51, 3; ProQuest pg. 325
4. Ines Testoni, et al. Self-Appropriation between Social Mourning and Individuation: a Qualitative Study on Psychosocial Transition among Jehovah's Witnesses. Pastoral Psychology volume 68, pages687-703 (2019)
5. Heather J. Ransom. Life after Social Death: Leaving the Jehovah's Witnesses,

- Identity Transition and Recovery. Pastoral Psychology volume 70, pages53-69 (2021)
6. Heather J. Ransom. Grieving the Living: The Social Death of Former Jehovah's Witnesses. Journal of Religion and Health volume 61, pages2458-2480 (2022)
 7. Rosie Luther. What Happens to Those Who Exit Jehovah's Witnesses: An Investigation of the Impact of Shunning. Pastoral Psychology volume 72, pages105-120 (2023)
 8. 猪瀬優理、「脱会プロセスとその後—ものみの塔聖書冊子協会の脱会者を事例に」、宗教と社会、2002年8巻 p. 19-37

4 忌避の原因となるバプテスマについて

(1) バプテスマと忌避の関係

「忌避」の問題は、子どもを対象に行われれば児童虐待であるが、「2世等が成人したのちに忌避の対象となり、数十年にわたる家族関係の完全な破壊という極めて深刻な問題に直面し続ける」というケースが多く複数報告されており、当該忌避問題はエホバの証人問題の最たるものの1つと観察される。

ここで、「忌避」はエホバの証人内のバプテスマという儀式が決定的な起点となるため、バプテスマと忌避の関係についての理解は必要不可欠なものとなる。そのため、エホバの証人の保護者を持つ2世等が小学生頃からエホバの証人活動に関わり、10代後半頃に同宗教を離脱するまでの関係を、当弁護団の視点で、わかりやすくした1つの例として、以下の図のように示す。

伝道者 小学生～	バプテスマ 十代前半～	離脱（処分） 十代後半～
①まず会衆単位での集会の1つである「神権宣教学校/クリスチャンとしての生活と奉仕の集会」のメンバーとなる。 ②次のステップとして「伝道者」となることを勧められ多くはこれを受け入れる。	信者はバプテスマ（水に全身を沈める儀式）によりその後の一生をエホバ神に捧げることを示す。 バプテスマを受けると正式信者となり、その後の正式な離脱方法は「排斥・断絶」しかなく、この方法で離脱すると忌避（仲間信者、信者家族からの絶縁）対象となる。	排斥（忌避） 以下のような罪を犯し悔い改めないと受ける処分 ・教団が禁じる性的行為（性交以外も含む） ・泥酔、大酒飲み、喫煙 ・偶像崇拝と教団がみなす行為（焼香、初詣での礼拝、場合により国旗への敬意の表明や国家の斉唱等） ・エホバの証人教理や長老等幹部へのあからさまな反抗・不従順、等
		断絶（忌避） ・信者本人の意思により教団に断絶届を提出して正式に離脱すること。 （※但し、輸血を意図的に受け入れ悔い改めない場合は一方的に断絶措置が取られることがあり、この基準は一般信者に知らされていない。輸血を強制していないと抗弁するためであると推測される。）
	教団組織は児童にバプテスマを盛んに勧める。	フェードアウト（処分なし） ・家族関係の悪化を恐れて多くが取る方法であり不活発化して事実上離れる方法。 いわば自然消滅。

多くの2世等は、まず、①小学生頃に、各会衆内の集会の1つである「神権宣教学校/クリスチャンとしての生活と奉仕の集会」の参加者となり、②そう時を経ずに、次に「伝道者」という立場になることが多く、③その後十代前半頃あるいはその前から徐々に「バ

プテスマ」を勧められてこれを受けるケースが少なくない¹⁴⁴。留意すべきは、この幼年期からバプテスマを受ける十代前半において、信者の子どもは、先述した鞭、ハルマゲドンで滅ぼされるといった恐怖の刷り込み（エホバの証人信者は、バプテスマを受けて正式な信者にならなければ、数年後といったごく直近の未来において生じ得るハルマゲドンで死亡すると信じている。これはエホバの証人家庭において育った子どもも同じである。）、交流や交際の制限、集会や伝道活動への参加強制などの宗教虐待 Q&A に記載のある児童虐待行為を受けて育つのである。

ただ十代前半にバプテスマを受けた後に、自我が芽生えて確立する十代後半以降になって教団への疑問を持つ 2 世等は少なくない。そのような自我の確立による教団離脱を望むようになる場合、それより前の時点でひとたびバプテスマを受けていると、その後は一生涯、「排斥」又は「断絶」と呼ばれる破門処分しか正式な離脱方法はないという点がポイントとなる。かかる正式な離脱方法には「忌避」が伴うため、忌避を回避するため、フェードアウト（なお、フェードアウトや自然消滅という表現は、長い 2 世等の歴史の中で当事者らの間で慣用的に発生し、用いられてきた表現にすぎず、教団では、これらの者を「不活発」と呼び、長老等が、「不活発」になった信者が再び「活発」に活動するようになるよう援助することになっている。従って、2 世等がフェードアウトしても、信者が自宅等に「援助」名目で訪問することが続くことになる。）を選択する 2 世等も多い。

¹⁴⁴ 愛媛新聞 Online 版 Special E 『【連載】記者が見た「エホバの証人」 松山地区大会密着ルポ』中の「連載 エホバの証人地区大会密着⑤ 記者はどう見たか」においては、同大会において 22 人がバプテスマを受け、その最年少が 9 歳であったことが報道されている。

なお、バプテスマの有無と忌避の関係を説明すると下の図のようになる。

離脱手段 \ バプテスマ有無	バプテスマを受けた	バプテスマを受けていない
フェードアウト 集会や伝道に行かないことにより組織から自然消滅化すること	教義上は(※)忌避の対象ではない	教義上(※)は忌避の対象ではない
断絶 信者本人の意思により教団に断絶届を提出して正式に離脱すること	忌避の対象	
排斥 教団の規定する悪行を犯した信者に対する教団の処分	忌避の対象	

上述のとおり、信者が、バプテスマを受けた後に、排斥や断絶になれば、忌避の対象になるが、フェードアウトの場合には忌避の対象にならないのが原則である（「霊的に弱っている」とされて周囲の信者から心配される対象になり、忌避との扱いの落差は極めて大きい）。

しかし、信者がフェードアウトを選択した後に、教団が決める「罪」をおかした場合には、他の信者家族は、それを長老に報告することが求められ、家族との交友を制限することが求められており、忌避の対象となりうる¹⁴⁵。

また、エホバの証人家庭の子どもが、バプテスマを受ける前の時点で、教団が決める排斥事由にあたる罪をおかした場合、断絶と同等の意思表示をした場合及びフェードアウトを選択した場合は、いずれも忌避の対象にはならないのが原則である。

もともと、バプテスマ前の「伝道者」段階にとどまる場合であっても、長老たちが危険な存在と判断した場合は、他の信者に交流を避けるよう忠告することになっている¹⁴⁶。

このように、上述するとおり、例外的な場面があるとはいえ、エホバの証人の教理上、信者がバプテスマを受けた後にフェードアウトを選択した場合、及びバプテスマを受ける前は、忌避の対象ではない。

ところが、本アンケートでは、教理上は忌避の対象にならない者が、エホバの証人の家族や信者から無視される又は付き合いを拒絶されるなどの報告がなされており、実態は異なる可能性があることが判明した。この点は後記で報告する。

¹⁴⁵ 『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください 12章46節』、『ものみの塔1985年7月15日号 p.19』

¹⁴⁶ 『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください 12章52節』

なお、教団は、ごく若い時点でバプテスマを受けることを信者である親やその子どもたちに対して、繰り返し推奨してきている¹⁴⁷。

また、その際には、他のケースによくみられるように、個別の信者が自分自身の経験談を語る、という形式をとって、事実上「相当に若い時期にバプテスマを受けることが望ましい事である」という強い印象を与えるメッセージを発するという手法を用いている¹⁴⁸。本件調査結果でもバプテスマを受けた年齢は 12 歳から急増しており（後述）、教団の教えが反映されているとの判断と合致する。

¹⁴⁷ 『ものみの塔 2018 年研究用 3 月号 p.9 親の皆さん、お子さんがバプテスマに向けて進歩するよう助けていますか』 「ある巡回監督たちは、クリスチヤンの家庭で育った若者の中に 10 代後半や 20 代前半 になってもバプテスマを受けていない人たちがいることを心配しています」

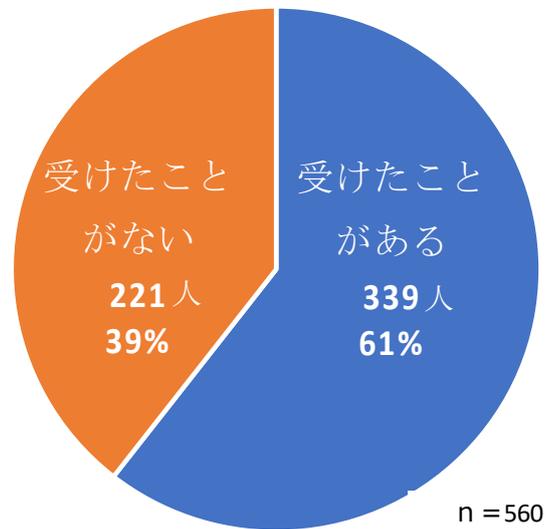
・『集会ワークブック 2018 年 5 月 クリスチヤンとして生活する「キリストに従うよう子どもたちを助ける」』 「クリスチヤンの親にとって、子どもが「自分を捨て、自分の苦しみの杭を取り上げて、絶えず[イエス]のあとに従[う]」のを見ることほどうれしいことはありません。子どもたちがイエスに従い、エホバに献身し、バプテスマを受けるよう助けるため、親には何ができるでしょうか。」

¹⁴⁸ ・『ものみの塔 研究用 2016 年 3 月号 p.11 「若い皆さん バプテスマに向けてどんなことができますか」』 「エホバに献身してバプテスマを受けるなら、むなしい生活ではなく有意義な生活を送ることができます。十代になる前にバプテスマを受けた 24 歳の兄弟はこう言います。「年齢が上がれば、物事もっとよく分かるようになったと思いますが、エホバに献身するという決定を下したことで、世の事柄を追い求めないよう守られました」。

・『ものみの塔 2011 年 6 月 15 日号 p.4, 「うちの子はもうバプテスマを受けてよいだろうか」』 「ギリシャのあるエホバの証人はこう述べています。「わたしは 12 歳の時にバプテスマを受けました。その決定を後悔したことはありません。あれから 24 年たちましたが、そのうち 23 年は全時間奉仕をしています。いつでも、エホバへの愛によって、若者が経験しがちな問題に対処することができました。12 歳の時には、今ほど聖書の知識があったわけではありませんが、エホバを愛していて永遠に仕えたいと思っていました」。

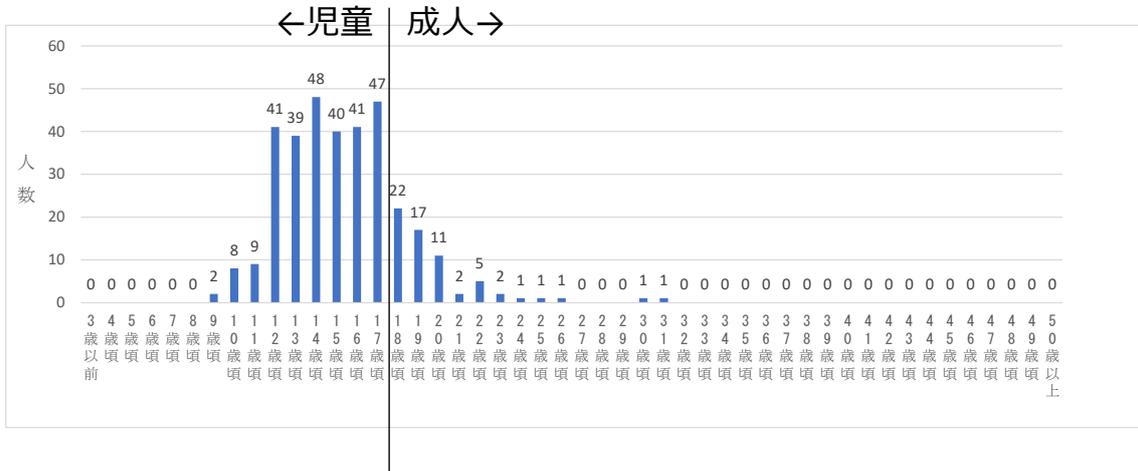
・『ものみの塔 1995 年 1 月 1 日号 p.24 みどりごの口から』 「良い例の一つは、6 歳の時に伝道者になり、クラス全員に証言することを目標にしてきた日本の少女あゆみです。あゆみは何種類かの書籍を学級図書に置かせてもらい、クラスメートの質問にいつでも答えられるよう準備しました。クラスのほとんどの友達や先生が出版物に親しむようになりました。あゆみは小学校 6 年間で 13 人と聖書研究を取り決めました。あゆみは 4 年生の時にバプテスマを受けましたが、あゆみと研究をしていた一人の友達も 6 年生の時にバプテスマを受けました。さらに、その聖書研究生の母親と二人の姉も聖書を研究し、バプテスマを受けました。」

(2) 回答者におけるバプテスマの有無



設問	バプテスマを受けたことがありますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人を対象に作成した。
結果と考察	約61%、339人がバプテスマを受けたと回答。

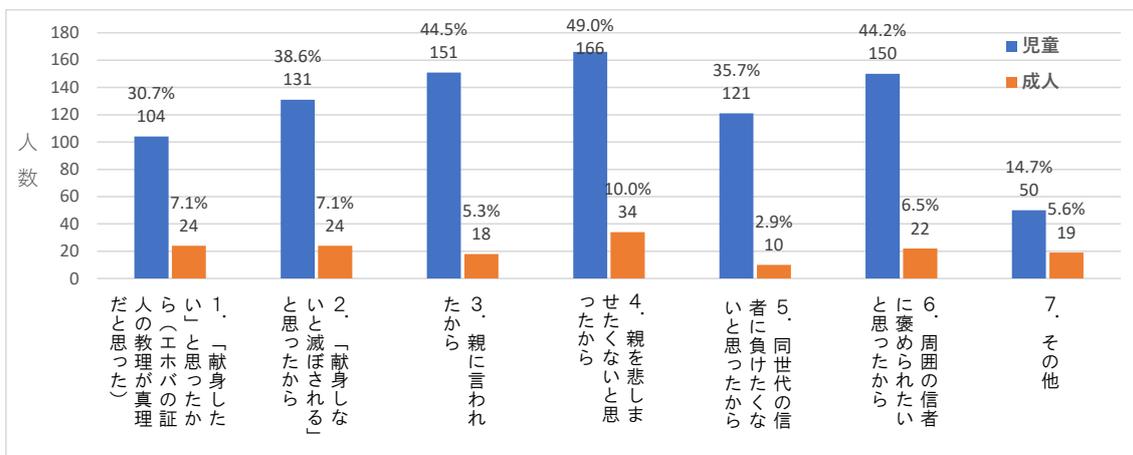
(3) バプテスマを受けた年齢



設問	あなたがバプテスマを受けたのは何歳の時ですか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人でバプテスマを受けたことがあると回答した人を対象とし、横軸を年齢、縦軸を人数で作成した。
結果と考察	①バプテスマを受ける者の大半は児童であることが量的に確認された。 ②12歳（小学校6年生～中学校1年生）からの飛躍的増加が顕著な特徴と言える。

※なお、回答者のボリュームゾーンが教団内で過ごした1970年代から2000年代については、成人年齢は20歳であるので、上記の図とは成人年齢が異なる点には留意が必要である。

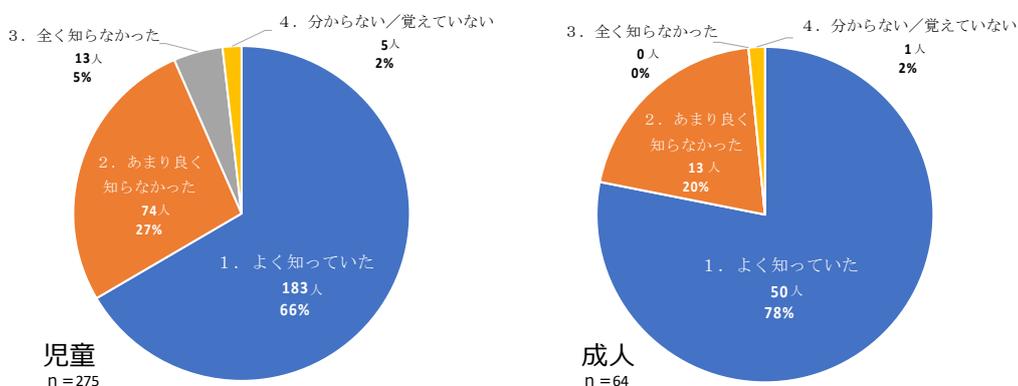
(4) バプテスマを受けた理由



設問	あなたがバプテスマを受けたのはなぜですか？ あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人でバプテスマを受けたことがあると回答した人を対象とし、横軸を「バプテスマを受けた理由」、縦軸をその人数で作成した。 バプテスマを受けた年齢を18歳未満と回答した人を「児童」、18歳以上と回答した人を「成人」として集計しています。 %の数字はそれぞれの回答人数を「バプテスマを受けたことがある」と回答した339人で割った割合を示す。
結果と考察	<p>①児童がバプテスマを受けた場合の動機は「4. 親を悲しませたくない」「3. 親に言われた」「6. 信者に褒められたい」など人間関係に属するものが上位。</p> <p>②それに「2. 減ぼされると思った」が続き、ハルマゲドンの恐怖が機能していることが分かる。</p> <p>③当人の希望である「1. 献身したいと思った」は動機の最下位となった¹⁴⁹。</p> <p>④前項で示す通り、バプテスマを受ける年齢は12歳以降から飛躍的に伸び、以後17歳まで概ね一定することから、それを「本人の真の自由意思」と呼べるかについては健全な社会通念上、深刻な疑問が伴う。</p>

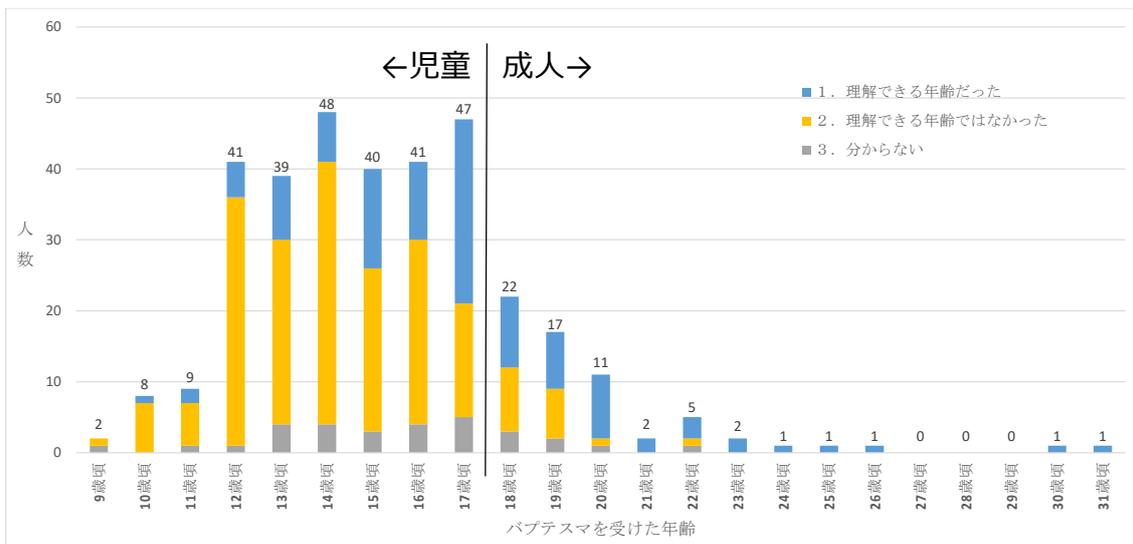
¹⁴⁹ 「献身」とは、バプテスマと不可分一体の内心での神への宣誓行為であり、バプテスマの直前の時期に「エホバ神に身を捧げる」ことを祈りにおいて宣言する宗教行為である。

(5) バプテスマ前の「忌避の教理の存在」に対する認識



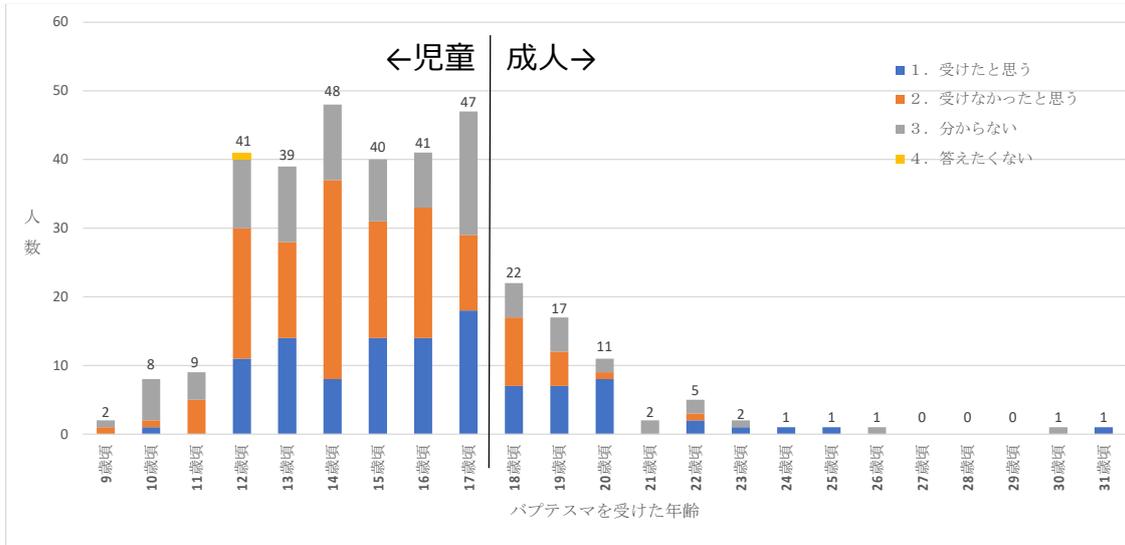
設問	バプテスマを受ける前に忌避の教理を知っていましたか？ (一つお選びください)
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人でバプテスマを受けたことがあると回答した人を対象とし作成した。 バプテスマを受けた年齢を18歳未満と回答した人を「児童」、18歳以上と回答した人を「成人」として集計しています。
結果と考察	バプテスマ年齢に関わらず、大半が忌避の教理について知っていたと回答した。 但し、忌避の教理を「教理」として認識していることと、実際に忌避が実行された場合の精神へのダメージや生活上の支障を含めた忌避制度の実態や構造について現実的に認識し許容しているのかは全く別の問題であることに留意する必要がある。

(6) 忌避の具体的影響を理解できる年齢だったか



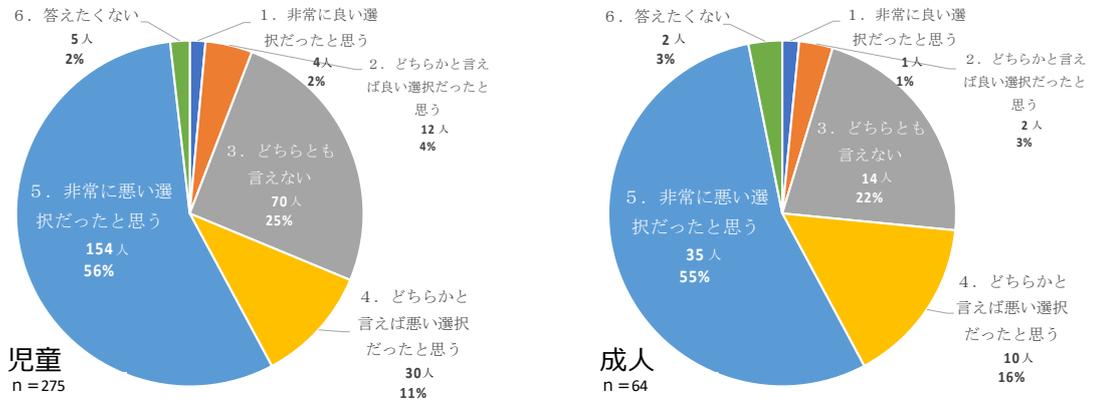
設問	あなたがバプテスマを受けた年齢は、いわゆる忌避（排斥等により、集団で無視される、親族からも縁を切られる）された場合の影響を理解できる年齢だったと思いますか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人でバプテスマを受けたことがあると回答した人を対象とし、横軸を年齢、縦軸を人数で作成した。 「バプテスマを受けた年齢は、いわゆる忌避された場合の影響を理解できる年齢だったと思うかどうか」で色分けしました。
結果と考察	児童は「忌避の影響を理解できる年齢ではなかった」が大半となった。特に十代前半までは、ほとんどが「理解できる年齢ではなかった」と回答した。 2世等における排斥事由の多くが、教団が定める「性の不道徳」であると思われるが、性体験がなく、肉体的又は精神的にまだ強い性衝動を有していない場合が多い10代前半において、排斥や忌避がその後の人生に与える影響や、忌避の苛烈さを想像することは困難であることを考えれば、この回答結果は当然の結果と判断すべきと思われる。

(7) 忌避の影響を理解できていたらバプテスマを受けたか



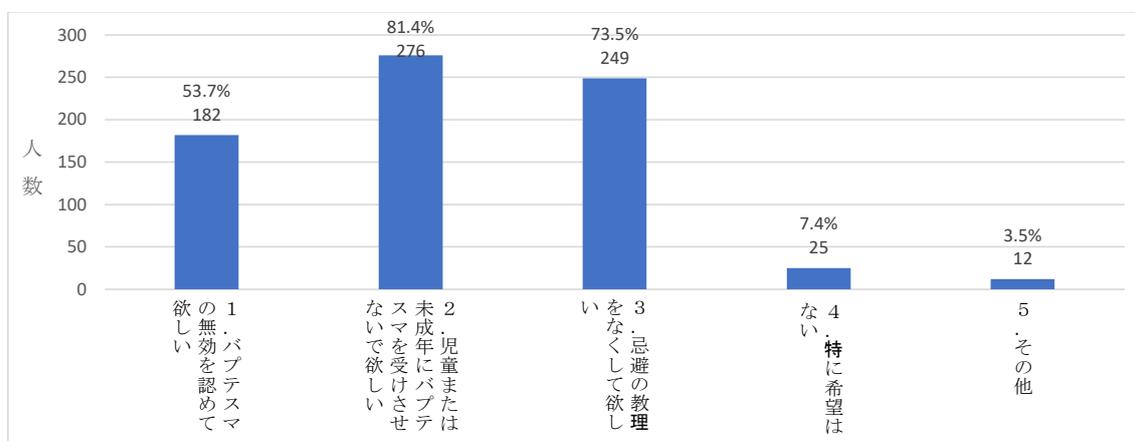
設問	もし、あなたが忌避が与える影響を理解できる年齢であって、忌避の教理を知っていた場合、バプテスマを受けたいと思いますか？ (一つお選びください)
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人でバプテスマを受けたことがあると回答した人を対象とし、横軸を年齢、縦軸を人数で作成した。 「忌避が与える影響を理解できる年齢であって、忌避の教理を知っていた場合、バプテスマを受けたいかどうか」で色分けしました。
結果と考察	児童に限れば「受けなかった」「分からない」が「受けた」を上回った。バプテスマを受けたことの後悔が読み取れる。

(8) 回答者のバプテスマへの振り返り



設問	あなたは、ご自身がバプテスマを受けたことについてどのように思っていますか？当てはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人でバプテスマを受けたことがあると回答した人を対象とし作成した。 バプテスマを受けた年齢を18歳未満と回答した人を「児童」、18歳以上と回答した人を「成人」として集計しています。
結果と考察	①大半が、バプテスマを「悪い選択だった」と振り返っていることが量的に確認された。 ②児童時点のバプテスマについては、「良い」と振り返った回答は全体の6%に留まった。

(9) バプテスマや忌避というシステムに対する要望



設問	バプテスマについて希望することがありますか？ 希望する場合、どのようなことを希望しますか？ あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人でバプテスマを受けたことがあると回答した人を対象とし、横軸を「希望すること」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「バプテスマを受けたことがある」と回答した339人で割った割合を示す。
結果と考察	①約81%の回答者が児童にバプテスマを受けさせないで欲しいと回答。 ②約74%の回答者が忌避の教理をなくして欲しいと回答。

(10) 児童期におけるバプテスマについての小括

- i エホバの証人社会内において、児童期にバプテスマを受けることが量的に確認された¹⁵⁰。
- ii 児童期のバプテスマについて、教団からの強い推奨があることが確認された。

iii バプテスマによる人生への影響を10代前半で理解できるかについては著しい疑問が伴う。なぜならば、バプテスマに至る若年において、排斥の事由となる行為の意味すら理解できていない場合が多いと思われ、同様に、バプテスマに必然的に伴う将来の排斥措置・断絶の可能性及びこれに伴う忌避の実態をこれら児童が真に理解していないケースが多数であろうと予想されるからである。

下記各法律・制度は、類型的に知識、経験又は判断能力が未熟な未成年者を保護する観点から設けられたものである。

(参考) 若年者を保護する法律

- ・民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができる（未成年者取消権）。
- ・少年事件は、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定する。
- ・性的同意年齢は16歳に引き上げられ、16歳未満との性的行為は仮に同意があったとしても処罰対象となり得る。

バプテスマという宗教的行為について、未成年者取消権や性的同意年齢と同列に論じることについては議論があるかもしれないが、未熟な判断能力しか持たない未成年者が、その後一生にわたり直面し続け得る忌避という制度の存在と影響を真に理解した上で、バプテスマを受けているといえるのかは慎重に判断するべきであり、教団や周囲の信者が熱心に若年でのバプテスマを勧め、未成年の子どもが、一時の感情の高ぶりや熱狂・同調圧力ないしは「周りも受けているから」という風潮に流される形などの理由でバプテスマを受けているならば、教団が、いわば未成年者の未熟さを認識しながら、未成年者を取り込むことで信者の獲得をしているのではないかという深刻な懸念・疑問が提示されるといえる。

また、社会も、「宗教的行為であるから」等の理由で、家族関係断絶リスクを含む、様々なリスクを十代前半あるいはそれよりさらに若年の若者たちに負わせる現状を放置すべきではない。

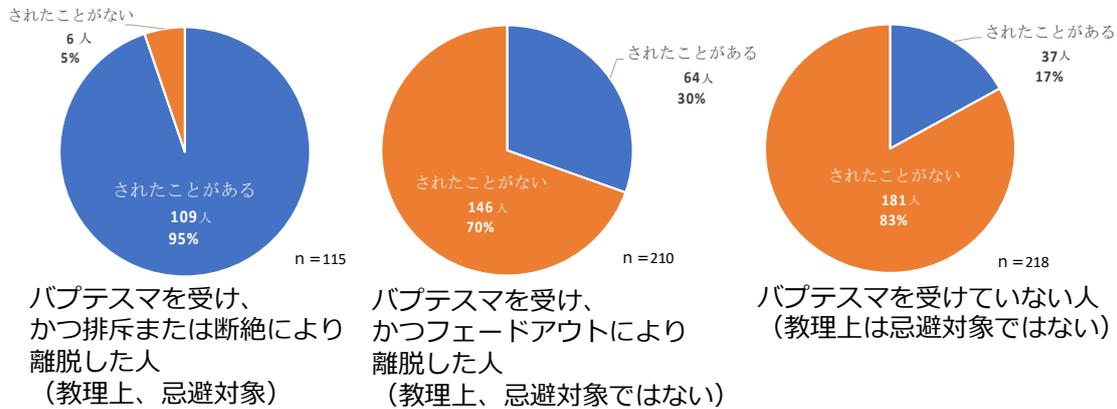
- iv 繰り返すが、本調査結果は、教団が、若年層でのバプテスマを促すことを示している。

¹⁵⁰ 愛媛新聞 Online 版 Special E 『【連載】記者が見た「エホバの証人」 松山地区大会密着ルポ』中の「連載 エホバの証人地区大会密着⑤ 記者はどう見たか」においては、同大会において22人がバプテスマを受け、その最年少が9歳であったことが報道されている。

教団側からは「当人の自由意思による決定」・「若いうちから正しい道を歩むのは良いこと」といった説明が想定し得るが、(i)僅か12歳頃からバプテスマの数が有意に急増すること、(ii)その後、正式に脱会したい場合には「忌避」を伴う断絶と排斥しか正式な手続が存在しないこと、(iii)忌避の威嚇力が理論上は生涯継続すること、などを考慮すると、「若年層でのバプテスマが多くみられる実態の真の意図は、2世等をエホバの証人社会内に留め置くことではないか」との疑問・懸念が生じるのが自然と考えられる。

5 忌避経験について

(1) 忌避経験の有無



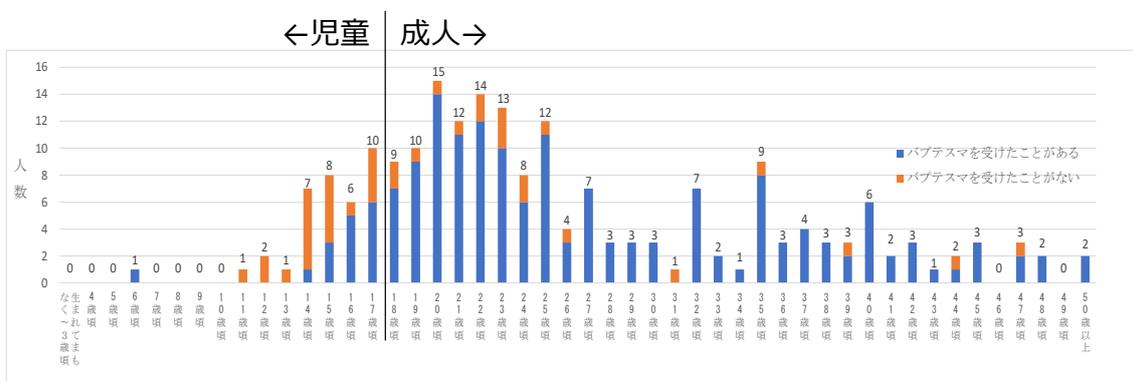
設問	あなたは、エホバの証人の家族や信者から、無視される、付き合いを拒絶されるなどの「忌避」といわれる対応をされた経験がありますか？
集計方法	(左) バプテスマを受け、かつ排斥または断絶により離脱した人を対象に「忌避をされたことがあるかどうか」で作成した。 (中) バプテスマを受け、かつフェードアウトにより離脱した人と回答した人を対象に「忌避をされたことがあるかどうか」で作成した。 (右) バプテスマを受けたことがないと回答した人を対象に「忌避をされたことがあるかどうか」で作成した。
結果と考察	① (左) 教理通りの忌避が徹底されていることが量的に確認された。 ② (中) (右) 教理の直接の文言を越える忌避もされていることが量的に確認された。 教理の範疇を越える「忌避」が存在する事実は、各信者個人・信者である各親の感情や信仰についての自己判断が関係している可能性や、「忌避」が極めて重要であるとの教団指示の大枠が維持されつつ、「より強く教団の意を酌んだ行動をとることにより『より熱心な信仰の実践者』と評価される、或いは、そうした自己承認を得るというエホバの証人社会の体質を反映している可能性など、いくつかの要因が考えられ、丁寧な分析が必要であると思われる。

※ (中) の「バプテスマを受け、かつフェードアウトにより離脱した人 (教理上、忌避対象ではない)」及び (右) の「バプテスマを受けていない人 (教理上は忌避対象ではない)」について、「教理上、忌避対象ではない」とするのは原則である¹⁵¹。フェードアウトを選択した場合でも後に忌避の対象になりうること、また「伝道者」についても長老団の判断により事実上忌避に近い対応をする旨の指示があることは上述のとおりである¹⁵²。

¹⁵¹ 『長老の教科書 - 神の羊の群れを世話してください 12章 46節』、『ものみの塔 1985年 7月 15日号 p. 19』

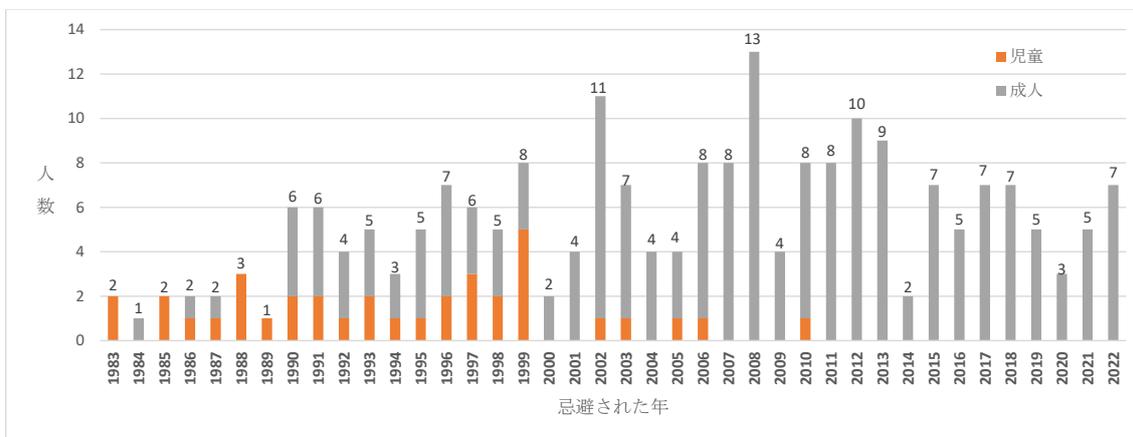
¹⁵² 『神の羊の群れを世話してください 12章 52節』

(2) 忌避された年齢



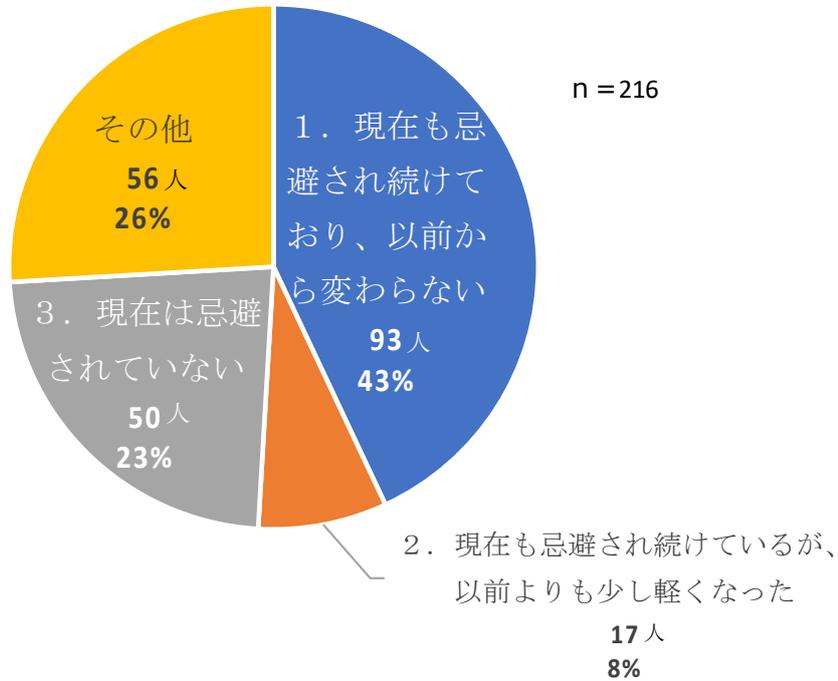
設問	何歳ごろから忌避されましたか？
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で「忌避」といわれる対応をされた経験があると回答した人を対象とし、横軸を年齢、縦軸を人数で作成した。 「バプテスマをうけたことがあるかどうか」で色分けしています。
結果と考察	<p>①児童にも忌避がされたことが読み取れる。</p> <p>②バプテスマを児童の時に受けて、多くが成人後に忌避を経験したことが分かる。 ※成人後の2世等に対する忌避は宗教虐待Q&Aの対象ではなく、また多くの児童福祉政策の射程からも外れることを意味する。しかしながら、その後の人生で数十年継続し得る忌避の決定的前提はバプテスマであるところ、そのバプテスマを児童の時点で受けている2世等が少なくなく、しかもそのバプテスマを受けた児童の生育環境をみると宗教虐待Q&Aに規定された児童虐待行為が多数おこなわれている（バプテスマが、児童虐待行為の延長線上に存在する場合もあると思われる。）という背景がある。「<u>児童時点の宗教行為により成人後の残りの長期間の人生で多大な悪影響を受け続けることが現実に起きており、かつ、その悪影響について法や政策の保護が及ばない</u>」という事態が現に存在しているものと観察される。</p> <p>③なお、離脱時に忌避が開始されるため忌避が始まる年齢は離脱年齢とほぼ同じである。</p>

(3) 忌避された年



設問	忌避（排斥等により、集団で無視される、親族からも縁を切られる）はあなたが何歳ごろに始まりましたか？
集計方法	「忌避」といわれる対応をされた経験があると回答した人を対象とし、横軸を忌避された年、縦軸を人数で作成した。上記設問を利用して当弁護団で忌避された年を計算しました。 忌避をされた年齢を18歳未満と回答した人を「児童」、18歳以上と回答した人を「成人」として色分けしています。
結果と考察	①忌避は現時点も継続して行われており、明白かつ現在の深刻な問題であると考えられる。 ②近年の児童のデータが少ないのは、年齢層が若く、そもそも回答が少ないためと考えられ、必ずしも児童に対する忌避が行われていないことを示すものではない。

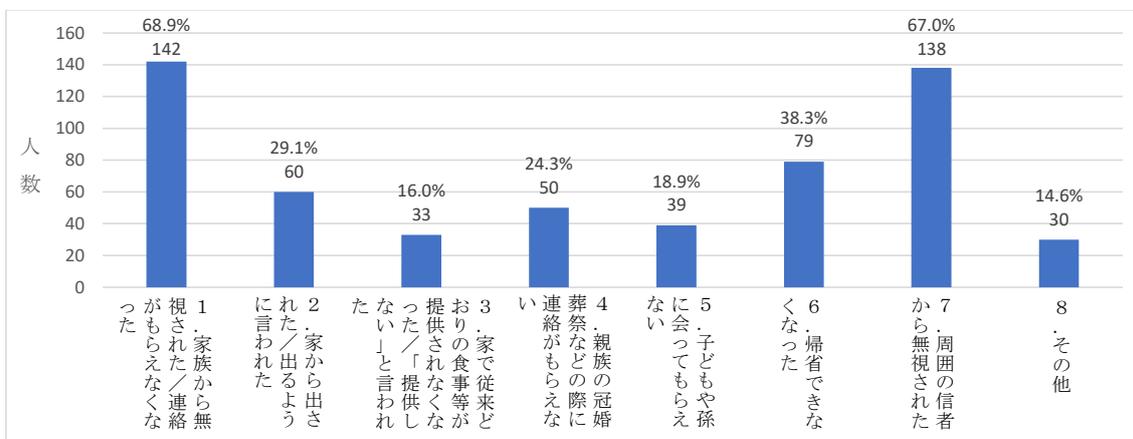
(4) 忌避は現在も続いているのか



設問	現在も忌避されていますか？
集計方法	「忌避」といわれる対応をされた経験があると回答した人を対象とし作成した。
結果と考察	回答者の大半が忌避が継続していると回答。一方、何らかの理由で忌避されなくなるという回答も確認された ¹⁵³ 。

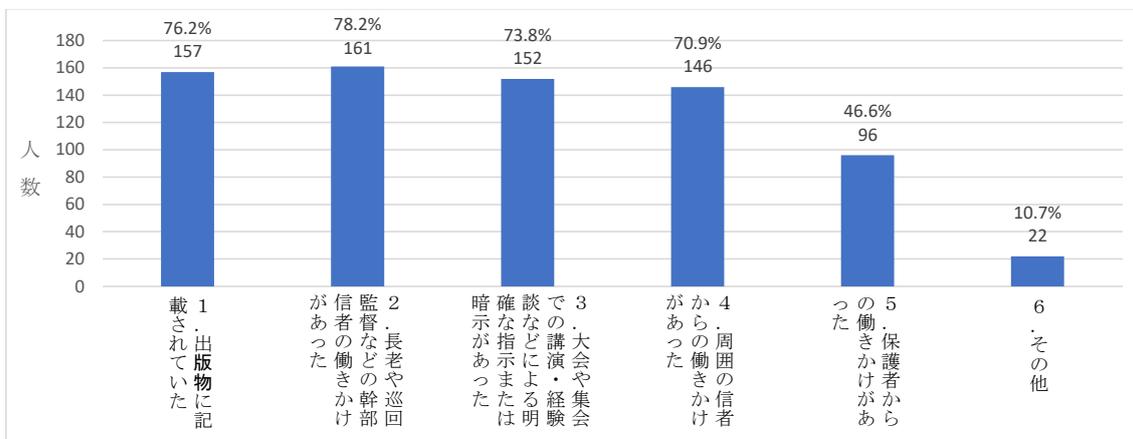
¹⁵³ 忌避されなくなる理由はいくつか考えられる。①本人のエホバの証人への復帰、②本人を忌避していた家族等のエホバの証人からの離脱ないしは信仰の希薄化など。

(5) 忌避でどのような扱いを受けたか



設問	どのような対応をされましたか？ あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で「忌避」といわれる対応をされた経験があると回答した人を対象とし、横軸を「どのような対応をされたか」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「忌避といわれる対応をされた経験がある」と回答した206人で割った割合を示す。
結果と考察	信者同士の関係だけでなく、家族からも忌避を受けている状況が量的に確認された。 加えて、自宅から出ていくように言われるケースも相応に存在することが確認された。

(6) 教団による家族や他の信者への忌避の働きかけについて



設問	あなたが受けた忌避（排斥等により、集団で無視される、親族からも縁を切られる）について、ご家族以外の第三者（長老、幹部信者等を含む）から、あなたの家族やエホバの証人信者に対して指示や指導等があったとお感じになりますか。下記のうちあてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満と回答した人で「忌避」といわれる対応をされた経験があると回答した人を対象とし、横軸を「どのような指示や指導があったか」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「忌避といわれる対応をされた経験がある」206人で割った割合を示す。
結果と考察	①出版物だけでなく、幹部信者からの指導、大会・集会で明示的に忌避が教理として教えられていることが量的に確認された。 ②保護者からの働きかけ（5）（すなわち、信者である保護者が、児童に対して忌避を行うよう働きかけること）が生じた割合は相対的には低く教団による働きかけ（1～4）によるとの回答のほうが相対的に高い。

(7) 忌避の経験に関する自由記述の回答例

設問「忌避の教理（排斥等により、集団で無視される、親族からも縁を切られる）に関して抱いた考えや感情について、特に離脱時の障害についてお感じのこと一切を自由にご記入ください。なければ「なし」とご記入ください。」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

兄が排斥され忌避されていましてのでどう対応されるのか…は分かっていました。ただ、私は排斥されていませんし、組織に反抗した態度をとったわけでもありません（表向きは）集会奉仕に行かなくなった…という理由だけで会衆の人からは忌避されています。親には「組織の言い分には疑問がある。集会奉仕に参加していない」と言うので「子供は産まなかったものとして生きて行く」と縁切りされました。「子供に宗教の話をされたくなかったら、うちには連れてくるな！」と言われたので、その通りにしたら、親族に「娘が孫に合わせてくれない」と嘘を言っていた。孫に会えないのは自分達の責任なのにこちらを悪く言われた。

・10歳で排斥後、忌避されながらも集会に参加していましたが、目も合わせない口も聞かない、賛美の歌は歌わない、祈りには参加しない、入り口近くのパイプ椅子に座る、など散々な扱いを受けました。
・外出先で偶然信者家族に会った際は、子供の目を塞がれ足早に立ち去られました。
・10歳で家出後はどうせハルマゲドンで滅ぼされるのだから、と自暴自棄な気持ちになり、人生そのものがロスタイム（死ぬまでのわずかな時間）に感じられました。

「エホバの証人でなければ真の家族ではない」という雰囲気のもの凄いです。血の繋がりよりも霊的な繋がりの方が強く、組織から離れた家族への愛なんてカケラも感じません。口では「平等に愛している」なんて平気で言いますが「平等」だなんてとんでもない。組織から離れた者は例え血の分けた家族であれサタン扱い。組織から離れた10歳～主人と結婚する20歳までの間、家族と言える人間は未信者の父しか存在しませんでした。

「悔い改めれば許される」と語ってますが、結局長老や上の人たちの判断です。その悔い改めに必要なことはしましたが、排斥になりました。1回の間違いも許されないのはおかしすぎます。何が心が寛容な組織ですか、何が偉大な神ですか。そうなるならがんばらずに、自分の意思を貫き通せばよかったと今でも後悔しています。世間一般では普通のこと（私の場合は婚前交渉と信者でない人との交際）をまるで重大な犯罪を犯した犯人のように、洗いざらい恥ずかしいことまで聞かれて丸裸にされて、追及されました。

長老たちの中ではもう決定されていたことではと思いますが、ある日集会の最中にみんなが手をあげてコメントを述べる場面があり、何回も手を挙げましたが当たりませんでした。その時にもう私の処分が決まっていたんだと思います。

みんな偽の笑顔でギリギリまで私に接してたのかと思うと、なんだかやるせないですね。

排斥の発表があった後も、親から誠意だけは見せるようにと言われ、本当に行きたくなかったのですが、何回か集会に行きました。

その時の疎外感・孤独感・無意味さは言葉に表せません。人間じゃないまるで泥で汚れた人が来たかのように冷たい視線でした。

誰とも何も話したり笑ったりできない…何のために私は出席しているんだろうと考え、集会に行くのをやめました。息が詰まりそうでした。

集会に行くのをやめると、いよいよ締めと言った感じで、実家を追い出されるように出て行きました。お金も持たず、社会経験もあまりないまま、あまりにも冷たすぎます。

その後は自由な生活で楽しかったのですが、数年前に命の危険になるような緊急事態が発生しました。ダメ元で親に連絡してみましたが、回答は、親と私の間の溝が深いため、自分にできることはないので公的機関を頼ってください、とだけでした。

親が一番に娘のことが心配なはずなのに、家族のことが心配で助けてあげるべきなのに、宗教という事だけで、突き放されました。

何があっても家族が最優先なのに、優先順位が間違っているこの組織はやはりおかしいです。

私と同じ経験をしている人がたくさんいると思うので、ぜひ耳を傾けて何か手立てを打ってください。

最後に、私は今でも家族みんな大好きです。まだ信者の母も兄弟もみんな大好きです。みんなが正気に戻って仲のいい家族に戻りたいと強く願っています！

10歳という年齢で、バプテスマを受けていないのにも関わらず、エホバの証人の活動には今後参加しないとの意思表示をただけで数年間忌避相当の仕打ちを受けた。その日から衣食住の提供は止まり、自分で働きながら食費や学費を賄った。当時は呪い殺すくらいの気持ちを抱いたし、もうそんな激しい怒りは残っていないが、本当に酷いことをされたと思う。二十代後半から親の干渉を、一切無視するようになり逆にこちらから忌避をしている。親族から「連絡取ってあげて」と促されるのが辛く、私のほうが間違っているのかと思うくらいだったが今となっては何も間違っていないと感じる。むしろ死ぬまでにもう一度激しく忌避を親にやり返したいとすら感じる。現在は最低限度の連絡はするが、食事に行く、会うなどの接触は積極的にはしない。非常に残念な親子関係で、妻の親族に説明がしづらく、社会的にもおかしいと受け止められることが不安である。

10歳の頃、エホバの証人以外の人と交際したため排斥になりました。その時はやっと辞められるのだと思いました。兄弟姉妹との話しや連絡は取れなくなるのだという覚悟がありました。エホバの証人の友人がほぼ全てだったので、10年間を失うような気持ちでした。そして親については、あまり話せなくなるのだという位の認識しかありませんでした。実際兄が私より先に排斥になっていますが、実家には一緒に住んでいましたし会話は少なかったですが食事などは出ていました。

しかし排斥の余波は排斥から時間が経つほど重くなっていき、早くこの家を出なければいけないという思いから排斥から0年後に結婚を機に家を出ました。家を出てからはさらに母親との距離は空き、ある時手紙が届き、エホバの証人に戻らない限り連絡も取らなくなるのだという内容でした。20歳の頃第一子を出産しましたが、その時は産前産後里帰りをすることができ話も普通にしていました。それが終わるとまた母とのやりとりはなくなりましたが、0年後に父が末期がんになり、父の望みもあり母も長老に掛け合い、父の最期までは家族でやり取りでき、母とも普通に話せました。父の死後、母から再び、「会うのは葬式の日まで、それ以降は私(母親)からは自分が死ぬまで連絡は取らない。しかし家族だから何かあれば助ける」という趣旨のことを言われました。第二子を妊娠中切迫早産にて絶対安静と医師から言われた時、実家に行かせて欲しいとお願いしましたが断られ、もう家族でもないのだなと感じました。しかしどうにも絶対安静は厳しく、もう一度お願いしたところ長老に掛け合ってくれ、実家に帰れることになりました。第二子出産以降は会っていません。孫たちとは孫の意思で会いたいと言うのなら孫とは会ってもいいというスタンスです。排斥とは、家族を引き離し、他人以上に他人になってしまうような、エホバの証人でない子供は価値がないと言われているような辛いものです。今の私の全てを否定されているようです。

本人の特定を避けるために「○」の加工を当弁護団で行っています。

(8) 忌避経験に関する報告についての小括

i 教団が「忌避」を教理として明示的に教え、エホバの証人組織内でその教えが忠実に実行されていることが量的に確認された。

そして、排斥された又は断絶した信者が児童である場合、当該児童とエホバの証人家族が同居している場合は、「家族としての日々の通常の活動や関係が続く」といった記載が教団の発行する出版物にはみられるが、その運用が現実におこなわれているのかについては疑問があることは報告したとおりである。

また同居をやめた場合には、最低限の接触しか認められないことから、たとえ未成年であろうとも、家族としての通常の交流が完全なくなるという「忌避」が生じることになる。そして、同居の解消を推奨するような教団の出版物が存在することも、報告したとおりである。

これらの児童に対する「忌避」は、児童虐待（心理的虐待）に該当する。また「忌避」により、経済的な遺棄を伴う危険性もはらむものである。

ii 児童の時にバプテスマを受けた回答者が成人になって排斥・断絶を経て忌避を受ける構図が量的に確認された。これは児童虐待ではなくとも深刻な人権侵害であり、かつ、未熟な判断能力しか有しない児童時点の選択により、長期的に宗教活動を強制されているという意味でより深刻な構造である。

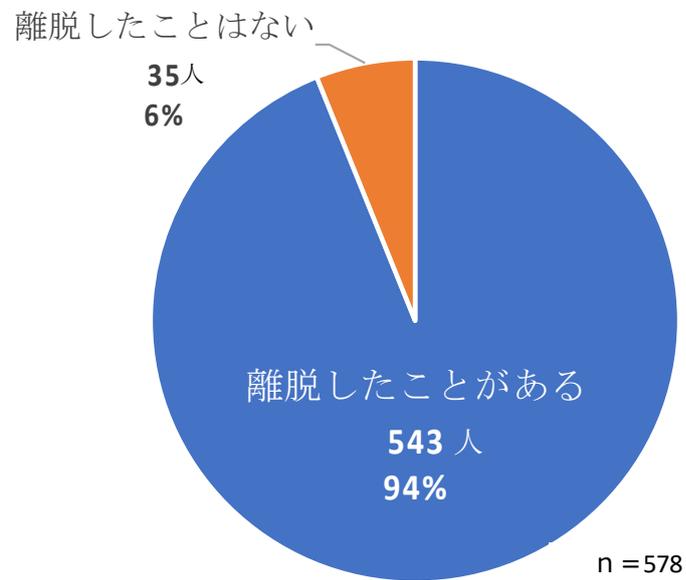
忌避を内在するバプテスマは、虐待行為や将来の長期にわたる人権侵害の温床であることが確認し得ると思われ、何らかの対応策が必要ではないか。

iii 比較的少数ながら、バプテスマを受けていなくても忌避を受ける者が存在することが確認された。ここでも教団の字義通りの教理を超える運用を各信者が実施している可能性が高い。これについて、教団は、「忌避」が極めて重要であるとの教団指示を前提として、教団の指示に忠実に従う信者こそ神が求めておられると強く推奨し、それに呼応するように信者が「より強く教団の意を酌んだ行動をとる」ゆえに、教団の教理を超えた強度の行動に出る信者の行動を放置ないしは不作為により承認をすることになっていないのではないか懸念される。

iv 成人に対する忌避が量的に確認された。成人に対する忌避も、明らかな人権侵害であるものの、日本においては具体的な救済方法が検討されている状況になく、被害者が放置されている状態にある。

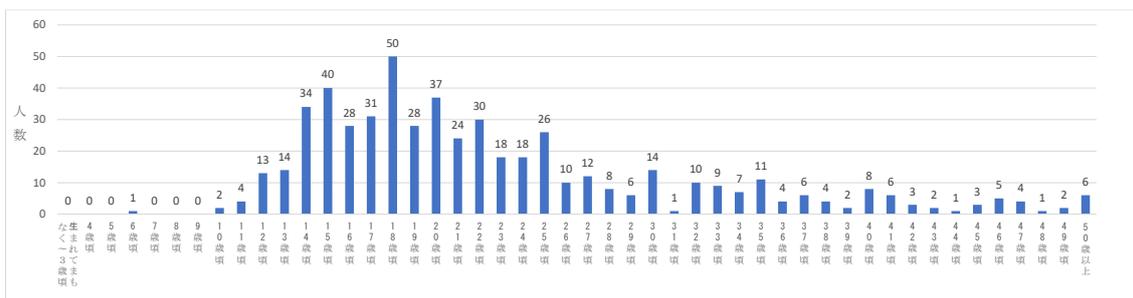
6 離脱及びその困難性について

(1) 離脱の有無



設問	エホバの証人から離脱したことがありますか？
集計方法	有効回答者全員を対象に作成した。
結果と考察	本調査の回答者は94%が離脱経験者でした。

(2) 離脱の年齢



設問	何歳の頃に離脱しましたか？
集計方法	エホバの証人から離脱したことがあると回答した人を対象とし、横軸を年齢、縦軸を人数で作成した。
結果と考察	<p>①離脱するのは主に10代後半～20代後半だと確認された。</p> <p>②多くが児童の頃にエホバの証人に関わり始めても、離脱は成人してからであるという結果になった。信者である親から自立（これには経済的な自立がその前提になる場合が多いと思われる。）することができなければ、現実的に教団を離脱することが困難であること、また親元からの自立ができたとしても教団からの離脱には一定の時間がかかることを示しているものと思われる。</p> <p>③またこれは、<u>社会的経済的困難の契機・原因たり得るものが設定されるのは児童の時点であるにもかかわらず、エホバの証人から離脱する時点では児童虐待の防止制度の保護の射程から外れることを意味しており、つまりは児童の時点に起因する問題につき社会的なサポートが受けづらい構造的要因と言いえるのではないか。</u></p>

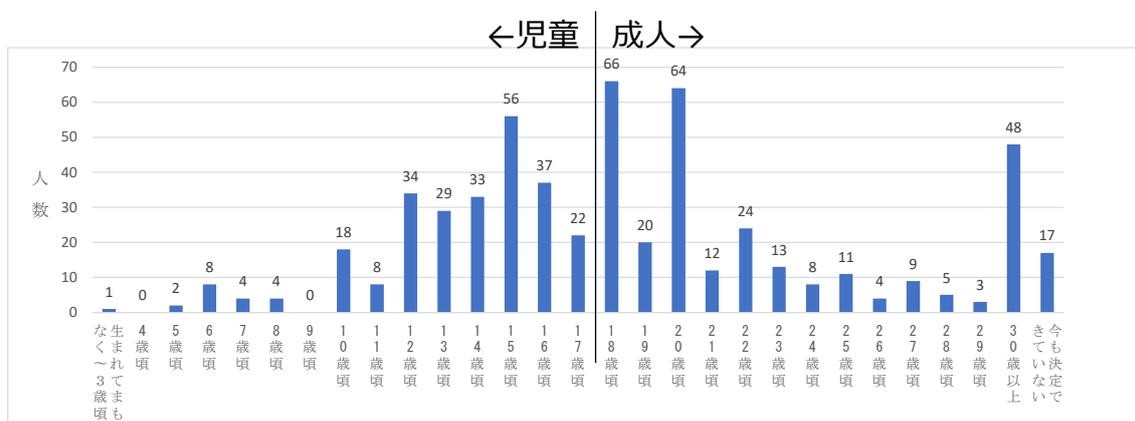
※6歳の頃に離脱した方は母の入信により父母が離婚し、その後非信者の父方で育てられた方です。母親の入信を理由とする離婚により、信者である母親から離れたことで「離脱した」と理解されておられることから、本調査では「6歳での離脱」と回答しています。

(3) 離脱しようと自分で決められる年齢

信教の自由は年齢に関わらず児童にも認められるべきというのが憲法上の規範であり議論の余地はないものと思われるところ、「信じない自由」・「信教を強制されない自由」もまた、「信教の自由」の根幹の1つである。したがって、保護者が関与していた宗教から離脱する自由もまた人権である。

しかし、感情面において、子どもは親が好きであり、経済面においては子どもは親に養育を依存しており、「親に嫌われたくない」という情の存在が自然であり、そのため親の信仰する宗教を離脱することは一般に困難であると思われる。それに加え、別頁に示したとおり、エホバの証人の「忌避」の教理があることも児童の離脱をさらに困難にすることが予想される。

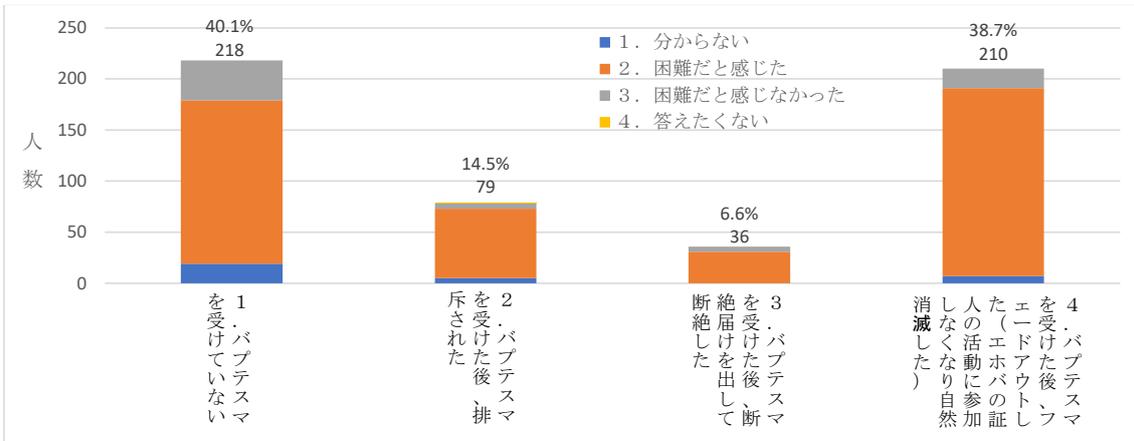
そこで、当弁護団ではエホバの証人の2世等が離脱を自分で決定できる年齢を把握することとした。



設問	集会に「行かない」と自分で決定できる年齢は、あなたの場合何歳くらいだったと思いますか？ ¹⁵⁴
集計方法	エホバの証人の活動に参加した（関与させられた）のが18歳未満で集会又は伝道に行ったことがあると回答した人を対象に作成した。
結果と考察	<p>①10代後半より上の年齢にならないと決められなかったとする回答者がほとんどであった。</p> <p>②現在の成人年齢の18歳・かつての年齢の20歳が僅差のピークであり、離脱すると決められる者の多くは成人してからであることが分かった。</p> <p>③前述のとおり、離脱には親元からの自立が必要であるケースが多いものと思われ、また心理面でも「親に嫌われたくない」という親への愛情から離脱についてハードルがあるものと思われる。なお、別頁に示したとおり、エホバの証人の忌避教理があることも児童の離脱をさらに困難にしているものと考えられる。</p> <p>④児童虐待防止法や宗教虐待 Q&A の保護の射程からは外れる人権問題として取り扱わなければならないという示唆を得られた。</p>

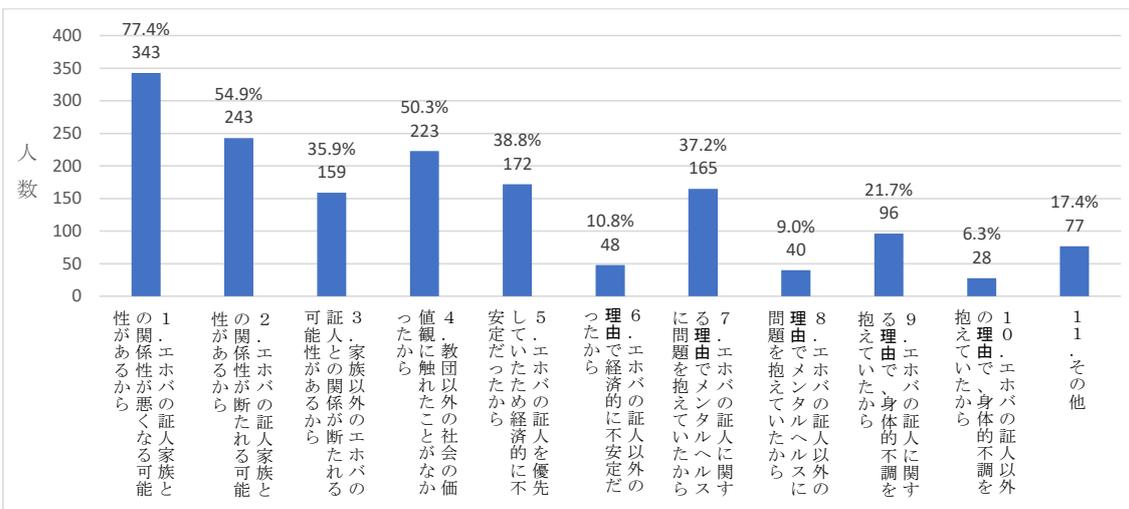
¹⁵⁴ エホバの証人の離脱とは、どの離脱手段をとっても、信者としての最も基本的な宗教行為である「集会の参加」をしなくなることで理解できることから、同趣旨に基づき上記設問を設定した。

(4) 離脱が困難だったか否か



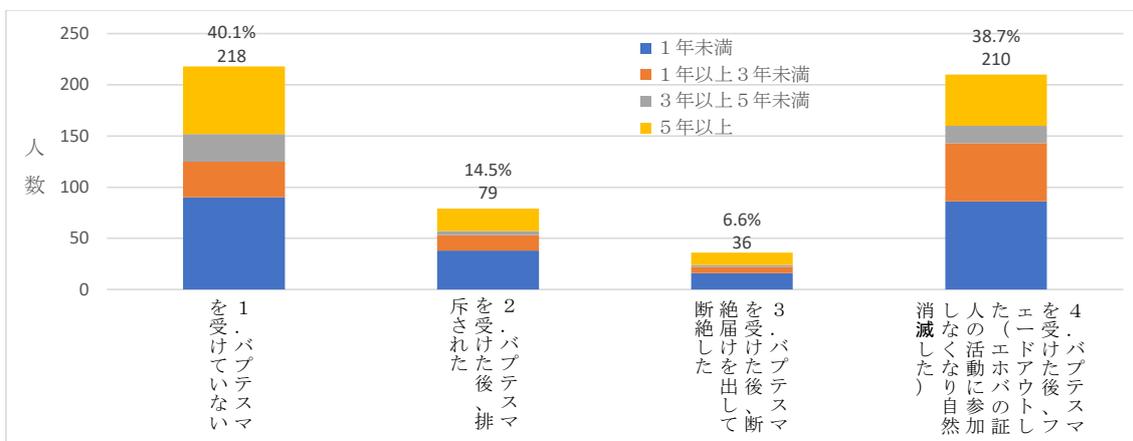
設問	エホバの証人から離脱することが困難だと感じましたか？ (一つお選びください)
集計方法	エホバの証人から離脱したことがあると回答した人を対象とし、横軸を「どのようにして離脱したか」、縦軸をその人数で作成したグラフを「離脱することが困難だと感じたかどうか」で色分けした。 各選択肢の割合数値はそれぞれの回答人数を「離脱したことがある」と回答した 543 人で割った割合を示す。
結果と考察	バプテスマの有無に関わらず、エホバの証人から離脱することが困難と感じた離脱者がほとんどであった。

(5) 離脱が困難な理由



設問	上の質問で「困難だと感じた」とお答えになった方にお尋ねします。その理由を教えてください。あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	エホバの証人から離脱したことがあると回答した人で離脱することが困難だと感じた人と回答した人を対象とし、横軸を「困難だと感じた理由」、縦軸をその人数で作成した。 各選択肢の割合数値はそれぞれの回答人数を「離脱することが困難だと感じた」と回答した443人で割った割合を示す。
結果と考察	<p>①主に家族関係の悪化を恐れて離脱できないことが量的に確認された。</p> <p>②一般社会の価値観に触れていないことも離脱困難理由になり得る。</p> <p>③また、経済的問題、メンタルヘルスも離脱困難理由になり得る。</p> <p>※これらはすべて先行する項目において指摘された個々の問題点と完全に紐づいており、</p> <p>i. エホバの証人に関わることで問題を抱えていると認識する多くの人の状況を理解するには、「忌避」の問題、高等教育を受けないことに起因する経済的困難の問題、幼少期からの虐待行為に起因する精神面の不調などの複数存在する各問題を組み合わせた複合的な考慮が必要である、</p> <p>ii. 個々の論点についての教団の説明や反論をそれぞれ個別に独立検討してしまうと、それらの複合的な要因が相互に手段と目的の関係に立って機能しているエホバの証人内における信者や2世等が抱える問題の背景事情・前提条件が見落とされるために誤った結論に至る可能性がある、</p> <p>iii. 先行する項目で明らかとなった各問題点は、多くは「エホバの証人からの離脱困難」という1つの目的に帰結し得る、 といった結論が合理的に導き出されるものとする。</p>

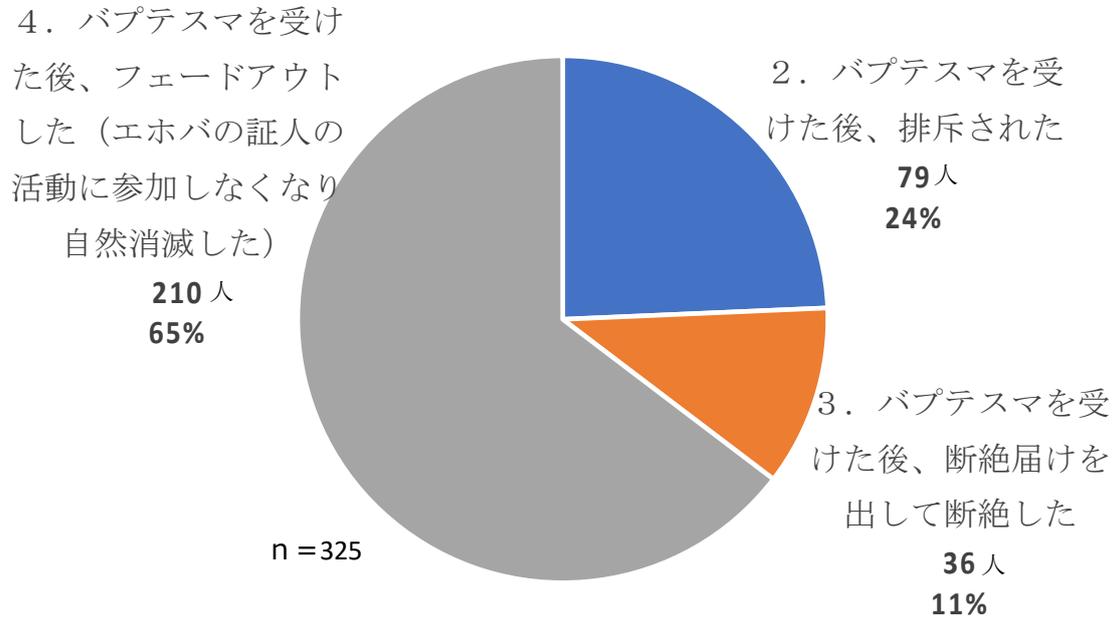
(6) 離脱までに要する時間



設問	離脱しようと思ってから、離脱するのに何年かかりましたか？（一つお選びください）。
集計方法	エホバの証人から離脱したことがあると回答した人を対象とし、横軸を「どのようにして離脱したか」、縦軸をその人数で作成したグラフを「離脱するのに何年かかったか」で色分けしました。 %の数字はそれぞれの回答人数を「離脱したことがある」と回答した543人で割った割合を示す。
結果と考察	<p>①離脱しようと思ってから1年以内に離脱できたのは半数以下。</p> <p>②多くが1年以上かかり、「離脱が困難」と分析する学術研究を裏付ける結果となった¹⁵⁵。</p> <p>③方法の種別による離脱に要する時間の相違は顕著ではなかった。</p> <p>後述する離脱の方法自体は大きな影響要因ではなく、真の自由意思による信仰ではなかった等の離脱要因に気づく→逡巡する→離脱を決意する→離脱方法を検討する→最終的に離脱を実現するという過程を経るなどするために、時間が相当かかっていることが可能性の1つとして推測される。</p> <p>総じて、離脱する自由を障害する教団の運用が量的に確認された。</p>

¹⁵⁵ 「脱会プロセスとその後—ものみの塔聖書冊子協会脱会者を事例に」、猪瀬優理、宗教と社会 2002年8巻 p. 19-37

(7) 離脱方法



設問	どのようにして教団を離脱しましたか？ (バプテスマを受けた人のみ集計)
集計方法	バプテスマを受けたと回答した人を対象に作成した。
結果と考察	バプテスマを受けた人の離脱方法に限れば、その大半がフェードアウトを選択していることが分かった。

(8) フェードアウトを選択する理由

設問「「フェードアウト」を選択した方にお尋ねします。なぜ断絶ではなく、フェードアウトを選択したかその理由を教えてください。」

フェードアウト 親族に信者がいたので排斥され忌避されるのは困るから
フェードアウトしたのは、忌避を避けたかったから。
フェードアウトした理由は身体が集会を拒否し出したのが大きかったのですが、断絶を選ばないのは、それから私にも家族が出来、子供たちから親戚を失わせたくないという気持ちです
フェードアウトしましたが、その前に審理委員会をやって排斥になると思いました。しかし100%排斥事案なのになぜか今思うと忖度なのか戒めで終わってしまい、そのあとは精神も病んでいたためもうどうでも良くなりフェードアウトにしました。
フェードアウトでないと教団の餌食になるだけ。 家族間の最低限のコミュニケーションが途絶えてしまう為にとった苦肉の策。
フェードアウトを選びましたが、元々自分の意見をはっきり伝えるのが得意ではなかったから。信者である母や姉へのダメージを和らげるため。
フェードアウトを選択したのは忌避を避ける為
フェードアウト選択時は母と弟さんが信者であったため、家族への不利益を懸念したためです。

結果と考察

- ①多くの方がフェードアウトを選択する理由は「忌避」を避けるためであり、これは教団に残る家族への不利益を考慮したためでもあり、また教団に残る家族との関係が断たれてしまうことを懸念したためでもあることが分かった。
- ②前頁に示す通りバプテスマを受けた人に限ればフェードアウトを選択する回答者が最も多かったことと考えるのであれば、教団を自らの意思で辞められる機会が限られていることと考えるのが合理的であり、信仰しない自由を阻害していると考えられる。
- ③そのような状況を作っている要因は、教団の排斥者及び断絶者への取り扱い、すなわち忌避であると判断できる。

(9) エホバの証人からの離脱についての小括

i 忌避につながる「断絶」「排斥」という手段ではなく、忌避を受けないフェードアウトを選択する回答者が多かった。フェードアウトを選択する理由の説明の1つとしては、忌避の教理が「辞めたいと思う信者の家族関係・人間関係を人質にして、離脱する自由を奪っている」との評価が可能であると考えられる。

なお、前述した通り、フェードアウトしたうえで、エホバの証人活動を長期間の間完全に辞めていても、バプテスマを受けている限りは、教団が決める排斥事由に該当する「罪」をおかした場合、排斥・断絶の措置が一方的に可能であるという事実も重要である。

ii 離脱の困難さは、多くの回答者の信仰しない自由を実質的に阻害した/現在も阻害していると考えられる。

「信仰しない自由」は憲法の保障する「信教の自由」の中核要素の1つである。そもその日本国憲法において、「思想信条の自由」とは別の条文で「信教の自由」が明言されたのは、「宗教行為を強制されることにより（しかも自らの意思決定で宗教行為を行っているとの外形が作出されたうえで事実上強制されることにより）、多大な人々の人権が制限・侵害された」という歴史的経緯によるはずである。

かかる観点から、忌避による離脱の阻害に対して何らかの対策が必要ではないか。

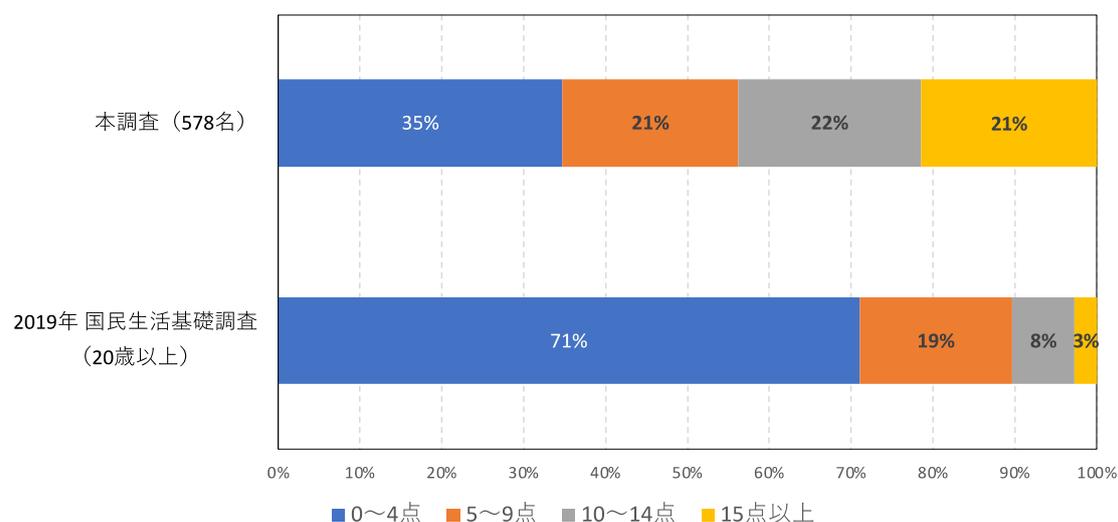
iii 多くの回答者が離脱時には成人になっており、児童虐待に係る被害者支援の法的・政策的枠組みの射程からは外れてしまう。本報告書にある数々の児童虐待を受けて成長し、成人になってから離脱するのも時間がかかる中で何らサポートが受けられないというのは、当事者に極めて過酷であると分析できる。成人の離脱希望者にも支援が必要であることは明らかである。特に、離脱の困難性が児童の時点の要因に起因しているのであれば、「自己決定権に基づく自己責任」の要素は著しく希薄すると考えられ、このことも併せて考えれば、尚更、そう言えるのではないか。

第12 2世等のメンタルヘルスについて

1 エホバの証人の心理的ストレス

回答者の心理的ストレス状態を可視化するための一般的な手法である「K6¹⁵⁶」と呼ばれる評価手法を用いて比較調査を行った。比較対象は厚生労働省の実施する国民生活基礎調査¹⁵⁷とした。

※本項目は北海道大学の清水香基先生に監修していただきました。

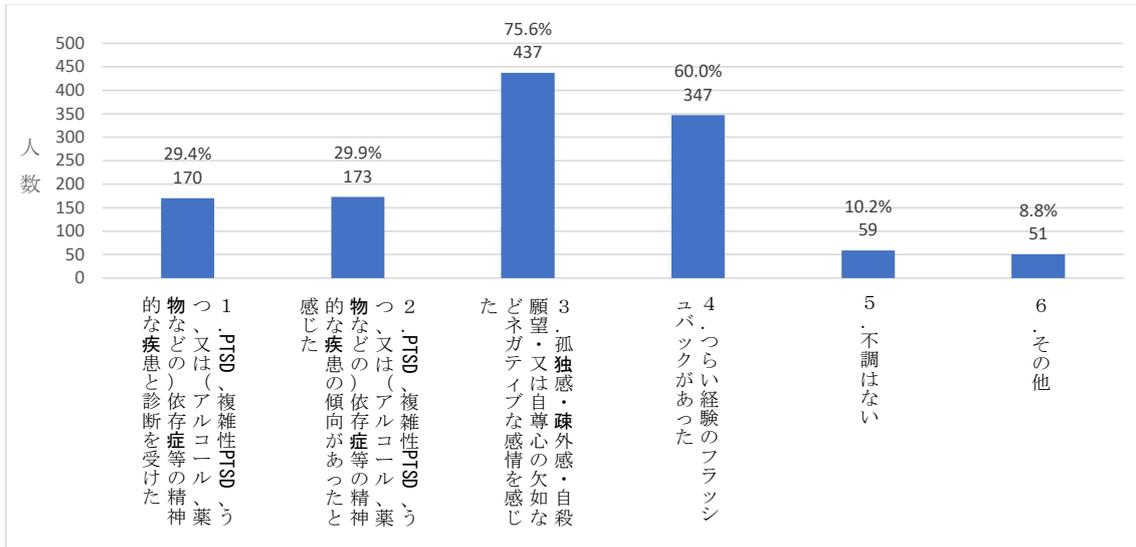


設問	<p>K6 とは、以下のような設問をし、合計点を比較するもの。</p> <p>(1) 神経過敏に感じましたか？</p> <p>(2) 絶望的だと感じましたか？</p> <p>(3) そわそわ、落ち着かないと感じましたか？</p> <p>(4) 気分が沈み込んで、何か起こっても気が晴れないように感じましたか？</p> <p>(5) 何をするのも骨折りと感じましたか？</p> <p>(6) 自分は価値のない人間だと感じましたか？</p>
集計方法	回答者全員で集計した。
結果と考察	<p>国民生活基礎調査の母集団と比較して、本調査では高いストレスを感じる回答者の割合が多いことが分かった。</p> <p>2世等の心理的ストレスが高いことが量的に確認された。</p>

¹⁵⁶ K6 は Kessler et al. (2002) によって開発された心理的ストレスの指標として用いられる尺度である。日本語版は古川ほか (2003) によって作成されており、本調査でも同様の質問文を用いた。

¹⁵⁷ [厚生労働省が「統計法」に基づいて1986年から毎年実施している調査](#)で [2019年の回収客対数は218,332世帯](#)となっています。

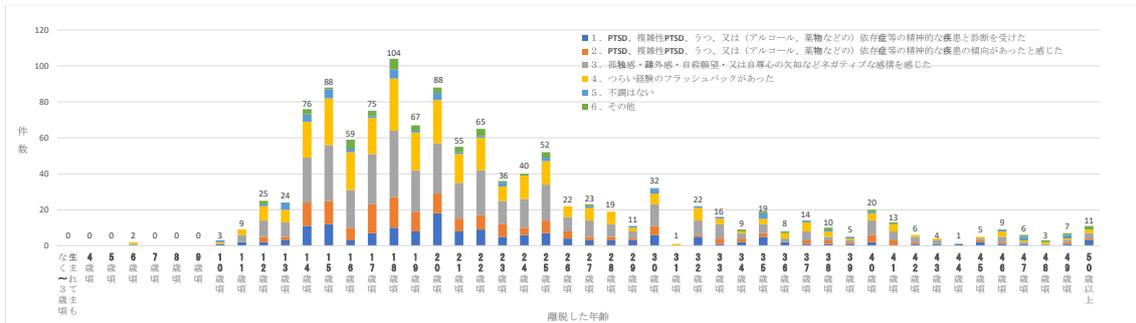
2 メンタルヘルスに関する疾患で診断を受けたことがあるか



設問	エホバの証人に関与していた事が原因で精神的な不調を覚えたことがありますか？ 思い当たるものを全て選択してください。あてはまるものをすべてお選びください。
集計方法	有効回答者全員を対象とし、横軸を「どのような精神的不調を覚えたか」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「有効回答者」578人で割った割合を示す。
結果と考察	①約75%が「孤独感・疎外感・自脱願望・または自尊心の欠如などネガティブな感情を感じた」と回答。 ②約29%が「PTSD、うつなどの診断を受けた」と回答。 日本人平均（3.3% ¹⁵⁸ ）の約9倍であり、極めて多い。

¹⁵⁸ [厚生労働省中央社会保険医療協議会総会資料参照](#)。平成29年の有病率は419.3万人に対して平成29年時の人口は1.267億人で有病率は約3.3%。

3 離脱年齢別にみた精神的不調



設問	エホバの証人に関与していた事が原因で精神的な不調を覚えたことがありますか？ 思い当たるものを全て選択してください。
集計方法	エホバの証人から離脱したことがあると回答した人を対象とし、横軸を「離脱した年齢」、縦軸を「どのような精神的な不調を覚えたか」の件数で作成し、色分けした。
結果と考察	<p>①精神的な不調と離脱年齢にはほとんど関係がないことが確認された。 児童の時に離れても成人してから離れても精神的な不調にはつながることが確認された。</p> <p>②これは、エホバの証人の2世等は極めて抑圧的に育てられるためであると思われるが、メカニズムを解明して問題を防止するには専門的な研究が必要であると思われる。</p>

4 メンタル面の不調の経験に関する自由記述の回答例

設問「メンタル面での不調について、お感じになること一切をできる限り詳しくご記入ください。なければ「なし」とご記入ください」という問に対する個別回答の一部を以下に示す。

・今も、昔の記憶がよみがえると、鬱状態になり、一日寝込んでしまいます。

また、私は、知的好奇心が強い子供だったので、美大に行きたかったのにそれに挑戦すらさせてもらえなかったことや、自分のレベルより相当低い偏差値の高校に通わされた辛さ、勉学の道を断たれたことを思い出すと、悔しくて眠れなくなります。

私のようにメンタル不調を抱えたり、また、大人になってから本格的に鬱になる人がとても多いと聞いたことがあります。

・鞭を見たり、また、ぴしゃんという、叩く音を聞くと、身が凍り付き、固まるという自動的な心身反応が、今も出ます。

・エホバの証人の親たちが、表では良い顔をして、裏では子供を鞭で叩いたり、また、他の華夏親の悪口を言い合っているのをみてきたため、人を信じられませんか。疑い深くなり、人間関係に非常に苦労しています。

また、人の顔色を伺う癖がついているため、いつもびくびくしていますし、訳の分からない事で鞭で叩かれてきて、集会に行かない選択をした時から極悪人のように扱われているので、自己肯定感が著しく低く、いつも不安症で、強迫観念があり、自信が持てず、非常に生きにくいです。それは滲み出てしまうものなので、ズルい人に利用されたり、搾取されることが多いです。

・不幸な状態、威圧される状態、虐待される状態が普通だったため、DV傾向がある暴力的な、知能が低い男性を、無意識に夫に選んでしまいました。人生を壊されたと感じます。生まれた子供には障害があり、夫の協力はなく、悲惨な状態で、なんとか生きています。それでも、実家に戻るよりは1000マシで、10000倍自由があるので、離婚はせずに生きています。

「(信仰しないのなら) 養育したくない」と言われたことや他の信者が子に対して「信仰しないならあなたを殺して私も死ぬ」というような脅しをしていたので、ハルマゲドンに対する恐怖よりも「信仰しないことは死を意味する」という恐怖の意識が強かった。また母が自分たち兄弟や父よりも教義を大切にすることから愛情をかけてもらったという意識が薄いため、離脱後不安障害になり不特定多数の異性と性交渉をやめられない時期があった。今も疲れやストレスを過度に感じると「消えてなくなりたい」と思うことがある。

いつも団体内での信者としての顔と、一般的な社会に向ける二つの顔で二重人格のような生活をしてきた。30年近く、一般人として世の中になじんでも、これまでの人生を語

れることがなく、宗教に壊された過去を隠して生きなければいけない苦しさがあります。無理やり入信させ、家庭を破壊そた母親に対しても恨みがあり、いまだに許すことができません。

今までのコミュニティーを抜けて今まで「世」と退けてきたコミュニティーの人間関係を構築していかなければいけないのはとても大変の経験だと思います。世を滅びる集団とひとくくりにして、交友を遮断させて楽園で生活する純粹培養の2世、3世を作っていくような日本の組織のやり方は組織の中では通用するかもしれませんが、一歩外に出ると何も通用しない（私の場合ですが）。きちんと世の中で就職し社会常識を学びながら人間関係や仕事の経験値を増やしていく教育が必要で、私には社会で活動していた反対者の父がいたので社会復帰に理解があつてなんとか家族や仕事を持つことが出来るようになりました。あの組織の中でもいろんな家庭があり、すべての人が同じ環境とはいえないですが、世の中の教えがすべて毒が含まれているという教えを受ける部分でメンタル面の不調が発生する気がします。

一般の方が通常に持っている自己肯定感、承認欲求、顕示欲といったものを「抱くこと自体が悪いこと」という認識がずっと抜けない。
社会人になり、上席との面談といったときにも「自己肯定感が低い。自分の良いところを客観的に見つけて欲しい」と言われるが正直無理な話である。

世の人と仲良くするなど生まれた時から育つたので友人や恋人ができず社会に出てから人と関わるのが辛く就職もできずパートを転々としている状態で不安が強く人前が苦手です。現在うつ病の薬を飲み精神科に通院しています。

小学○年生頃から毎日死にたいと思っていました。その頃はストレスから髪の毛やまつ毛を抜いたりしていました。ベランダから飛び降りようとしていたりしていました。信仰の強要や、鞭打ち、兄たちからの暴力などもあり辛い日々でした。兄たちも精神を病み、1人はうつ病になり不登校、もう1人も不登校になり強迫性障害などで苦しんでいます。
私自身も高校○年生の時不登校になりうつ病と診断されました。その頃から薬を服用し、薬を飲まなくても良くなるのに5.6年かかりました。今はうつ病は完治していますが、未だに自分に自信が持てず、私の10年間は何だったのかと思うことがあります。家族もバラバラになり、それぞれに皆苦しんでいます。

恐怖感は常にあり異常な怖がりである。大きい音などは今でもビクッとなり体がこわばる。週に3回以上涙がでてくるしフラッシュバックがある。自己肯定感が低く、自身で決定をするのがとても難しい（時間がかかるがトライしている）。周囲の人間を信じるのが難しい、見捨てられ不安がある。回避の傾向がある。

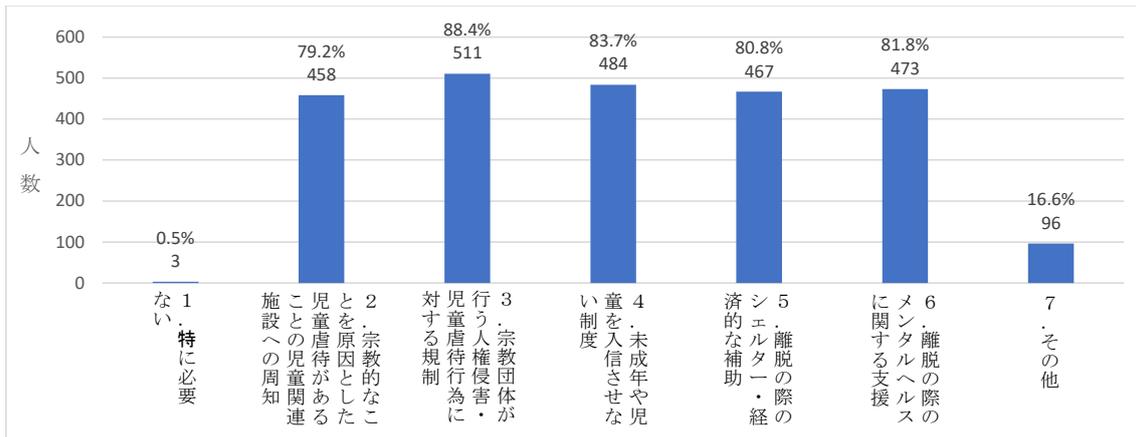
本人の特定を避けるために「○」の加工を当弁護団で行っています。

5 エホバの証人の活動とメンタルヘルスの関係についての小括

- (1) 本調査結果では、「PTSD、複雑性 PTSD、うつ、又は（アルコール、薬物などの）依存症等の精神的な疾患と診断を受けた」とした 2 世等の回答は、日本人平均の約 9 倍であった。また日本人平均と比較して心理的ストレスが多いことも合わせて分かり、両者は整合する。
- (2) 170 人の上記診断を受けた 2 世等につき、エホバの証人であること以外に共通する事項は見いだされなかった。そして、一般経験則からいえば、児童の頃からハルマゲドンや鞭の恐怖で支配され、宗教虐待 Q&A に示された虐待行為に留まらず忌避による人権侵害にさらされれば、かなり高い確率でメンタルヘルスに医師の診断を得る程度の症状になり得ることは当然の帰結であり、エホバの証人活動が診断を受けた症状の原因であることが推認される。
- (3) 教団は、このような宗教活動により引き起こされている可能性のある心因性の症状につき、事実の調査・検討・公表・謝罪等の道義的責任と真摯に向き合うべきではないか。

第13 2世等へのサポートの必要性について

1 期待される支援策



設問	宗教2世問題について、あなたが必要だと思う施策（国・自治体や公的機関等による支援策含む）はどのようなものですか？（複数選択可能）
集計方法	有効回答者全員を対象とし、横軸を「宗教2世問題について必要と思う施策」、縦軸をその人数で作成した。 %の数字はそれぞれの回答人数を「有効回答者」578人で割った割合を示す。
結果と考察	<p>①宗教団体の人権侵害・児童虐待行為に対する行為規制が最も多かった。</p> <p>②入信防止（上記選択肢4）や、離脱時の補助（上記選択肢5）やメンタルヘルス支援（上記選択肢6）なども上位に上がった。</p> <p>③児童時点でなされる虐待について法・政策の一定の支援や保護があるのであれば、児童時点でなされた行為に起因して長期的・恒常的に発生する問題についての対策もまた、社会は検討するべきではないか。</p>

2 期待される支援策についての回答者の提言の例

<p>●児童相談所の相談員の増員 宗教関係ない虐待ですら児同相談所は手が足りてないようなのでより専門的な力ある相談員の増員が急務だと思う 今まで知られて来なかった宗教虐待 これを受けてきたひとが山のようにいることの周知ことにより相談員増加に働きかける</p> <p>●メンタルヘルスについて 虐待の連鎖防止のためにも虐待に対応できる力ある支援者養成 国を上げての養成 離脱した人や、児童に保険適応内で、回復できるほどの臨床力が必要 宗教1世たちが宗教を抛り所とした背景も メンタルヘルスの問題があるように思う為</p> <p>●宗教1世が宗教を抛り所とした背景の調査も必要 同じことが社会で繰り返されないために 社会にある構造上の問題 社会福祉の穴、欠けている点の補充</p>
<p>事前に計画的に離脱できる準備を整えるための支援があると、安心して離脱できると思います。</p>
<p>・エホバの証人の場合は未成年でバプテスマを受けたのち、そのまま未成年で排斥となると直ちに経済的に破綻する。そのようなリスクがあることを広く SNS 上で宣伝し、2世の子どもたちに問題を認識してもらいたい。また、信者となることを自分の判断で決定する能力が身につくまで（成人するまで）は正式な信者になれないよう法規制するのが良い。</p>
<p>・宗教的なことを原因とした児童虐待があることの児童関連施設への周知 宗教的な虐待について、まだまだ周知が足りず、通報してもいいことなのか躊躇う一般の方が多いのではないかと危惧しています。 せめて児童に関わる施設の職員には、子どもに痣があれば通報と同じくらい、基礎知識として頂きたいです。</p> <p>・宗教団体が行う人権侵害・児童虐待行為に対する規制 言わずもがな、保護者を罰してもいちごっこであるため、本丸を規制する必要があるとあります。 宗教団体が人権侵害や虐待行為を教唆・実行する行為を規制し、規制に反すれば調査・罰則も必要です。</p> <p>・離脱の際の援助や支援 特に未成年の場合、親に宗教を離脱したいと言い出すことすら不可能な状態であること</p>

が多いと思われます。
こどもシェルターのような、とにかく宗教や家族から安全に逃げ出す施設や制度がなければ、やりたくもない活動を続け、精神を破壊される児童がこれからも増え続けるのではないのでしょうか。

もちろん、成人していても同様です。

「未成年や児童を入信させない制度」については、幼児洗礼等を行う宗教団体もあるためチェックをつけていませんが、エホバの証人のような、具体的な義務やペナルティを児童に与える入信制度は、それ自体が人権侵害であり、許されません。

・就職支援

本来は、自分ができることやりたいことを考え（大学のキャリア指導で行われるような自己分析をはじめとして）どのように仕事として表現し収入につなげていくか考えるものですが、エホバの証人の中で育つと、自分が本当にやりたいことが何かを考えることができなくなります。そのため、離脱した後、とにかく働くこと生計をたてること、コミュニティに馴染むことに苦労します。

離脱後の充実した人生の基盤をつくるため、キャリア支援や就活支援が必要だと感じます。

・上記4は実際難しいのかもしれないが、実現すればとてもうれしい。

・離脱後の学び直しや職業訓練、一人暮らしを始めるための費用などの貸付があれば良いと思う。

・宗教が原因で家庭内に問題が起きた場合、親自身にもカウンセリングを受けさせるべきだと感じる。

3 エホバの証人2世の児童の実例について

本調査には児童からの回答もあった。聞き取り調査を行った例を示す。

なお、個人の特定を防ぐために、個人の特定につながる情報は可能な限り削除している。

聞き取り対象者	エホバの証人の2世等の児童
聞き取り日時・時間等	2023年8月 録音録画を伴った約1時間30分の聞き取り
聴取者	弁護士2名、弁理士1名
聞き取り事項	<ul style="list-style-type: none">・本件調査に関する経験について・宗教的な虐待を受けた場合に学校の先生への相談、児童相談所に通告などの対応ができるのか

上記の聞き取り調査のうち、児童相談所や学校の先生に自ら通告や相談などができるのかについて聞き取り調査を行った結果を示す。証言者には、複数の同世代の2世等友人がおり、その同世代友人の状況について一般化して説明してもらった。当弁護団で整理すると以下の3点に集約される。

- ①まず、10歳未満の児童であれば、そもそも携帯電話をもっていないし、電話をかける自由すら無い。そのため、児童相談所（189）に通告するなどの行動を取らないと思われること。
- ②学校の先生に相談・児童相談所に通告したあとに何が起こるか分からないため（保護が何か分からない、相談・通告後どうなるかも分からない、その後保護者に更に虐待されるなどを恐れるため）。相談や通告するなどの行動を自ら取ることは無いだろうと思われること。そのため、独立できる経済的状況を自分で作れるようになるまで虐待を我慢するであろうこと。
- ③小学生高学年位になると携帯電話を持つようになるとのことで、この点はエホバの証人の家庭とそうでない家庭での相違は感じないということ。ただし、SNSやインターネットは厳しく制限されており、特に離脱者¹⁵⁹の情報サイトを見ることや、離脱者のSNSを閲覧していることが露見するのが恐怖で見ることが困難であり、外部情報に触れることが困難であるという。

なお、別の児童にも聞き取り調査をしたところ、最近では学校等に児童虐待に関する啓発ポスターが貼ってあるなどするため、虐待自体に関する知識は児童にはあるということである。

¹⁵⁹ エホバの証人は離脱者を「背教者」と呼び区別する。背教者は忌避の対象ともなりうるし、背教者との接触についても指導対象となりうる。

あった。

ところで本報告書ではメンタルヘルスについても報告しており、回答した2世等について言えばうつなどの診断を受けた人が日本人平均の9倍いたことを報告したが、最近の研究ではうつ症状が強くなると相談したい気持ちが弱くなることが報告されていることは注目に値する¹⁶⁰。

上記の情報に基づいて考えると、啓発ポスターなどで広く知らせることは極めて重要であり必要不可欠である一方で、児童の宗教的虐待を発見・保護するにはそれだけでは十分ではないという結論が導かれるのではないか。

すなわち、被虐児童はうつなどの精神的トラブルを抱えることが少なくないことは明らかことから、学校の先生や児童相談所への相談したい気持ちがもとより弱いことが想定されるため、ポスターなどの啓発では宗教的児童虐待を発見・予防する上では十分とは言えず、それ以上の施策が必要なことを示唆していると言えるのではないか。

¹⁶⁰ [子どもが本当に困った時に「困ったら相談しましょう」というメッセージは有効か？](https://www.jahonline.org/article/S1054-139X(23)00347-6/fulltext)
[https://www.jahonline.org/article/S1054-139X\(23\)00347-6/fulltext](https://www.jahonline.org/article/S1054-139X(23)00347-6/fulltext)

4 2世等へのサポートの必要性についての小括

(1) 本報告書で示した通り、①2世等は産まれてからすぐにエホバの証人に関わるが多く、幼年期から宗教虐待 Q&A に規定された児童虐待行為を受けながら（前述したとおり、宗教虐待 Q&A に規定された特定の児童虐待行為が、他の虐待行為の目的となり手段となるという複合的な構造を持つ。）、エホバの証人コミュニティ内で育ち、②忌避の原因になりうるバプテスマを未成年で受けている一方、③成人になってから、あるいは成人になる直前に離脱するものが多い。このことから、典型的に、被虐中は声を上げられないまま、（バプテスマを受けることにより）潜在的な忌避予備群となり、離脱した十代後半から成人以降、すなわち児童ではなくなった時に「忌避」を受けうるとい構造になっていることがわかる。

このように2世等が現在は成人であるとしても、当該2世等が困難を抱える端緒は、児童期のエホバの証人特有の児童虐待行為にあるという事実を踏まえたサポート体制になっているのかをよく検討する余地があるのではないか。

(2) 多くの回答者が、シェルターや経済的サポート、メンタルヘルスなどのサポートの必要性について回答しているが、既存の公的制度でこれをカバーするものもあると想定されるなど、単純に公的制度の不備と評価するのは妥当ではなく、両者のミスマッチもあるものと考えられる。社会には、両者のマッチングをする機能が必要であることも含めて被虐児童だけでなく、成人した2世等のサポートのあり方について検討をしていただきたい。

(3) また、現在起こっている児童虐待については、宗教虐待 Q&A の周知に留まらずに積極的な声掛けをするなどその発見や防止のために強化できる可能性があること報告した。このような活動は宗教虐待に留まるものではないが、被虐児童の実態を調査した上で、相談しやすい仕組みはさらに強化する余地があるものと思われる。

第 14 エホバの証人の信仰生活と仕事・社会保障制度への 負荷

1 エホバの証人の終末思想と生活

(1) エホバの証人のハルマゲドン信仰は極めて強固なものである。わかりやすく言えば彼らは「数年のうちに現実にハルマゲドンが来る可能性がある」と本気で信じている。

そして、1870年代から始まるエホバの証人の歴史の初期の時期には1914年、1925年などの特定の年にハルマゲドンが来ることを予言しており、その後、近年では「1914年時点で事理弁識能力を有していた人たちが死に絶える前にハルマゲドンが来る」という、ある程度幅をもたせながらも確実なタイムリミットを示す予言を長期間教えたのちに、この教えて撤回している¹⁶¹。

この宗教はこうした予言と撤回（修正）を何度も繰り返しながら、2023年11月現在では、「現存するある一定のポジションのエホバの証人信者が全員死に絶える前にハルマゲドンが来る」と教えている。

いずれにせよ、いつの時代であってもエホバの証人信者は、「自分が生きているこの時代に、生きたまま自分の目でハルマゲドンを見ることになる現実の可能性が極めて高い」との認識を有して生活するよう教えられ、実際に信者もそうした確信を有しているという顕著な特徴を持っている。

(2) こうした現実感を伴う確信的な終末思想は、当然のことながら、個々の信者の「生活設計」にダイレクトな影響を与え続けてきた。

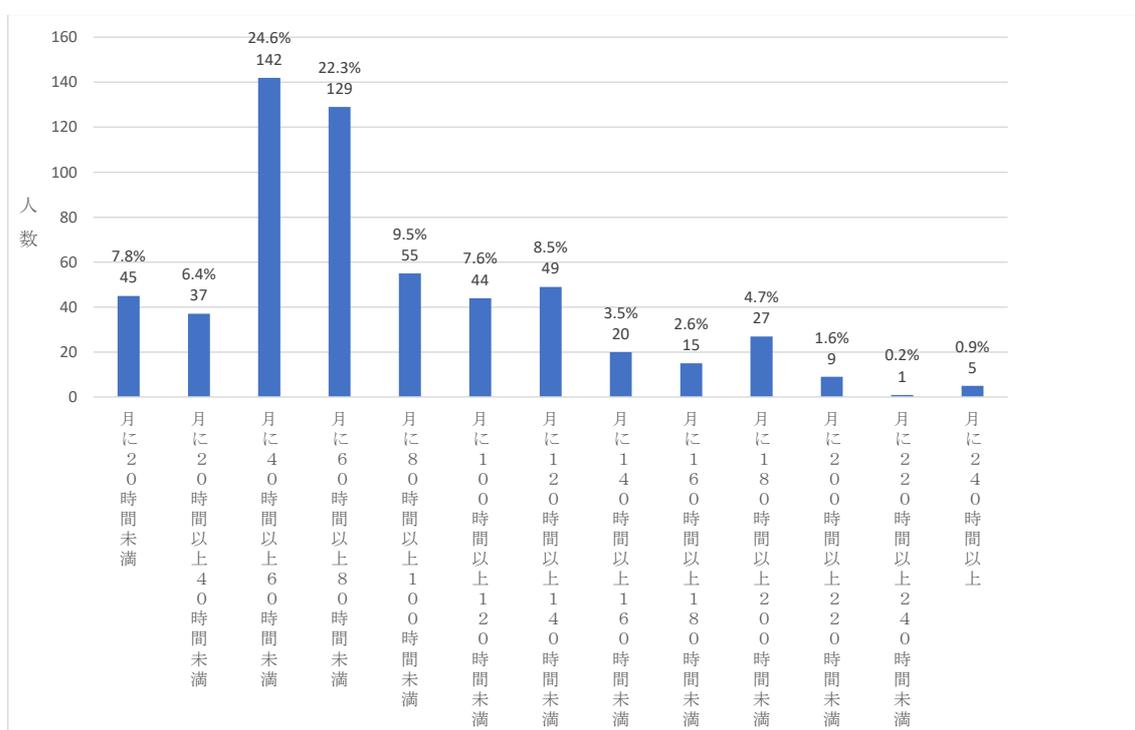
「自分が生きているうちにこの世の終わりが来る」と確信するのであれば、高等教育を受けたり、一生涯大切にしている職業を選択したり、老後の人生設計を考えなくなる傾向に大きく傾くのが自然なこととなる。また、「近い将来、確実に来るハルマゲドン」で生き延びられるように、一般社会における活動よりも宗教活動により多くの時間・精力を傾け、神に是認されて将来を生き延びることを目指すという姿勢になるのもまた、自然な結果と言える。

¹⁶¹ 何度も予言が外れる度に離反する信者がいたため、ハルマゲドンによる救済を目的とした教理から、エホバ神の主権の立証や組織への忠節を強調した教理に変容した、という宗教社会学的分析がある。[「近現代日本とエホバの証人」法蔵館、山口瑞穂、P63](#)

2 時間献金型の宗教と言えるのか

エホバの証人はある一定の極めて多額の寄付を強要する方法はとらないものの、信者に対して伝道や集会への参加などで長時間の宗教活動参加を長期間（多くは人の一生涯の大半）に渡り求める宗教であって、信者の中には時間要求を満たせないために心身を害してしまう者もいることが研究で報告されている¹⁶²。

この点につき、京都府立大学・横道誠准教授は、エホバの証人は「時間献金型の宗教」とであると分析・指摘する¹⁶³。そこで、本調査では信者が「どれだけの時間」を宗教活動に使ってきているのかの調査を行った。



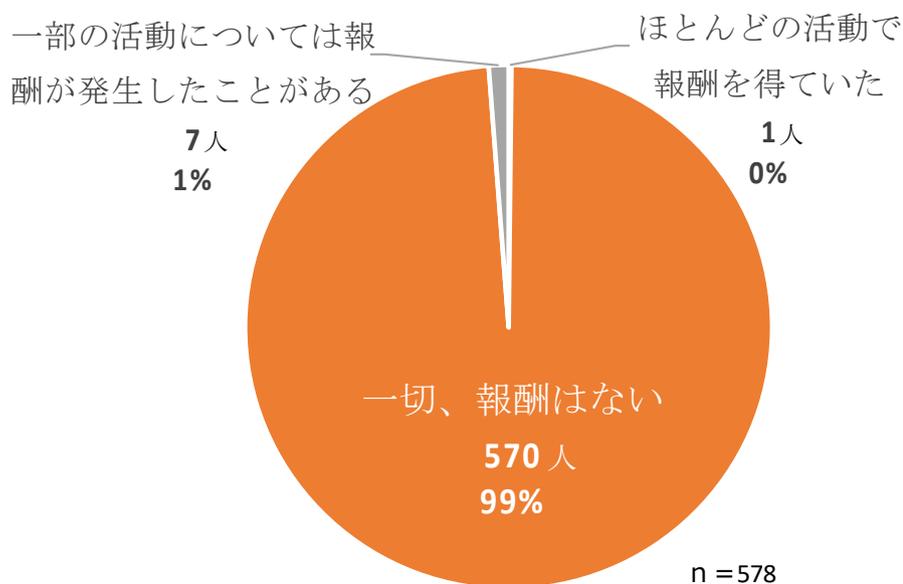
設問	「集会・大会への出席やそれに伴う準備、布教活動、教団内の奉仕活動などの教団活動に、最大で月に何時間程度使っていましたか？ベテル奉仕・建設奉仕・巡回監督・長老などの役職をご経験の方は、それに費やした時間も加算してお答えください。（一つお選びください）」
集計方法	有効回答者全員を対象とし、横軸を「教団活動に月何時間使っていたか」、縦軸をその人数で作成した。%の数字はそれぞれの回答人数を「有効回答者」578人で割った割合を示す。
結果と考察	エホバの証人においては、信者間で宗教活動に捧げる「時間カウント」についての意識が非常に鮮明である事実が明白となった。

¹⁶² [「近現代日本とエホバの証人」法蔵館、山口瑞穂、P189](#)

¹⁶³ [「【元宗教2世の専門家が解説】「エホバの証人」ってどんな宗教？関西テレビ NEWS](#)

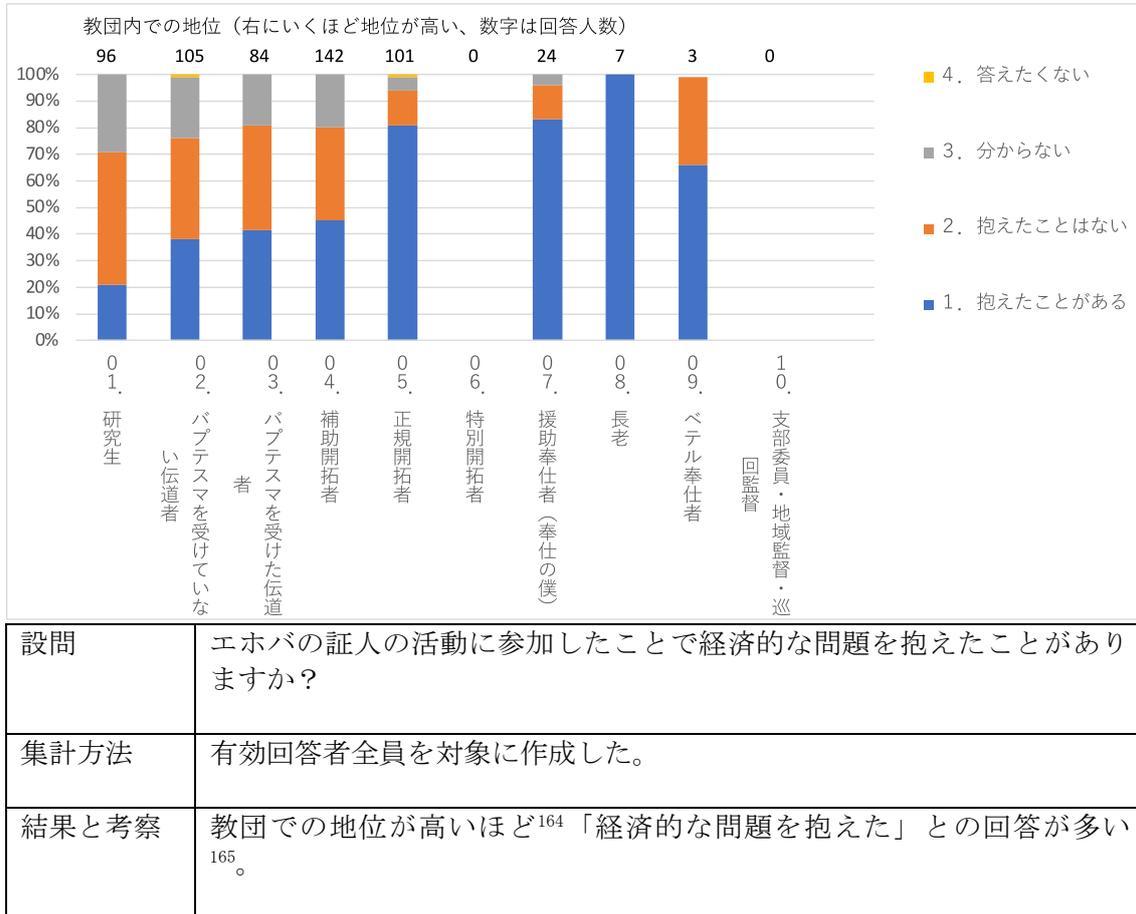
3 生活に必要な収入は得られるのか

エホバの証人が多大な「時間」を費やす宗教である場合、一般的な生活に必要な収入は得られるのかを調査した。



設問	集会、大会、伝道活動などで費やしたことで金銭的な報酬を得たことがありますか？（一つお選びください。かつて雑誌を有償で提供していた時期に奉仕者が得た金銭は上記の「報酬」には含みません。
集計方法	有効回答者全員を対象に作成した。
結果と考察	エホバの証人の活動により報酬が得られることは原則としてない、何らかの金銭交付があっても「報酬」とは到底評価し得ないほどに僅少なものである実態が明らかとなった。

4 エホバの証人の直面し得る経済的な問題



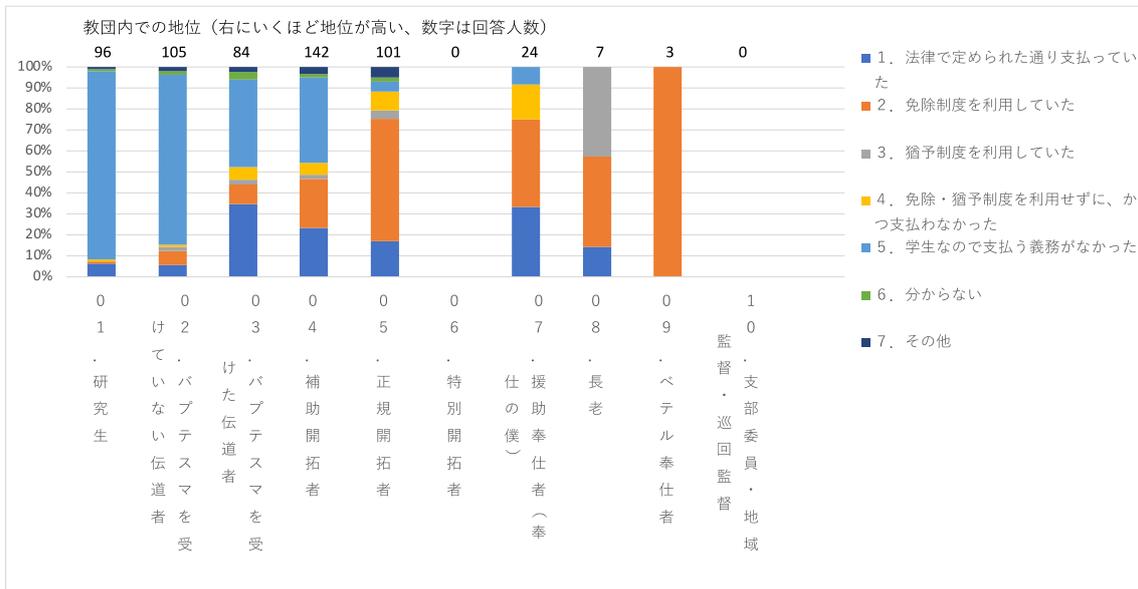
¹⁶⁴ 「教団内での地位」との表現について

表の下部記載の各立場は、①宗教活動に費やす時間、②信者内における当該立場に就く人の人数、③当該立場だけがアクセスできる情報量、④与えられた権限、⑤教団内における当該立場への好意的評価等についての多数回答者からの生の説明、等の複数事情を総合考量し、当弁護団において、客観的・合理的にいて「右に進めば進むほど教団内での地位が高い」と考察した順で表記している。また、特別開拓者は数が非常に少なく教団から少額の金員給付（但し非常に僅少である）があるという点で特別な立場であるが、女性でも就けるポジションであること、援助奉仕者や長老は人数は多いものの男性しか就けないポジションであることなど様々な要素により上記②③④の基準によりこの順序での表記とした。

¹⁶⁵ 回答数がゼロの立場について

特別開拓者や、支部委員・地域監督（現在は廃止されている）・巡回監督等の地位については、そもそも母数が圧倒的に少ない事、教団内の地位が非常に高いことなどから、本調査への回答者が存在しなかったものと分析する

5 エホバの証人と年金・健康保険・社会保険の支払い状況



設問	エホバの証人の活動（集会や伝道）に参加していた頃の、あなたの年金や健康保険などの社会保険費用の支払状況についてお教えてください。当時の状況を説明するものとして、次の最も近いものをお選びください。
集計方法	有効回答者全員を対象に作成した。
結果と考察	教団での地位が高いほど「社会保険料の猶予・免除・不払い」が多い ¹⁶⁶ 。 （注：表の下部記載の各立場の順序は、前頁の脚注の例による）。

¹⁶⁶ 長老やベテル奉仕者などの回答数は多くないことから、この調査結果をもってエホバの証人全体の傾向を判断するなどの一般化は好ましくなく、なお慎重な評価が必要だろうと考えられる。また、本調査結果をもとにしたエホバの証人に対するヘイトや差別的態度はあってはならない。

6 エホバの証人の信仰生活と仕事・社会保障等との関係について

の小括

- (1) 回答者の多くが年金、健康保険、社会保険の猶予・免除・不払いを選択していることが量的に確認された。回答者の年齢層は勤労世代であり、働ける年齢であることは別頁に示す通りである。

エホバの証人は「自分たちが生きている間にこの世が減び、その減びは数年以内に来てもおかしくない」と教え、実際にそれを信じる原理主義的宗教であり、仮に、エホバの証人信者たちの多くが一般人に比較して社会保障の支払率が有意に低いという場合（本調査結果はこの仮定と矛盾しない）には、この事象とエホバの証人の原理主義的教理は無関係ではないことが想定される。

すなわち、エホバの証人の原理主義的教理の結果として、①働ける年齢（特に青年層）で働く体力・能力がある人達が、この宗教にさえ関わっていなければ選択していたであろう職業に就く機会を失わせるだけでなく、②その社会的なコストを他の国民に負担させる構造になっていないか、との問題提起は有意なものであると考える。

- (2) 個人がその真の意思に基づく信仰生活を送ることはなんら問題がなく、清貧は純粋な宗教活動の帰結と言える側面もあろうが、教団が組織として児童または若者の学習・就業機会よりも信仰を優先させるような教えを何らかの形で強制し（又は信者である親がそのように強制する体制を教団が設定し）、その後長い年月を経て信者らが経済的に困窮し、結果として一般社会の側の経済負担が増大するという事象が存在する場合には、信者の人権というテーマとは別に、「児童が宗教を不当に強制されることによりもたらされる社会全体の経済負担」という別の検討すべきテーマが生まれることとなり得る。

第 15 教団・信者の法令遵守について深刻な懸念

1 教団の「お知らせ」

繰り返しとなるが、2023 年に行われた政府関係者と教団関係者の協議を受け、教団は、同年 5 月 10 日に、全信者にむけた「お知らせ」と題する書面（5 月 10 日教団通知）を公表した。

5 月 10 日教団通知に記載の内容にはこれまでの教理の変更・転換等を示唆する記載はなく、実質的に、現状通りの教理運用を続ける（ひいてはこれまでの教理や実際の信者間での教理の実践に問題があったことを何ら認めない）というものであった。

一方、5 月 10 日教団通知内には「エホバの証人は… 法律を守る市民であり…市民としての義務を果たす」との記述がある。さらに、この 5 月 10 日教団通知は政府関係者との協議に基づくものであることを教団自身が認めている（教団はわざわざ 2023 年 5 月 10 日に、児童虐待 Q&A を公表することなどの厚生労働省からの具体的要請を受けたこと、これに対して「喜んで協力する」と公言している）。

このような外部に対する教団のメッセージ発信は、宗教虐待 Q&A を信者に周知させ、その遵守を信者に求める姿勢であるとの合理的期待を社会にさせるものであるところ、かかるメッセージに対して「教団対応の実態」を把握すべきものと考え、当弁護士では教団のコンプライアンスへの姿勢について最新の状況を調査した。

2 当弁護団の調査実施事項

複数の現役信者に聴き取り調査を行い、その対象者には複数の現役の長老も含まれている。以下では、その聴き取り調査例の中でも最新かつ最も信頼性のある情報を有すると判断される「1 人の現役の長老」からの聴き取り例を示す。

聴き取り対象者	エホバの証人の現役の長老
聴き取り日時・時間等	2023 年 8 月 27 日 録音録画を伴った 1 時間 45 分の聞き取り
聴取者	弁護士 2 名、弁理士 1 名
聴き取り事項	<ul style="list-style-type: none">・「お知らせ」に関する長老への教育・「お知らせ」の周知に関する状況・宗教虐待 Q&A、児童虐待防止法の周知の状況・児童虐待防止法 6 条の通知義務の遵守について・児童虐待に繋がりにかぬない「S55」の取り扱い・「S401」の取り扱い・輸血拒否カード・身元証明書の提供元について・輸血拒否カード・身元証明書の運用の状況・その他、現役信者のただ中にいることについての思い

3 聴き取り調査結果

現役長老の証言の要点を当弁護団で整理すると以下の3点に集約される。

①6月に教団から信者向けに発出された「お知らせ」では「信者は法律を遵守すべきである」と趣旨のことが書かれているが、教団内で児童虐待防止法や宗教虐待 Q&A については周知されていない。当然のことながら、児童虐待防止法第六条の児童相談所への通知義務など知らない。

②宗教虐待 Q&A が出てから現在に至るまで、S55 と呼ばれる教団内部文書、輸血拒否カードは撤回されておらず、現在も信者は教団が提供するものを使用している。また、教団は政府要請に「喜んで協力」などという趣旨の外部へのメッセージを発出しながら、2023年8月には、この要請の趣旨と真っ向から反するとしか判断しようのないS-401の改定を敢えて実行している。

③宗教虐待 Q&A、マスコミ報道やお知らせについて信者間で話題にすることはタブーであり、信者は誰も話さない。同現役長老の観察及び同人が個人的に知る他の長老たちの観察によれば、話せばタブーにふれることになり、自分が背教者とみなされるのを恐れているように見える。そのため、教団内での活動は何ら変わっていない。

また、この長老は、現在の気持ちについて、以下のとおり書面で回答した。

「エホバの証人信者にとって教団の発する情報は神からの御言葉と同義です。法律以上の影響力や拘束力を持ちます。たとえ投獄されることになっても兵役拒否を貫くのは政治的中立を保つなどの教団の教えによるもので、ときに殉教をも厭わないのはこれを神からの命令と見做すためです。こうした信念は敬服に値するものですが、一步間違えば他の宗教の原理主義過激派による自爆テロに代表されるような過激な暴走をする危険をはらんでいます。

多くの親の信者が、信仰の下で子をムチで叩き、輸血拒否を求め、忌避してきたのは、教団の教えがあつてこそであり、その教えがなければ存在しなかったものであることは明らかであると感じます。親自身も葛藤を抱えながら、「これはエホバのご意志だ」と心を鬼にして教団の教えに従っていたのではないのでしょうか。

教団の発表した5月10日付の「お知らせ」は、もちろん私も信者として目にしましたが「児童虐待を容認していません」とは書かれていますが、過去に推奨していたムチによる懲らしめ（体罰によるしつけ）を間違いだとは明確に認めていません。「輸血を受けるか…一人一人が自分で決める」とは書かれていますが、その直後には「輸血を受け入れることはしません」とあり、子どもが輸血を受け入れることを決して良しとはしません。親に対して「子供の保護や福祉に関わる最新の法律を知っておくようにする責任」があるとは

書かれていますが、厚労省の宗教虐待 Q&A については一切言及していません。

むしろ、教団はこうした公式見解を出すことで、対外的には適切な対応を取ったとアピールしつつ、対内的には問題の本質を示さずに完全にはぐらかすことで、信者がこれまでの教団の教えは間違っていなかったと解釈するよう誘導し、適切な情報にアクセスすることを阻害しているのではないかと強く懸念せざるを得ません。

信者個人が自分で決めるべきことであるなら、何が問題視されており、どういった対応が求められているのかということをしかりと周知してはじめて、誘導されたものではないその人個人の決定と言えるのではないのでしょうか。少なくとも信者の現場にそういう周知はありません。

過去の問題に向き合わず、現在も継続して行われている指導についても責任逃れに終始する教団のこれまでの姿勢は甚だ無責任で不誠実であると感じます。

これは 2 世等を含む元信者だけではなく、現役信者をも苦しめるものではないでしょうか。子どもたちをはじめとする被害者をこれ以上生み出さないため、教団には問題に真摯に向き合い適切な対応を取って欲しい、それが叶わぬのであれば国が問題解決と被害者救済のために動いて頂きたいと切に願います。

また、私自身について言うならば、この組織の内部で見てきた矛盾や偽善のために、すでにエホバの証人の信仰は全くありません。しかしながら、今も現役信者である家族たちとの関係を断たれることを考えると、今すぐにはこの宗教を去ることはどうしてもできない状況ですし、戦後の活動再開から数えて過去 70 年以上ものエホバの証人の長い歴史の中で、初めて一般社会が、この宗教内であまりに長く明らかにされてこなかった深刻な問題の数々に関心を向け、光をあて始めてくださったのですから、あとほんのもう少しの間、この宗教の中にとどまり、内部の事情について皆さんが知って下さることにほんの少しでも貢献したいという気持ちで日々を過ごしています。精神的にはとてもつらい日々です。

個々のエホバの証人信者の方たちの中には、誠実であるが故、真面目であるが故にこそ、この宗教に長い間とらわれているという方々があまりに多くいます。今回のような、エホバの証人の実態についての正確な調査が今後も行われ続け、そうした誠実な人柄をもつ多くの信者の方たちが、この宗教の抱える問題や本質について、真剣に考えてくださるようになることを強く願っています。」

4 教団の法令遵守に対する姿勢についての小括

(1) 一連の虐待行為の疑いに関して行われた厚生労働省（現こども家庭庁）との会合の対応として、2023年5月10日に教団が「お知らせ」を出し、同書面上は前向きな姿勢と読める表現が羅列されていたものの、教団活動が一切変わっていないことが分かった。

(2) 厚生労働省（現こども家庭庁）による「宗教虐待 Q&A」や教団による「お知らせ」の発出後も、輸血拒否カードや「S-55」と呼ばれる内部文書などもそのまま運用されていることから、教団組織は信者が児童虐待を行うことを少なくとも容認しており、見方によっては促進していることが推認できる。

さらに、教団は政府要請に「喜んで協力」などという趣旨の外部へのメッセージを発出しながら、2023年8月には、この要請の趣旨と真っ向から反するとしか判断しようのない「S-401」の改定を敢えて実行している。

（※S-401の改定については、本報告書の「第2 輸血拒否について」・「4 輸血拒否カードの所持についての調査結果」・「(7) 極めて深刻に懸念される教団の姿勢—「S401」において詳述している）。

(3) 教団は表面的には法令遵守を信者に求めるものの、教理そのものに虐待性が内在しており、その矛盾を是正しようという努力は一切見られない。また、教団は虐待性が表裏一体に内在する宗教行為を全面的に奨励しながら、その行動の結果を完全に「信者の自己責任」に転嫁しているように解釈し得る。

(4) 上記のように、5月10日教団通知に代表される教団の対応をみると、「児童虐待に関連したコンプライアンス遵守」を期待できず、教団及び信者には、社会的に通常期待されるべき自浄作用による法令遵守は期待できないと思われる。今後もその懸念が打破される事情は見受けられない以上、教団をして法令遵守を求めるためのより強制力のある方法を検討するべきである。

第16 当弁護団からのメッセージ

本調査報告の結びとして、本調査報告により判明した事実関係を元に、当弁護団として、社会の皆様（これには立法府及び行政府関係者、マスメディアも含まれますが、本件に関心を寄せてくださる世間一般の皆様を含みます）及び良識あるエホバの証人の信者の皆様に対し、以下の点をお伝えしたいと思います。

1. アンケートの実施にあたって

(1) 当弁護団は、2023年2月28日に、弁護団の結成をお知らせする記者会見を開きましたが、その中でエホバの証人を取り巻く各種問題について、まずは正確な情報を収集することが何より重要であると考えていることをお伝えしました。

なぜなら、エホバの証人が、日本におけるキリスト教系宗教団体としては相応の規模と信者数を有し、その熱心な伝道活動により社会一般でもそれなりに認知されている存在であるにもかかわらず、その実態について、個々の元信者によるSNSやブログでの発信や個人の経験を綴った自叙伝などがあるだけで、いわばその場だけで消えてしまう点と点の情報発信に限られ、体系的網羅的な調査研究がほとんどなされていないと思われたからです¹⁶⁷。そのため、まずは弁護団として、起きてきた事実の実態を示すために、十分な時間と労力をかけて調査を実施することが必要と考えました。

(2) 当弁護団には、確かにエホバの証人2世としての経験を有する弁護団メンバーが複数名おりますが、調査にあたっては中立性・公平性を第一の命題としましたし、その点に万全を期するべく、エホバの証人2世としての経験を有さない弁護団メンバーに設問の作成協力を受けるとともに、アンケート調査やこれに基づくデータ分析に実績のある宗教社会学者の先生方（本報告書第1・4「調査にご協力いただいた専門家からの言葉」においてお言葉を頂戴しております）のご協力を経て、設問を作成した上でアンケートを実施しました。その際には多くの修正をいただきました。

設問数は、この種のアンケートとしては異例とも思われるほどの長大なものであり、しかも自由記述欄が非常に多く、回答者に大変な負担をかけるものになりました。自由記述欄が多くなった背景は、個別の設問のみで、2世等の皆様の経験を網羅的に拾い上げることができるか懸念があったからでした。また自由記述欄を多くすることで、不誠実な回答、つまり、論理矛盾や不整合などを客観的に考慮して「正確に答えようとしていない」ことが明らかな回答を排除して正確な事実反映を担保し、教団に対して肯定的

¹⁶⁷ この点について『[「近現代日本とエホバの証人」法蔵館、山口瑞穂](#)』P.14 及びP.18において、日本においてエホバの証人をあえて研究対象とする意義や必然性に乏しく歴史的な展開の研究がおこなわれてこなかったと説明されている)

にも否定的にも回答が可能な形式とすることが中立性・公平性の観点から適切であろうと判断し、それを実行しました。

ここまでの長大で負担のかかるアンケートでしたので、当弁護団としては、100 から200 程度の回答が集まることを期待してアンケートを開始しましたが、エホバの証人2 世等の皆様のアンケートへの思いは当弁護団の想像をはるかに超えるものになりました。

アンケート開始直後から、SNS 上で「アンケートに回答しました。」等の投稿が広がりはじめ、当弁護団のもとには、膨大な回答が集まり始めました。これに加えて、自分の経験を聞いてほしいと、何十枚にもわたってご自身の経験談を書き綴りお送りいただいた方々、いつでも聞き取り調査に応じる用意があるので連絡が欲しいとおっしゃって下さる方々、現役信者であるので公には名前は伏せたいが調査に協力は惜しまないとおっしゃって下さる方々など、多くの皆様からの真摯で温かいご連絡と実際の大きな負担を伴うご協力をいただきました。

2. アンケートの評価ー信者の虐待行為に教団の関与があると弁護団が考えること

(1) 最終的に予想を遥に上回る581名というアンケート結果が集まり、かかるアンケート結果を元に当弁護団調査チーム及び宗教社会学者の先生方にて、分析を開始しました。

またアンケート結果の分析と並行して、当弁護団調査チームは、教団が過去に発行した出版物、長老にのみ交付され一般の信者が見ることが許されない内部資料、集会・大会等で口頭にて提供され文書として残っていない資料などを収集し、その分析も実施しました。

(2) 当弁護団による分析では、各アンケート結果を全体としてみて、信者による2 世等に対する特定の行為が、回答者を母集団として代表性を有するかの評価を行いました（言い換えれば、特定の信者家庭だけで生じた特異なケースであり一般化できないと評価できる可能性がないかも検討をしています。）、その評価にあたっては、公平性・中立性の観点から、当初は「非常に抑制的」と言えるほどの姿勢を貫きました。

しかし、いくら抑制的な姿勢で評価しても、日本全国において、長期にわたり、信者による2 世等への同種の虐待行為（宗教虐待 Q&A に規定された虐待行為）が繰り返されていること、そしてそれらの虐待行為はあまりに深刻であることは否定できないとするアンケート結果が明らかになりました。

すでにご報告のとおり、ほぼすべての項目で、信者による虐待行為が報告されました。あえて言うならば、高等教育の否定については、大学に進学している2 世等も相応にすることが判明し、この点だけは教団による指導・指示と、信者の行動に相違があるのではないかという結論が導かれるように思われましたが、この点についても、その後さらに調査を重ねると、その当時の教団の指導（高等教育の一時的な緩和）と呼応している可能性を示唆する事実が確認され、むしろ実態としては教団の指導が高度に信者を規律

していると弁護団は考えます。

- (3) 加えて、評価するにあたり相応のハードルがあるであろうことが予測された教団による児童虐待行為への加担の有無についても、公開されている教団の出版物はもちろんのこと、教団が一般信者に見せていない長老向けの文書を分析し、さらにアンケート結果に記載された具体的な巡回監督たちの氏名まで記載された生々しい教団幹部による指導の実態などからして、教団が、信者による児童虐待行為を促進・助長・黙認し、時には信者を鼓舞し励まして、児童虐待行為に該当する行為を行わせていた実態があった可能性は否定できないものと考えざるをえません。

3. 社会の皆様へ

今回のアンケート結果を受けて、社会の皆様をお願いしたいことが大きく分けて2つございます。

1つ目は、今後も、この問題に関心を持ち続けていただきたいということです。

今回、多くの2世等が負担の大きなアンケートに取り組んだ背景の1つに、社会の皆様の宗教2世への関心の高さが関係している、その関心が強力な後ろ盾となっているものと考えております。

これまで、多くのエホバの証人2世等は、子どものころの毎日のように行われた激しい鞭や、参加しなかった学校行事に参加できず傷ついた経験などを抱えながら、思いを胸に閉じ込め非常に長い間、生きてきました。

また、2世等の信者によっては、子どものころの虐待の記憶がぬぐえず精神を病まれる方や、宗教活動に人生を捧げて経済的に困窮される方、忌避により家族とも連絡がとれず孤独の中にいる方などもいますが、それが虐待であると発信する方や、外部に真に理解してもらえる方々はほぼおらず、社会から放置されてきました。

その理由は様々ですが、「宗教を選んだのは本人や家庭の問題であって自己責任である」とか、「宗教団体内の話は宗教団体内部で解決すべき話である」として、社会から関心を示されることがなかったからであると考えております。

宗教2世の問題は2022年の秋頃から社会に特に知られるようになりました。エホバの証人についても、2世等への深刻な虐待行為を報道が扱って下さるようになり、社会の関心が急激に高まった結果、この社会の流れが後押しとなって、これまでため込んできた思い、悲しみや苦しみを社会に伝えたいと思う多くの2世等が、その心理的壁を超えることができたのだと思います。

エホバの証人の宗教2世問題は、保護者以外の第三者、しかも全世界で800万人以上を有する巨大な宗教団体が組織的に関与している問題です。

一朝一夕に解決する問題ではなく、皆様がエホバの証人の宗教2世等（今も全国の小中学校、高校にエホバの証人2世、3世がおります）がおかれた状況に関心を示していただきたいと、切に願います。

また学校関係者の皆様や、児童相談所、医師など子どもに関わる立場の皆様には、エホバの証人特有の虐待が生じる構造をぜひご理解いただき、積極的にエホバの証人2世等に手を差し伸べてくださることを切に願います。手を差し伸べること、ほんの少しの気遣いの言葉をかけてくださることで、抑圧的な環境下で外部からの助けなく生きているエホバの証人2世等が、子どもらしい、若者らしい本来の姿を一時でも取り戻すことを希望いたします。そしてその一時の助けが、その後の一生を変えることもあります。

2つ目は、エホバの証人2世等への虐待行為を防止するにあたっての施策をともに考えていただきたいと思っております。

いくら周りが関心を示しても、組織的な虐待構造を止めるには、児童の保護を目的とした各種法令の運用や、その解釈の明確化、本報告により判明した事実関係を踏まえての各種ガイドライン（特に輸血拒否に関するガイドライン等）の改良・改正が望まれます。また第三者による虐待行為が、刑法でしか規律できていない現状は問題があると言わざるを得ず、すでに関係機関での検討が進んでいることは認識しておりますが、児童虐待防止法の改正等、法制度・運用の改良の引き続きの検討を強くお願いしたいと思います。

4. 良識あるエホバの証人の信者の皆様へ

(1) かつて1970年から1990年代は、多くのエホバの証人2世が会衆で活動していました。地域にもよるかもしれませんが、学校には各学年に必ず1人はエホバの証人2世がいた地域も多かったはずで

これを読んでおられるのが2世、3世の皆様なら、恥ずかしい気持ちと闘いながら学校で証言をしたことがあると思います。同級生の奇異な視線を浴びながら、学校行事に参加できない理由を説明されたことがあったかもしれません。1世信者が試練を経験していないのに自分で自分だけと思ったこともおありかもしれません。

「よい行状を示しなさい」「親に従順でありなさい」「仲間に親切にしなさい」・・・それができなかったのも、鞭をされたことはないでしょうか。ミミズ腫れとなり、尻から太ももにくっきりと分かる鞭の跡を友達に見られたくなくて、半ズボンやスカートを

履きたくなかったことがあったかもしれません。

週3回（時期によっては週2回かもしれません）の集会の前には、正直つまらない書籍でも個人研究をしなければならなかったし、集会には必ずすべて出席したうえで、少なくとも1回は立派な注解をしないといけなかったということはないでしょうか。学校が休みの日には伝道に参加するのは当然のことで、夏休みには補助開拓奉仕をしていませんでしたか。高校は、通信制高校に行って正規開拓奉仕をしていた方もいたはずです。

皆様がそうであったように、今回、アンケートに答えていただいた多くの回答者も同様でした。皆様と同様に、エホバの証人として、貴重な青春をエホバ神に、そして組織に捧げる結果となった方々です。

それを踏まえて、本アンケートに答えた581人は背教者であり、アンケートの結果は信頼ができませんとお考えの方は、そう多くはいらっしゃらないのではないのでしょうか。

- (2) 今回、エホバの証人日本支部は、鞭について「体罰をしていた親がいたとすれば残念なことだ。教えを強制することもしていない」と対外的にコメントしています¹⁶⁸。また、同じく日本支部は、「教団として暴力を肯定することはしてこなかったが、1990年代には誤った解釈でむち打ちなどがされていたことは聞いている。教えを実行する選択はあくまで個人にあるが、2000年代に入ってから正しく解釈できるよう、DVDなどにして教えを伝える努力を重ねている」とコメントしています¹⁶⁹。

同じく、日本支部は、輸血についても、個人の決定であって、強制はしていないとコメントしていますし、当弁護団の活動を含むのですが、起きてきた真実を真実のままに伝えようとする行動について、「組織に不満を持つ元関係者のコメントのみに基づき、ゆがんだ情報や誤った結論」が出されていると述べています。

この点、支部委員やベテル奉仕、地域監督、巡回監督、長老を経験してきた人たちや、古い兄弟姉妹たちで、昔から今までのエホバの証人組織を知る人たちの中に、一人の人間としての良心に向き合った時に、本当に「鞭などなかった」「教えの強制はなかった」とためらいなく言える人など本当に存在するのだろうか、と思われることはないでしょうか。

- (3) エホバの証人は、正直なことで知られているはずですが。

エホバの証人1世の皆様は、ご自身の心に問いかけていただきたいです。あなたは、

¹⁶⁸毎日新聞 2022年11月7日記事『親から体罰、希望していた受験もできず エホバの証人3世の訴え』

¹⁶⁹（毎日新聞 2023年1月5日記事『エホバの証人、子どもへの「むち打ち」はなぜ？ 教団広報に聞く』）

本当に個人の判断で、エホバの証人の教えを誤って解釈して鞭をしてしまったのでしょうか。鞭をしないという判断が当時のあなたにできたのでしょうか。鞭をしなければ会衆内でなんと言われたのでしょうか。会衆内で「正しい鞭」「不十分な鞭」と区別するような教え、励まし、勧めが与えられていなかったのでしょうか。エホバの証人内全体において、組織による度重なる指示や、長老たちから懲らしめのむち棒を控えることがないようにとの励ましがあつたことを否定できる人がいるとお感じでしょうか。

あなたがエホバの証人2世であるならば、あなたの親個人が、協会の教えを「間違っ
て解釈したせいで」鞭をしたと協会に公言された場合、それで納得できるでしょうか。鞭をしていた親世代が、協会の指示と無関係に勝手に自己判断で鞭をしていたと思われるでしょうか。

(4) 輸血についてはどうでしょうか。

輸血について、これを受け入れるかは個人の決定と本当に言えるのでしょうか。あなたが輸血についての組織の解釈について疑問を呈したり、実際に輸血を受け入れた場合、組織・会衆・長老たち・周りの兄弟姉妹が、それを個人の決定だとして尊重してくれると予想されるのでしょうか。むしろ、あなたが直ちに長老団の集まりに呼ばれて、悔い改めるか詰問される姿が目にかぶ、ということはないでしょうか。もしそうである場合には、これのどこが個人の決定であつて、強制していないといえるのでしょうか。

(5) とはいえ、一般の信者の皆様は、日本支部の発表について、何もしようがないのかもしれない。当弁護団は、エホバの証人組織から離れることの扇動のようなことを意図するものではありません。エホバの証人として歩むことで、心の平安が得られたり、仲間との交流に喜びを感じておられるなら、その個人の決定は尊重されるのが当然です。

ただ、この点は思いにとどめておいていただきたいです。

今、日本のエホバの証人は、日本で活動を始めてから約100年間（戦後のドナルド・ハズレット兄弟たちギレアデ卒業生による宣教開始から数えれば約74年間）の中で、最も社会から注目されている時期に来ているとお感じではないでしょうか。

エホバの証人は、唯一まことの神であり、宇宙主権者であるエホバ神のみ名の正しさを証しする証人のはずです。社会で最も注目されているのであろうこの時に、エホバの証人日本支部がいかなる行動をとるかは、本当にエホバの正しさを立証するための「証人」といえるのか、または「わざわざ証人と名乗ることによりその名誉を貶めること」になるかの、非常に明確な別れ道となるのではないのでしょうか。

(6) 最後に、エホバの証人日本支部の支部委員の方々、ベテル奉仕者の皆様、巡回監督の皆様、特別開拓者や宣教者の皆様、各会衆で長老や援助奉仕者として奉仕されている皆

様、エホバの証人組織において責任ある立場におられる方々に問いたいと思います。

1人の人間としての良心、そしてエホバ神の前に立って、日本支部の述べていることは真実であり、何らのごまかしもないといえるのでしょうか。それとも組織の責任を回避するためであれば、これまで長年誠実に謙遜に奉仕を続け、自己犠牲を払い続け、今や高齢になった兄弟姉妹たちの責任とし、かつ、傷ついた多くの2世たちの訴えに聞く耳を持たず、「なかったもの」としてしまいたいのでしょうか。

仮に后者である場合、それが本当に愛をこめて神の羊の群れを牧しているといえるのでしょうか。さらにはクリスチャンであることを置いて、一人の「人」として考えた場合において、責任感の伴う誠実な姿勢であると本当に感じるのでしょうか。

最後に、当弁護団は、以下の5点をエホバの証人日本支部に要求します。

- 一、宗教虐待 Q&A をすべての信者に対し周知すること
- 一、児童虐待防止法6条に基づく通告義務をすべての信者に対し周知すること
- 一、宗教虐待 Q&A に規定された虐待行為を、信者が子どもに対して行うことを認めない旨を周知すること
- 一、教団と利害関係のない第三者を入れた調査委員会を組織し、過去に行われた虐待行為についての実態及びその原因を調査し、虐待行為の防止態勢の構築に向けた措置を公表すること
- 一、教団の信者に対する指導、指示、推奨に起因して、児童虐待被害に遭った2世等への謝罪をすること

あとがき・謝辞

本報告書を作成するにあたり、多くの皆様にご協力をいただきました。ここですべての方に触れることはできませんが、言い尽くせぬ、心からの深い感謝を申し上げます。

まず、本報告書は、宗教虐待 Q&A がなければ、存在することはなかったと思いますし、いずれにしても全く別の様式になっていたはずです。その意味で、宗教虐待 Q&A を作成くださった、当時の厚生労働省子ども家庭局の皆様及び策定に関わられすべての皆様に感謝を申し上げます。

宗教虐待 Q&A に記載されている行為は、当該 Q&A が発表される前であっても、児童虐待防止法上の児童虐待であったものですが、政府が、宗教的背景のある行為であっても虐待であるという点を、勇気をもって明言するのみならず、具体化してくださったことは感謝の念に堪えません。誠にありがとうございました。

また、本報告書作成にあたり、ご報告をさせていただくとともに多くの示唆や視点をご教示くださったこども家庭庁、法務省、文部科学省、文化庁、児童相談所の皆様を始めとするすべての行政機関関係者の方々にも深く感謝と敬意を申し上げますとともに、今後ともご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

さらに、本件に関心を示してくださり、ご多忙な中、時間を割いて当弁護団の話や要望をお聞きくださった国会議員の先生方及び国会議員秘書の皆様にも深く感謝申し上げます。与野党の垣根を超えて、宗教的理由に基づく児童への虐待の防止に真剣に取り組んでくださっていることに当弁護団は勇気づけられています。今後ともお力添えのほど宜しくお願い申し上げます。

加えて、特に輸血拒否の問題について、専門的な知見をご提供いただいたり、児童への輸血拒否の問題についてのご経験や、病院や学会としての取り組みなどの情報をご提供くださった医師の先生方や医療関係者の皆様にも深く感謝申し上げます。皆様からいただいた知見や情報は、本報告書の重要な基礎になりました。輸血拒否を取り巻く法制度の改善について、医師の先生方や医療関係者の皆様のご協力は必要不可欠であると感じております。今後ともご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

また、本件に関心を寄せてくださっているマスメディアの皆様にも深く感謝申し上げます。多くのメディアの皆様がエホバの証人 2 世等に精力的に取材下さり、同時に、その取材過程を通じてこの問題に驚くほどの共感と理解を深めてくださり、そのようなご尽力を通じて極めて適格な切り口の報道を行ってくださっています。実際に、社会一般が、エホ

バの証人2世等にかかる問題に関心を持って下さるに至った大きな契機は、マスメディアの報道です。マスメディアの皆様への感謝も言い尽くせぬものです。

そして、何より当弁護団が、感謝を申し上げるべきなのは、この報告書の元になるアンケートに答えてくださった581名の皆様です。

皆様の実体験に基づいた情報のご提供、誠にありがとうございました。

弁護団一同、心より感謝申し上げます。

多くの方は、教団による苛烈な鞭や徹底した忌避等の指導により、本当は愛している・愛してほしい親から深く傷つけられ、非常に苦しんだと思われま

す。外部からは理解されないために外からの助けや理解はなく、誰にも頼ることができずに成長し、おかしさに気づいても親との関係ですぐには離脱できず、辛抱強くその時を待って離脱した人や、今も離脱のための長い過程の途上におられる方々も多いものと思

います。極めて制約の多い教団の教えで育ったことから自らのアイデンティティの確立すらままならず、社会に出てから苦勞し、エホバの証人内にいた期間と同じくらいの期間をかけて現在のご自身を築いてこられた方も、またその途上の方も、そしてこれからの方もおられるでしょう。

私どもは、皆さんから提供された情報や全てのご経験に目を通し、皆さんの生い立ちや苦しみを深く感じ取り、深く思いを致しました。皆さんのご経験は、後世の児童虐待や人権侵害を防止するのに役立つものになると、当弁護団は確信します。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

最後に、本報告書の作成にあたり、長期間の複数回の聞き取りに応じてくださった2世・3世の皆様、特に、様々な大きな困難にもかかわらず、正義や勇気の観念と人間性にかけてご協力くださった現役の長老の皆様に、特別の感謝と深い敬意を申し上げます。皆様がいなければ、本報告書に記載された事項が、一般社会に認知されることは著しく困難であったことは明白です。重ねて深く感謝申し上げます。

宗教団体「エホバの証人」における
宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する
実態調査報告書

公開日	2023年11月20日
調査・著作	エホバの証人問題支援弁護団調査チーム
文責（五十音順）	田中広太郎、田畑淳、中村大介、山崎創生
問い合わせ先	https://jw-issue-support.jp/
著作権等について	<p>本報告書の著作権は、エホバの証人問題支援弁護団に帰属しますが、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）を遵守する限りにおいて、どなたでも利用することが可能です。</p> <p>利用するにあたり、本報告書が、581名の回答者の被虐待経験に基づき作成されたものであり、回答者が194の質問項目について苦しい経験を思い出してまで調査に協力した趣旨をよくご理解いただいた上で利用していただくようお願い致します。</p> <p>その趣旨についてあえて明言すれば、「自分たちのような経験を次世代にさせたくない」との思いに尽きると当弁護団は信じます。</p>